

兵 庫 県 地 域 防 災 計 画

（ 地 震 災 害 対 策 計 画 ）

令和 7 年 1 1 月修正

兵 庫 県 防 災 会 議

兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）

Ｒ 7 年 1 1 月修正

本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画、大規模事故災害対策計画及び資料編から構成される兵庫県地域防災計画のうち、地震災害対策計画を記載したものである。

目 次

第1編 総 則

第1節 計画の趣旨	1
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱	4
第3節 兵庫県の地形と地質	11
第4節 既往地震の概要	14
第5節 地震災害の危険性と被害の特徴	24

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針	43

第2章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備	45
第2節 研修・訓練の実施	47
第3節 広域防災体制の確立	50
第4節 災害対策拠点の整備・運用	55
第5節 情報通信機器・施設の整備・運用	57
第6節 防災拠点の整備	61
第7節 火災予防対策の推進	
第1款 出火防止・初期消火体制の整備	67
第2款 消防施設・設備の整備	69
第3款 大規模火災時の避難計画	72
第8節 防災資機材の整備	75
第9節 災害救急医療システムの整備	77
第10節 緊急輸送体制の整備	84
第11節 避難対策の充実	86
第12節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進	92
第13節 備蓄体制等の整備	94
第14節 家屋被害認定士制度等の整備	
第1款 家屋被害認定士制度の整備	99
第2款 被災建築物応急危険度判定制度の整備	100
第3款 被災宅地危険度判定制度の整備	102
第15節 廃棄物対策の充実	103
第16節 要配慮者支援対策の充実	105
第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	109
第18節 津波災害対策の推進	111
第19節 中山間地等における地震対策	115
第20節 災害対策基金の積立・運用	117
第21節 重要施設の防災対策	118

第3章 県民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実	119
第2節 自主防災体制の整備	124
第3節 消防団の充実強化	127
第4節 企業等の地域防災活動への参画促進	129

第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第1節 防災基盤・施設等の整備	
第1款 地震防災緊急事業の推進	131
第2款 防災対策事業の推進	133
第2節 都市の防災構造の強化	135
第3節 建築物等の耐震性の確保	139
第4節 地盤災害の防止施設等の整備	
第1款 砂防設備の整備	144
第2款 地すべり防止施設の整備	145
第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備	146
第4款 治山施設の整備	147
第5款 宅地造成等の規制	149
第6款 災害危険区域対策の実施	151
第7款 地盤の液状化対策の実施	152
第5節 河川、海岸、ため池施設の整備	153
第6節 交通関係施設の整備	
第1款 道路施設の整備	155
第2款 港湾施設の整備	158
第3款 漁港施設の整備	160
第4款 鉄道施設の整備	161
第5款 空港・ヘリポート対策の実施	162
第7節 ライフライン関係施設の整備	
第1款 電力施設の整備等	164
第2款 ガス施設の整備等	171
第3款 電気通信施設の整備等	175
第4款 水道施設の整備等	179
第5款 下水道施設の整備等	181
第6款 工業用水道施設の整備等	183
第7款 共同溝等の整備	185
第8節 地下街の防災体制の整備	186
第9節 危険物施設等の予防対策の実施	188

第5章 調査研究体制等の強化

第1節 地震観測体制の整備	192
第2節 地震に関する調査研究の推進	194

第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

第1節 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動	199
第2節 震災の経験と教訓についての評価・検証成果の発信	200
第3節 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターの運営	201

第4節 国際防災・人道支援拠点の形成	202
第5節 住宅再建共済制度の推進	204

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針	207

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 組織の設置	209
第2節 動員の実施	221
第3節 情報の収集・伝達	
第1款 予警報等の発表・伝達	225
第2款 災害情報の収集・報告	236
第3款 通信手段の確保	250
第4款 被災者支援のための情報の収集・活用	255
第4節 防災関係機関等との連携促進	
第1款 自衛隊への派遣要請	257
第2款 県域の被害への対応	263
第3款 県外の被災地に対する応援	271
第5節 災害救助法の適用	274

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 消火活動等の実施	
第1款 地震火災の消火活動の実施	279
第2款 水防活動の実施	282
第2節 救助・救急、医療対策の実施	
第1款 人命救出活動の実施	286
第2款 救急医療の提供	288
第3款 医療・助産対策の実施	290
第3節 交通・輸送対策の実施	
第1款 交通の確保対策の実施	296
第2款 緊急輸送対策の実施	308
第3款 ヘリコプターの運航	311
第4節 避難対策の実施	313
第5節 住宅の確保	321
第6節 食料・飲料水及び物資の供給	
第1款 食料の供給	324
第2款 応急給水の実施	327
第3款 物資の供給	329
第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施	
第1款 精神医療の実施	331
第2款 健康対策の実施	333
第3款 食品衛生対策の実施	335
第4款 感染症対策の実施	336
第5款 遺体の火葬等の実施	339
第8節 生活救援対策の実施	341

第9節	要配慮者支援対策の実施	345
第10節	愛玩動物の収容対策の実施	348
第11節	災害情報等の提供と相談活動の実施	
第1款	災害広報の実施	349
第2款	各種相談の実施	352
第3款	災害放送の要請	353
第4款	放送事業対策の実施	355
第12節	廃棄物対策の実施	
第1款	ガレキ対策の実施	358
第2款	ごみ処理対策の実施	360
第3款	し尿処理対策の実施	362
第13節	環境対策の実施	364
第14節	災害ボランティアの派遣・受入れ	365
第15節	海外からの支援の受入れ	368
第16節	交通・輸送施設の応急対策の実施	
第1款	鉄道施設における応急対策の実施	370
第2款	港湾施設における応急対策の実施	378
第3款	空港施設における応急対策の実施	379
第17節	ライフラインの応急対策の実施	
第1款	電力の確保	380
第2款	ガスの確保	386
第3款	電気通信の確保	389
第4款	水道の確保	393
第5款	下水道の確保	395
第6款	工業用水道の確保	398
第18節	教育対策の実施	400
第19節	警備対策の実施	404
第20節	企業庁応急対策の実施	406
第21節	危険物施設等の応急対策の実施	407
第22節	農林水産関係対策の実施	412
第23節	公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進	414

第4編 災害復旧計画

第1節	災害復旧事業の実施	417
第2節	被災者の生活再建支援	421
第3節	住宅の復旧・再建支援	423
第4節	災害義援金の募集等	427

第5編 災害復興計画

第1節	組織の設置	429
第2節	復興計画の策定	431

第6編 津波災害対策計画（兼南海トラフ地震防災対策推進計画）

第1章 総則

第1節 推進計画の趣旨	435
第2節 推進地域及び津波避難対策特別強化地域	436
第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	437
第4節 南海トラフ地震（M9クラス）の被害の特性	442
第5節 減災シナリオと見込まれる効果	443

第2章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部等の設置	445
第2節 災害応急対策要員の動員	446

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策	447
第2節 資機材、人員等の配備手配	450
第3節 他機関に対する応援要請	451

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 地震・津波に対する体制整備	453
第2節 津波からの防護のための施設の整備等	454
第3節 津波に関する情報の伝達等	456
第4節 避難対策等	467
第5節 消防機関等の活動	473
第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	475
第7節 交通対策	477
第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策	479

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備	481
第2節 建築物等の耐震化の推進	482

第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上	483
第2節 防災訓練計画	485
第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	487

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	491

第 1 編 総 則

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第40条の規定に基づき、兵庫県の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号）に規定する石油コンビナート等特別防災区域を除く。）に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 兵庫県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害予防に関する計画
- (3) 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等災害応急対策に関する計画
- (4) 公共土木施設復旧事業の実施等災害復旧に関する計画
- (5) 復興本部の設置等災害復興に関する計画

2 計画の基本的な考え方

兵庫県の防災減災の基本条例であるひょうご防災減災推進条例（平成29年条例第1号）の趣旨に基づき、以下の4項目の考え方を踏まえ、計画を策定する。

(1) 減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

災害対策の実施にあたっては、最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を適時、的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。さらに、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。

(2) 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、県民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。

(3) 新しい「災害文化」の確立

阪神・淡路大震災など、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災害文化」の確立を図ることとする。

(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

災害対策の実施にあたっては、県民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がその役割を果たすとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災・減災の取り組みを推進することとする。併せて、住民一人一人が自ら行う防災減災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災減災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって対策をとらなければならない。

その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局と庁内調整を行うとともに、男女共同参画センター等とも連携し、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条）の参画を促進することとする。

また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、要配慮者や女性や性的マイノリティ、子育て家庭のニーズに配慮することとする。

3 計画の性格と役割

- (1) この計画は、地震災害（地震に伴う津波災害も含む）に関して、県、市町その他の防災関係機関さらには関係団体や県民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すこととする。
- (2) この計画は、次のような役割を担う。
 - ① 県、市町その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び地震災害対策の立案、実施に当たっての指針となること。
 - ② 市町においては、市町地域防災計画の作成に当たっての指針となること。
 - ③ 関係団体や県民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。
- (3) この計画は、地震防災に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。
- (4) この計画の推進に当たっては、石油コンビナート等災害防止法に基づく兵庫県石油コンビナート等防災計画等と調整を図ることとする。

4 重点を置くべき事項

本県は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承していく必要がある。また、東日本大震災も多くの課題や教訓を遺した。これらの教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、さらなる防災・減災対策の充実が必要である。さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害規模を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

こうした観点から、特に重点を置くべき事項を次のとおりとする。

(1) 災害への即応力の強化

被害の甚大な地域ほど情報が少ないという教訓を踏まえ、情報は自ら取りに行くという姿勢のもと、災害発生時の積極的な情報の収集・伝達・共有体制を強化するとともに、国、関西広域連合、県、市町、実動機関等の間で、連携・協力・支援の体制を構築すること。

(2) 被災地への迅速な物資供給と要員派遣

被災現場は混乱しており、具体的な支援ニーズの発信が困難であるという教訓を念頭に支援ニーズの把握に努めるとともに、これまでの被災経験を踏まえて、必要とされる物資及び要員についての緊急支援を確実に被災地に届く仕組みを整備すること。

(3) 県民の円滑かつ安全な避難

県民の避難行動は安全が第一であるという原則に則り、平常時から緊急時の避難場所や避難路等について、ハザードマップや実戦的な避難訓練を通じて住民との情報共有を図ること。また、災害時の的確な避難指示等の発令に資する取り組みや確実な情報伝達手段の整備に努め、特に、要配慮者の避難にあたっては、避難支援体制の充実強化を促進すること。

(4) 被災者へのきめ細やかな支援

被災者の一刻も早い生活復興を支援するため、トイレ対策等生活環境を含めた避難所の運営を適切に行うこと。また、迅速に家屋被害認定を行うとともに、被災者支援システム(被災者台帳)などの仕組みの活用も図り、被災者のニーズに応じたきめ細やかな各種支援施策の具体化や周知に努めること。さらに、高齢化が進む中山間地域等への対応として、福祉的な支援の充実、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化、コミュニティの活力維持等の対策に努めることとする。

(5) 事業者や県民との連携

食料や生活用品等物資の供給をはじめ、多様な分野で民間からの支援を得るため、事業者や事業者団体と

の間に災害時応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の強化を図ること。自主防災組織や消防団等、住民主体による地域防災力の充実強化を支援し連携を深めること。

(6) 円滑かつ迅速な復興

住民の参画なくして地域の復興はなし得ないという教訓を踏まえ、住民と行政をつなぐ中間支援組織など多様な主体の参画のもと、創造的復興を目指す復興計画等を策定する仕組みを整備すること。

5 計画の構成

(1) この計画は、本編及び資料編で構成する。

(2) 本編の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

第2編 災害予防計画

〔第1章〕基本方針

〔第2章〕災害応急対策への備えの充実

〔第3章〕県民参加による地域防災力の向上

〔第4章〕堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

〔第5章〕調査研究体制等の強化

〔第6章〕阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

第3編 災害応急対策計画

〔第1章〕基本方針

〔第2章〕迅速な災害応急活動体制の確立

〔第3章〕円滑な災害応急活動の展開

第4編 災害復旧計画

第5編 災害復興計画

第6編 津波災害対策計画（兼南海トラフ地震防災対策推進計画）

〔第1章〕総則

〔第2章〕災害対策本部の設置等

〔第3章〕地震発生時の応急対策等

〔第4章〕津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

〔第5章〕地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

〔第6章〕地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

〔第7章〕南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関は、防災に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理することとする。

第1 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
近畿管区 警察局		1 管区内各府県警察の 指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿管区行政 評価局兵庫行 政評価事務所		1 被災者への生活支援 情報の提供 2 専用電話を備えた相 談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設	被災者への生活支援情報 の提供	
近畿総合 通信局	1 非常時の重要通信確 保体制の整備 2 非常通信協議会の指 導育成 3 情報伝達手段の多様 化・多重化の促進	1 災害時における通信 手段の確保 2 災害対策用移動通信 機器等の貸出し		
近畿財務局 神戸財務 事務所		1 仮設住宅設置可能地 の提示 2 金融機関に対する緊 急措置の指示	1 災害復旧事業費査定 の立会 2 地方公共団体に対す る単独災害復旧事業 (起債分)の査定及び 災害融資	復興住宅建設等候補地 の提示
近畿厚生局		救援等に係る情報の収 集及び提供		
兵庫労働局	工場、事業場における 労働災害防止の監督指 導	1 労働災害発生情報の 収集 2 労働災害の二次災害 防止 3 労働災害・通勤災害被 災者への迅速な労災補償	災害復旧工事等におけ る労働災害防止	災害復興工事等におけ る労働災害防止
近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 農地・農業用施設等 の災害防止事業の指導 及び助成 2 農作物等の防災管理 指導 3 地すべり区域(直轄) の整備	1 土地改良機械の緊急 貸付け 2 農業関係被害情報の 収集報告 3 農作物等の病虫害防 除の指導 4 食料品、飼料、種も み等の安定供給対策	1 各種現地調査団の派 遣 2 農地、農業用施設等 の災害復旧事業の指導 及び助成 3 被害農林漁業者等に 対する災害融資の指導 及び助成	
(農林水産省)		災害救助用米穀の供給 (売却)		
近畿中国 森林管理局	1 国有林における治山 施設、落石防止施設等 の整備 2 国有林における災害 予防及び治山施設によ る災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の 供給	国有林における荒廃地 の復旧	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導		
近畿地方整備局	1 被災公共土木施設(直轄)の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 被災公共土木施設(直轄)の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 海上緊急輸送路の確保 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応	1 被災公共土木施設(直轄)の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧	
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
神戸運輸監理部		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要があると認める場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 被災地方公共団体の復興計画策定に対する協力	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
(兵庫陸運部)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集		

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
大阪航空局 (大阪空港 事務所)		1 災害時における航 空機による輸送の安 全の確保 2 遭難航空機の搜索 及び救助	航空保安施設の復旧	
近畿地方 測量部	地理空間情報及び防災 関連情報の提供及び活 用支援	防災関連情報の把握及 び提供	復旧測量等の実施及び 支援	
大阪管区気 象台 (神戸地方 气象台)		気象・地象・水象に関 する観測、予報、警報 等（地象のうち地震に あつては発生した断層 運動による地震動に限 る）及び情報の発表並 びに伝達	被災地域における災 害復旧を支援するた め、観測データや気 象、地象等総合的な 情報の適時・適切な 提供	被災地域における災害 復興を支援するため、 観測データや気象、地 象等総合的な情報の適 時・適切な提供
第五管区 海上保安 本部 第八管区 海上保安 本部 (舞鶴海上 保安部) ※以下海上 保安本部 とする。	1 海上災害に関する防 災教育・訓練及び海上 防災思想の普及・啓蒙 2 災害応急資機材の整 備・保管及び排出油防 除協議会の指導・育成 3 大型タンカー及び大 型タンカーバースの安 全防災対策指導 4 危険物積載船舶等に 対する安全対策指導	1 海上災害に関する警 報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等 臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救 助 5 海上における消火活 動 6 避難者、救援物資等 の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路 及びその周辺海域の水 深調査 8 海上における流出油 等事故に関する防除措 置 9 船舶交通の制限・禁 止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等 に対する荷役の中止及び 移動の命令 11 海上治安の維持 12 海上における特異事 象の調査	1 海洋環境への汚染の 未然防止又は拡大防止 2 海上交通安全の確保 (1)必要に応じて船舶交 通の整理、指導 (2)工事関係者に対する 事故防止に必要な指 導	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保
近畿地方環 境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防 災体制の整備 3 飼育動物の保護等 に係る普及啓蒙に関 する支援	1 所管施設等の避難場 所等としての利用 2 緊急環境モニタリ ングの実施 3 地盤沈下地域状況の 把握 4 災害廃棄物等の処理 対策 5 危険動物等が逸走し た場合及び家庭動物等 の保護等に関する地方 公共団体への情報提供 、連絡調整等の支援	1 環境監視体制に関す る支援措置 2 災害廃棄物等の処理	1 環境配慮の確保

第2 自衛隊

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
陸上自衛隊 第3師団 (中部方面特科連隊) (第3普通科連隊) 海上自衛隊 呉地方隊 (阪神基地隊)		人命救助又は財産保護 のための応急対策の実 施		

第3 兵庫県

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
教育委員会	教育委員会に属する施 設の整備と防災管理	1 教育施設(所管)の 応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急 教育対策の実施	被災教育施設(所管)の 復旧	1 学校教育充実のため の対策の実施 2 体験を通じての生き る力を育む教育の推進 3 児童生徒のこころの ケアの実施
警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導 等 3 交通規制の実施、緊 急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民 心の安定
知事部局・ 企業庁・ 病院局	1 県、市町、防災関係 機関の災害予防に関す る事務又は業務の総合 調整 2 市町等の災害予防に 関する事務又は業務の 支援 3 県土の保全、都市の 防災構造の強化など地 域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体 制の整備 5 防災施設・設備等の 整備 6 医療、備蓄、輸送等 の防災体制の整備 7 防災に関する学習の 実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研 究の実施 10 県所管施設の整備と 防災管理	1 県、市町、防災関係 機関の災害応急対策に 関する事務又は業務の 総合調整 2 市町等の災害応急対 策に関する事務又は業 務の支援 3 災害応急対策に係る 組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝 達 5 災害情報の提供と相 談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護 活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の 実施 9 交通・輸送対策の実 施 10 県所管施設の応急対 策の実施	1 県、市町、防災関係 機関の災害復旧に関す る事務又は業務の総合 調整 2 市町等の災害復旧に 関する事務又は業務の 支援 3 県所管施設の復旧	1 県、市町、防災関係 機関の災害復興に関す る事務又は業務の総合 調整 2 市町等の災害復興に 関する事務又は業務の 支援 3 災害復興対策に係る 組織の設置運営 4 災害復興計画の策定 及び都市・都市基盤、 住宅、保健・医療、福 祉、環境、生活、教育 ・文化、産業・雇用 等、復興事業の実施

第4 市町

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
市町	市町の地域にかかわる災害 予防の総合的推進	市町の地域にかかわる災害 応急対策の総合的推進	市町の地域にかかわる災害 復旧の総合的推進	市町の地域にかかわる災害 復興の総合的推進

第5 指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
独立行政法人 国立病院機構	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救護		
独立行政法人 水資源機構 (関西 ・吉野川支社)	ダム施設(所管)等の整備と防災管理	ダム施設(所管)等の応急対策の実施	被災ダム施設(所管)等の復旧	
日本郵便(株) (神戸中央郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	1 被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 (神戸支店)		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 災害時における医療救護 2 こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	
阪神高速道路株式会社 (管理本部神戸管理・保全部)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	
本州四国連絡高速道路株式会社 (神戸管理センター) (鳴門管理センター)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社 (兵庫支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
日本貨物鉄道株式会社		1 災害時における緊急鉄道輸送		
NTT 西日本(株) (兵庫支店) (株)NTTドコモ 関西支社 NTT ドコモビジネス(株)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
大阪ガス(株)、 大阪ガスネットワーク(株)	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	
新関西国際空港(株) (関西エアポート(株))	空港施設の整備と防火管理	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保	被災空港施設の復旧	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
日本通運株式会社 (各支店)		災害時における緊急陸上輸送		
福山通運株式会社 (各支店)		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社 (各支店)		災害時における緊急陸上輸送		
ヤマト運輸株式会社 (各支店)		災害時における緊急陸上輸送		
西濃運輸株式会社 (各支店)		災害時における緊急陸上輸送		
関西電力(株) 関西電力送配電(株)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
KDDI株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	
ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	
楽天(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	

第6 指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
鉄道等輸送機関 山陽電気鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電鉄株式会社 神戸高速鉄道株式会社 神戸新交通株式会社 能勢電気鉄道株式会社 北条鉄道株式会社 北近畿タンゴ鉄道株式会社 WILLER TRAINS株式会社 智頭急行株式会社 株こうへ未来都市機構 神戸六甲鉄道株式会社	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧	
道路輸送機関 神姫バス株式会社 淡路交通株式会社 全但バス株式会社 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社 一般社団法人兵庫県バス協会	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送		
道路管理団体 兵庫県道路公社 芦有ドライブウェイ株式会社	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興
放送機関 株式会社関西 株式会社テレビ 兵庫エフエム放送株式会社	放送施設の整備と 防災管 理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策 の実施	被災放送施設の復旧	
一般社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救 護	外傷後ストレス障害等の 被災者への精神的身体 的支援	外傷後ストレス障害等の 被災者への精神的身体 的支援
公益社団法人 兵庫県看護協会		1 災害時における医 療救護 2 避難所における避 難者の健康対策 3 仮設住宅における まちの保健室活動・ 保健相談		
一般社団法人 兵庫県歯科医師会		1 災害時における緊急 歯科医療 2 身元不明遺体の個体 識別		
一般社団法人 兵庫県薬剤師会		1 災害時における医療 救護に必要な医薬品の 供給 2 調剤業務及び医薬品 の管理		
獣医師会 一般社団法人兵庫県獣医師会 公益社団法人神戸市獣医師会		災害時における動物救 護活動		
一般社団法人 兵庫県LPガス協会	L P ガス供給設備 の 防災管理	1 L P ガス供給設備の 応急対策の実施 2 災害時における L P ガスの供給	被災 L P ガス供給設備 の復旧	

第3節 兵庫県の地形と地質

第1 趣旨

県の地形と地質の特徴を概観する。

第2 内容

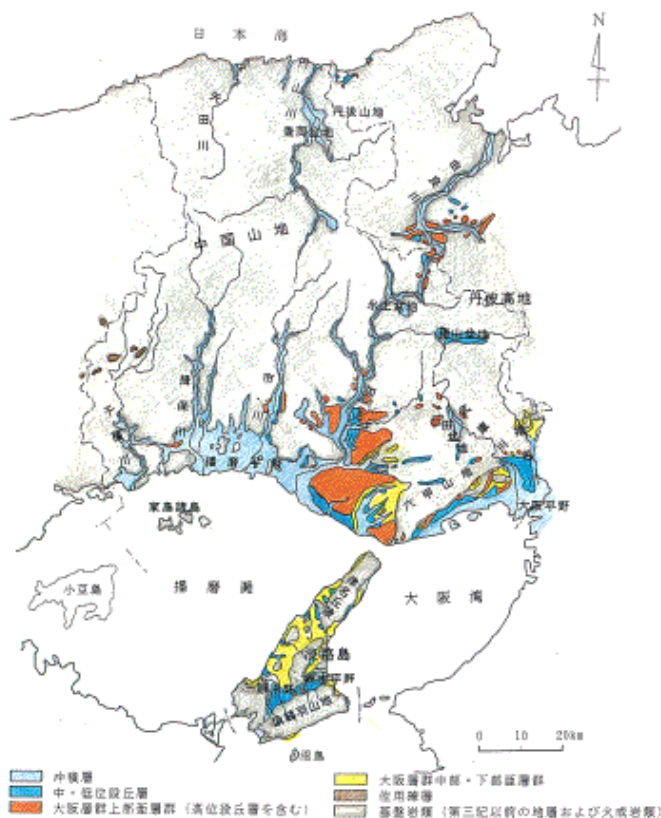
1 地形

兵庫県の地形は、北部は鳥取県・京都府にはさまれて日本海に面し、南部は岡山県から大阪府まで瀬戸内海に面し、台形状を呈している。その中央部やや北寄りに中国山脈の東端が西側から東西に走り、県土を南北に大きく二分している。

中国山地の中には、兵庫県最高峰の「氷ノ山」（標高 1,510m）をはじめとして、扇ノ山（1,310m）・三室山（1,358m）・日名倉山（1,047m）等の山々が南北に連なり鳥取・岡山両県との県境を形づくり、更にそれらの東部には藤無山（1,139m）・段ヶ峰（1,103m）等が連なり、南北の分水嶺となっている。一方東端になるにつれて中国山地も次第になだらかになり、床尾山（839m）・妙見山（662m）が京都府・大阪府との境となっている。そして六甲山系（最高峰 932m）が東西約30km、南北約8kmにわたり最南端を走っている。

このように南北に分断された本県の北部は、比較的勾配が急な地形を呈し、海岸も断崖の部分が多く、南部も六甲山系附近では急峻・懸崖である。それ以外の部分は比較的ゆるやかな地形であり、海岸線は西部の播磨灘海岸が一部沈降海岸で屈曲が多い以外は直線的で出入りは少ない。

河川については、比較的短くて急勾配のものが多く、日本海には円山川・矢田川など、瀬戸内海には猪名川・武庫川・加古川・市川・揖保川・千種川などが流入しており、その数は、一級5水系、二級93水系に及んでおり、そのなかでも特に六甲山水系では急勾配で周辺市街地に流れ込んでいる。

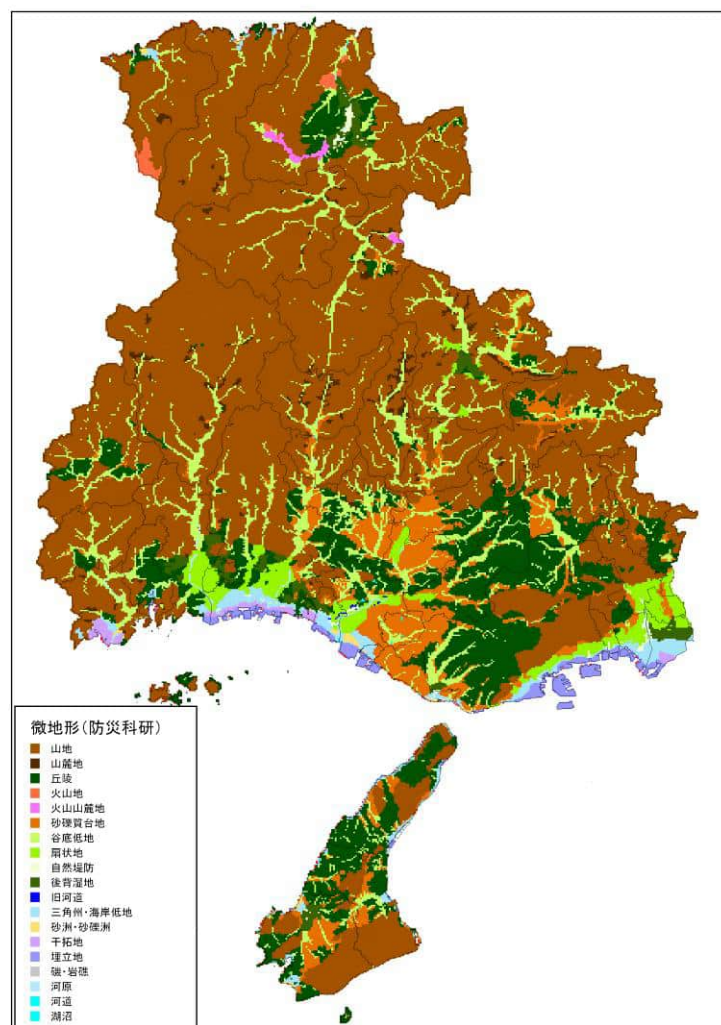


兵庫県における第四紀層の分布地域とおもな平野・盆地

出典：兵庫県の地質(兵庫県,1996)

3 表層地盤

兵庫県は、中央に中国山地が位置しており、県面積の大半が山地や丘陵地である。一方、第四紀に形成された未固結の堆積層は、瀬戸内海側を中心とした大阪平野や播磨平野などに広く分布している。このほか、主な河川の上中流域には、氷上盆地、篠山盆地（以上加古川・由良川）、三田盆地（武庫川）、豊岡盆地（円山川）においても、盆地の地下には沖積層をはじめとした未固結の地層が分布している。また、主要河川沿いにも谷底低地が狭長に分布する。特に瀬戸内海川の河川では平野部に面して扇状地が形成されている。これらの河川沿いや大阪湾、播磨灘などの海岸沿いには更新世の段丘堆積物が分布している。このほか瀬戸内海に面した臨海地域には干拓や埋め立てによる人工地盤が分布している。



兵庫県の表層地盤

「地形・地盤分類 250m メッシュマップの全国版の構築」,若松加寿江・松岡昌志,日本地震工学会大会・2008 概要集,pp222-223,2008.11 に基づく

第4節 既往地震の概要

第1 趣旨

兵庫県の過去における地震の発生状況及び阪神・淡路大震災の概要をとりまとめる。

第2 内容

1 兵庫県内での地震災害の発生状況

有史以来、兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度5弱以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20世紀だけをとってみると、北但馬地震(死者425人、負傷者806人)、南海地震(死者50人、負傷者69人)、兵庫県南部地震(死者6,402人、負傷者40,092人)の被害が大きい。

(第1表) 兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震

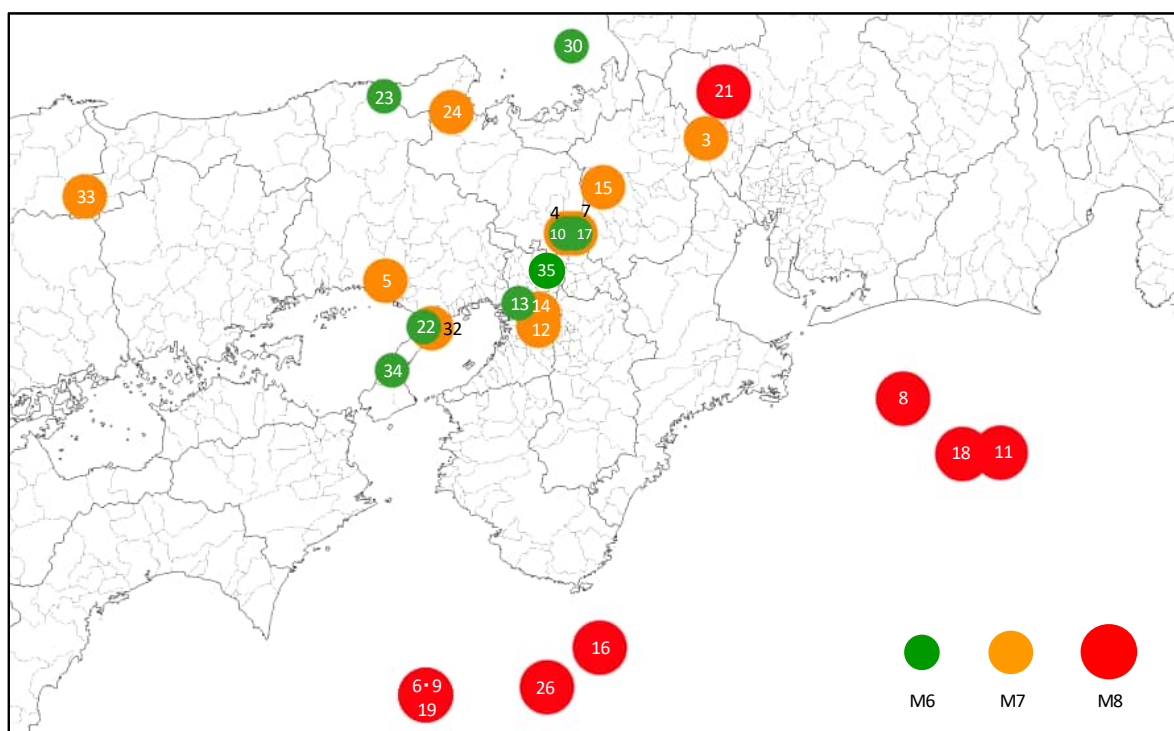
番 号	発 生 年 月 日	(推定) 規模(M)	
1	599. 5. 28 (推 古 7. 4. 27)	7. 0	
2	701. 5. 12 (大 宝 1. 3. 26)	7. 0	
3	745. 6. 15 (天 平 17. 4. 27)	7. 9	
4	827. 8. 11 (天 長 4. 7. 12)	6. 5～7. 0	
○ 5	868. 8. 3 (貞 観 10. 7. 8)	7. 0以上	播磨国地震
○ 6	887. 8. 26 (仁 和 3. 7. 30)	8. 0～8. 5	
7	938. 5. 22 (承平8 (天慶1) . 4. 15)	7. 0	
8	1096. 12. 17 (嘉保3 (永長1) . 11. 24)	8. 0～8. 5	
9	1361. 8. 3 (正 平 16. 6. 24)	8 _{1/4} ～8. 5	
10	1449. 5. 13 (文安6 (宝徳1) . 4. 12)	5 _{3/4} ～6. 5	
11	1498. 9. 20 (明 応 7. 8. 25)	8. 2～8. 4	
12	1510. 9. 21 (永 正 7. 8. 8)	6. 5～7. 0	
13	1579. 2. 25 (天 正 7. 1. 20)	6. 0±1/4	
14	1596. 9. 5 (文録5 (慶長1) . 7. 13)	7 _{1/2} ±1/4	
15	1662. 6. 16 (寛 文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ～7. 6	
16	1707. 10. 28 (宝 永 4. 10. 4)	8. 4	宝永地震
17	1751. 3. 26 (寛延4 (宝暦1) . 2. 29)	5. 5～6. 0	
18	1854. 12. 23 (嘉永7 (安政1) . 11. 4)	8. 4	安政東海地震
19	1854. 12. 24 (嘉永7 (安政1) . 11. 5)	8. 4	安政南海地震
○ 20	1864. 3. 6 (文久4 (元治1) . 1. 28)	6 _{1/4}	
21	1891. 10. 28 (明治24)	8. 0	濃尾地震
○ 22	1916. 11. 26 (大正5)	6. 1	
○ 23	1925. 5. 23 (大正14)	6. 8	北但馬地震
○ 24	1927. 3. 7 (昭和2)	7. 3	北丹後地震
25	1927. 3. 12 (昭和2)	5. 2	京都府沖を震源とする地震
26	1946. 12. 21 (昭和21)	8. 0	南海地震
30	1963. 3. 27 (昭和38)	6. 9	越前岬沖地震
◎ 32	1995. 1. 17 (平成7)	7. 3	兵庫県南部地震
33	2000. 10. 6 (平成12)	7. 3	鳥取県西部地震
○ 34	2013. 4. 13 (平成25)	6. 3	淡路島付近を震源とする地震
35	2018. 6. 18 (平成30)	6. 1	大阪府北部を震源とする地震

(注1) ○は県内のいずれかに震度6以上の揺れがあったと推定される地震

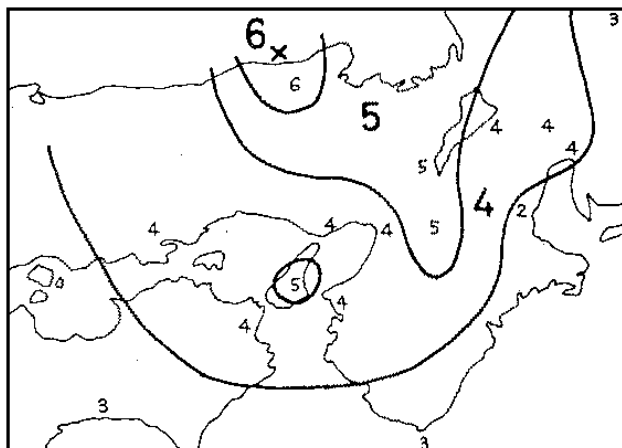
◎は県内のいずれかに震度7の揺れがあった地震

(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

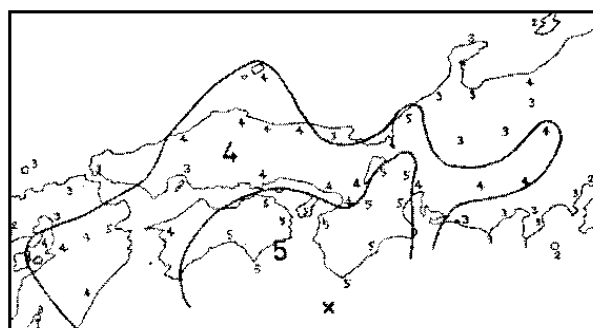
(第1図) 第1表に示された地震の震央



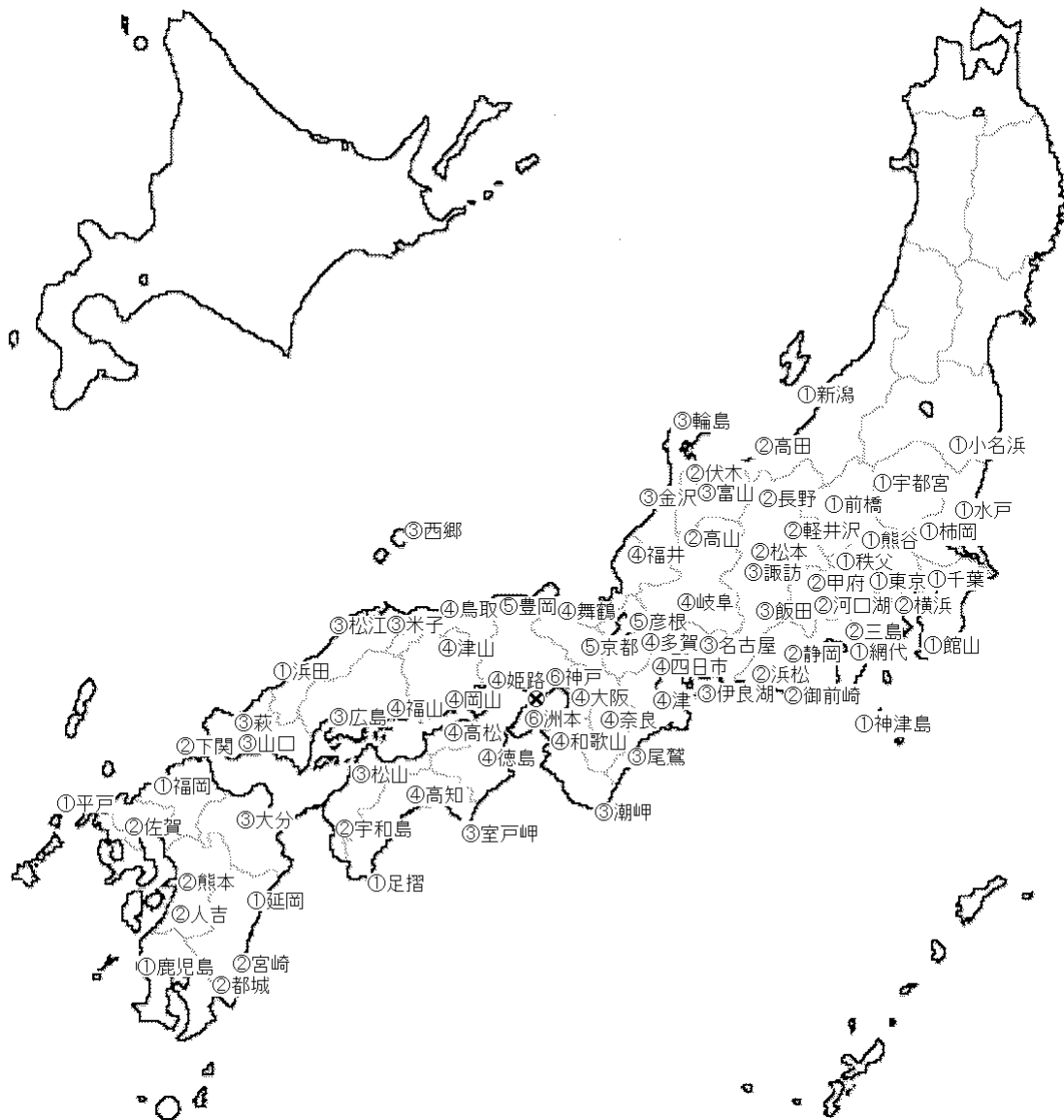
(第2図) 北但馬地震(第1表中23番)の震度分布



(第3図) 南海地震(第1表中26番)の震度分布

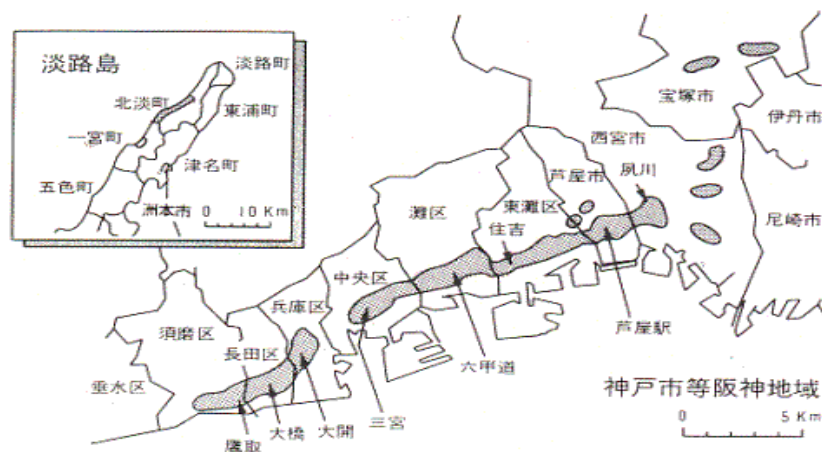


(第4図) 兵庫県南部地震(第1表中32番)の震度分布



注) 震度の観測は計測震度計による(計測震度計:地震動の加速度、周期、継続時間から震度を算出)

○ 震度7の分布



2 兵庫県での津波の状況

兵庫県で観測された津波の主なものは、次の各表のとおりである。

検潮記録が得られるのは、近年のものに限られるが、古文書による次の記述にみられるように、ここに掲載した事例を上回るような津波があったことに留意する必要がある。

『日本被害津波総覧』（渡辺偉夫、平成10年、東京大学出版会発行）によれば、1854年12月24日の安政南海地震津波の被害として「大阪では木津川・安治川の26の橋破壊、水死 341人、道頓堀で路上に潮溢れ、東堀まで泥水上がる。堺では川筋に船流れ込み、橋8カ所破壊。尼崎では内川の水面1丈余増し、死者100余人、流失家屋60棟・・・」の記録があり、また、『兵庫県災害誌』（昭和29年）によれば、昭和21年12月21日の南海地震で観測された津波の高さは、第2表のとおりである。

神戸海洋気象台等による検潮記録については、第3表に掲げた。

（第2表）

地 震			津波（最大波高）
発生年月日	地震名	震 源	
昭和21年12月21日	南海地震	紀伊半島沖	福良町250cm 由良町100cm 灘村 150cm 沼島村150cm 阿万町150cm 志筑町100cm

（兵庫県災害誌（昭和29年）による）

（第3表）

番号	地 震			津波（最大波高）	
	発生年月日	地震名	震 源	神戸港	洲本港
1	昭和27年11月4日	カムチャッカ地震	カムチャッカ半島南東沖	記録なし	19cm
2	昭和35年5月23日	チリ地震	チリ沖	56cm	140cm
3	昭和38年10月13日	択捉島沖地震	択捉島南東沖	10cm	3cm
4	昭和39年3月28日	アラスカ地震	アラスカ南部	23cm	14cm
5	昭和40年2月4日	アリューシャン地震	アリューシャン列島中部	8cm	4cm
6	昭和43年4月1日	日向灘地震	日向灘	11cm	5cm
7	昭和58年5月26日	日本海中部地震	秋田県沖	（津居山 54cm）	
8	平成5年7月12日	北海道南西沖地震	北海道南西沖	（舞鶴 70cm）	
9	平成7年1月17日	兵庫県南部地震	大阪湾	6cm	—
10	平成16年9月5日	なし	三重県南東沖	5cm	—
11	平成21年1月4日	なし	インドネシア・パプア	8cm	—
12	平成22年2月27日	なし	チリ中部沿岸	21cm	19cm

兵庫県南部地震は欠測時間があり、記録された中での最大波高であり、実際の高さはこの記録より高い可能性があります。

1～6、9～12	神戸海洋気象台検潮記録による
8	舞鶴海洋気象台検潮記録による
※以上のデータは、「検潮概報」、「潮汐観測」より抜粋した。	
7	兵庫県編「兵庫県における災害（明治40年～昭和60年）」による

3 阪神・淡路大震災の概要

(1) 地震の発生状況

平成7年1月17日（火）、午前5時46分、兵庫県南部に震度6、場所によっては震度7の強い地震が発生し、この地域の地震としては、昭和27年に記録した震度4をはるかに上回る大きなものであった。

震源地 大阪湾 北緯34度36分 東経 135度02分

震源の深さ 16km

各地の震度 6（神戸、洲本） 5（豊岡） 4（姫路など）

（神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町の一部では震度7）

マグニチュード 7.3

最大加速度 818gal（南北成分、神戸海洋気象台）

(2) 地震の特徴

- ① 人口 350万人余が密集し、わが国の経済活動の中枢を担う淡路北部から神戸市及び阪神地域で発生した内陸・都市直下型地震であった。
- ② 深さ16kmという比較的浅い部分で発生し、断層が横にずれることにより起こったもので、大きなエネルギーが一举に開放されるタイプであった。

(3) 被害の概要

① 被害の特徴

ア 大都市を直撃した大規模地震のため、電気、水道、ガスなど被害が広範囲となるとともに、鉄道、新幹線、高速道路、新交通システム、都市間交通、地下鉄が損壊し、ライフラインに潰滅的な打撃を与えた。

イ 古い木造住宅の密集した地域において、地震による大規模な倒壊、火災が発生し、特に神戸市兵庫区、長田区などでは大火災が発生した。

ウ 神戸・阪神地域という人口密集地で発生したため、多数の住民が避難所での生活を余儀なくされた。

② 県内被害概要（次頁参照）

ア 災害救助法指定市町数	10市10町
イ 死者	6,402名
ウ 行方不明	3名
エ 負傷者	40,092名
オ 倒壊家屋	240,956棟 439,608世帯
カ 避難箇所数・人数（ピーク時、平成7年1月23日）	1,153箇所 316,678人

被害の概要（総括表）

（平成18年5月19日確定）

区 分			兵庫県	参考（全国）	
人的被害	死者		人	6, 402	6, 434
	行方不明者		人	3	3
	負傷者	重 傷	人	10, 494	10, 683
		軽 傷	人	29, 598	33, 109
		負傷者計	人	40, 092	43, 792
住家被害	全 壊		棟	104, 004	104, 906
			世帯	182, 751	186, 175
	半 壊		棟	136, 952	144, 274
			世帯	256, 857	274, 182
	一部破損		棟	297, 811	390, 506
	住家被害計		棟	538, 767	639, 686
非住家	公共建物		棟	1, 097	1, 579
	そ の 他		棟	39, 821	40, 917
公共施設等	文教施設		箇所	1, 079	1, 875
	道 路		箇所	5, 577	7, 245
	橋りょう		箇所	322	330
	河 川		箇所	763	774
	崖くずれ		箇所	335	347
	ブロック塀等		箇所	1, 472	2, 468
火災件数	建物火災		件	236	269
	車両火災		件	9	9
	その他火災		件	14	15
	火災件数		件	259	293
焼損床面積			m ²	833, 346	835, 858
焼損棟数	全 焼		棟	7, 035	7, 036
	半 焼		棟	89	96
	部 分 焼		棟	313	333
	ぼ や		棟	97	109
	焼損棟数		件	7, 534	7, 574
り災世帯数（火災）			世帯	8, 908	8, 969

被害の概要（市町別内訳）

区 分	死 者	行方 不明	負 傷 者			全 壊		半 壊		焼損棟数	
			重 傷	軽 傷	合計	棟 数	世帯数	棟 数	世帯数	全 焼	半 焼
神戸市	4,564	2	6,300	8,378	14,678	61,800	113,571	51,125	119,631		
尼崎市	49	0	1,009	6,136	7,145	5,688	11,034	36,002	51,540		
西宮市	1,126	1	1,643	4,743	6,386	20,667	34,042	14,597	27,072		
芦屋市	443	0	551	2,624	3,175	3,915	7,739	3,571	9,927		
伊丹市	22	0	226	2,490	2,716	1,395	2,434	7,499	14,373		
宝塚市	117	0	393	1,808	2,201	3,559	5,541	9,313	14,819		
川西市	4	0	75	476	551	554	659	2,728	3,057		
三田市	0	0	0	23	23	0	0	0	0		
猪名川町	0	0	0	3	3	0	0	0	0		
明石市	11	0	139	1,745	1,884	2,941	4,239	6,673	10,957		
加古川市	2	0	4	11	15	0	0	13	13		
三木市	1	0	2	17	19	24	25	94	113		
高砂市	1	0	4	4	8	0	0	1	1		
小野市	0	0	0	3	3	0	0	0	0		
吉川町	0	0	0	0	0	1	1	0	0		
東条町	0	0	0	2	2	0	0	0	0		
稲美町	0	0	0	11	11	0	0	0	0		
播磨町	0	0	1	0	1	0	0	11	16		
加西市	0	0	0	1	1	0	0	0	0		
姫路市	0	0	0	2	2	0	0	1	1		
香住町	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日高町	0	0	0	1	1	0	0	0	0		
柏原町	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
氷上町	0	0	0	1	1	0	0	0	0		
洲本市	4	0	6	38	44	17	17	663	663		
津名町	5	0	23	19	42	603	603	893	893		
淡路町	1	0	6	51	57	333	333	668	668		
北淡町	39	0	59	811	870	1,056	1,056	1,218	1,218		
一宮町	13	0	16	146	162	765	765	736	736		
五色町	0	0	3	14	17	186	186	269	269		
東浦町	0	0	21	25	46	319	325	461	469		
緑町	0	0	7	7	14	18	18	49	54		
西淡町	0	0	3	2	5	136	136	178	178		
三原町	0	0	0	4	4	18	18	119	119		
南淡町	0	0	3	2	5	9	9	69	69		
合 計	6,402	3	10,494	29,598	40,092	104,004	182,751	136,952	256,857	7,035	89
						倒壊家屋 240,956(倒壊世帯 439,608)					

※市町名は阪神・淡路大震災当時

キ ライフラインの状況

区 分	震災直後	復旧状況
電 気	約 260万戸停電 (大阪府北部を含む)	1月23日倒壊家屋等を除き復旧完了
ガ ス	約84万5千戸が供給停止	4月11日倒壊家屋等を除き復旧完了
水 道	約 127万戸が断水	2月28日仮復旧完了 4月17日全戸通水完了
下 水 道	被災管渠総延長 約 260km	4月20日復旧完了 (排水機能)
電 話	交換機系 約28万5千回線 加入者系 約19万3千回線 が不通	1月18日復旧完了 1月31日復旧完了

ク 道路の状況

区 分	震災直後不通区間	復 旧 状 況
阪神高速道路 (神戸線) (湾岸線) (北神戸線)	全 線 全 線 全 線	平成8年9月30日 平成7年9月1日 平成7年2月25日
名神高速道路 第二神明道路 中国自動車道	西宮～府県境 伊川谷～須磨 西宮北～府県境	平成7年7月29日 平成7年2月25日 平成7年7月21日
国道43号 国道2号	西宮～岩屋 若宮～岩屋	平成7年1月17日 平成7年1月17日

ケ 鉄道の状況

区 分	震災直後不通区間 (km)	復旧状況
J R 新幹線	京都～姫路 (130.7)	平成7年4月8日
J R		
(東海道・山陽本線)	尼崎～西明石 (48.2)	平成7年4月1日
(福知山線)	塚口～広野 (37.2)	平成7年1月21日
(和田岬線)	全 線 (2.7)	平成7年2月15日
阪 神 (本線)	甲子園～元町 (18.0)	平成7年6月26日
(武庫川線)	全 線 (1.7)	平成7年1月26日
阪 急 (神戸線)	西宮北口～三宮 (16.7)	平成7年6月12日
(甲陽線)	全 線 (2.2)	平成7年3月1日
(伊丹線)	全 線 (3.1)	平成7年3月11日
(今津線)	全 線 (9.3)	平成7年2月5日
神 鉄 (有馬線)	全 線 (22.5)	平成7年6月22日
(三田線)	全 線 (12.0)	平成7年1月19日
(粟生線)	全 線 (29.2)	平成7年1月19日
山 陽	西代～明石 (15.7)	平成7年6月18日
神戸高速 (東西線)	全 線 (7.2)	平成7年8月13日
(南北線)	全 線 (0.4)	平成7年6月22日
神戸市営地下鉄	板宿～新神戸 (8.8)	平成7年2月16日
神戸新交通		
(ポートライナー)	全 線 (6.4)	平成7年7月31日
(六甲ライナー)	全 線 (4.5)	平成7年8月23日

コ 港湾の状況

(平成18年4月1日現在)

公共岸壁	震災前の 全体バー ス数	震災直後 の着岸不 能バー ス	着岸可能 バー ス	着岸不能 バー ス	減少 バー ス
神戸港	186	186	170	－	16
尼崎西宮芦屋港	10	10	9	* 1	0

※整備中バー

なお、減少バーとは、海運の近代化等に対応するよう、突堤間の埋立による再整備に伴い減少したもの。

サ 被害総額の状況（推計）

項 目	金 額	概 要 （単位：億円）
1 建築物	約 5 兆 8,000億円	倒壊・使用不能建物 等 〔＊注：建築着工統計の建築単価から推計〕
2 鉄 道	約 3,439億円	J R 西日本・阪急電鉄・阪神電鉄・神戸電鉄・山陽電鉄 等
3 高速道路	約 5,500億円	阪神高速道路・中国縦貫自動車道路・名神高速道路 等
4 公共土木施設 （高速道路を除く）	約 2,961億円	道路 約1,181、河川 約369、海岸 約4、砂防 約7 下水道 約698、街路 約36、公園 約140、国営直轄事業 約526
5 港 湾	約 1 兆円	神戸港、尼崎西宮芦屋港等公共施設 約7,600 民間施設 約2,400
6 埋立地	約 64億円	佐野、志筑地区 約7、南芦屋浜、芦屋浜地区 約40 西宮、甲子園地区 約17
7 文教施設	約 3,352億円	県立学校 約141、市町立学校 約1,705、社会教育施設 約362 体育施設等 約139、文化財 約99、県立大学 約3 私立学校 約340、国公立大学 約91、私立大学 約379 文化施設（公立ホール等） 約93
8 農林水産関係	約 1,181億円	農地・ため池等 約244、治山施設 約82、漁港 約199 農業生産施設等 約105、水産業施設 約48、林産施設 約17 卸売市場 約245、食品関係施設等 約241
9 保健医療・ 福祉関係施設	約 1,733億円	病院 約666、診療所 約274、試験研究機関 約9 看護学校 約19、火葬場 約11、保健センター等 約28 福祉関係施設 約404、生活協同組合施設 約322（医療除く）
10 廃棄物処理・ し尿処理施設	約 44億円	
11 水道施設	約 541億円	上水道 約493、工業用水道 約48
12 ガス・電気	約 4,200億円	ガス 約1,900、電気 約2,300
13 通信・ 放送施設	約 1,202億円	電気通信施設 約984（うちN T T 約800）、放送施設 約35 ケーブルテレビ 約175、兵庫衛星通信 約8
14 商工関係	約 6,300億円	機械・装置等設備 約6,300（建築物 1兆 7,700除く）
15 その他の 公共施設等	約 751億円	県庁舎等 約136、市町村庁舎等 約515、警察庁舎等 約100
計	約 9 兆 9,268億円	

第5節 地震災害の危険性と被害の特徴

第1 趣旨

過去の地震災害の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究を基に、兵庫県内で発生しうる地震被害を想定した。

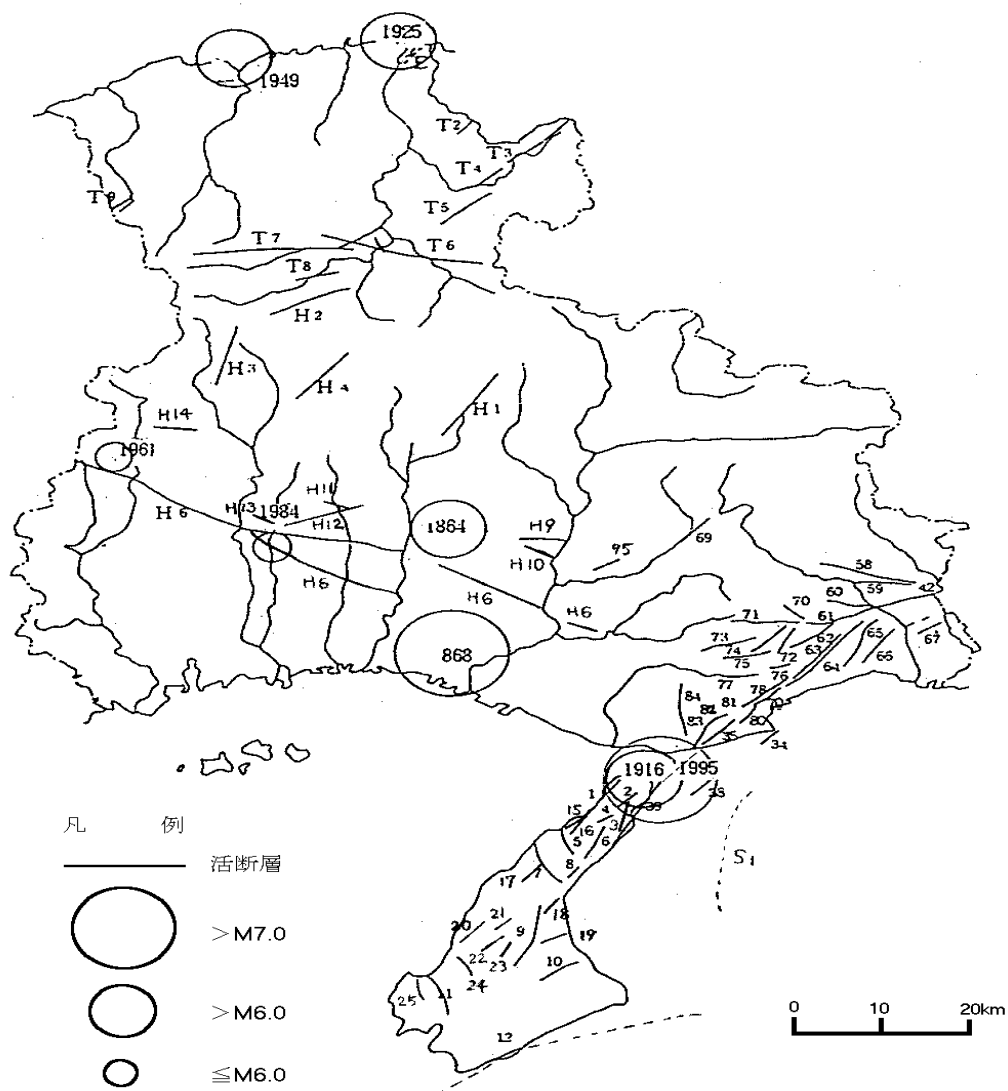
第2 内容

1 活断層と地震災害

活断層の活動状況等については、まだ解明されていない点が多く、現段階では、時間、場所、規模を特定して地震の発生を予知することは不可能である。例えば、特定の地点をトレンチ調査等により調べたとしても、①文献記録のない時代については活動時期の厳密な特定が難しいこと、②活動周期が必ずしも一定であるとは断定できないことから、そこから直ちに得られる知見だけでは、かなりの幅を持った予測にとどまらざるを得ない。また、活断層と被害の関係についても、十分に判明しているとは言い難い。

そのため、今後、様々な観点から調査研究を積み上げ、データを集積し、活断層の活動の傾向や実態をより詳しく解明しなければならないが、それには長期的な取り組みが必要である。県をはじめ防災関係機関は、そうした認識の下に、可能な限りの防災対策の充実に努めるとともに、県民一人ひとり地震に対する備えを怠らないことが何よりも肝要である。

○ 兵庫県内の主要活断層の分布と主要地震の発生状況



兵庫県における主要活断層の名称と活動度

番号	活動度	断層の名称	番号	活動度	断層の名称	番号	活動度	断層の名称	番号	活動度	断層の名称
T2	C		2	B～C	楠本断層	23	C	奥畑断層	70	C	藤原山断層
T3			3	B	飯屋断層	24	C	下堺断層	71	B	有野～溪河断層
T4			4	B～C	東浦断層	25	C	雁子断層	72	C	軒場山断層
T5			5	C	育波断層	34	B	和田岬断層	73	B	柏尾谷断層
T6	B	養父断層	6	C		35	B	須磨断層	74	B	古々谷断層
T7	B～C	八木断層	7	B～C	志筑断層	38	C		75	B	山田断層
T8	C		8	C		39	B	飯屋断層	76	C	北摩耶断層
T9	C		9	B	先山断層	42	B	有馬～高槻構造線	77	C	万福寺断層
H1	C		10	B	猪ノ鼻断層	58	C	十万辻断層	78	B	布引断層
H2	C		11	C	飯山寺断層	59		中山断層	79	B	諏訪山断層
H3	C	引原断層	12	B～C	中央構造線断層系	60	B	名塩断層	80	B	会下山断層
H4	C	三方川断層	15	B	水越拗曲	61	B	六甲断層	81	C	丸山断層
H6	B	山崎断層系	16	B	浅野断層	62	B	湯槽谷断層	82	B	高取山断層
H10			17	C	一宮拗曲	63	B	大月断層	83	B	横尾山断層
H11		山之内断層	18	B～C	安平断層	64	B	五助橋断層	84	C	高塚山断層
H12		小畑断層	19	C	厚浜断層	65	B	丹屋断層	95	B	御所谷断層
H13		須賀沢断層	20	B	高山拗曲	66	B	甲陽断層	E		
H14			21	B～C	鮎原拗曲	67	B	伊丹断層	S1	B	大阪湾断層
1	B～A	野島断層	22	C	鮎原南拗曲	69	C	大川瀬断層			

【活動度】A：1 ～10mm/年、B：0.1～ 1mm/年、C：0.1mm/年以下

（昭和55年度兵庫県震災対策調査報告書及び『日本の活断層』（平成3年東京大学出版会発行）等による）

2 内陸部地震

(1) 地震発生の危険性

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後とも活動すると考えられる断層であるが、その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬～高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町断層帯など多くの活断層が分布しており、兵庫県での強い揺れが想定される。1995年の兵庫県南部地震により、こうした活断層による危険性について、一般に強く認識されることとなった。

(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層

① 山崎断層帯

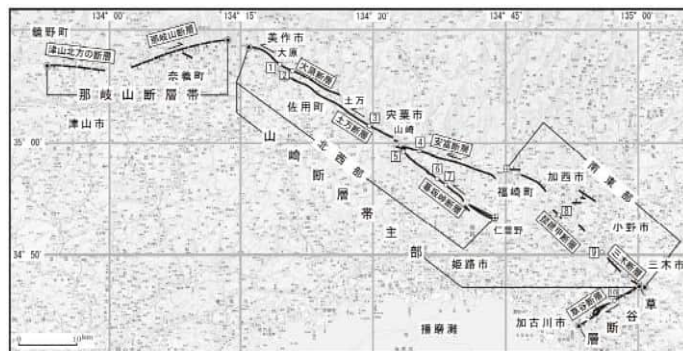
【断層帯の位置および形態】

山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。山崎断層帯主部は、岡山県美作市（旧勝田郡勝田町）から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西～東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約80kmで、主として左横ずれが断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東～西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎（かんだき）郡福崎（ふくさき）町より南東側とではそれぞれ最新活動時期が異なる。



山崎断層帯の概略位置図



山崎断層帯の活断層位置図

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段)
		30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期 (下段)
主部 (南東部)	7.3程度	ほぼ0%～0.01%	ほぼ0.001%～ 0.02%	0.003%～0.05%	3900年程度 4～6世紀
主部 (北西部)	7.7程度	0.1%～1% やや高い	0.2%～2%	0.5%～4%	約1800～2300年 868年播磨国地震
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 4～12世紀

(評価時点は全て令和7年1月1日現在)

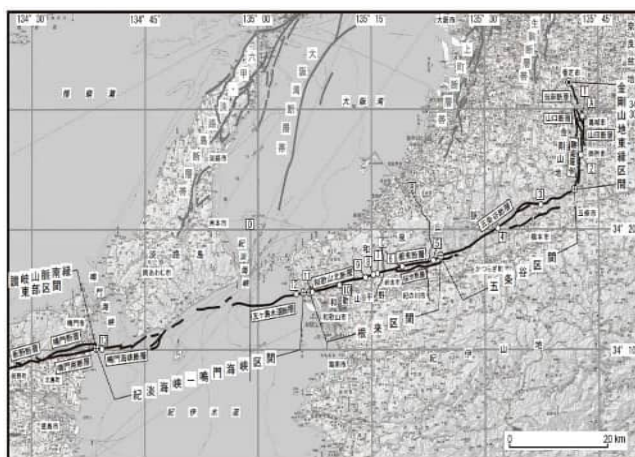
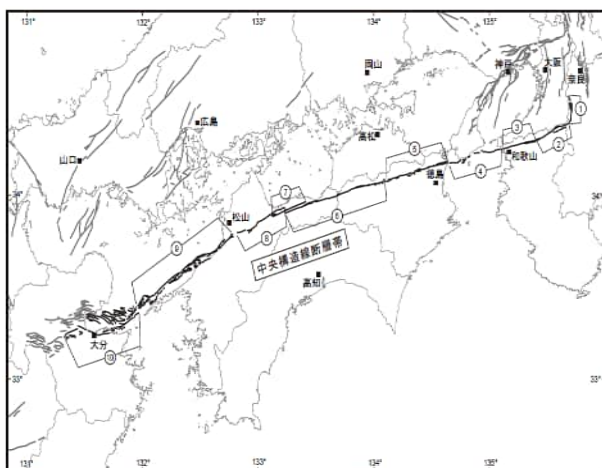
※ 今後30年以内の発生確率の欄に記載したグループ分けは、今後30年の間に地震が発生する可能性について、我が国の主な活断層の中での位置づけを表したものであり、確率の最大値が3%以上は「高いグループ」、0.1%以上3%未満は「やや高いグループ」に属する。

②中央構造線断層帯

【断層帯の位置および形態】

中央構造線断層帯は、奈良県香芝（かしば）市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長約444kmの長大な断層である。過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、全体が10の区間に分けられる。その10区間は、①金剛山地東縁区間、②五条谷区間、③根来区間、④紀淡海峡－鳴門海峡区間、⑤讃岐山脈南縁東部区間、⑥讃岐山脈南縁西部区間、⑦石鎚山脈北縁区間、⑧石鎚山脈北縁西部区間、⑨伊予灘区間、および⑩豊予海峡－由布院区間である。全体として右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯であるが、断層帯の最東端の①金剛山地東縁区間では断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層で、断層帯の西端部の⑩豊予海峡－由布院区間では主として北側低下の正断層である。

中央構造線断層帯の概略位置図



中央構造線断層帯(兵庫県付近)の活断層位置図

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段)
		30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期 (下段)
紀淡海峡 ー鳴門海峡	7.5程度	0.005%～1% やや高い	0.009%～2%	0.02%～4%	約4000～6000年
					約3100年前～2600年前

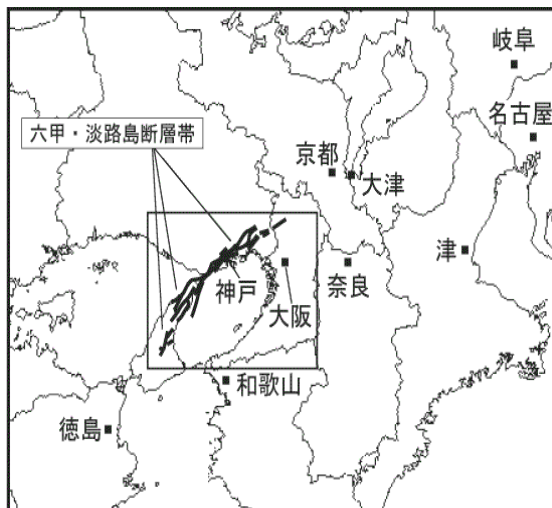
(評価時点は全て令和6年1月1日現在)

③六甲・淡路島断層帯

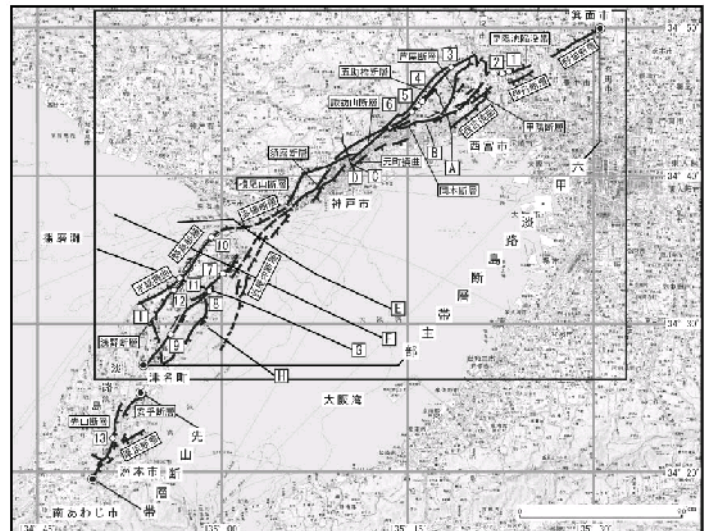
【断層帯の位置および形態】

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁ー淡路島東岸区間および長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmでほぼ北東ー南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁ー淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。

1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁ー淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁ー淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震と見なして最新活動としたが、六甲山地南縁ー淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。



六甲・淡路島断層帯の位置図



- 1: 中野西地点 2: 西野地点 3: 逆瀬川上流地点 4: 西瀬ヶ谷地点 5: 五助断層地点
6: 住吉山平地点 7: 瀬木地点 8: 馬場地点 9: 興隆寺地点 10: 江崎地点
11: 梨本地点 12: 石田地点 13: 安原地点
AーI: 反斜滑り性波探査測線
A: 文献18 B: 文献8 D: 文献10 E: 文献19
F: 文献17 G: 文献15 H: 文献1 I: 文献5
●: 断層帯の両端 ○: 1995年の地表地震断層
断層の位置は文献1, 5, 9, 14及び17に基づく
本図は国土院発行数値地図200000「京都及大阪」「和歌山」「姫路」「徳島」を使用

六甲・淡路島断層帯の概略位置図

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

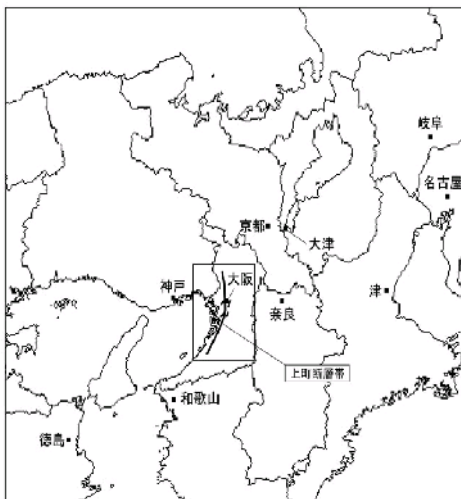
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段)
		30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期 (下段)
主部 (六甲断層帯西側区間)	7.9程度	ほぼ0%～1% やや高い	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～6%	900年～2800年程度 16世紀
主部 (淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年～2500年程度 1995年兵庫県南部地震
先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年～10000年程度 11世紀～17世紀初頭

(評価時点は全て令和6年1月1日現在)

④ 上町断層帯

【断層帯の位置および形態】

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。



上町断層帯の概略位置図



1：新淀川北岸地点 2：大和川南岸地点 3：阪本地点 4：岡山地点 5：尾生地点
A～O：反射法弾性波調査測線
A, J, M, N：文献18 B：文献6 C：文献23 D, E, I：文献24 F, G, H：文献14
K：文献22 L：文献5 O：文献15
●：断層帯の北端と南端
活断層の位置は文献7、9～11及び17に基づく。
基図は国土院発行数値地図200000「京都及大阪」「和歌山」を使用。

上町断層帯の活断層位置図

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段)
		30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期 (下段)
上町断層帯	7.5程度	2%~3% 高い	3%~5%	6%~10%	8000年程度 約28000年前-9000年前

(評価時点は全て令和6年1月1日現在)

⑤ その他の断層

その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度6を記録している。また、近隣府県にも生駒断層帯、三峠・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。

なお、近年の地震動向に関して、「南海トラフ沿いの巨大地震の前後に、内陸の大地震が集中して発生していることなどから、阪神・淡路大震災以降、西日本が地震の活動期に入った。」という学説もある。

(3) 想定地震

兵庫県内において震度5強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象とした。

○マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率

＜地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価（算定基準日：令和7年1月1日）＞

最大発生確率	県内にある断層	県外にある断層
3%以上		○上町断層帯 ○中央構造線断層帯（四国側） ○奈良盆地東縁断層帯
0.1~3%	○六甲・淡路島断層帯（六甲山地南縁-淡路島東岸） ○山崎断層帯（主部北西部） ○中央構造線断層帯（鳴門海峡-紀淡海峡）	○山崎断層帯（那岐山断層帯） ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯（紀伊半島側） ○中央構造線断層帯（四国側） ○三峠・京都西山断層帯（京都西山断層帯） ○三峠・京都西山断層帯（三峠断層） ○三方・花折断層帯（花折断層帯/中南部）
0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大阪湾断層帯 ○山崎断層帯（主部南東部）	○中央構造線断層帯（四国側）
ほぼ0% (※1)	○山崎断層帯（草谷断層） ○六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸） ○六甲・淡路島断層帯（先山断層）	○山田断層帯（鄉村断層帯） ○木津川断層帯 ○中央構造線断層帯（紀伊半島側） ○鹿野・吉岡断層
不明 (※2)	○山田断層帯（主部） ○御所谷断層（※3） ○養父断層（※3）	○三峠・京都西山断層帯（上林川断層） ○中央構造線断層帯（紀伊半島側）

※1 発生確率が0.001%未満

※2 平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。

【想定地震の概要】

想定地震	想定震源地	想定規模
山崎断層帯地震	山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）	M8.0
上町断層帯地震	上町断層帯	M7.5
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層帯（紀淡海峡-鳴門海峡）	M7.7
養父断層帯地震	養父断層帯	M7.0

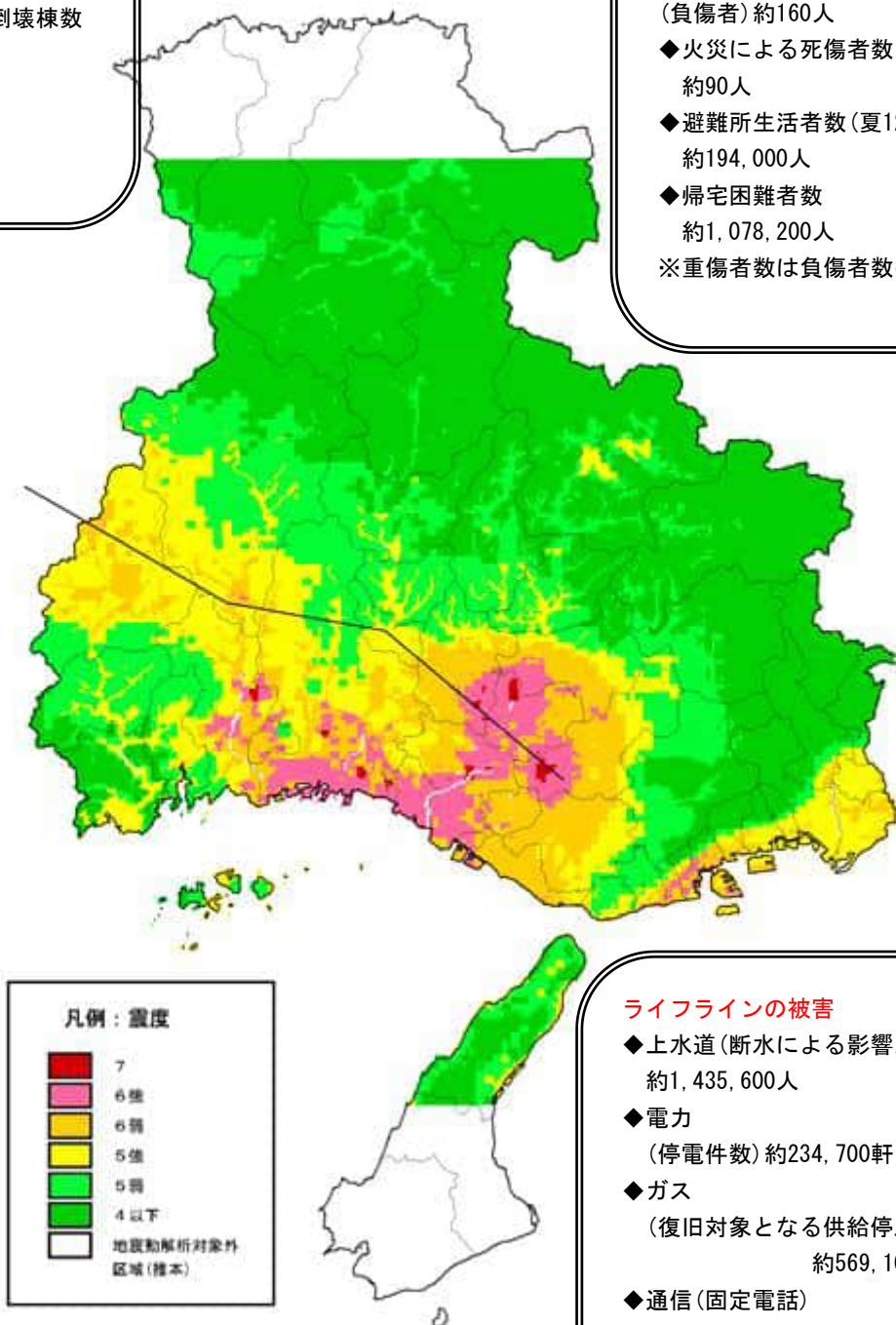
① 山崎断層（大原・土方・安富・主部南東部）帯地震

建物の被害(冬18時)

- ◆揺れによる建物倒壊棟数
(全壊)約57,600棟
(半壊)約150,600棟
- ◆液状化による建物倒壊棟数
(全壊)約5,500棟
- ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数
(全壊)約1,900棟
(半壊)約4,300棟
- ◆火災による焼失棟数
約1,100棟

人の被害

- ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時)
(死者) 約3,600人
(負傷者)約24,900人
(重傷者)約2,600人
 - ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時)
(死者)約130人
(負傷者)約160人
 - ◆火災による死傷者数(冬18時)
約90人
 - ◆避難所生活者数(夏12時)
約194,000人
 - ◆帰宅困難者数
約1,078,200人
- ※重傷者数は負傷者数の内訳



ライフラインの被害

- ◆上水道(断水による影響人口)
約1,435,600人
 - ◆電力
(停電件数)約234,700軒
 - ◆ガス
(復旧対象となる供給停止戸数)
約569,100戸
 - ◆通信(固定電話)
(被災回線数)約229,800回線
- ※電力、ガス、通信は早期復旧困難地域を除く

※兵庫県被害想定結果

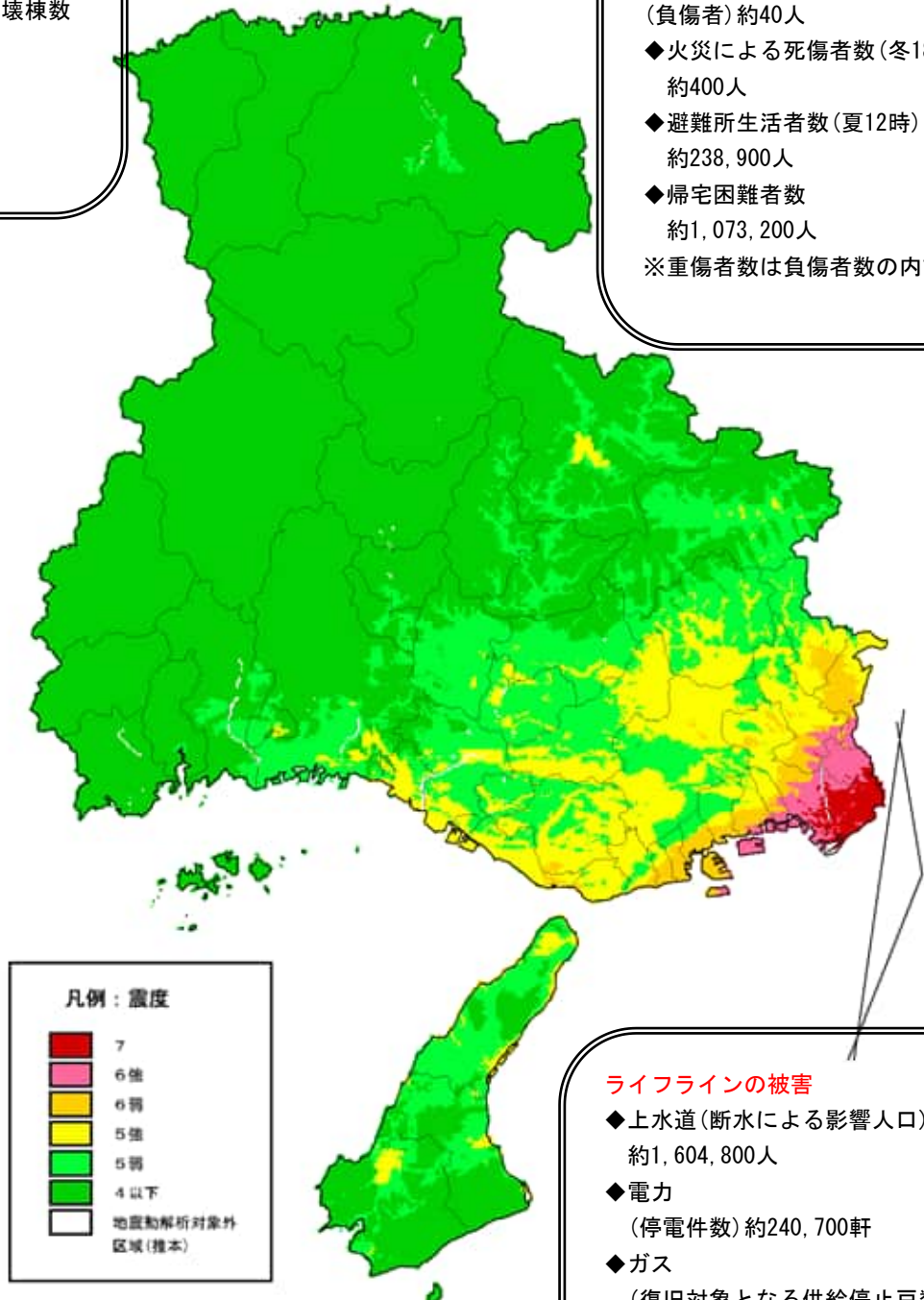
② 上町断層帯地震

建物の被害(冬18時)

- ◆揺れによる建物倒壊棟数
(全壊) 約89,300棟
(半壊) 約95,500棟
- ◆液状化による建物倒壊棟数
(全壊) 約5,600棟
- ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数
(全壊) 約460棟
(半壊) 約1,100棟
- ◆火災による焼失棟数
約6,200棟

人の被害

- ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時)
(死者) 約5,500人
(負傷者) 約20,100人
(重傷者) 約6,600人
 - ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時)
(死者) 約30人
(負傷者) 約40人
 - ◆火災による死傷者数(冬18時)
約400人
 - ◆避難所生活者数(夏12時)
約238,900人
 - ◆帰宅困難者数
約1,073,200人
- ※重傷者数は負傷者数の内訳



ライフラインの被害

- ◆上水道(断水による影響人口)
約1,604,800人
 - ◆電力
(停電件数) 約240,700軒
 - ◆ガス
(復旧対象となる供給停止戸数)
約989,800戸
 - ◆通信(固定電話)
(被災回線数) 約218,000回線
- ※電力、ガス、通信は早期復旧
困難地域を除く

※兵庫県被害想定結果

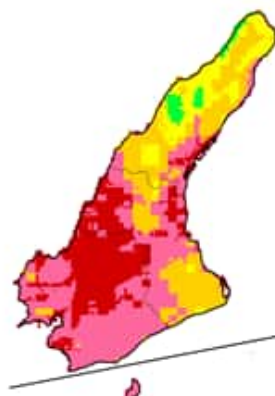
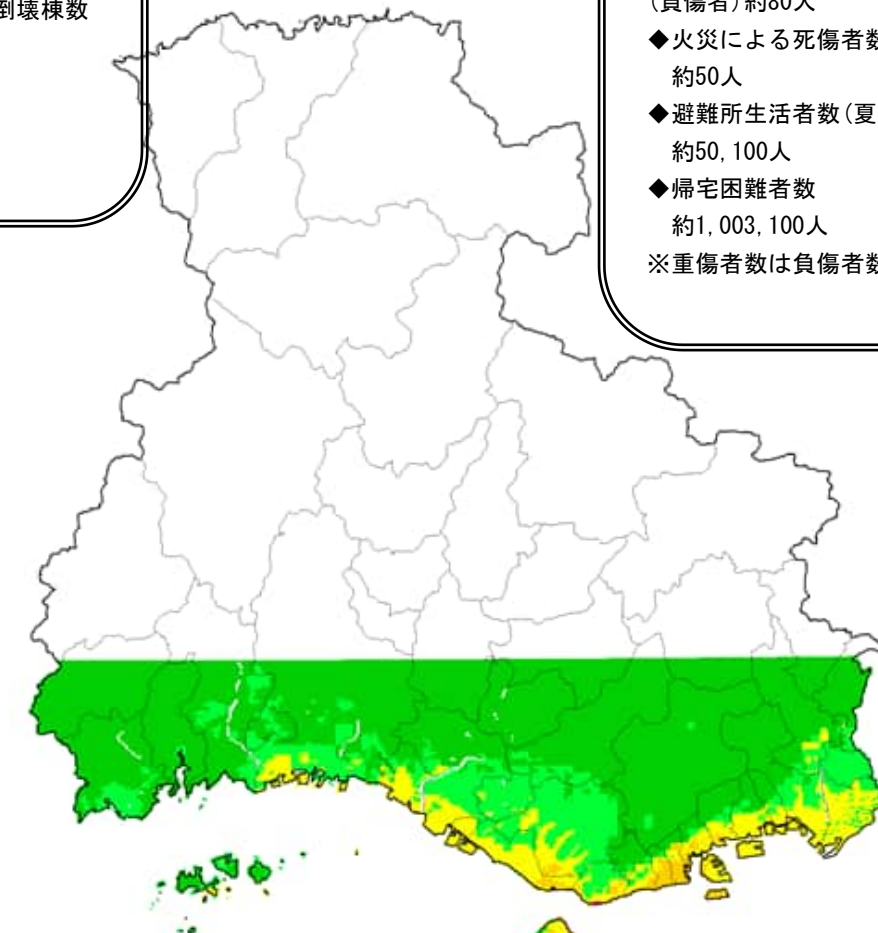
③ 中央構造線断層帯（紀淡海峡-鳴門海峡）地震

建物の被害(冬18時)

- ◆揺れによる建物倒壊棟数
(全壊)約38,400棟
(半壊)約33,900棟
- ◆液状化による建物倒壊棟数
(全壊)約2,400棟
- ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数
(全壊)約1,000棟
(半壊)約2,200棟
- ◆火災による焼失棟数
約270棟

人の被害

- ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時)
(死者) 約2,300人
(負傷者)約3,400人
(重傷者)約920人
 - ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時)
(死者)約70人
(負傷者)約80人
 - ◆火災による死傷者数(冬18時)
約50人
 - ◆避難所生活者数(夏12時)
約50,100人
 - ◆帰宅困難者数
約1,003,100人
- ※重傷者数は負傷者数の内訳



ライフラインの被害

- ◆上水道(断水による影響人口)
約370,500人
 - ◆電力
(停電件数)約101,800軒
 - ◆ガス
(復旧対象となる供給停止戸数)
0戸
 - ◆通信(固定電話)
(被災回線数)約114,800回線
- ※電力、ガス、通信は早期復旧困難地域を除く

※兵庫県被害想定結果

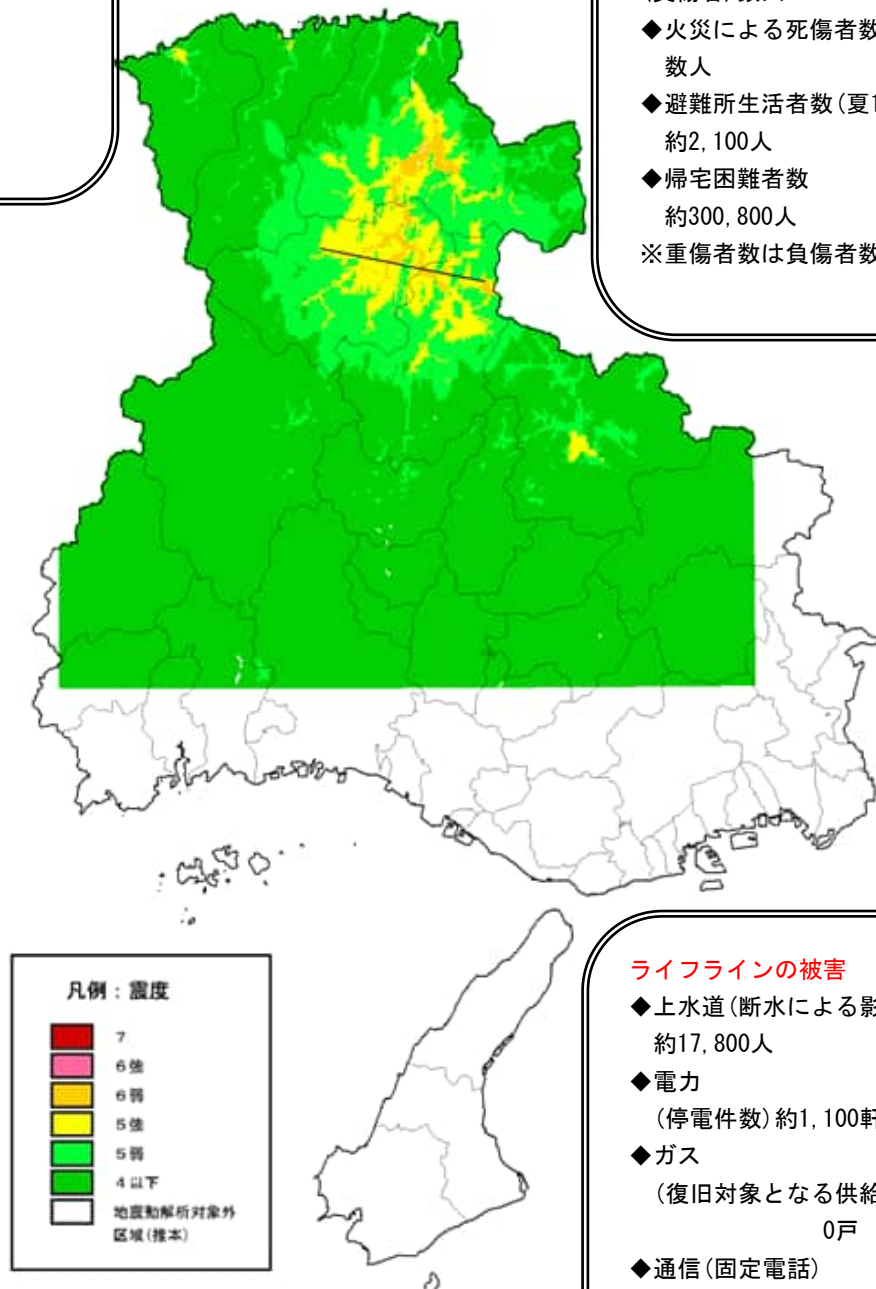
④ 養父断層帯地震

建物の被害(冬18時)

- ◆揺れによる建物倒壊棟数
(全壊) 約150棟
(半壊) 約2,900棟
- ◆液状化による建物倒壊棟数
(全壊) 約160棟
- ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数
(全壊) 約110棟
(半壊) 約250棟
- ◆火災による焼失棟数
数棟

人の被害

- ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時)
(死者) 約10人
(負傷者) 約200人
(重傷者) 約数人
- ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時)
(死者) 数人
(負傷者) 数人
- ◆火災による死傷者数(冬18時)
数人
- ◆避難所生活者数(夏12時)
約2,100人
- ◆帰宅困難者数
約300,800人
- ※重傷者数は負傷者数の内訳



ライフラインの被害

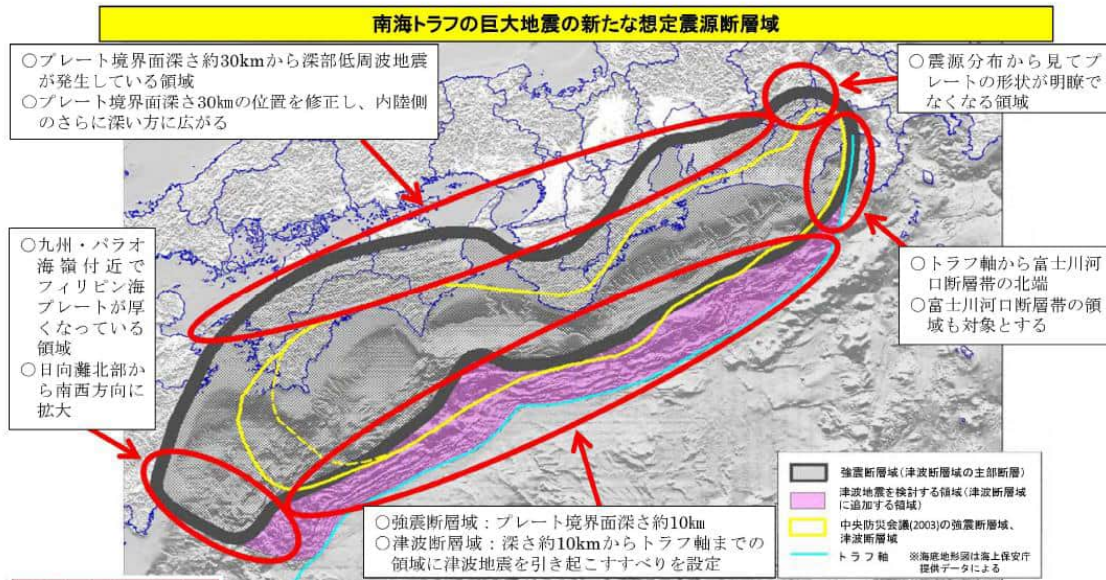
- ◆上水道(断水による影響人口)
約17,800人
- ◆電力
(停電件数) 約1,100軒
- ◆ガス
(復旧対象となる供給停止戸数)
0戸
- ◆通信(固定電話)
(被災回線数) 約1,500回線
- ※電力、ガス、通信は早期復旧
困難地域を除く

※兵庫県被害想定結果

(2) 想定地震

東日本大震災後、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、南海トラフを震源とする地震について、東日本大震災で得られたデータも含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波としてMw9.1の巨大地震が検討された。

「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による想定震源断層域



地震の規模(確定値)

	南海トラフの 巨大地震 (強震断層域)	南海トラフの 巨大地震 (津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

(出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ：最終報告(平成25年5月28日公表)、南海トラフ巨大地震
対策について(最終報告)【別添資料1】南海トラフ巨大地震の地震像、p1)

(3) 津波浸水想定及び被害想定

国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果を踏まえ、本県独自の詳細な津波浸水想定及び被害想定を実施した。(詳細の浸水想定図等は資料編を参照)

【想定地震の概要】

想定地震	想定震源地	想定規模
南海トラフ巨大地震	南海トラフ	Mw9.1

①浸水想定

市町名		シミュレーション結果		
		最高津波水位(m)※	+1mの到達時間(分)	浸水面積(ha)
神戸市		3.9	83	1,586
播磨地域	明石市	2.0	115	24
	播磨町	2.2	110	3
	加古川市	2.2	113	17
	高砂市	2.3	117	86

	姫路市	2.5	120	276
	たつの市	2.3	120	259
	相生市	2.8	120	84
	赤穂市	2.8	120	489
阪神地域	尼崎市	4.0	117	981
	西宮市	3.7	112	911
	芦屋市	3.7	111	79
淡路地域	洲本市	5.3	45	215
	南あわじ市	8.1	44	964
	淡路市	3.1	65	167

※最高津波水位は満潮時のもので、T.P.（東京湾平均海面）で表示。

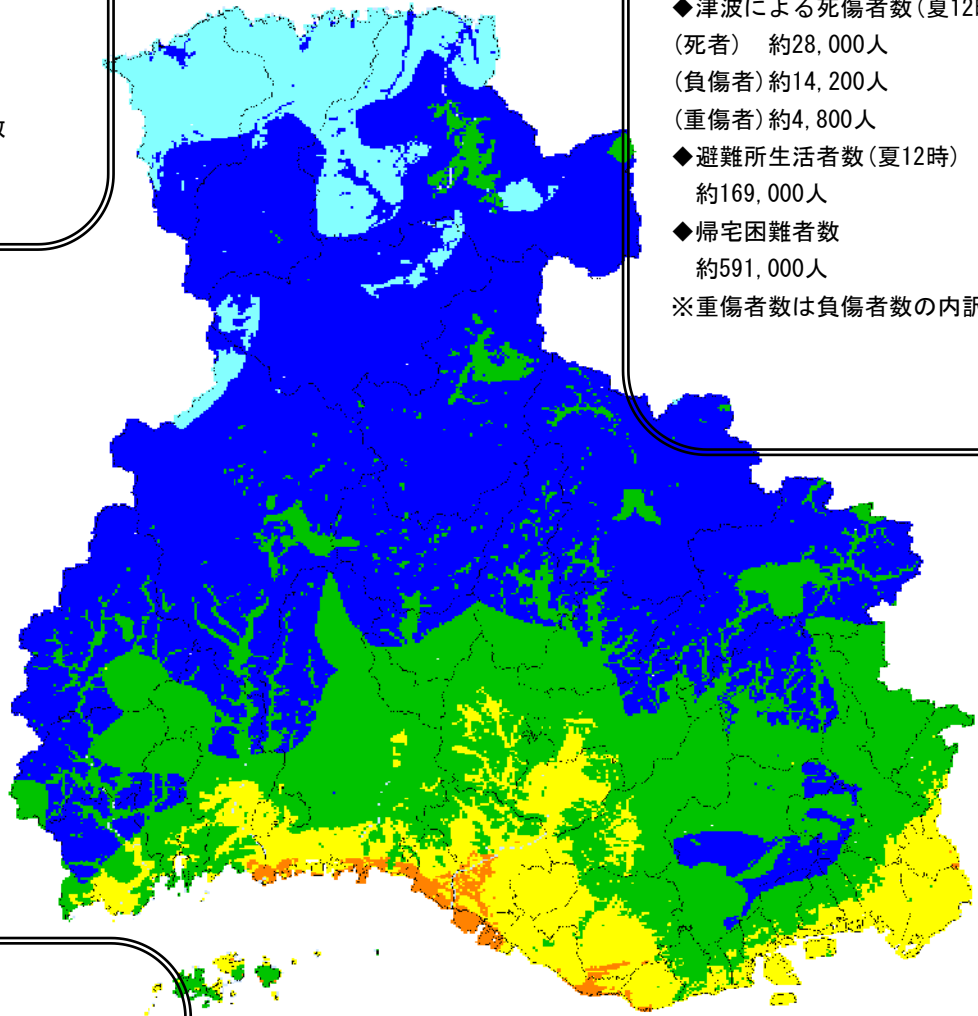
②被害想定

建物の被害(冬18時)

- ◆揺れによる建物倒壊棟数
(全壊)約32,000棟
(半壊)約109,000棟
- ◆液状化による建物倒壊棟数
(全壊)約1,000棟
(半壊)約35,000棟
- ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数
(全壊)約270棟
(半壊)約640棟
- ◆火災による焼失棟数
約2,200棟
- ◆津波による建物倒壊棟数
(全壊)約3,000棟
(半壊)約32,500棟

人の被害

- ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時)
(死者) 約1,900人
(負傷者)約24,400人
(重傷者)約2,900人
 - ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時)
(死者)約20人
(負傷者)約30人
(重傷者)約10人
 - ◆火災による死傷者数(冬18時)
約260人
 - ◆津波による死傷者数(夏12時)
(死者) 約28,000人
(負傷者)約14,200人
(重傷者)約4,800人
 - ◆避難所生活者数(夏12時)
約169,000人
 - ◆帰宅困難者数
約591,000人
- ※重傷者数は負傷者数の内訳

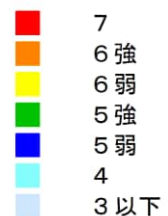


※兵庫県被害想定結果

ライフラインの被害

- ◆上水道(断水による影響人口)
約696,000人
 - ◆電力
(停電件数)約1,135,000軒
 - ◆ガス
(復旧対象となる供給停止戸数)
約6,600戸
 - ◆通信(固定電話)
(被災回線数)約57,000回線
- ※電力、ガス、通信は早期復旧
困難地域を除く

地表震度

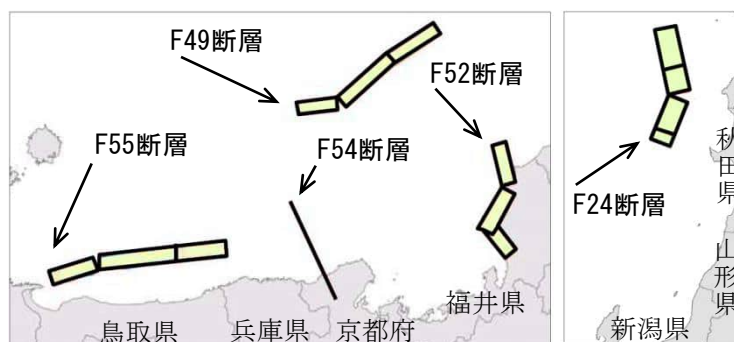


4 津波を伴う地震（日本海沿岸地域）

兵庫県の日本海側には、昭和58年(1983年)日本海中部地震や平成5年(1993年)北海道南西沖地震による津波が到達したことがある。南海トラフのように同じプレート境界が数百年の単位で大きな津波を発生させるものではないが、津波による被害は発生しうる。

国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会(H26.9)」が、最大クラスの津波をもたらす断層として日本海に60の断層モデルを設定したことから、県ではその中から本県沿岸部に最も津波の影響を及ぼす5断層について、津波浸水シミュレーションを実施し、5断層の浸水域と浸水深のうち最大値を使用した津波浸水想定図を作成している。この5断層以外にも断層はあるが、その各断層による津波は、津波浸水想定図の中に収まる想定である。

(1) 津波浸水想定に使用した断層



(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会による長期評価等

名称	規模 (Mw)	過去地震や 海底地形等	今後30年以内の発生確率及び 《平均活動間隔・最新活動時期》
F24	7.9	1983年日本海中部地震の震源断層	相当する「青森県西方沖の地震」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約500年～1,400年 最新活動時期：1983年》
F49	7.4	隠岐トラフ南東側斜面	—
F52	7.3	甲楽城(かぶらき)断層及びその北方延長部	相当する「柳ヶ瀬(やながせ)・関ヶ原断層帯主部/北部」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約2,300年～2,700年 最新活動時期：17世紀頃》
F54	7.2	1927年北丹後地震を起こした郷村断層の北方延長部	相当する「山田断層帯(郷村断層帯)」は「ほぼ0%」 《平均活動間隔：約10,000年～15,000年 最新活動時期：1927年》
F55	7.5	鳥取沖の断層	—

※ 過去地震や海底地形等については、「日本海における大規模地震に関する調査検討会 海底断層ワーキンググループ報告書(H26.8)」による。

※ 地震発生確率及び平均活動間隔等は、令和7年1月1日時点で地震調査研究推進本部による。F49断層及びF55断層に相当する断層の評価は行われていない。

(2) 浸水想定結果

市町名	シミュレーションによる 津波最高水位(m)※	シミュレーションによる +1mの到達時間(分)	浸水域の面積					
			全体	浸水深0.3m以上				
				1m以上				
					2m以上			
						3m以上		
							4m以上	
豊岡市	4.5	10	136	93	52	30	14	4
香美町	5.3	13	123	101	63	36	17	7
新温泉町	4.5	11	65	58	46	30	16	6
兵庫県計	-	-	324	252	161	96	47	17

※最高津波水位は満潮時のもので、T.P.（東京湾平均海面）で表示。

〔資 料〕 「全対象地震における各市町内震度の最大値」
「南海トラフ巨大地震津波浸水想定図」
「日本海沿岸地域津波浸水想定図」

(空白)

第 2 編 災害予防計画

第 1 章 基本方針

基本方針

想定地震による被害を軽減するため、災害予防計画は、兵庫県強靱化計画を踏まえ、次の考え方のもとに作成する。

また、県等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や県地域防災計画の被害想定等を踏まえ、地震防災対策の実施に関する目標を明確にした推進プログラム等を作成するよう努めることとする。

第1 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- ・ 平時の防災組織体制の整備と災害対応の手引き作成や研修・訓練等の実施
- ・ 広域防災体制の確立
- ・ 災害対策拠点、情報通信機器・施設や防災拠点の整備
- ・ 火災予防対策の推進、消防施設・設備の整備
- ・ 防災資機材の整備
- ・ 災害救急医療システムの整備
- ・ 緊急輸送体制の整備
- ・ 避難対策の充実
- ・ 災害時帰宅困難者対策の推進
- ・ 備蓄体制等の整備
- ・ 家屋被害認定制度等の整備
- ・ 廃棄物対策の充実
- ・ 要配慮者支援対策の充実
- ・ 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- ・ 津波対策の充実
- ・ 中山間地等の集落散在地域における地震対策
- ・ 災害対策基金の積立・運用 等

第2 県民参加による地域防災力の向上

平時から、減災のための備えを実践する県民運動を展開し、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、県民や企業等の防災活動への参加促進の方策を明示する。

- ・ 防災に関する学習等の充実
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 企業等の地域防災活動への参画促進

第3 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

- ・ 防災基盤・施設等の整備
- ・ 都市の防災構造の強化
- ・ 建築物等の耐震性の確保
- ・ 地盤災害の防止施設等の整備
- ・ 交通・ライフライン関係施設の整備 等

第4 調査研究体制等の強化

災害に対して、よりの確な備えを講じるため、次の事項を中心に、調査研究体制等の強化を明示する。

- ・地震観測体制の整備
- ・地震に関する調査研究等の推進

第5 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進するため、次の事項を中心に、教訓の発信と継承のための取り組みを明示する。

- ・ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動
- ・復興10年総括検証・提言事業の成果の発信
- ・阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターの運営
- ・国際防災・人道支援拠点の形成
- ・住宅再建共済制度の推進 等

第2章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

〔実施機関：指定地方行政機関、県危機管理部、県土木部、県警察本部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の平時からの防災組織体制について定める。

第2 内容

1 県の防災組織体制

県は、県域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めることとする。

なお、防災組織体制の整備にあたっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画の拡大を図ることとする。

(1) 兵庫県防災会議

① 設置根拠

災害対策基本法第14条

② 組織及び運営

災害対策基本法、兵庫県防災会議条例及び兵庫県防災会議運営規程の定めるところによる。

③ 所掌

兵庫県地域防災計画の修正及びその推進 等

(2) 兵庫県水防本部

① 設置根拠

兵庫県水防計画

② 組織及び運営

兵庫県水防計画の定めるところによる。

③ 所掌

県下における水防の統括

(3) 兵庫県石油コンビナート等防災本部

① 設置根拠

石油コンビナート等災害防止法第27条

② 組織及び運営

石油コンビナート等災害防止法、兵庫県石油コンビナート等防災本部条例及び兵庫県石油コンビナート等防災本部運営要綱の定めるところによる。

③ 所掌

兵庫県石油コンビナート等防災計画の修正及びその予防及び拡大防止並びに被害の軽減
(石油コンビナート等特別防災区域(地域防災計画の対象地域から除かれる区域)に係る防災に関する事務を行う。)

2 県の災害対策要員等の確保体制

県は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努めることとする。

(1) 24時間監視・即応体制の確立

県は、災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における職員の当直(日直・宿直)体制を実施することとする。

防災監は、当直職員を指揮する防災責任者を指定することとする。

また、災害緊急事態に備え、指定要員及び業務要員（災害待機宿舎に入居する要員）による待機体制を実施することとする。

要員の種類		職 務 内 容 等
指定要員	防災担当 指定要員	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・危機管理部の職員から防災監が指定する。
	部局指定要員	・勤務時間外における災害発生時の初期において、災害対策活動の中心的な役割を担う。 ・防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する。
業務要員		・県災害対策本部の事務局員として防災監が指定する。

(2) 災害対策要員等への連絡手段の確保

県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。

- ・災害時優先携帯電話携行者
知事（災害対策本部長）
副知事、防災監（副本部長）
会計管理者、各部長、福祉監、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、
警察本部長（本部員）
防災担当指定要員（危機管理部次長 等）
- ・携帯電話等携行者
局長、教育次長、課室長
危機管理部職員
指定要員、業務要員、災害対策本部連絡員（各部長が指名し、各部と事務局との連絡調整及び各部内の連絡調整等に当たる者）

(3) 職員の体制

県は、災害発生時における職員の体制につき、以下の事項をあらかじめ取り決めておくこととし、職員に対しては定期的な訓練を通じ、周知徹底を図ることとする。

- ① 参集基準
- ② 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、緊急通報システムを使った参集体制
- ③ 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法の周知
- ④ フェニックス防災システム端末の使用方法的習熟

3 市町の防災組織体制

市町は、当該市町域における防災対策の推進のため、平時から、市町防災会議をはじめ、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする。

4 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めることとする。

5 その他

県、市町は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。

第2節 研修・訓練の実施

〔実施機関：県危機管理部、県公安委員会、市町〕

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関職員等の災害対応能力の向上のための研修・訓練について定める。

第2 内容

1 研修

- (1) 県は、人と防災未来センター等とも連携し、県及び市町等の災害対策要員を対象とした研修等を通じて、防災に関する体系的・総合的な知識を習得させ、専門性の向上を図ることとする。
また、「フェニックス防災システム」の端末設置機関の職員を対象とした操作研修会に幅広い参加を求めるとともに、eラーニングを活用し、初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図ることとする。
- (2) 市町等は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努めることとする。
- (3) 県及び市町は、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めることとする。

2 防災訓練

県等は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、県民の防災意識の高揚等、目的に応じた各種の防災訓練を実施し、実戦的な対応力をかん養するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図ることとする。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違い、感染症対策に十分配慮し、避難所開設・運営訓練を実施するよう努めることとする。

地域、学校、職場等での防災訓練について、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、飛散防止用フィルムの貼付等、被害減少のための予防的な取り組みを加味するよう工夫するとともに、津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示等を正しく理解し的確に行動できるよう、そうした事態を想定した実戦的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努めることとする。

（参加機関）

県、警察本部、市町、自衛隊、海上保安本部、気象庁、消防機関、ライフライン機関、自主防災組織、学校、各種団体、事業所、ボランティア等

(1) 総合防災訓練

県は、市町その他防災関係機関が相互に連携を密にした、迅速かつ的確な災害応急対策の実現を図るため、総合防災訓練を実施することとする。なお、実施時期、実施場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等が協議して決定することとする。

① 災害対策本部設置訓練

職員の非常参集、被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討、被災市町への県・市町職員の応援調整等災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

② 会場展示型訓練

空き地等を活用して、人命救助、医療救護、消火、避難、物資輸送、応急復旧等防災関係機関が相互に連携した実戦的な訓練を実施する。

③ 市街地活用型訓練

市街地における災害発生を想定して、実際の建物等を活用した人命救助、避難、救護・搬送等の実戦的

な訓練を実施する。

④ 広域連携訓練

空港、広域防災拠点等を活用し、物資の集積・配送、救援部隊・要員の駐屯・搬送等被災地への支援対策に係る訓練を実施する。

(2) 個別防災訓練

県、市町その他防災関係機関は、抜き打ちで訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

① 抜き打ち訓練

勤務時間外における災害の発生に備えて、適宜、職員の緊急参集訓練を実施することとする。

ア 職員非常参集訓練

イ 情報収集伝達訓練

② 図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施することとする。

ア 対策のシミュレート訓練

イ 他機関との連携訓練

ウ 津波、石油コンビナート火災、鉄道事故等地震に伴う複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事業）を想定した訓練 等

③ 実地訓練

ア 水防訓練

イ 消防訓練

ウ 災害救助訓練

エ 災害警備訓練

オ 林野火災訓練

カ 石油コンビナート等防災訓練

キ 緊急消防援助隊や警察災害派遣隊等に係る訓練 等

④ その他の個別訓練

ア 災害ボランティアの受入訓練

イ 災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練

ウ 要配慮者への情報伝達、避難誘導訓練

エ 帰宅困難者への対応訓練

オ 広域避難訓練 等

(3) 地域防災訓練

県（県民局・県民センター等）を中心に、管内市町、自主防災組織等の協力を得て、訓練を実施することとする。

災害対策地方本部の設置、情報収集・伝達、避難誘導、交通規制、消防・水防活動等

(4) 津波防災訓練

県（県民局・県民センター等）は、市町等と連携して、防潮扉等の閉鎖体制の確立、住民の津波避難の意識啓発等を目的とした津波防災訓練を実施することとする。

(5) 自主防災組織等の防災訓練

自主防災組織等は、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、適宜市町や消防機関の指導のもと、地域の事業所や各種団体、学校等とも連携し、防災訓練の実施に努めることとする。

ア 情報収集・伝達訓練

イ 消火訓練

- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 給食・給水訓練
- カ 災害図上訓練 等

(6) 広域応援訓練

関西広域連合構成団体（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）及び連携県（福井県、三重県、鳥取県）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、合同防災訓練（実動・図上）を企画、実施することとする。

※ 防災訓練を行う際の交通規制

都道府県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。（災害対策基本法第48条第2項）

3 その他

(1) 県職員行動マニュアル等の作成

県は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載したうえで職員のとるべき行動を、部局ごとにとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、初動緊急対応期の重要優先業務をまとめた「兵庫県応急対応行動シナリオ」とともに、職場研修や訓練等を通じて、その周知徹底を図ることとする。

また、職員として共通に必要な地震・津波等の防災知識や連絡手段、機器操作等をわかりやすくまとめて提供するなど、平時からの習得を促進するための環境整備に努めることとする。

(2) 市町等の取り組み

市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめた災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図ることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 研修の実施内容
- (3) 防災訓練の実施内容（防災関係機関との連携等）
- (4) 自主防災組織等への防災訓練に関する指導
- (5) その他必要な事項

(2) 兵庫県以外で大規模広域災害が発生した場合

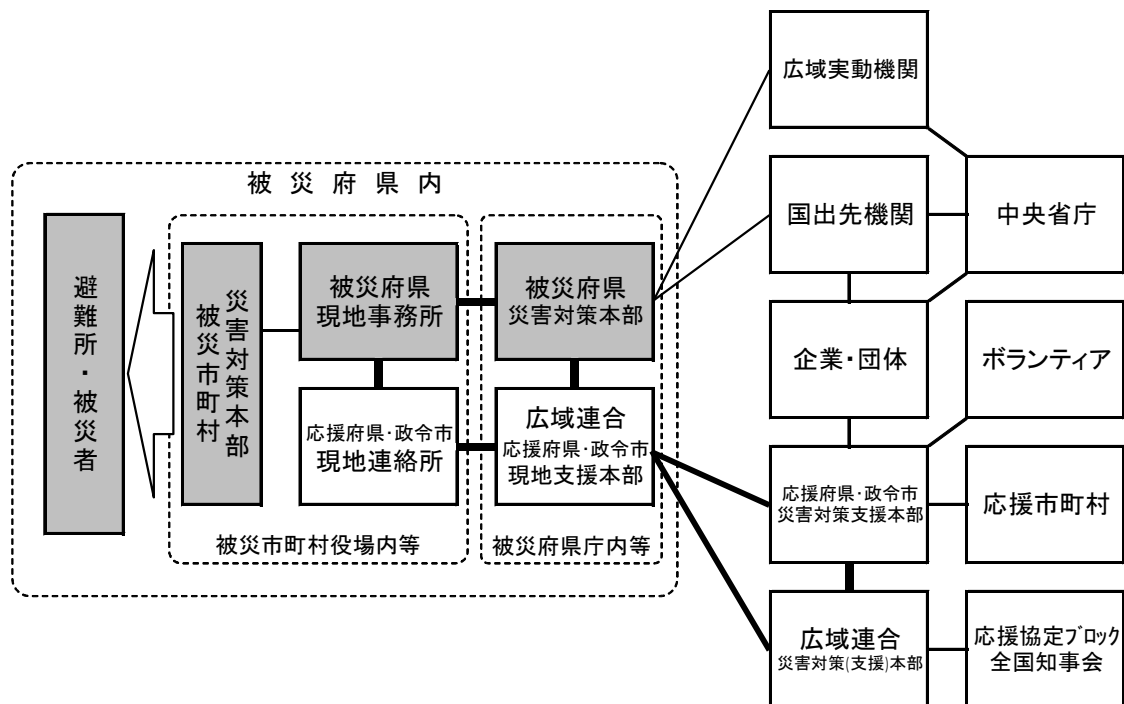
広域連合が決定した方針等に基づき、広域連合と連携し、迅速に支援できる体制を構築することとする。
関西広域連合では、関係機関・団体との連絡調整は、以下を基本に行うこととしている。

① 関係広域機関との連絡調整

- ・関係広域機関（中央省庁、国出先機関、広域実動機関）との連絡調整は、原則として被災府県が行う。
- ・法令に定めがある場合や、要綱・協定等により既定の応援制度がある分野については、その制度に沿って当事者間で連絡調整を行う。

〔該当分野例〕 救助・救急（警察災害派遣隊（警察庁）、緊急消防援助隊（消防庁）、自衛隊）、公共土木施設の緊急対策（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE：国土交通省））

<関係機関・団体等との連絡調整関係図>



2 相互応援体制の整備

(1) 近畿府県相互応援協定の締結

県は、他の近畿府県に応援を要請又は応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- ① 対象府県 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県
- ② 締結時期 平成8年2月20日（平成18年4月26日改正、平成24年10月25日関西広域連合を加えて改正）
- ③ 応援の種類 災害応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣、物資の提供、資機材の提供等
- ④ 主な内容
 - ア 関西広域連合による広域応援調整
 - イ 要請を待たない応援の想定
 - ウ 自己完結型の応援活動の実施
 - エ 定期的な連絡会議及び合同防災訓練の実施
 - オ 防災関係機関との連携強化

(2) 岡山県、鳥取県との相互応援協定の締結

県は、岡山県及び鳥取県に応援を要請又は応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- ① 対象府県 岡山県、鳥取県
- ② 締結時期 平成8年5月31日
- ③ 応援の種類 災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資の提供、職員の派遣等
- ④ 主な内容
 - ア 要請を待たない応援の想定
 - イ 自己完結型の応援活動の実施
 - ウ 両県に及ぶ災害時の速やかな情報交換
 - エ 定期的な協議の実施

(3) 新潟県との相互応援に関する協定の締結

県は、新潟県との間で、災害時のみならず、平常時から共同研究・人材交流などの防災協力を行うことを目的とした相互応援協定を締結している。

- ① 対象府県 新潟県
- ② 締結時期 平成17年10月23日
- ③ 応援の種類 災害応急措置に必要な物資、資機材、職員の派遣等
- ④ 主な内容
 - ア 災害時の応援及び平常時の防災協力に関する連絡窓口の設定
 - イ 定期的な資料及び情報の交換
 - ウ 相互人材交流、共同研究、情報伝達訓練、学術交流、防災政策の推進協力等の実現に向けての相互協力
 - エ 要請を待たない応援の想定

(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結

県は、各ブロック知事会で締結している災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に全国知事会の調整の下に行われる広域応援に関する協定を締結している。

- ① 対象府県 全都道府県
- ② 締結時期 : 平成8年7月18日（平成30年11月9日改正）
- ③ 主な内容

県は、近畿ブロック内の総合調整を行い、近畿ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合、全国知事会に対し、広域応援を要請する。

なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「応急対策職員派遣制度」の運用に留意するとともに、訓練等を通じて活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。また「復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

3 応援・受援体制の整備

県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」、「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のため、受援計画の作成や実効性の確保に向けた研修等の支援に努めることとする。

なお、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努め、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮することとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

＜受援業務の例＞

- 他府県等応援要員受入
- 救命救助・消火部隊受入
- 重傷患者広域搬送、DMAT、救護班受入
- 救援物資受入
- 広域避難
- ボランティアの受入 等

4 行政職員による災害広域支援体制の整備

県は、県外における大規模災害発生時において、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの専門家による支援チーム等と連携を図りつつ、大震災の災害応急対策の経験等を有する行政職員による実務的な助言等の支援を行うための体制を整備することとする。

5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

- (1) 県、市町は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。
- (2) また、県、市町、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努めることとする。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努めることとする。
- (3) 県、市町は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討するものとする。

6 防災関係機関との連携強化

県は、迅速かつ的確な災害応急対策に資するため、平時から、定期的に、県内の防災関係機関が集まり、情報交換等を行う連絡会議を開催することとする。

7 県・市町間の連携強化

(1) 災害応急対策全般に係る相互応援協定の締結

県は、災害が発生し被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため応援協定を締結している。

- ①対象：県及び県内市町
- ②締結時期：平成18年11月1日
- ③応援の種類：応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者の受入れ等
- ④主な内容
 - ア 応援の要請
 - イ 市町を指定した応援要請
 - ウ 自主応援
 - エ 経費の負担
 - オ 他の協定との関係

カ 平時の活動

県は、県内市町について県民局・県民センターや広域市町圏を単位に、防災全般に関する協力体制の強化のための取り組みを支援することとする。

(2) ひょうご災害緊急支援隊

県は、大規模災害が発生し、初動・応急対策を迅速かつ的確に実施することが困難となった県内被災市町や広域的な応援が必要と認められる県外被災自治体に対し、災害対応の知識や経験を持つ県・市職員などを派遣して、被災者対策など応急対策について支援し、被災地の早期復旧に資するため、「ひょうご災害緊急支援隊」を平常時より組織することとする。

(3) 防災体制等の標準化の促進

県は、災害時において、県及び県内市町間の応援に際し、迅速かつ円滑な連携を図るため、防災体制や装備・資機材等の規格の標準化について検討することとする。

(4) 県消防防災ヘリコプターと神戸市ヘリコプターとの一体運用

県、神戸市は、県・神戸市が保有する3機のヘリコプターの一体的な運航を実施し、2機が常時稼働できるようヘリコプターの効率的な運航体制をとることとする。

8 その他防災関係機関との連携強化

- (1) 県警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための警察災害派遣隊の整備等、広域的な連携強化に努めることとする。
- (2) 市町（消防機関）等は、広域化等により、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに広域消防応援協定の締結・運用等、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めることとする。
- (3) 市町は、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。県は、市町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めることとする。
- (4) 政令市・特例市・中核市においては、大規模、特殊災害に対応するため、高度な技術、資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めることとする。
- (5) 近畿地方整備局は特に緊急を要すると認められるときは、「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、T E C - F O R C E（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の支援に努めることとする。

9 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 広域防災体制の整備
- (2) 受援体制の整備
- (3) その他必要な事項

〔資 料〕 「協定締結状況」

第4節 災害対策拠点の整備・運用

〔実施機関：県危機管理部〕

第1 趣旨

県の防災対策活動の中核拠点である災害対策本部室等の整備及び運用について定める。

第2 内容

1 災害対策拠点の設備整備の考え方

県、市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機や水・食料等の常備等の対策を講じるとともに、庁舎の被災やそれに伴う通信手段や重要な行政データの喪失に備え、衛星携帯電話の装備や、近隣の他の施設の利用、データのバックアップ対策等も検討しておくこととする。

2 県災害対策センターの整備・運用

災害対策センターは、阪神・淡路大震災規模の地震が発生した場合においても、発災初動時からの災害対策本部機能を迅速かつ的確に発揮し、災害対策活動の中核拠点としての役割を十分に果たすことができる施設として整備した。

さらに、供用後の自然災害をはじめ様々な危機事案への対応を検証した「行政システム推進委員会」や「台風第23号災害検証委員会」の提言等を踏まえ、平成18年度に建物の増築と併せ、情報通信機器等の整備を図っている。

(1) 供用開始

平成12年8月22日（平成18年増築762㎡、平成19年4月供用開始）

(2) 場所

神戸市中央区中山手通5丁目2番地

(3) 構造規模

R C造一部S造、地下1階・地上6階、延床面積4,895.95㎡（増築後）

(4) センターの特徴

- ① 風水害はもとより、阪神・淡路大震災規模の大規模地震が発生しても、十分対応可能な耐震性の高い構造とした。
- ② ライフライン途絶時にも庁舎機能がダウンしない多重化した設備とした。

非常用発電機の設置、燃料の備蓄、電話回線の二重化、専用井戸による飲料水の確保などバックアップ機能を充実
通信設備の多重化や映像機器の整備など、防災情報システムの充実・強化
- ③ 本庁舎内に分散配備している機能を一元化した。

災害対策本部体制を円滑かつ効果的に運用できるよう災害対策関係の各室と、関係部局災害対策用スペースを同センター内に集約化
防災関係機関やライフライン各社との連携強化を図るため、専用スペースを確保
- ④ 災害対策要員（県職員約3,900人）用の備蓄物資を確保した。

毛布 2,570枚（3交代制、1人当たり2枚）

α化米 11,700食（3食分）

(5) 施設内容（主なもの）

地下1階：非常用電源室、備蓄倉庫、地下連絡通路

1階：災害対策本部室、事務室兼災害対策本部事務局室

2階：本部長室、防災監室、会議室、事務室

3階：ネットワーク管理室、報道関係室、事務室

4階：防災関係機関室、宿直室

5階：防災関係機関室、待機室

6階：機械室

増築棟2階：事務室

増築棟3階：会議室

3 災害対策本部室の整備・運用

(1) 機能

- ① 各種情報の収集・処理・伝達機能
- ② 災害対策の審議・決定機能
- ③ 災害応急活動の指揮・指令機能

(2) 設置場所

災害対策センター1階

(3) 主な設備

- ① 大型表示システム

大型マルチスクリーンを設置し、フェニックス防災システム、高所監視カメラ、ヘリテレ映像等を表示する。

- ② フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

庁内各部局に設置したフェニックス防災端末を庁内LANでネットワーク化するとともに、本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（海上保安庁等）、ライフライン事業者等に設置したフェニックス防災端末を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、専用回線、ISDN、衛星回線で結び、情報交換・共有を行う。

- ③ 安全対策

建物の構造体として、阪神・淡路大震災と同クラスの地震動に対しても、損傷することがない耐震性の高い構造とするとともに、災害対策本部室を地震動に強い地下部分に配置した。また、防災情報システムの機器が集まるネットワーク管理室などは、免震床を採用し、機能保全を図っている。

また、専用のバックアップ電源を確保し、長時間の停電にも対応できるものとした。

4 災害対策待機宿舎の整備・運用

災害緊急事態に備え、災害待機宿舎（指定要員及び業務要員、計77戸）による待機体制を実施している。

		災害待機湊川宿舎	災害待機北長狭宿舎	災害待機下山手宿舎	災害待機諏訪山宿舎
場 所		兵庫区湊川町10丁目 29	中央区北長狭通5丁目 1-19	中央区下山手通5丁目 8-24	中央区山本通4丁目 23-15
戸数	世帯用	19戸	4戸	2戸	1戸
	単身用	31戸	12戸	8戸	—

5 市町における災害対策拠点の整備・運用

市町は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認するとともに、本庁舎が使用できなくなった場合に備え、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。

第5節 情報通信機器・施設の整備・運用

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

災害時の情報収集・伝達手段として利用する情報通信機器・施設の整備及び運用について定める。

第2 内容

1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用

- (1) 本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（海上保安庁等）、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。
- (2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、ホームページ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ひょうご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。また、降雨時の通信の安定性の強化や市町等からの映像配信等を実現するため、衛星通信回線の強化を図っていく。
- (3) 特に地震発生時における初動対応を迅速に行うため、被害予測機能及び需給推計・分析機能を有しており、被災市町が必要とする救助要員・救援物資等を的確に把握し、より効果的な応急対策がとれるようこれらの機能の充実等に努めている。

名 称	主 な 機 能
情報収集システム	・震度情報ネットワークにより平成の合併前の旧市町単位に設置した地震計（気象庁等設置分を含む）の震度情報を入手 ・気象庁のシステム（アデス）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・南あわじ市阿万海岸設置の津波監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・遠隔共有システム（Hec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手 ・各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手
被害予測システム	・地震観測情報に基づき、被害予測を実施 ・訓練モードにおいて、防災訓練、操作訓練（研修）に活用
危機管理システム	・市町ごとの死者数、住家被害状況等を地図上に総括表示 ・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理
災害情報システム	・道路・危険箇所等防災基礎情報の事前登録 ・被害・活動状況の報告・共有

名 称	主 な 機 能
地理情報システム	・危険箇所等の基礎情報の事前登録 ・被害状況等をフェニックス防災端末から入力 ・災害情報システム、被害予測システムとリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、衛星回線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置
バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、需給推計等の重要機能を代替する。
災害対応支援システム	・需給推計・分析機能、災害対応タイムライン機能により、初動対応や意思決定等を支援する。

2 テレビ会議システムによる市町等とのホットラインの整備

災害時に県、市町、県民局等が災害情報を共有し、応急対策についての協議等を行うため、フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入し、県災害対策センター、市町、県民局等複数拠点とのテレビ会議を行っている。

3 災害時非常通信体制の充実強化

県、市町、各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、衛星通信等を活用した非常通信体制の整備・ネットワーク（有線・無線）の多重化等による充実・訓練等による実効性の確保に努めることとする。

また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に風水害等のおそれがなく耐震性のある堅固な場所への設置を図ることとする。

(1) 非常通信訓練の実施

県、市町及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努めることとする。

(2) 非常通信の普及、啓発

県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行うこととする。

4 市町防災行政無線の整備促進

市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。特に障害者世帯や土砂災害警戒地域及び津波浸水想定区域等にある世帯については、戸別受信機等を設置するなど、より確実な情報伝達手段の確保に努めることとする。

また、大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めることとする。

県は、市町防災行政無線の整備を積極的に指導することとする。

○ 市町防災行政無線等の整備状況（令和5年4月1日現在）

市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。

A 同報系情報伝達手段

市町防災行政無線（同報系）は、市町が地域住民に一斉放送（同報）するための無線である。市町は、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、地域住民に情報を迅速かつ確実に一斉伝達している。災害時には、気象警報や避難指示、Jアラート等の伝達に利用している。なお、災害時等における住民への情報伝達手段については、市町防災行政無線（同報系）のほか、MCA陸上移動通信や簡易無線、CATV、有線放送、オフトーク通信、コミュニティFM放送、ひょうご防災ネットを含めると全市町において何らかの同報系情報伝達手段を保有している。

B 移動系情報伝達手段

市町防災行政無線（移動系）は、市町庁舎、市町の車両、市町内の防災関係部署（支所、学校、公民館等）、自主防災組織等の連絡用の無線である。災害時における市町の災害対策本部においては、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係部署等からの情報収集・伝達、広報車との連絡等に利用される。なお、衛星携帯電話や簡易無線等で代替している市町もある。

		整備数	整備率
同報系	防災行政無線	33市町	80.5%
	その他同報系	28市町	68.2%
	ひょうご防災ネット	41市町	100.0%
	全体(重複除く)	41市町	100.0%
移動系	防災行政無線	18市町	43.9%
	その他移動系	2市町	4.8%
	全体(重複除く)	20市町	48.7%

5 地域住民に対する通信連絡手段の整備

県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、IP通信網、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、要配慮者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めることとする。また、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実に努め、「ひょうご防災ネット」の普及促進を図ることとする。

[主な情報伝達手段例]

- 防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機、簡易無線
- 電話、ファクシミリ
- 携帯電話（ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、緊急速報メール、聴覚障害者向け緊急情報発信システム等）
- ホームページ
- 地域メディア（CATV、コミュニティFM等）
- サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき）
- 広報車
- 放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（Jアラート（災害情報共有システム）を経由した連携を含む）
- 自主防災組織等人的ネットワークによる連絡
- アマチュア無線等情報ボランティアの協力

6 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築

県、市町は、兵庫衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するJアラート（全国瞬時警報システム）の構築に努めることとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) フェニックス防災システムの活用
- (2) 非常通信訓練の実施
- (3) 防災行政無線の整備・運用
- (4) インターネット版防災情報提供システムの活用
- (5) その他必要な事項

第6節 防災拠点の整備

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

災害時における防災拠点としての機能を果たす広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備について定める。

第2 内容

1 広域防災拠点の整備

県は、大規模災害時に救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）を整備するとともに、広域防災拠点（その他拠点）を設定することとする。なお、県は、防災機能を有する道の駅についても、広域防災拠点（その他拠点）として位置づけ、防災拠点機能の強化に努めることとする。また、「（仮称）道の駅姫路」に関して、広域防災拠点の位置付けを目指し、国や市町の協力も得ながら検討を進める。

(1) 整備等の方針

県は、次の考え方の下に、全県拠点及びブロック拠点の整備を進めるとともに、その他拠点の設定を行う。

- ① 各地域の広域防災拠点を支援する全県拠点および国のプッシュ型支援の分散備蓄の受入先として、三木総合防災公園を整備する。
- ② 救助物資の集積・配送機能、被災者用物資等の備蓄機能、応急活動要員の集結・宿泊・出動機能を有するブロック拠点を計画的に配置する。
- ③ 主に既存施設を利用した物資集配及び集結・宿泊基地として、その他拠点を設定する。

(2) 配置計画

各広域防災拠点については、陸路や空路・海路等により1時間以内で救援・復旧のための人員や物資が到着できることを基本とし、半径15kmをカバー圏域とし、その他地形や人口分布などの地域的な特性に応じ配置することとする。さらに、広域的な交通上の枢要な地区や結節点で一定のスペースを有する箇所を対象として、次のとおり配置する。

地域	所在地	拠点の タイプ	広域防災拠点名	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能	備蓄機能
神戸	神戸市	その他	神戸東部新都心	○	○	×
			しあわせの村	○	○	×
阪神南	西宮市	ブロック	阪神南広域防災拠点 (今津浜公園)	○	○	○
阪神北	三田市	その他	有馬富士公園	○	○	×
	伊丹市、川西市		西猪名公園・東久代運動公園	○	○	×
東播磨	明石市	その他	明石海浜公園	○	○	×
	加古川市	その他	日岡山公園	○	○	×

地域	所在地	拠点の タイプ	広域防災拠点名	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能	備蓄機能
北播磨	三木市	全 県	三木総合防災公園	◎	◎	◎
	加東市	その他	播磨中央公園	○	○	×
中播磨	姫路市	その他	手柄山中央公園	○	○	×
	市川町	その他	市川町スポーツセンター	○	○	×
西播磨	上郡町	ブロック	西播磨広域防災拠点 (播磨科学公園都市内)	○	○	○
	赤穂市	その他	赤穂海浜公園	○	○	×
但馬	豊岡市	ブロック	但馬広域防災拠点 (但馬空港内)	○	○	○
		その他	但馬ドーム	○	○	×
	朝来市	その他	朝来市和田山中央文化公園 道の駅「但馬のまほろば」	○	○	×
丹波	丹波市	ブロック	丹波広域防災拠点 丹波の森公苑・丹波県民局内	○	○	○
淡路	南あわじ市	ブロック	淡路広域防災拠点 (淡路ふれあい公園)	○	○	○
	淡路市	その他	県立淡路島公園 国営明石海峡公園(淡路地区)	○	○	×

◎：県内最大規模、○：有、△：一部有、×：無

2 三木総合防災公園（全県拠点）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、安全とゆとりを基調にした県域の総合的な防災拠点をめざすとともに、地域の優れた自然環境を活かして、県民のスポーツ・レクリエーション拠点として、人と自然が調和し、人と人が交流する公園として三木総合防災公園を整備した。

(1) 整備地区

三木市志染町地区

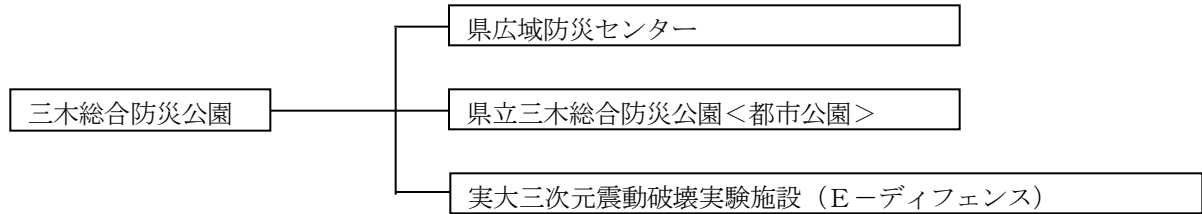
(2) 面積

254.1ha

(3) 機能

- ① 災害時における応急活動拠点機能
- ② 防災を中心とする地域の安全・安心に関わる人材育成拠点機能
- ③ 防災に関する研究拠点機能
- ④ 多くの人々に親しまれ活用されるスポーツ・レクリエーション拠点機能

(4) 施設構成



① 県広域防災センター

防災に関する体系的かつ実戦的な研修、防災意識の普及啓発や、県消防学校として消防職員及び消防団員の教育訓練等を行うことにより、県民の参画と協働による災害に強い安全で安心な地域づくりを支援するとともに、災害時における広域的な救助の拠点として、円滑かつ迅速な災害対応を図ることとする。

ア 平常時の機能

- ・防災研修機能
- ・宿泊研修機能
- ・消防職員及び消防団員の教育訓練機能
- ・自主防災活動支援機能
- ・防災意識啓発機能

※ 緊急消防援助隊広域訓練拠点施設やガレキ救助訓練施設等、高度かつ特殊な訓練に資する施設も整備・活用する。

イ 災害時機能

- ・広域防災活動機能
- ・災害対策補完機能
- ・防災ヘリポート機能

② 三木総合防災公園

ア 平常時の機能

陸上競技場、補助競技場、野球場、球技場、駐車場、テニスコート等を有する広域公園

イ 災害時機能

- ・全県備蓄および国のプッシュ型支援の分散備蓄機能（陸上競技場サイドスタンド・バックスタンド下に備蓄倉庫を整備）
- ・救援物資の集積・仕分け・配送機能（陸上競技場、テニスコート、駐車場等）
- ・応急活動要員の集結・宿泊・出動機能（競技場、テニスコート、駐車場等）
- ・臨時ヘリポート機能（補助競技場、野球場等）

3 広域防災拠点（ブロック拠点）の整備

(1) 機能

- ① 被災者用物資、被災者用資機材、救助用資機材の備蓄機能
- ② 地域内外からの援助物資等の集積・配送拠点機能
- ③ 救援・復旧活動に当たる応急活動要員の集結・宿泊拠点機能

(2) 構成

- ① 中核となる公園等の広場

広域的な応急対策、復旧・復興時の支援対策など防災活動基地としての役割を担う。

- ア 緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地（荷下ろし・仕分け・保管・荷積みヤード）
- イ 他都市からの救援部隊・要員の駐屯基地（要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース）
- ウ 救助資機材等の備蓄施設
- エ 臨時防災ヘリポート

オ 緊急用ライフライン設備

② 防災センター施設

応急対策・支援活動のための情報収集・発信、指示・調整機能を担う。

ア 事務室及び会議室

イ 物資備蓄設備

③ 整備計画

ブロック拠点名	位置	備蓄倉庫 延床面積	整備期間	供用開始年月
西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光都 (播磨科学公園都市内)	1,132㎡	平成9～10年度	平成11年3月
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井 (但馬空港内)	810㎡	平成11～13年度	平成13年8月
淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田 (淡路ふれあい公園)	810㎡	平成17～18年度	平成19年2月
丹波広域防災拠点	丹波市柏原町柏原 (丹波の森公苑・丹波県民局)	34㎡	平成19年度	平成20年3月
阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜 (今津浜公園)	300㎡	平成18～19年度	平成20年4月

4 広域防災拠点（その他拠点）

物資集配及び集結・宿泊基地として、既存施設をその他施設に指定する。

(1) 機能

- ① 地域内外からの救援物資等の集積・配送拠点機能
- ② 救援・復旧活動にあたる応急活動要員の集結・宿泊機能拠点

(2) 構成

公園等の広場を活用し、広域的な応急対策、復旧・復興時の支援対策など防災活動基地としての役割を担う。

- ① 緊急物資、復旧機材等の集積・配送基地（荷下ろし、仕分け、保管、荷積みヤード）
- ② 他都市からの応急活動要員の集結・宿泊基地（要員の宿泊場所、車両の集結スペース）
- ③ 臨時防災ヘリポート

5 地域防災拠点の整備

市町は、災害時において地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる地域防災拠点を整備することとする。

(1) 役割

地域防災拠点は、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や緊急物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能の確保に努める。

(2) 機能

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努めることとする。

- ① 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- ② 地域の防災活動のための駐屯スペース
- ③ 物資、復旧資機材の備蓄施設
- ④ 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
- ⑤ 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等）
- ⑥ 臨時ヘリポート
- ⑦ 耐震性貯水槽、井戸等
- ⑧ 広域避難スペース

- ⑨ 救急医療、高齢者・障害者のケア機能との連携（市街地分散型地域の場合） 等

(3) 規模

地域防災拠点は、次の規模を有するよう努めることとする。

- ① 市街地連担型地域（平地部において中～高密度（40人/ha以上）な市街地が概ね400ha（2kmメッシュ）以上連担する地域）においては、概ね4haを標準とする。
- ② 市街地分散型地域（市街地連担型地域以外の地域）においては、概ね2haを標準とする。
ただし、広域防災拠点に隣接する地域防災拠点は、自衛隊駐屯に必要なスペースを除く概ね1haを標準とする。

(4) 配置の考え方

- ① 各市町に地域防災拠点を1か所以上配置することとする。
- ② 物資・要員の集積や広域防災拠点とのアクセス性（幹線街路などとの接続）に配慮することとする。
- ③ 市街地連担型地域では、周辺建築物の不燃化の促進による防災性の向上に努めることとする。

6 コミュニティ防災拠点

市町は、コミュニティを中心とした生活空間内において、災害時には避難と救援の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。

なお、必要に応じ、コミュニティ防災拠点に至るまでの一次的な避難地となり、また、身近な防災活動拠点となる概ね500㎡以上の街区公園相当の公園・広場の整備に配慮することとする。

(1) 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。

(2) 機能

コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努めることとする。

- ① 災害時において避難・応急生活が可能な機能
 - ・避難・滞留空間
 - ・備蓄施設
- ② 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- ③ 情報通信設備
 - ・圏域内の住民への情報連絡装置（同報無線、拡声器等）
 - ・災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備
- ④ 対象地区内の防災活動に必要な設備
 - ・備蓄施設（小型発電機、ポンプ等）
 - ・耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）
- ⑤ 電気、飲料水等の自給自足機能
 - ・自家発電設備、再生可能エネルギー発電設備
 - ・飲料水兼用型耐震性貯水槽・井戸
- ⑥ 救急医療、高齢者・障害者ケア機能との連携（市街地連担型地域の場合）など

(3) 規模

コミュニティ防災拠点には、以下の規模を確保するよう努めることとする。

- ① 市街地連担型地域については、コミュニティ防災拠点の中核となるオープンスペースの規模は概ね1haとするが、近隣施設内の公共的空間に高齢者・病人等を収容するなど、コミュニティ防災拠点の施設全体を活用することによって2㎡×対象人口の有効面積を確保する。
- ② 市街地分散型地域については、少なくともその対象人口1人につき、2㎡の有効面積を確保する。

(4) 配置の考え方

- ① 市街地連担型地域については、コミュニティのまとまりや災害時の徒歩圏を考慮して町内会や自治会を

単位として配置する。その際、近隣公園相当の広場と学校等の公共施設を地域の特性に応じて、連携して利用できるよう考慮することとする。

- ② 市街地分散型地域については、拠点候補施設の規模の実状を踏まえつつ、拠点への至近性を高めるため、複数のコミュニティ防災拠点を配置する。その際、必要に応じて、オープンスペース系の施設と建物系の施設の連携利用を配慮した配置に努めるとともに、災害を受けにくい安全性の高い立地に配慮することとする。

7 基幹的広域防災拠点との連携

京阪神都市圏における大規模地震発生時等に広域災害応急対策の拠点となる三木総合防災公園、堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点、山城総合運動公園と連携し効果的な輸送機能を確保する。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 地域防災拠点の整備
- (2) コミュニティ防災拠点の整備
- (3) 広域防災拠点との連携
- (4) その他必要な事項

第7節 火災予防対策の推進

第1款 出火防止・初期消火体制の整備

〔実施機関：県危機管理部、県まちづくり部、消防本部〕

第1 趣旨

災害発生時等の出火防止・初期消火体制の整備について定める。

第2 内容

1 組織の確立

(1) 常備消防

令和6年4月1日現在、県内の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。

○ 常備消防設置状況

(令和6年4月1日現在)

常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数
単 独	19	18市 1町	5,340
一部事務組合	5	11市 5町	895
事 務 委 託	—	6町	—
計	24	29市12町	6,235

(2) 非常備消防

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、団員数は全国最多だが、年々減少傾向が見られる。そのため、市町は、施設・設備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層の団員の入団促進をはじめ、機能別団員・分団の制度導入を行うなど、消防団の活性化を推進し、その育成を図ることとする。

県は、市町による消防団の加入促進や活性化の取組について、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、普及啓発や助言などの支援を行う。

○ 消防団設置状況

(令和6年4月1日現在)

消防団の数	市町の数	消防団員数
62	29市12町	38,016人

2 火災予防対策

(1) 一般予防対策

- ① 県、市町は、消防予防行政を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図ることとするほか、あわせて消火・防火機器の普及に努めるものとする。特に、林野火災においては出火原因の大半が不注意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。また、市町においては立ち入り検査等を強化する。
- ② 県、市町は、地域の自主防災組織や事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図ることとする。
- ③ 市町は、火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、市町火災予防条例に基づき出火の予防に努めさせることとする。

- ④ 市町は、消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

(2) 建築物の火災予防

- ① 県、市は、火災発生時の類焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を行うこととする。
- また、防火地域及び準防火地域を指定し、耐火構造等建築物の延焼防止を図るとともに、石油類等の貯蔵施設・工場等特に危険性の高い施設についても用途地域指定により住宅等との混在を制限する等区域内の火災予防を図ることとする。
- ② 市町は、建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図ることとする。

(3) 人命危険対象物火災予防

- ① 防火及び防災セイフティマークの表示指導
- 市町は、法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物点検制度及び防火管理者点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、点検基準に適合していることを示す防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。
- ② 消防法令違反に対する是正指導の推進
- 市町は、不特定多数の人が出入りする劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等の建物で、消防用設備等の未設置等の防火安全上の消防法令違反に対し、是正指導を行うなど、危険な対象物の一掃を図ることとする。

(4) 防火管理者等の育成と活用

- ① 市町は、学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させることとする。
- ② 県、市町は、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者を養成、指導し、総合的な防火管理体制の整備を図ることとする。

(5) 特殊危険物の予防対策

市町は、放射性物質等の特殊危険物について、あらかじめその取扱所等における具体的な予防対策を講じさせることとする。

(6) 化学消火薬剤の備蓄

県は、化学消火薬剤の分散備蓄に努めることとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 消防組織の現況
- (3) 火災予防対策
- (4) その他必要な事項

第7節 火災予防対策の推進

第2款 消防施設・設備の整備

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

市町における消防力の整備・強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 災害時における総合的な消防計画の策定

市町は、災害時の火災に対応する総合的な消防計画を策定することとする。また、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県と連携し、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。

2 庁舎の耐震性向上

市町は、消防署等が災害時の応急対策拠点となることを考慮し、庁舎の強度の向上を図ることとする。

3 消防施設の整備

(1) 現況

① 整備水準

本県の消防力の現況は、消防庁告示に定められている「消防力の整備指針」に照らすと、次のとおりである。

(令和4年度「消防施設等整備計画実態調査」)

項 目	基 準	現 有	充足率(%)
消防署所数	181	172	95.0
ポンプ自動車(常備)	259	229	88.4
ポンプ自動車(消防団)	496	504	101.6
動力消防ポンプ(消防団)	1,801	1,820	101.0
消防水利	52,264	44,686	85.5

② 消防職員・団員の数等(令和6年4月1日現在)

消防署数	55	消防団数	62
出張所数	117	分 団 数	1,201
消防職員数	6,235	消防団員数	38,016

③ 消防ポンプ自動車等の保有数

(令和6年4月1日現在)

種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団
普通消防ポンプ自動車	204	470	手引動力ポンプ	1	32
水槽付消防ポンプ自動車	83	34	大型高所放水車	4	—
はしご付消防自動車	42	—	泡原液搬送車	4	—
屈折はしご付消防自動車	5	—	救急自動車	242	—
化学消防自動車	40	—	救助工作車	49	—
小型動力ポンプ付積載車	29	1,515	消防艇	3	—
小型動力ポンプ	133	373	ヘリコプター	3(※)	—

※ ヘリコプターについては県所有分1機を含む

④ 消火水利の概要

(令和6年4月1日現在)

消火栓	121,301		
防火水槽	19,322	100m ³ 以上	1,037
		60～100 m ³	1,355
		40～ 60 m ³	14,642
		20～ 40 m ³	2,288
井 戸	326		
プール	1,019		
その他	1,080		

(2) 整備計画

- ① 市町は、消防施設・設備について、大規模地震や津波災害、同時多発火災など多様な災害への対応も踏まえ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、計画的な整備を進めることとする。

ア 消防力の整備指針・消防水利の基準の達成を目標に、整備を図ることとする。

イ 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努めることとする。

- ② 県は、市町と十分協議の上、消防施設強化促進法に基づく消防施設等の整備に対する補助制度及び地方債制度を活用し、市町の消防力の強化を促進することとする。

ア 補助制度

消防防災施設等整備費補助金

イ 地方債制度

防災基盤整備事業

公共施設等耐震化事業

施設整備事業（一般財源化分）

緊急防災減災事業

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町の消防計画の策定
- (2) 消防施設・設備の現況
- (3) 消防施設・設備の整備
- (4) その他必要な事項

〔資 料〕 「常備消防の現況」
「消防水利の現況」
「消防団の現況」
「化学消火薬剤等備蓄状況」

第7節 火災予防対策の推進

第3款 大規模火災対策の実施

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

大規模火災発生の危険性の高い地域への対策について定める。

第2 内容

1 延焼火災の危険性の予測

火災が発生した場合、その火災が延焼拡大する危険性を火災危険度評価マップとして250m×250mメッシュ毎に予測した結果は別図1のとおりである。

【火災危険度評価基準】

ランク分け	不燃領域率	木防建ぺい率	備 考
1	70%以上	－	放任火災が延焼しない
2	70%未満	20%未満	焼失率0%
3		20%以上30%未満	木造で延焼による焼失が発生
4		30%以上40%未満	防火造で延焼による焼失が発生
最も危険5		40%以上	木造・防火造で焼失率100%

出展：改訂都市防災実務ハンドブック

※対象は、以下の31市町の市街化区域内もしくは用途地域内

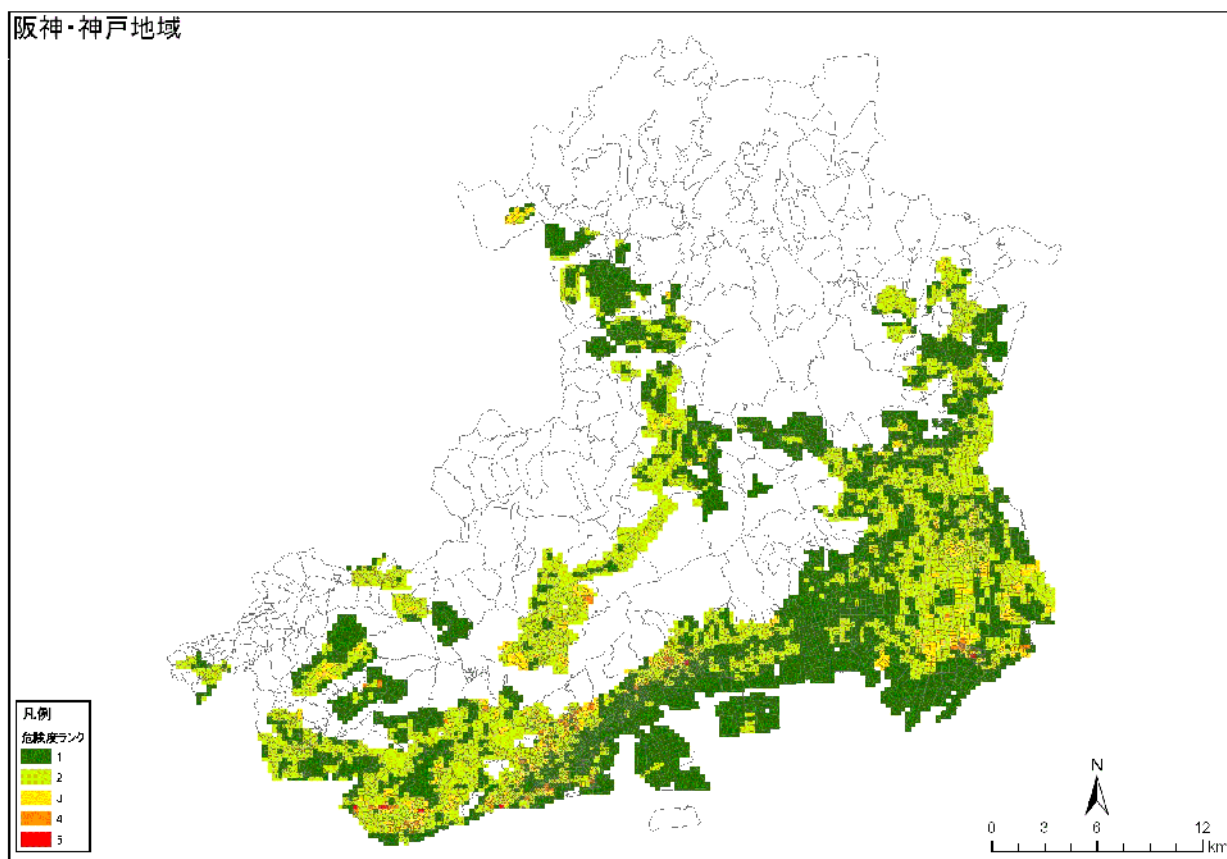
神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、上郡町

2 広域避難地等の整備事業計画

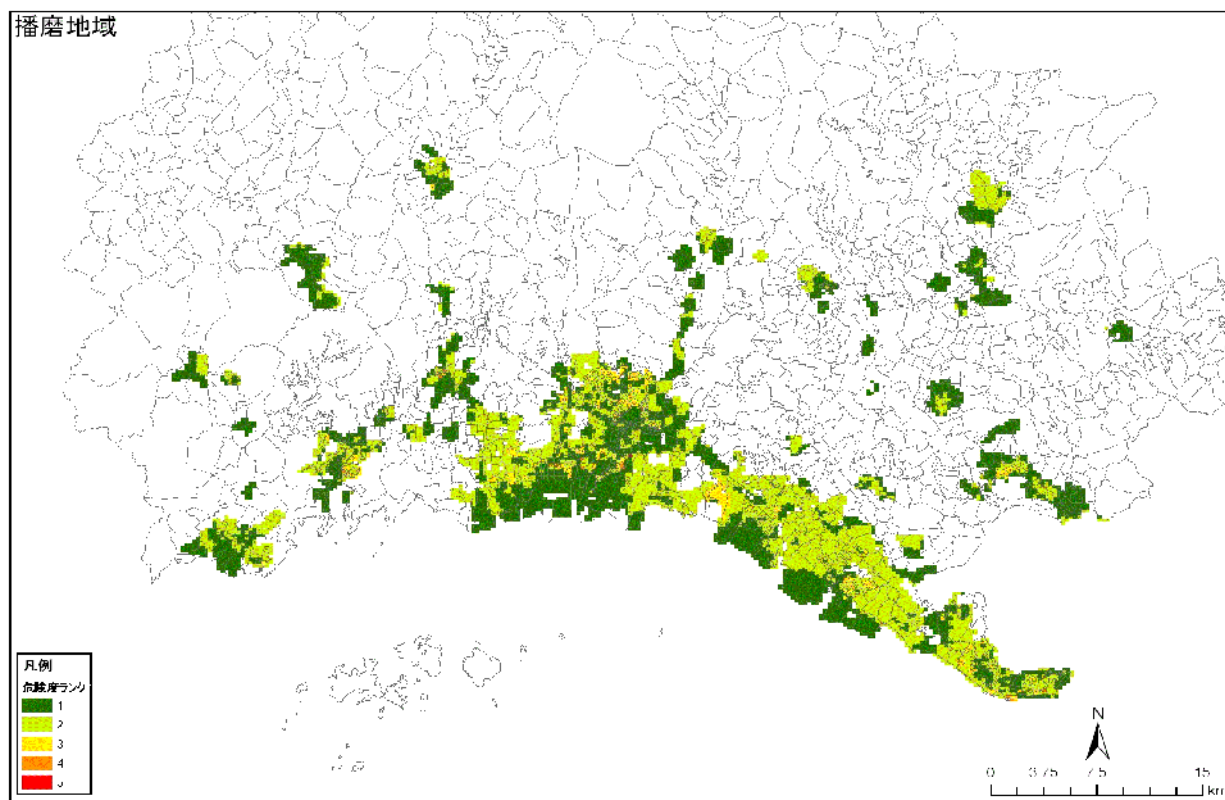
(→「都市の防災構造の強化」の項を参照)

〔資 料〕 「常備消防の現況」
「消防水利の現況」
「消防団の現況」
「化学消火薬剤等備蓄状況」

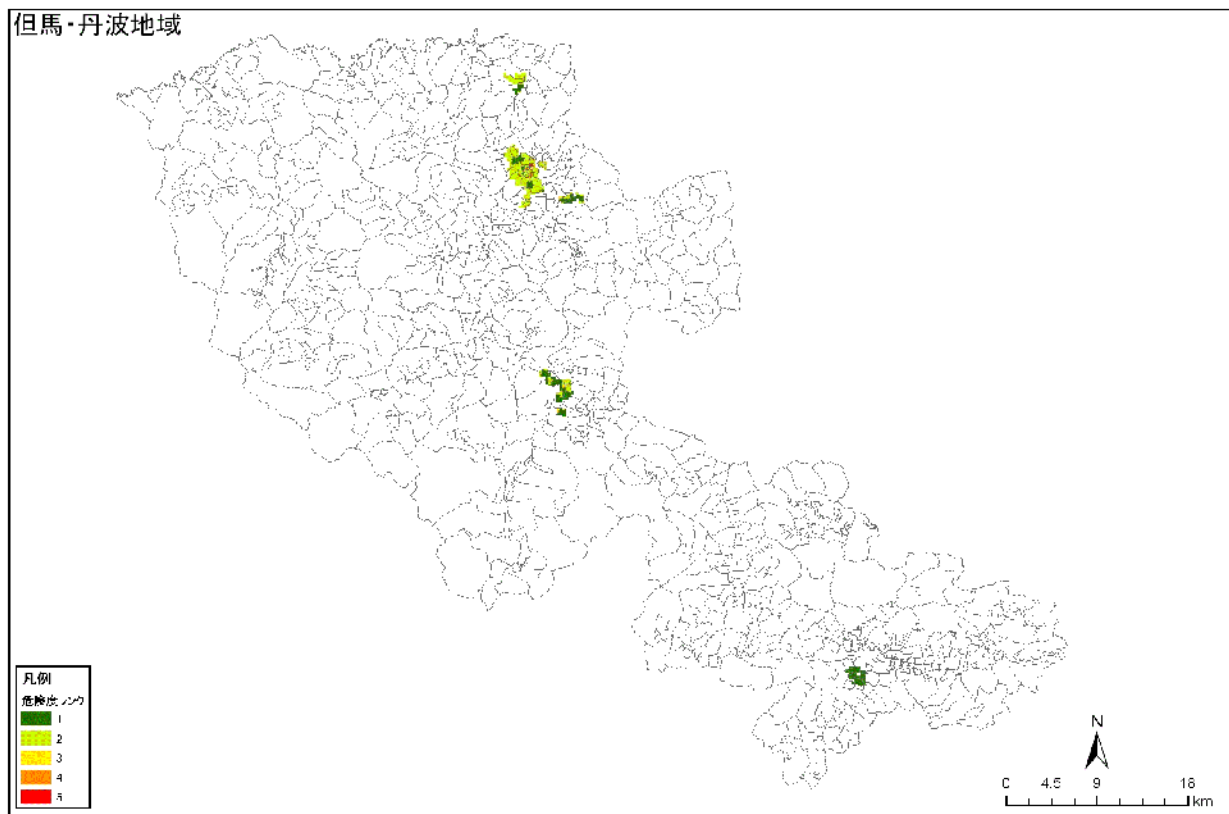
(別図1) 「メッシュ別火災危険度ランク(阪神・神戸)」



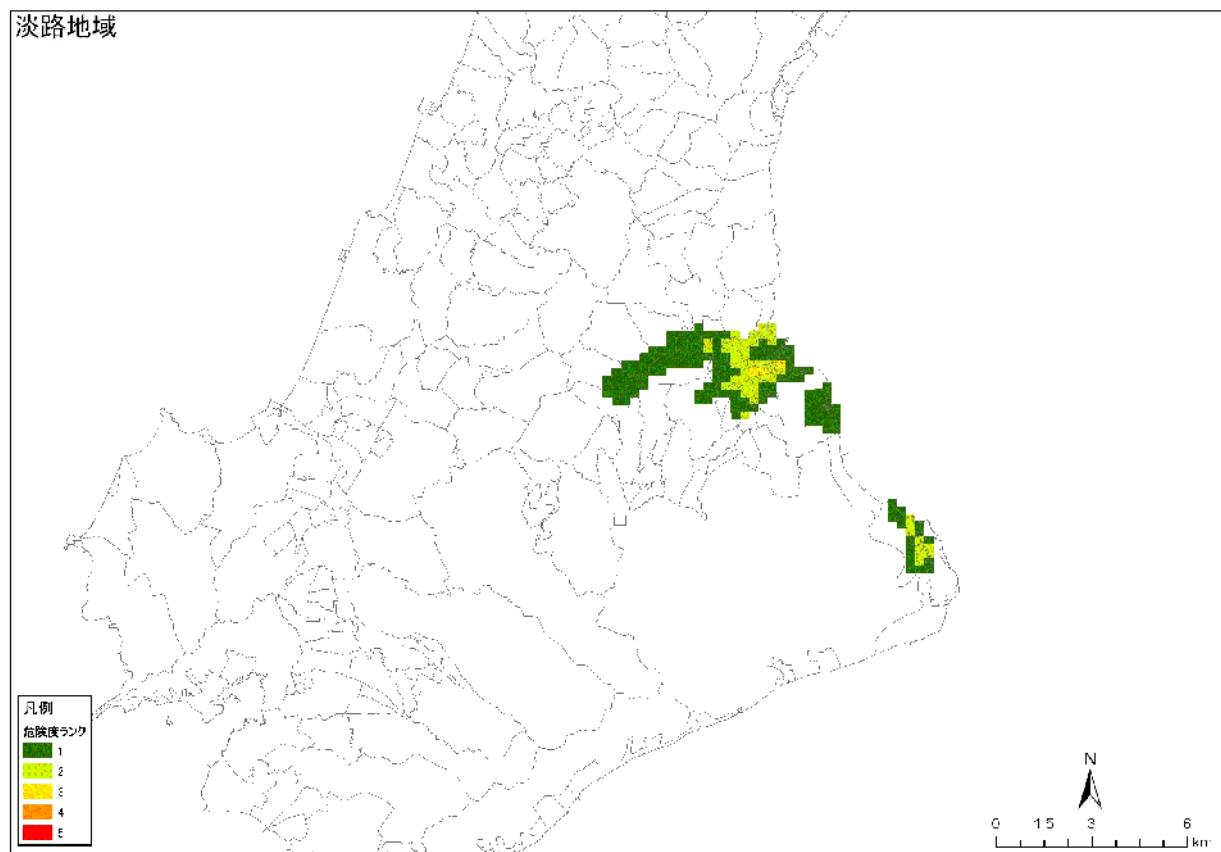
(別図1) 「メッシュ別火災危険度ランク(播磨)」



(別図1) 「メッシュ別火災危険度ランク(但馬・丹波)」



(別図1) 「メッシュ別火災危険度ランク(淡路)」



第8節 防災資機材の整備

〔実施機関：県危機管理部、県土木部、県警察本部、市町〕

第1 趣旨

災害時に必要な防災資機材の整備について定める。

第2 内容

県、市町等防災関係機関は、防災資機材等の整備充実を図ることとする。

1 被災者用資機材

県は、阪神・淡路大震災における実績等を勘案し、備蓄する品目及び目標量を算定し、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）に備蓄することとする。

（県が備蓄する住民用資機材）

仮設トイレ、仮設風呂、ブルーシート

市町は、住民用資機材の計画的な備蓄に努めることとする。

2 救助資機材

(1) 県民が使用する資機材

市町は、県民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置することとする。

(2) 救助要員用資機材

① 県は、阪神・淡路大震災における実績等を勘案し、備蓄する品目を定めるとともに、備蓄数量を算定することとする。

県は、原則として救助要員用資機材の全県備蓄量を人口按分し、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）に備蓄することとする。

（県が備蓄する救助資機材）

人命救助システム（救助用照明具、エンジン式削岩機、エアジャッキ、手動ウインチ、背負式消火ポンプ、救助作業用誘導棒、サイレン付警報機、捜索用投光機、救助用ロープ、携帯式便所、エンジンカッター、チェーンソー、油圧式ジャッキ、油圧式カッター、ピストン式破壊工具、ピック付バール、レスキューベスト、レスキューリュック、スリングロープ、多用途ナイフ、ピック付手おの、特殊作業手袋

② 県は、水害又は津波被害発生時における救助用資機材として、船外機付ボートを広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）に備蓄することとする。

③ 県警察本部は、交番・駐在所単位で破壊用具(レスキューユニット)を整備することとする。

3 拠点用資機材

① 県は、広域防災拠点の運用に必要な資機材を、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）に備蓄することとする。

（県が備蓄する拠点用資機材）

テント、パレット、ローラーコンベア、台車、投光機、発電機、フォークリフト、通信機器、簡易ベッド等

② 県は、水害又は津波災害発生時における物資の輸送、緊急連絡、被害状況把握等に必要な資機材として、手漕式ボート、災害用トラックを県民局、県民センター等に備蓄することとする。

4 水防資機材

水防管理者は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計等を整備することとする。内容については、兵庫県水防計画に定めるところにより整備することとする。

5 その他

県は、津波に備え、リアルタイムで画像を入手するため、必要に応じて監視カメラ等を設けるよう努めることとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 防災資機材の備蓄状況
- (3) 防災資機材の備蓄計画
- (4) その他必要な事項

〔資 料〕 「災害救助物資・災害対策用資機材等備蓄状況（県災害拠点別）」
「災害救助物資備蓄状況（市町別）」
「県下消防本部保有救助資機材」
「消防防災ヘリコプターの現況」
「自衛隊保有資機材」
「水防態勢現況表」

第9節 災害救急医療システムの整備

〔実施機関：県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、病院局、教育委員会、市町〕

第1 趣旨

多数の負傷者等に対する救急医療や避難所・仮設住宅等における医療対策を想定した災害救急医療システムの整備について定める。

第2 内容

1 災害救急医療情報システムの整備

(1) 災害救急医療情報指令センターの整備

県は、保健医療部長を本部長とする保健医療福祉調整本部を立ち上げるとともに、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを災害医療センター内に整備することとする。

※保健医療福祉調整本部・・・保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅延なく行うための本部

(2) 災害医療情報ネットワークの形成

県は、災害救急医療情報指令センターをキーステーションに衛星通信等、複数の通信手段を採用した情報通信ネットワークを整備するとともに、災害救急医療情報システム等を活用し、一次及び二次救急医療機関、災害拠点病院を含めた情報ネットワークを形成することとする。

また、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムをはじめとした、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めることとする。

2 救急搬送システムの整備

県は、災害救急医療情報指令センター等が搬送機関へ迅速かつ的確に、災害救急医療情報システム等により把握した情報の提供や搬送等の指示・要請ができる体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による搬送体制や災害拠点病院等でのヘリポート、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）、災害派遣用車両（DMATカー）の整備促進等に努めることとする。

3 災害救急医療システムの充実

県は、災害救急医療システムの充実を災害医療センターの整備にあわせて行うこととする。

また、災害医療対応を行う圏域設定については、県民局又は県民センターに災害対策地方本部が設定されて県民局等の単位で災害対応を行うことから、県民局・県民センターと一致する圏域で災害医療圏域を設定する。

県、市町等は、地域保健医療情報センターを設置する各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るために、平時より医療機関等の業務継続基盤（耐震性、電源、水、地域における役割等）の把握に努め、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び市町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備することとする。

4 機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備

(1) 県は、兵庫DMAT指定病院のDMAT（以下、「兵庫DMAT」という。）の運用方法を定め、通信機器・手段、医療資機材などの整備を促進するとともに訓練を実施することとする。

(2) 県は、状況によっては、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMAT等の派遣を行うことができるようにするとともに、その場合は、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱うこと

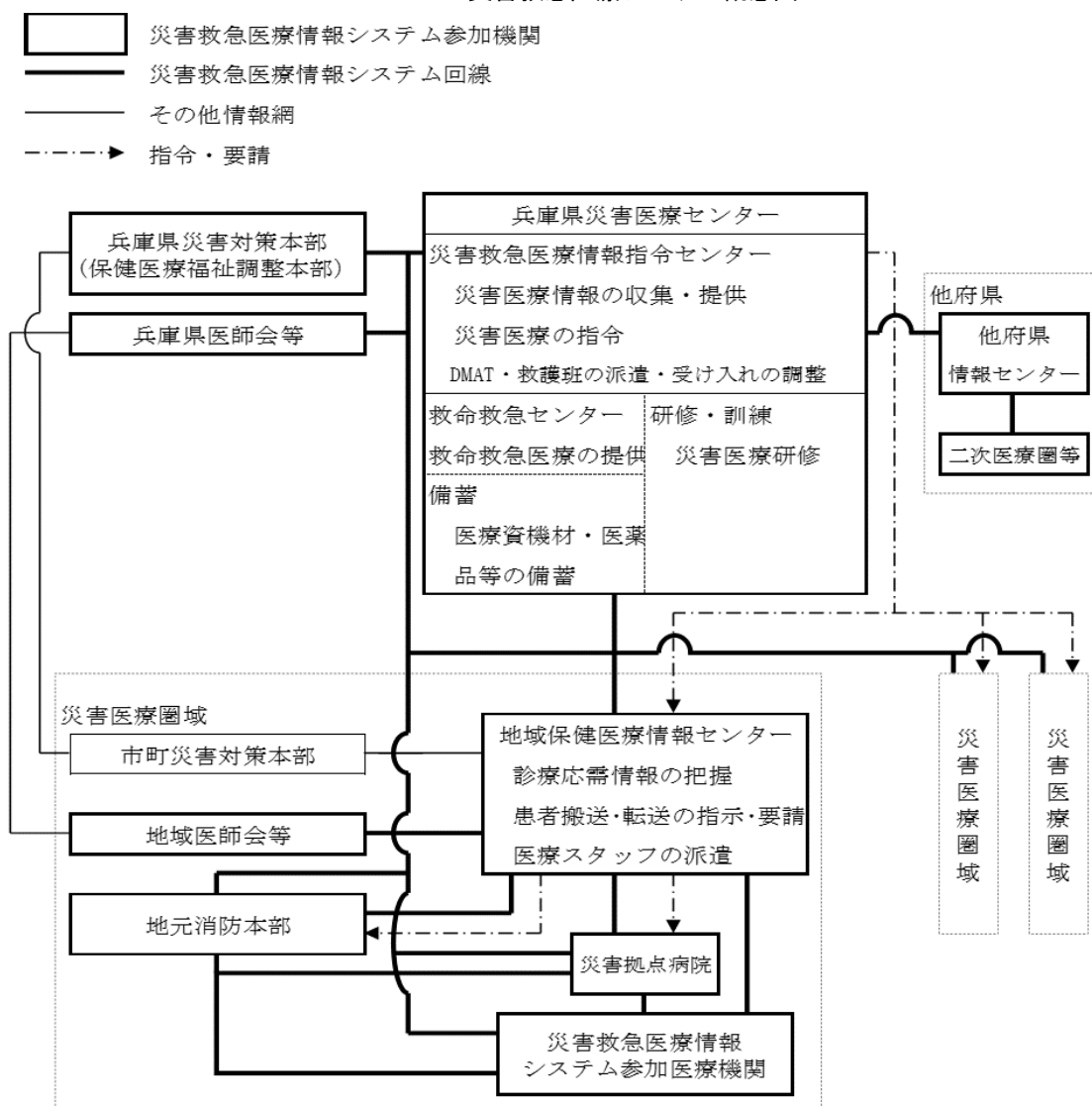
とする。

- (3) 県は、災害拠点病院の医師・各地域の医療関係者等に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時から院内調整や自主判断による兵庫DMAT等の派遣、被災患者の搬送先や兵庫DMAT及び救護班(以下、「救護班等」という。)の派遣及び受入調整、地域医療情報センター等、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担うこととする。
- (4) 県、市町等は、県広域防災センターに「がれき救助訓練施設」を整備・活用し、レスキューや医療チームの育成を図ることとする。
- (5) 県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。

DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは

- ・ 災害の発生直後の急性期(概ね48時間以内)から活動を開始できる機能性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームである。
- ・ DMATは、DMAT本部、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。必要な場合には、初期の避難所、救護所、社会福祉施設での活動サポート等を考慮する。

災害救急医療システム概念図



5 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備

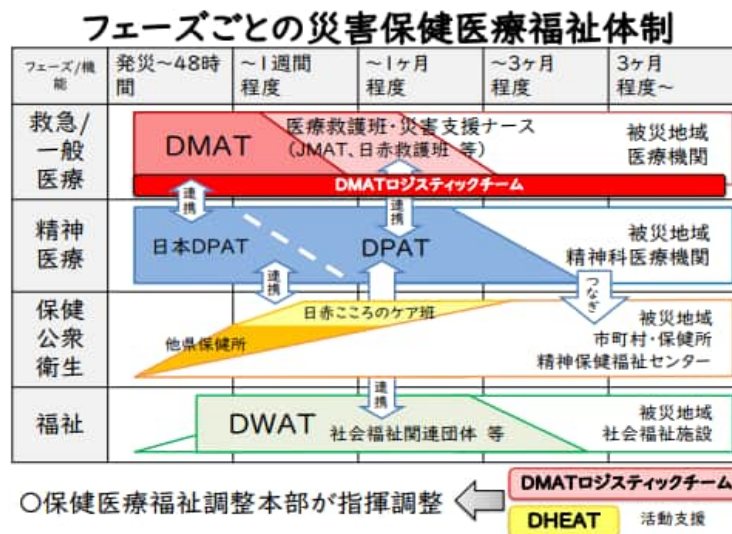
- (1) 県は、兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」（以下、「ひょうごDPAT」という。）の体制を整備するため、ひょうごDPAT登録制度とひょうごDPAT活動マニュアルを整備することとする。
- (2) 県は、通信用機器、衛星電話、共通ユニフォームなどの資機材を整備し、登録者に対し専門研修を実施することとする。
- (3) 県は、令和6年4月の医療法改定に基づき発災後48時間以内に活動を開始する日本DPATを組織できる医療機関と医療法に基づく協定を締結し、訓練に参加するなど、DPAT事務局等と協力して、各関係機関等との連携体制を整備することとする。
- (4) 県は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療の提供、及び地域の精神保健医療を支援することを目的として災害拠点精神科病院の指定を行う。

<参考>

○ 「ひょうごDPAT」とは（DPAT: Disaster Psychiatric Assistance Team）

「ひょうごDPAT」の活動内容	
目的	被災者及び支援者に対する精神医療及び精神保健活動支援
活動期間	概ね、救命活動終了後～復旧期
活動内容	医療救護班、保健活動と連携し、精神科医療の提供、支援者支援、普及啓発を行う
活動拠点	DPAT活動拠点本部（健康福祉事務所等）
活動場所	救護所、避難所、仮設住宅等
対象者	- 被災前から精神科疾患に罹患しているもの - 被災後、精神的不調を訴えた者（トラウマ・PTSD関連疾患患者含む） - 支援者（地域医療従事者、救急隊員、行政職等）
チーム構成	精神科病院単位を基本として登録 精神科医師 1名 精神科看護師等 1名 業務調整員（ロジスティクス） 1名 公的機関職員 1～2名 計4～5名

○ 大規模災害時の保健医療ニーズと活動の経時変化のイメージ



○ JMAT (Japan Medical Association Team) 兵庫とは

医師、看護師、薬剤師、事務（ロジ）等でチーム編成する兵庫県医師会災害医療チームで、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的とする組織。

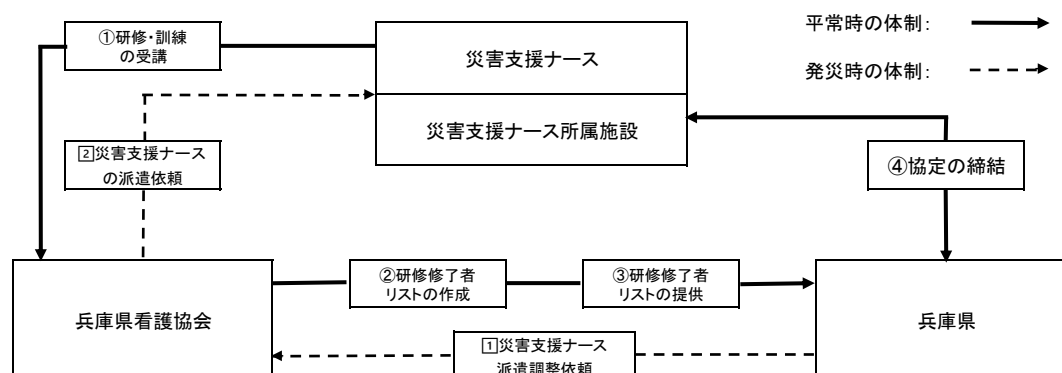
○ 災害支援ナースとは

新興感染症及び災害の発生時に、他の医療機関等への応援派遣に的確に対応できる看護職員。

6 災害支援ナース等の整備

- (1) 県は災害発生に備え災害支援ナースが所属する施設と災害支援ナースの派遣に関する協定を締結する。また兵庫県看護協会と協力して災害等発生時に派遣可能な災害支援ナースのリストを整備する。
- (2) 県は被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）等に災害支援ナースの派遣を行うため、兵庫県看護協会との連携体制を整備する。

<災害支援ナースの登録・派遣等のフローチャート>



7 兵庫県災害医療センターの運営

大規模災害時にも診療機能が維持できるよう、耐震構造を有するとともに、大容量自家発電装置、貯水槽、備蓄倉庫等の防災設備と多数の患者を受け入れられる機能を確保し、多発外傷、重症熱傷、挫滅症候群患者等に対する救命救急医療機能を備えた30床の災害医療センターを災害救急医療システムの中核施設として運営する。

災害医療センターは、後方支援病院となる神戸赤十字病院とともに、基幹災害拠点病院となり、共同で患者受け入れ、救護班派遣等を行なうこととする。

施設内容

所在地：神戸東部新都心（神戸市中央区脇浜海岸通1－3－1）

鉄筋コンクリート造・地下1階、地上4階建、延床面積：6,300㎡、病床数：30床

診療科目：内科、外科、整形外科、循環器内科、神経内科など救急部を中心とする計11科

	兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院
	病院機能	病院以外の機能	
平時	1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急措置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供
災害時	1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から60床に増床 3 救護班等の派遣	保健医療調整本部の補助・強化機能 兵庫県DMAT調整本部等の設置 災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請	1 被災地からの患者の受入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班等の派遣

8 災害拠点病院の整備

県及び災害拠点病院（県下10の災害医療圏域に18病院）の開設者は、各災害拠点病院について、耐震強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進することとする。

9 災害拠点精神科病院の整備

県及び災害拠点精神科病院（県下3精神科病院）は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療提供、及び地域の精神医療機能を支援する。

10 兵庫県こころのケアセンターの運営

県は、災害等による心的外傷後ストレス障害その他様々なストレスに関する調査研究、研修、相談・治療、情報発信等を行う中核施設として、兵庫県こころのケアセンターを運営する。

施設内容

所在地：神戸東部新都心（神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2）
地上3階建 床面積：5,100㎡
（主な施設：研究室、研修室、診療室、相談室等）

11 医薬品等の確保

- （1）災害医療センター及び各災害拠点病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班及び兵庫DMATが携行する医療機材を備蓄することとする。
- （2）県、市町は、各医療機関にも備蓄を奨励することとする。
- （3）県、市町等は、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品等（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意することとする。
- （4）兵庫県赤十字血液センターは、県民医療に不可欠な輸血用血液を確保・供給する拠点となるとともに、災害時における陸・海・空路を利用した血液供給体制の整備を行うこととする。

12 医療マンパワーの確保

（1）災害医療従事者の研修

災害医療センターは、医療救護活動、医療救護体制、災害医療に関する知識、医療技術の習得等を内容と

する研修を実施することとする。

13 住民に対する啓発

県、市町は、研修会等を通じて、住民に対する災害医療の普及啓発を行うこととする。

14 市町における災害医療体制等の整備

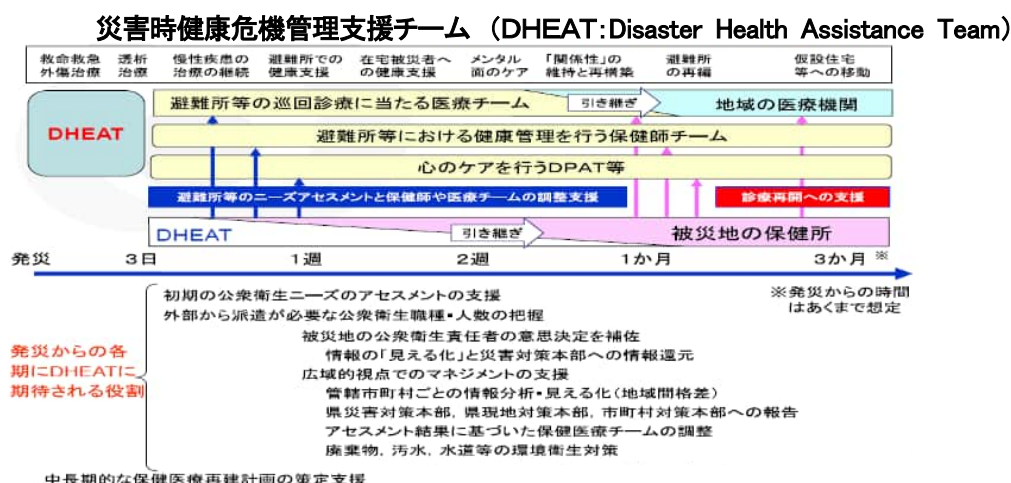
- (1) 市町は、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、市町域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、搬送機関等と調整し、市町地域防災計画に明記の上、整備を図ることとする。
- (2) 市町は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図ることとする。

15 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備等

県は、兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（以下、「DHEAT」という）の体制を整備・充実強化するとともに、公衆衛生医師、保健師等の災害時の保健医療活動を担う職員を対象として、専門的な研修を実施する。

<参考>

- 災害時における DHEAT と DMAT、DPAT、保健師チームとの連携



- 「兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」とは

DHEAT の活動内容	
目的	重大な健康危機が発生した場合に、被災都道府県等の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能、急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務などを補佐することにより、被災地の保健医療活動を支援
活動期間	概ね、発災後 48 時間から 1 か月程度
活動内容	要救護者支援に向けた避難所等ニーズ把握、支援量（人/物）分析、支援計画策定
活動拠点	DHEAT 活動拠点本部（健康福祉事務所等）
活動場所	本庁、保健所
チーム構成	専門的な研修を受講した職員の中から、公衆衛生医師、保健師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理技術者、業務調整員等

16 実習船の活用

- (1) 県は、県立香住高等学校が保有する実習船を活用し、災害時における物資の搬送及び水の提供、患者や医療従事者の搬送、医療行為（人工透析等）の提供等について、医師会・医療関係機関等と連携し、訓練等を行う。
- (2) 県は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）に基づき国が行う対策を踏まえつつ、実習船の活用について検討を進める。

17 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町域内での災害対応病院の指定
- (2) 救護所の設置
- (3) 救護班の編成
- (4) 医薬品等の備蓄
- (5) その他必要な事項

〔資 料〕 「災害拠点病院一覧」

第10節 緊急輸送体制の整備

〔実施機関：近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、県危機管理部、県農林水産部、県土木部、県警察本部、市町、日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)、道路輸送機関〕

第1 趣旨

災害時における災害応急活動に必要な物資等のための緊急輸送道路の整備や緊急自動車等の通行を確保するための緊急交通路の設定等緊急輸送体制の整備について定める。

第2 内容

1 緊急輸送道路ネットワークの設定

県は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定めることとする。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの形成

県は、道路状況や防災拠点等をもとに、緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備を図り、代替路の設定などと併せ、大規模災害発生時の輸送手段の確保に努めることとする。

緊急輸送道路を構成する路線は、県外からの救援物資等の輸送や、被災者の搬送など諸活動を想定して選定し、道路や防災拠点の整備状況等の変化を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

(2) 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努めることとする。

(3) 通行の確保

県は、県外からの救援物資等を広域防災拠点等を経由して各市町ごとに定めた地域防災拠点等に輸送し、また、被災者を救助し災害拠点病院等に搬送するため、緊急輸送道路ネットワークに基づき、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、その通行確保に努めることとする。

道路管理者は、道路啓開を実施する方針・計画をあらかじめ定めておくとともに、定期的な見直しを行うなど、迅速に緊急輸送道路の通行ができるようになるための体制確保に努めることとする。また、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

＜海上からのアクセスポイント＞

- 瀬戸内海側 — 尼崎西宮芦屋港、神戸港、明石港、東播磨港、姫路港、家島港、相生港、赤穂港
- 日本海側 — 津居山港、香住漁港、浜坂漁港
- 淡路島 — 岩屋港、津名港、洲本港、都志港、富島漁港、福良港

＜空からのアクセスポイント＞

大阪国際空港、神戸空港、但馬空港

2 緊急交通路予定路線の事前指定

(1) 緊急交通路の確保

県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、被害想定状況、河川等の地理的条件等を勘案して、県内を阪神地域、東・西播磨地域、但馬・丹波地域及び淡路地域に分割し、高速道路及び幹線道路を中心に道路及びその区間を緊急交通路の予定路線として事前指

定するとともに、その周知を図ることとする。

また、道路管理者は、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

(2) 平時の整備

県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、通行可能な道路や交通状況の迅速な把握、さらには交通規制の実施のために、交通監視カメラ、車両感知器、交通規制資機材等の整備に努めることとする。

また、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進することとする。

さらに、広域交通管制及びそれに必要な相互支援活動を的確に行うため、他都道府県警察本部と協定等を締結し、平時からの連携体制を整備しておくこととする。

3 緊急交通路の補完的機能の確保

県は、必要があると認める場合、河川管理者（国土交通省）を通じ、河川（加古川）における緊急交通路の補完的に機能を果たす緊急用河川敷道路の通行可能状況を把握し、利用について河川管理者と協議するなど、緊急交通路の補完的機能の確保に努めることとする。

○ 加古川緊急用河川敷道路

- ・ 右岸（西岸） 高砂市荒井町小松原～加古川市上荘町都染
- ・ 左岸（東岸） 加古川市加古川町友沢～加古川市八幡町宗佐

4 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、県及び市町はその活用を図り、災害時における航空輸送を確保することとする。

5 物資供給体制の整備

近畿運輸局、神戸運輸監理部、関西広域連合は、県、政令市、関係機関と連携して、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会を設置し、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティックスを構築することとする。

6 その他

県は、県警察本部と災害時に緊急輸送道路や緊急交通路の機能が十分に発揮されるよう、啓発方策等の充実に努めることとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町内の緊急輸送道路・緊急交通路
- (2) ヘリコプター臨時離着陸場適地
- (3) その他必要な事項

〔資 料〕 「ヘリコプター臨時離着陸場適地」

「ヘリコプター臨時離着陸場適地（兵庫県内の飛行場、公共・非公共ヘリポート）」

「緊急交通路総括表」

「県内の規制路線に対する隣接府県の流入規制要点」

「緊急輸送道路ネットワーク」

「緊急輸送道路ネットワーク一覧表」

第11節 避難対策の充実

〔実施機関：県危機管理部、県保健医療部、県教育委員会、市町〕

第1 趣旨

災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。

第2 内容

1 避難対策の充実

市町は、避難に関する体制整備にあたっては、地震災害及び地震の発生に伴い発生した津波被害等、災害が重複して発生しうることを考慮するよう努めることとする。

県、市町は地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

2 災害時における避難（→第3編第3章第4節「避難対策の実施」の項を参照）

3 避難所の定義

(1) 避難所の目的

被災者に安全と安心の場を提供すること。

(2) 避難所の機能

安全の確保、食料・生活物資等の提供、生活場所の提供、健康の確保、衛生的環境の提供、情報提供・交換・収集、コミュニティの維持・形成等。

(3) 対象とする避難者

災害によって現に被害を受けた者、被害を受けるおそれがある者。

4 避難所等の指定

市町は、都市公園・都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間の施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図ることとする。

県、市町は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努めることとする。

(1) 指定緊急避難場所

① 指定基準

指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を津波等の災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。

- ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件）
- ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）
- ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件）

② 広域一次避難への配慮

市町は災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村

に設けることとする。

③ 留意事項

- ・市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、津波災害に対応した避難場所であることを明示するよう努めることとする。

(2) 指定避難所

① 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、各市町域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件）
- ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）
- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）
- ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件）
- ・要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に十分配慮することとする。

② 指定順位

市町が避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとし、施設管理者の同意を得た上で指定することとする。

- ・公立小、中学校
- ・その他公立学校
- ・公民館
- ・その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化・スポーツ施設等）
- ・その他の民間の施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等）

③ 広域避難及び広域一時滞在への配慮

- ・市町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることにについて予め同意を得るよう努めることとする。
- ・市町は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。
- ・県は、市町から県有施設（指定管理施設を含む）を広域避難及び広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは協力するよう努める。
- ・県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- ・県、市町、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

④ 留意事項

- ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時か

らの協力・連携体制の充実に努めることとする。

- ・市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努めるものとする。
- ・市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ・市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- ・市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- ・県は、市町が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を行う。
- ・市町は、指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めることとする。
- ・市町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。
- ・市町は、住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- ・市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局(保健所)が連携することとする。また、市町は、避難所での3密(密閉・密集・密接)を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めることとする。
- ・指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- ・自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染症患者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- ・在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

5 市町の避難所管理運営体制の整備

- (1) 市町は、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにしておくこととする。

(2) 避難所開設期間が7日を超えることも想定し避難所管理・運営体制を整備することとする。

6 施設、設備の整備

- (1) 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、空調設備を設置することを目標とし、電力および通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進することとする。
- (2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等）計画的な整備の推進を図ることとする。
- (3) 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (4) 市町は、過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。
- (5) 市町は、平時から、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく。
- (6) 県、市町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握する。

7 避難所運営組織の育成

- (1) 市町は、自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図ることとする。
- (2) 自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を把握するよう努めることとする。
- (3) 市町は、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておくこととする。

8 避難所開設・運営訓練

市町、避難所管理者、地域の防災組織等が連携した避難所開設・運営訓練を実施しておくこととする。

9 避難所管理運営マニュアルの作成

市町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が作成した「避難所管理運営指針（平成25年版）」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

（避難所管理運営指針（平成25年版）の主な内容）

- ① 基本方針
 - ・避難所の目的、機能、対象者 等
- ② 一般避難所
 - ・避難所指定方針
 - ・管理運営体制の整備
 - ・避難所の施設・設備、備蓄、通信手段
 - ・避難所不足への対応
 - ・管理責任者の配置と役割
 - ・避難者・避難所の情報管理、要配慮者の保護
 - ・食料・生活物資等の提供
 - ・女性への配慮
 - ・健康、衛生環境、広報、相談対応 等
- ③ 福祉避難所

- ・福祉避難所の目的、機能、対象者
- ・福祉避難所の指定
- ・必要な施設設備、物資・器材、人材
- ・社会福祉施設、医療機関等との連携
- ・運営体制の確保 等

10 感染症に対応した適切な避難対策

(1) 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。

また、市町は、避難所管理運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映することとする。

(2) 県・保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）を含む感染症患者の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所等にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、対象者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、対象者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、対象者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

（新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和2年6月策定、令和5年5月改訂）の主な内容）

① フェーズ 0 事前準備

- ・感染対策を考慮した収容人員の確認
- ・十分な避難所数の確保
- ・体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保
- ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備
- ・適切な避難所運営を行うための体制の構築
- ・住民への事前周知

② フェーズ 1 避難

- ・適切な避難先の提示
- ・避難情報発令時の留意事項

③ フェーズ 2 避難所開設・受入れ・運営

- ・避難所の開設
- ・避難所の受入れ
- ・避難所運営

④ フェーズ 3 避難所解消

等

11 避難指示等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成

県は、市町の適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するため、市町がマニュアルを作成する際の手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを作成するとともに、市町から求めがあった場合には避難指示の対象地域、判断時期等について助言することとする。

市町は、避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。

12 「マイ避難カード」の普及による県民の避難意識の向上

県、市町は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、県民の避難意識の向上を図ることとする。

13 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 指定緊急避難場所の指定箇所
- (2) 指定避難所の指定箇所
- (3) 管理・運営体制の整備
- (4) 設備・備蓄等の整備
- (5) 運営組織の育成
- (6) 地域の実情を踏まえ、自動車避難または車中泊避難を受入れる地域がある市町にあつては、適切な受け入れ体制の整備
- (7) その他必要な事項

第12節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進

〔実施機関：県危機管理部、県土木部、市町、企業〕

第1 趣旨

大地震により交通機能が停止した場合、神戸・阪神地域を中心に速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、通勤・通学・帰宅困難者対策について定める。

第2 内容

1 通勤・通学・帰宅困難者等への支援

- (1) 災害時における徒歩帰宅者を支援するため、関西広域連合が関西2府6県4政令市（兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市）を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結している。

【協定に基づく支援内容】

- 協定事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供
- (2) 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、鉄道駅周辺や路上での滞留人口の減少に配慮することとする。
- (3) 市町は、通勤・通学、帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時滞在施設の提供等、適切な対応を図ることとする。また、滞り場所等の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞り場所等の運営に努めることとする。
- (4) 県は、一時滞在施設の確保など通勤・通学・帰宅困難者対策に係る市町の取り組みについて支援することとする。
- (5) 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行うこととする。
- (6) 県、市町、関係事業者は、要配慮者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて通勤・通学及び帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図ることとする。

2 普及啓発

- (1) 協定事業者は、統一ロゴマーク及びモデルデザインに基づき関西広域連合が作成した「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を、支援可能な店舗に掲示することとする。
- (2) 県、市町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等との災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努めることとする。

3 訓練等の実施

県は、1.17ひょうごメモリアルウォークを活用し、災害時帰宅困難者の帰宅訓練コースを設定するなど、災害時帰宅困難者を想定した訓練等の実施に努めることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 住民等への普及啓発

- (2) 帰宅困難者への対応
- (3) 訓練における帰宅困難者の想定
- (4) その他必要な事項

第13節 備蓄体制等の整備

〔実施機関：農林水産省農産局、県危機管理部、県産業労働部、県農林水産部、県土木部、県企業庁、市町、水道事業者〕

第1 趣旨

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。

第2 内容

1 基本方針

- (1) 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じることとする。
- (2) 県、市町は、県民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発することとする。
- (3) 市町は、県民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における当該市町の最大避難者数を基準に、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。また、必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計するとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努めることとする。
- (4) 県は、広域的な立場から、不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資について、市町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数（30万人）を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備することとする。また、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。
- (5) 県、市町、その他防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努めることとする。
- (6) 県、市町は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の新物資システム（B-P L o）を活用し情報共有を図るよう努めることとする。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。
- (7) 県、市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。

2 食料

(1) 備蓄、調達

① 食料給与対象者

- ア 避難所等に収容されている被災者
- イ 住家が被害を受け、炊事ができない者
- ウ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- エ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

② 目標数量

県、市町、県民は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努めることとする。

	県民による備蓄	行政による備蓄	
		市町	県
コミュニティ域又は小中学校区レベル	1人3日分※ (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
市町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合計	3日分※	2日分	1日分

(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

③ 品目

品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮することとする。

- ア 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- イ 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水
- ウ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。

④ 方法

ア 市町は、コミュニティ域又は小、中学校レベル及び市町域レベルで被災者2日分の食料を備蓄することとする。なおコミュニティ域又は小、中学校区レベルについては、発災後すぐに対応が必要になることから、きめ細かな単位で直接備蓄をするよう努めることとする。

イ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、次の方法により対応することとする。なおこの方法を実効あるものにするため、原則として業者と協定を締結し、定期的に在庫確認を行うこととする。

また、必要に応じて、自衛隊に乾パン等の食料の放出を要請することとする。

(ア) 米穀 …… 備蓄食料の活用（広域防災拠点からのアルファ化米等の供出）

米穀販売事業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課への要請（県知事と農林水産省農産局長が米穀の売買契約を締結。その後、政府所有米穀の販売等業務を委託している受託事業体からの引渡し）

(イ) おにぎり …… 学校給食センター、給食業者からの供給のあっせん、弁当給食事業者との協定に基づく供給のあっせん

(ウ) 弁当 …… 弁当給食事業者との協定に基づく供給のあっせん

(エ) パン、育児用調整粉乳 …… 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

(オ) 副食 …… 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

(カ) 食料品一般…… コンビニエンスストア事業者、食料品業者との協定に基づく供給のあっせん

(2) 搬送等

① 県は、搬送にあたっては「交通・輸送対策」の項で示す緊急輸送路の他、海上交通、空路交通を活用できる体制構築に努める。

- ② 県は、輸送協定を締結している団体に対して、県警察本部（交通規制課）及び県危機管理部（災害対策課）よりあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。また、災害発生時には、これらの団体に県の指定場所までの搬送を依頼することとする。なお、これにより難いときは、県の広域防災拠点に集積させることとする。
- ③ 県は、広域防災拠点等から各市町の拠点等への搬送にあたり、輸送協定を締結している兵庫県トラック協会に依頼することとし、あらかじめ投入可能台数を把握することとする。
- ④ 市町は、被災者へ食料を適正に配分することとする。

3 生活必需物資

(1) 備蓄、調達

① 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

② 目標数量

食料の項に準ずる。

幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もることとする。

③ 品目

県があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行う品目は次のとおりである。このうち、過去の災害等を勘案して、特に発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、要配慮者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

区 分	特 に 重 要 な 品 目 例	備 考
寝具	毛布 ほか	具体的な品目、調達先等については、資料編に掲載
外衣・肌着	下着 ほか	
身の回り品	タオル ほか	
炊事道具・食器	哺乳瓶 ほか	
日用品	トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、電動簡易トイレ、携帯トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー ほか	
光熱材料等	小型エンジン発電機、卓上コンロ・ボンベ 懐中電灯 ほか	

※ この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調査先を確認するよう努めることとする。

④ 方法

ア 市町は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市町域レベルで備蓄を行うこととする。

イ 県は、毛布等の備蓄目標量を算定し広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄することとする。

ウ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、毛布等については、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄した分を充当するとともに、あらかじめ協定した業者等に供給を依頼することとする。

なお、この方法を実効あるものにするため、事前に業者のおおよその供給能力を把握しておくこととする。

・県が現物備蓄している物資

毛布、ブルーシート、仮設トイレ、紙おむつ

- ・県が流通在庫備蓄している物資

毛布、ポリタンク、トイレットペーパー、哺乳瓶等乳幼児製品、紙おむつ

(2) 搬送等

食料の項に準じることとする。

4 衛生物資

(1) 備蓄、調達

市町は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

県は、災害時に被災市町の避難所運営において、不足した場合に広域応援調整ができるよう、衛生物資等を備蓄することとする。

① 品目

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触型体温計* など
運営スタッフ防護用物資等	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード* など
避難所運営用資材等	間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーテーション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

*県で備蓄する衛生物資

② 方法

ア 市町は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市町域レベルで備蓄を行うこととする。

イ 県は、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄することとする。

ウ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等の備蓄物資を充当することとする。

(2) 搬送等

食料の項に準じることとする。

5 応急給水

(1) 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

(2) 目標数量

市町（水道事業者）は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを給水することを目安に、給水体制を整備することとする。

給水目標水準	災害発生から3日間	1人1日	3ℓ
	4日～10日目	1人1日	3ℓ～20ℓ
	11日～20日目	1人1日	20ℓ～100ℓ
	21日目以降	1人1日	100ℓ～被災前の水準

(3) 供給体制の整備

① 市町（水道事業者）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な

な体制を整備することとする。

- ② 水道用水供給事業者と水道事業者は、給水に関する情報ネットワークの整備等、データの共有化に努めることとする。
- ③ 県は、市町からの応援要請に対応できるよう、給水用資機材を保有、調達するとともに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等広域的な応援体制の整備を行うこととする。
- ④ 県、市町（水道事業者）は、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、平時から「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間や広域における災害を想定した訓練等を実施しその充実を図ることとする。

6 木材

(1) 災害時の緊急出荷に備えた木材需給動向の把握

- ① 県は、農林振興事務所及び兵庫県木材業協同組合連合会を通じて、県内木材産業の現状及び木材の生産・需給動向を定期的に調査し、県内木材供給可能量を把握することとする。
- ② 県は、林野庁木材産業課、木材利用課を通じて、全国の木材需給動向を定期的に把握することとする。

7 医薬品

（→「災害医療システムの整備」、「医療・助産対策の実施」の項を参照）

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 備蓄の現況
- (3) 備蓄目標量（現物・流通在庫備蓄）
- (4) 各家庭・職場での備蓄の啓発
- (5) 備蓄倉庫等の整備状況
- (6) 備蓄物資の輸送・配分方法
- (7) その他必要な事項

第14節 家屋被害認定士制度等の整備

第1款 家屋被害認定士制度の整備

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

家屋被害認定士制度の整備について定める。

第2 内容

1 目的

災害対策基本法第90条の2で市町長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、県及び市町は、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成するとともに、県内における住家被害調査の調査方法及び判定方法の統一化と住家被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図ることとする。

2 家屋被害認定士制度要綱の策定

県は、「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱（平成18年1月27日制定）に基づき、家屋被害認定士の養成、認証、登録、管理を行うとともに、担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図ることとする。

(1) 家屋被害認定士の役割

- ① 災害時に市町長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。
- ② 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- ③ 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

(2) 家屋被害認定士の対象者

- ① 市町職員
- ② 県職員
- ③ 建築及び不動産関係団体の会員

3 被害調査の判定方法の統一化

県は、市町と協力して、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化を図ることとする。

4 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備

県は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町と協力して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図ることとする。

市町は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 家屋の被害調査における家屋被害認定士の役割、育成
- (2) その他必要な事項

第14節 家屋被害認定士制度等の整備

第2款 被災建築物応急危険度判定制度の整備

〔実施機関：県まちづくり部、市町〕

第1 趣旨

被災建築物応急危険度判定制度の整備について定める。

第2 内容

1 目的

市町は、県の支援のもと、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から県民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することとする。

2 応急危険度判定実施体制の整備

県は、県下全市町及び建築関係団体と協力して以下の対策を講じることとする。

- (1) 県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会、近畿被災建築物応急危険度判定協議会と連携しながら、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会を運営し、実施体制の整備に努めることとする。
- (2) 県は、近畿被災建築物応急危険度判定協議会において、相互応援体制の確立に努めることとする。
- (3) 県は、地域ごとに設置された地域協議会において、地域内の連携及び相互支援体制を確保することとする。

3 被災建築物応急危険度判定要綱等の策定

県は、被災建築物応急危険度判定要綱を定め、必要な業務マニュアルを策定するとともに、判定士の育成に努めることとする。

4 判定資機材の備蓄

県と市町は分担して、応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄することとする。

備蓄品目：判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

5 実施計画

(1) 実施主体

- ① 市町は、応急危険度判定を実施する場合、実施本部業務マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請することとする。
- ② 県は、市町から応急危険度判定実施の支援要請を受けた場合あるいは独自に応急危険度判定の実施が必要と判断した場合、支援本部業務マニュアルに基づき支援本部を設置しその業務に当たることとする。
被災市町以外の市町は支援本部を支援することとする。

(2) 対象

地震により被災した建築物を対象とすることとする。

(3) 実施方法

- ① 実施本部、支援本部及び判定士は、各業務マニュアルに基づき応急危険度判定を実施することとする。
- ② 被災規模が甚大な場合、広域な支援を近畿府県又は国に要請することとする。

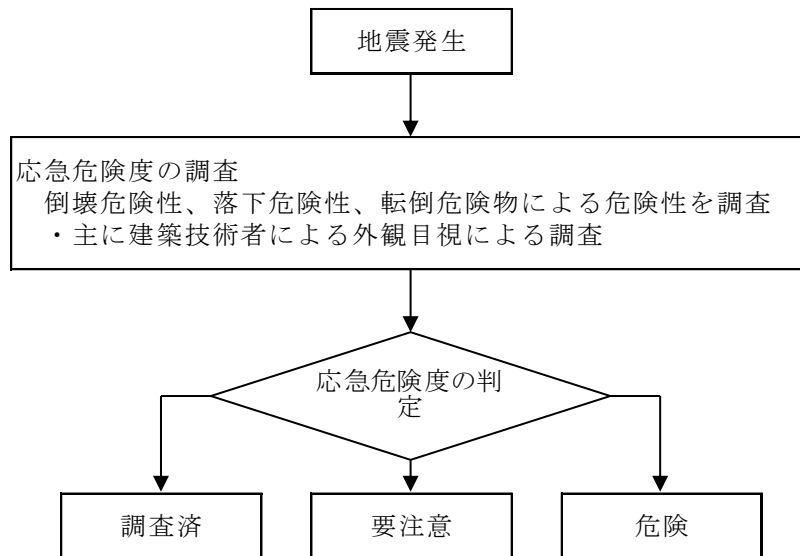
(4) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。

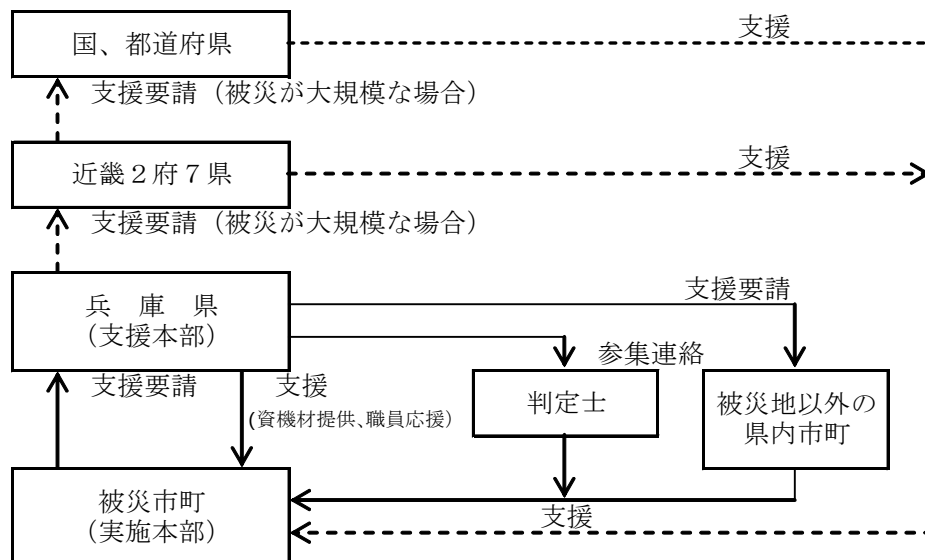
6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任（応急危険度判定の実施主体は市町）
- (2) 市町の要綱
- (3) 予防対策
- (4) 資機材の備蓄及び備蓄方法
- (5) 実施体制
- (6) その他必要な事項

〔応急危険度判定〕



〔支援の流れ〕



第14節 家屋被害認定士制度等の整備

第3款 被災宅地危険度判定制度の整備

〔実施機関：県まちづくり部、市町〕

第1 趣旨

被災宅地危険度判定制度の整備について定める。

第2 内容

1 目的

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施する。

2 危険度判定実施体制の整備

県は、全国組織である被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、県内の市町と協力して危険度判定の実施体制の整備に努めることとする。

3 被災宅地危険度判定実施要綱の策定

県は、兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱を定め、必要な判定業務実施マニュアル（以下、「実施マニュアル」という。）を策定するとともに、判定士の育成に努めることとする。

4 判定資機材の備蓄

県と市町は分担して、実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄することとする。
備蓄品目：判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

5 実施計画

(1) 実施主体

- ① 市町は、危険度判定を実施する場合は、実施マニュアル第2章（実施本部の業務）に基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請することとする。
- ② 県は、市町又は他の都道府県から支援要請を受けた場合は、実施マニュアル第3章（支援本部の業務）に基づき、支援本部を設置し、その業務に当たることとする。

(2) 対象

地震又は豪雨により被災した宅地を対象とすることとする。

(3) 実施方法

- ① 実施本部、支援本部及び判定士は、実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制をとり、危険度判定を実施することとする。
- ② 被災規模が甚大な場合は、他の都道府県に支援を要請するとともに、国土交通省に調整を依頼することとする。

(4) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任、予防対策、資機材の備蓄及び備蓄方法、実施体制
- (2) その他必要な事項

第15節 廃棄物対策の充実

〔実施機関：県環境部、市町〕

第1 趣旨

廃棄物対策への備えについて定める。

第2 内容

1 災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市町は、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておくこととする。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図ることとする。

さらに、市町は、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記することとする。

また、県及び市町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

計画内容として必須の事項	目的、組織・体制、災害に備えた資機材の備蓄計画、仮置場の配置計画、仮置場の運営計画、排出ルール（分別）、ごみ発生量の推計、処理計画、応援の要請、仮設トイレの設置計画・管理計画、住民への広報

2 応援体制の整備

(1) 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備することとする。

- 協定内容 ① 県が被災市町の要請を受けて調整
② ①に基づき各市町間で相互応援を実施

(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県及び神戸市安全協力会、（一社）兵庫県産業資源循環協会、（一社）兵庫県水質保全センター、（一社）日本建設業連合会（関西支部）、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

- 協定内容 ① 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整
② ①に基づき各団体が被災市町を応援

(3) 費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市町が負担することとする。

3 その他

廃棄物処理施設については、大規模災害発生時に電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用

緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 災害廃棄物処理計画の策定
- (3) 応援体制の整備
- (4) その他必要な事項

第16節 要配慮者支援対策の充実

〔実施機関：県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部、県土木部、市町〕

第1 趣旨

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

第2 内容

1 要配慮者支援体制の整備

(1) 推進組織の整備

市町は、要配慮者の担当課を定め、庁内横断で要配慮者を支援する体制を整備することとする。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努めることとする。

(2) 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から要配慮者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者）については、災害対策基本法に定める避難行動支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとするとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、災害対策基本法による義務づけ前から「要配慮者名簿」等の名称で何らかの名簿を作成している市町については、当該名簿の内容が法に定める「避難行動要支援者名簿」の内容を包含もしくは実質的に相当している場合には、改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない。

(3) 避難行動要支援者名簿の共有

市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は災害対策基本法に規定する特別の定めを設ける条例の制定等法制上の措置その他の必要な措置を講じることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。

(4) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

市町は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意するものとする。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。

市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の当該業務を支援するシステムを活用するよう積極的に検討するものとする。

市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。

自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に取り組むこととする。

県は、自主防災組織等や福祉事業所等と連携して防災と福祉の連携の促進を図ることとする。また、市町や地域の多様な取組を支援するとともに、取組事例等の情報発信や地域特性を考慮した実践型の人材育成、ポスター・チラシ等を活用した一体的な普及啓発等を実施することとする。

(5) 訓練・研修の実施

市町は、要配慮者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、要配慮者支援に必要な人材の育成に努めることとする。

自主防災組織等は、上記(4)で策定した計画に基づく防災訓練等に取り組むこととする。

2 情報伝達体制の整備

(1) 市町の体制

市町は、災害時に迅速・的確に要配慮者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。

(2) 緊急通報システムの整備

県、市町は高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。

なお、障害者については、県、市町は、緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備その他の必要な施策を講ずることとする。

(3) 聴覚障害者向け緊急情報発信システムの整備・運営

県は、災害に関する情報を、あらかじめ登録した携帯電話にメール配信する聴覚障害者向け緊急情報発信システムを整備・運営することとする。

(4) 障害者への情報伝達体制の整備

県、市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者が、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずることとする。

また、県、市町は、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防本部等は、防災上の相談・指導を行うこととする。

(5) 外国人に対する日常の情報提供等

県、市町は、外国語による防火防災対策の啓発に努めることとする。

ア 生活情報リーフレットによる防災情報の提供

イ ひょうごE（エマージェンシー）ネットをはじめ、インターネット、コミュニティFM、FM放送を用いた外国語による啓発の実施

3 安全な避難場所の確保

(1) 市町は、避難所において、バリアフリー化や障害者向けトイレ、福祉避難室の確保など、要配慮者がしやすい環境の確保に努めることとする。

(2) また、市町は、社会福祉施設等との協定により、災害時に要配慮者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努めることとする。

(3) さらに、市町は、福祉避難所が不足する場合に備えて、旅館やホテル等の使用について検討しておくこととする。

4 要配慮者に配慮した食料・物資の確保

県、市町は、流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの要配慮者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調

達体制の整備に努めることとする。

5 平常時の医療・福祉サービス等との連携

(1) 医療・福祉事業者等との連携

市町は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要配慮者の生活支援などについて、地域の医療・福祉事業者等との連携を図ることとする。

県、市町等は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。

(2) 社会福祉施設等の対応力の強化

① 県、市町は、社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努めることとする。

② 県は、民間社会福祉施設の防災資機材（小型発電機、組立式水槽、備蓄倉庫等）の整備の促進を指導することとする。

③ 県、市町等は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。

ア 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

イ 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

(3) 社会福祉法人相互間の協力関係の構築

県、市町は、社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかけることとする。

6 要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施

県は、市町等の関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、要配慮者関連施設に対して、市町を通じての土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じることとする。

7 難病患者等への支援体制の整備

県は、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、市町及び医療機関、介護保険事業所等と連携し、災害時に避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備を進めることとする。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 要配慮者の日常的把握

(2) 避難行動要支援者名簿の整備

- ① 名簿作成の対象範囲
- ② 名簿の提供先、方法
- ③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ④ 名簿の更新に関する事項
- ⑤ 名簿の提供に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置
- ⑥ 避難支援等関係者の安全確保

(3) 個別避難計画の整備

- ①計画作成の対象範囲
- ②計画の作成方法
- ③計画の提供先、方法
- ④計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ⑤計画の更新に関する事項
- ⑥計画の提供に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置
- ⑦避難支援等関係者の安全確保

(出典)「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」

- (4) 要配慮者への情報伝達や避難誘導
- (5) 緊急通報システムの整備
- (6) 社会福祉施設等の整備
- (7) 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策の実施
- (8) 土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者関連施設一覧
- (9) 外国語による防火防災対策の啓発
- (10) 福祉避難所の設置
- (11) その他必要な事項

第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

〔実施機関：県民生活部、市町〕

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動における関係機関との役割分担や支援体制の整備について定める。

第2 内容

1 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

(1) 参加の促進

県、市町は、広報活動、啓発活動等を通じて、災害ボランティア活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

県は「災害ボランティア活動支援指針」を充実させるとともに、市町マニュアルのモデルを作成し、市町におけるマニュアル整備の促進を図ることとする。

また、市町はこれらを参考に、市町災害ボランティア活動支援マニュアル等を作成することとする。

(3) 受入体制の整備

県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。

- ① 行政機関、住民、ボランティア団体等とのネットワークの構築
- ② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- ③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施等により、災害中間支援組織の育成・強化に努めることとする。

(4) ボランティア団体等との連携と活動支援拠点の整備

県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りするNPO・NGO等被災者援護協力団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や災害中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。

（ひょうごボランティアプラザ）

- ・開 設 平成14年6月1日
- ・場 所 神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クリスタルタワー6階
- ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究、災害ボランティアの支援

(5) 資機材等の確保等

県及び市町は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の

迅速かつ柔軟な手続きを整備することとする。

また、県、市町は、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めることとする。

(6) 災害ボランティア支援団体との平時からのネットワークづくり

ひょうごボランティアプラザは、災害救援NPOや災害ボランティア支援関係機関等を構成員とする「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を設置し、平常時からの顔の見えるネットワークを強化することとする。

(7) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市町は、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図ることとする。

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 災害ボランティアの受入体制の整備

- ① 災害ボランティアの受入・紹介窓口（災害ボランティアセンター）の開設
- ② 上記窓口開設の主体（市町、第三者的な機関）の明確化
- ③ 上記窓口開設に際しての施設場所の提供、運営に際しての職員の派遣等の協力・連携

(2) 災害ボランティアの活動環境の整備

- ① 災害ボランティアに貸し出せる資機材の把握、災害時の円滑な使用許可・貸出等の迅速かつ柔軟な手続きの整備
- ② 災害ボランティアの受入れについて、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくり

(3) 災害ボランティア等の確保

被災地域におけるボランティアニーズの把握と、災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供などの各種支援

(4) その他必要な事項

第18節 津波災害対策の推進

〔実施機関：近畿地方整備局、神戸地方気象台、海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県土木部、県警察本部、消防本部、市町〕

第1 趣旨

津波の発生による被害を防止・軽減するため、防潮堤等の施設の整備、津波警報等や避難指示等の伝達体制の整備、避難対策の整備、県民への啓発活動の実施等、津波災害対策の推進について定める。

第2 内容

1 東日本大震災を踏まえた対策の実施

県は、東日本大震災を踏まえて国が行う南海トラフの巨大地震・日本海における大規模地震による津波の推計結果を基本に、兵庫県に被害を及ぼす最大クラスの津波を想定し、津波浸水被害シミュレーションを行った。

県、市町は、上記シミュレーションにより得た津波水位等を踏まえ、南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム、日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラムに基づき、ハード・ソフト両面からの津波災害対策を進めることとする。

【参 考】防災基本計画に示されている津波災害対策の考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
住民等の避難を軸に、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。
- 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

2 防潮堤等の整備

県、市町及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設を整備する場合、防災基本計画に示される津波災害対策の考え方を踏まえ、津波に対する安全性に配慮した整備を促進する。

また、各施設管理者は津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時の管理の徹底を行うこととする。

【津波対策の基本的な考え方】

発生頻度を踏まえた「2つのレベルの津波」に応じた整備を行う。

対象津波	基本的な考え方	
	ハード対策	ソフト対策（避難対策）
レベル1 津波対策 （発生頻度が高い津波）	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。 （淡路島南部地域を除く）	命を守るための避難を支援（レベル1 津波対策・レベル2 津波対策に共通）
レベル2 津波対策 （最大クラスの津波）	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の沈下対策、基礎部の洗掘対策等により浸水被害を軽減する。	

【参 考】防潮堤等の整備に関する県の計画

県は、以下の計画に基づき、津波対策に向けた防潮堤等の整備を実施する。

○ 津波防災インフラ整備計画

南海トラフ地震による津波被害の軽減を図るため、防潮堤等の沈下対策・防潮水門の耐震対策等の対策内容を取りまとめた計画であり、沿岸部の特性に応じた効果的かつ効率的な津波対策を計画的に推進

【事業内容】

箇 所 名		主な対策内容
重 点 整 備 地 区 ※	福良港【南あわじ市】	湾口防波堤整備、防潮堤整備等
	阿万港【南あわじ市】	水門整備、防潮堤整備等
	沼島漁港【南あわじ市】	港口水門整備、防潮堤整備等
	洲本地区【洲本市】	樋門整備、防潮堤整備等
	尼崎西宮芦屋港（尼崎地区）【尼崎市】	防潮堤等の越流対策、防潮堤の沈下対策等
	尼崎西宮芦屋港（鳴尾地区）【西宮市】	防潮堤の沈下対策等
	尼崎西宮芦屋港（西宮・今津地区）【西宮市】	防潮堤の越流対策等

※レベル2津波等で、甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区に設定

○ 日本海津波防災インフラ整備計画

日本海沿岸地域における津波被害の軽減を図るため、防潮堤の整備等の対策内容を取りまとめた計画であり、沿岸部の特徴に応じた効果的かつ効率的な津波対策を計画的に推進

【事業内容】

市町名	地区名	主な対策内容
豊岡市	気比、津居山・瀬戸、竹野、濱須井	堤防嵩上げ等
香美町	無南垣、浦上、沖浦、香住、下浜、余部	防潮堤整備等
新温泉町	居組	堤防嵩上げ等

3 津波警報等、避難指示等の情報伝達体制の整備

(1) 津波警報等伝達の迅速化、確実化

防災関係機関は所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市町等への津波警報等伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における津波警報等伝達の確実化を図るため、要員を確保するなど津波防災体制を強化することとする。

(2) 通報・通信手段の確保

県、市町及び防災関係機関は、広域かつ確実に津波警報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図ることとする。

- ① 県及び市町は、住民等に海浜に出かけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報、避難指示等の情報を聴取するよう指導することとする。
- ② 県及び市町は、放送局が発射する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り津波警報等の情報を受信することができる緊急警報放送システムの受信機の普及を図ることとする。
- ③ 県及び市町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、市町防災行政無線（同報系無線）の整備を推進するとともに、携帯電話（ひょうご防災ネット、エリアメール等）、サイレン、半鐘等多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達の範囲の拡大に努めることとする。

- ④ 県、市町及び防災関係機関は、関係機関相互の迅速かつ的確な津波警報等災害情報の収集伝達を行うため、①県防災行政無線、②市町防災行政無線（移動系無線、同報系無線）及び、③市町、県警察本部、消防本部、海上保安本部等の関係機関が災害現場で相互に通信するための防災相互通信用無線の整備を引き続き推進することとする。また、船舶については、特に小型漁船を重点的に、無線機の設置を促進していくこととする。

(3) 伝達協力体制の確保

市町は、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、これらの者との協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等により啓発活動を行うよう努めることとする。

4 津波監視体制等の確立

気象庁は地震発生後、約3分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に短く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震が発生した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、もしくは地震による揺れはないものの津波警報・注意報が発表された場合は、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の住民に対する通報・伝達に万全を期することとする。

5 避難体制の整備

沿岸地域の市町は、住民に対し、平時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を策定しておくこととする。

(1) 一般住民の避難行動

- ① 市町は、住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所や避難経路を周知することとする。
- ② 市町は、自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図ることとする。

(2) 観光地等利用者の避難誘導

- ① 市町は、観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておくこととする。
- ② 市町は、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示を行う等、その地域の津波に対する特徴を事前に周知することとする。

(3) 避難場所の指定

市町は、津波発生時における避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととし、公共施設の他、民間ビルの活用等の検討を行い、より効果的な配置となるよう努めることとする。
(→「避難対策の実施」の項を参照)

6 県民への啓発活動等の実施

県及び市町は、避難対策等の津波防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施することとする。

(1) 津波に対する防災意識の高揚

県及び市町は、津波に関する講演会等を開催し、津波に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図ることとする。

また、各沿岸市町は県が実施した津波シミュレーションをもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努めることとする。

(2) 日頃の備えの充実

市町は、津波危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努めることとする。

(3) 津波防災訓練の実施

県及び市町は、関係機関や住民の参加のもと実戦的な津波防災訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波防災体制の構築に努めることとする。また、その際地域の高齢者等のいわゆる要配慮者に十分配慮した訓練を実施することとする。

(4) デジタル技術の活用

県及び市町は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めることとする。

7 南海トラフで発生する地震に関わる津波対策の推進

南海トラフで発生する巨大地震に伴う津波に対しては、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることとする。

（→「南海トラフ地震防災対策推進計画」を参照）

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 津波警報・注意報等の伝達方法（通信手段、休日・夜間等の体制 等）
- (2) 浸水危険区域の設定（ハザードマップの作成 等）
- (3) 避難指示等の方法（基準、伝達内容、伝達方法 等）
- (4) 津波における避難場所（所在地、名称、収容人数 等）
- (5) 避難方法（避難経路、手段 等）
- (6) 津波監視体制（監視場所、監視責任者）
- (7) 住民への啓発活動（浸水ハザードマップの配布 等）
- (8) その他必要な事項

第19節 中山間地等における地震対策

〔実施機関：県危機管理部、県土木部、市町〕

第1 趣旨

地震または津波によって孤立するおそれのある集落における備えについて定める。

第2 内容

1 孤立集落の抽出

市町は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通または海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域をあらかじめ抽出しておくこととする。

2 孤立集落と外部との通信の確保

- (1) 市町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図ることとする。また、県及び市町は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図ることとする。
- (2) 市町は、集落と市町間の通信途絶を防止するため、衛星通信、防災行政無線、公衆電話等、地域の実情に応じた適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作法の習熟を図ることとする。

3 物資供給、救助活動への備え

- (1) 市町は、高齢者の多い集落などでは、長期間孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予めリストアップし、供給体制についても検討することとする。
- (2) 市町は、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するとともに、地域防災計画で明示しておくこととする。また、着陸やホイスト可能な箇所（田畑、農・林道等）もメッシュコードを利用しリストアップしておくこととする。
- (3) 市町は、救援物資の緊急輸送が可能となるよう、孤立可能性のある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備（フェンス等の設置方法の変更や夜間照明設備の配備など）のほか、無人航空機やバイク等地域の実情に応じた輸送手段の確保に努めることとする。
- (4) 県は、ヘリコプター等による空からの支援時に速やかに位置情報の特定を行うため、あらかじめ市町が抽出したメッシュコードによる救助ポイント等を共有することとする。

4 孤立に強い集落づくり（備蓄の推進）

- (1) 市町は、孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努めることとする。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織、及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意することとする。
- (2) 市町は、避難施設を確保・整備するとともに、耐震化を推進することとする。

5 道路・ライフライン等寸断への対策

県、市町は、迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、道路情報モニター、ボランティア、情報収集のための消防団員等の連携体制等の整備に努めることとする。

6 要配慮者に対する支援対策

市町は、防災関係部局と福祉部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携による情報伝達体制を整備しておくこととする。

7 広報

市町は、住民に対して、孤立時の対応及び安否情報の発信等、地震が発生した場合の対応について、パンフレット作成などにより、平常時から啓発に努めることとする。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 孤立集落の抽出
- (2) 孤立集落と外部との通信の確保
- (3) 物資供給、救助活動への備え
- (4) 孤立に強い集落づくり（備蓄の推進）
- (5) 道路・ライフライン等寸断への対策
- (6) 要配慮者への情報伝達・避難誘導體制
- (7) 広報
- (8) その他必要な事項

〔資 料〕 「孤立可能性集落の状況一覧」

第20節 災害対策基金の積立・運用

〔実施機関：県危機管理部、県福祉部〕

第1 趣旨

災害救助及び援護のための基金について定める。

第2 内容

1 災害救助基金

県は、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行い、適正な運用を図ることとする。

(1) 積立額

災害救助法第23条の規定により、災害救助基金の各年度における最少額は県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入額決算額の平均年額の5/1000に相当する額から、当該額に救助実施市人口割合（救助実施市を包括する都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。）に占める救助実施市の人口の割合をいう。）の合計を乗じて得た額を減じた額とし、災害救助基金がその最小額に達していない場合は、政令で定める金額を、当該年度において積み立てなければならない。

(2) 運用方法

- ① 銀行への預金
- ② 債券の応募又は買入れ
- ③ 給与品の事前購入

2 災害援護基金

県は、「災害援護金等の支給に関する規則」により支給する災害援護金、死亡見舞金の財源に充当するため災害援護基金の積立を行うこととする。

(1) 積立額

「災害援護基金条例」に定める額（積立総額3億5,000万円）とする。

(2) 管理方法

銀行への預金

第21節 重要施設の防災対策

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

重要施設における防災対策について定める。

第2 内容

1 重要施設の登録

県、市町は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録することとする。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努めることとする。

作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有することとする。

2 平時の取組

重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行うこととする。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努めることとする。

第3章 県民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実

〔実施機関：県危機管理部、県土木部、県教育委員会、防災関係機関〕

第1 趣旨

県民等に対する防災意識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に関する事項について定める。

第2 内容

1 防災学習の総合的推進

県は、一人ひとりが防災・危機管理意識を高め、日頃から防災関係機関はもとより、地域、家庭、学校、職場等、社会全体で減災への取り組み等がなされるよう、総合的、体系的な防災学習の実施に向けて段階的、計画的に内容の拡充を図ることとする。

2 一般県民に対する防災思想の普及

防災関係機関は、県民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図ることとする。

県民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承と災害への備えに努めるものとする。

3 災害教訓の伝承支援

県、市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、県民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。

4 防災力強化県民運動の展開

県は、県民の防災意識の向上を図り、地域の防災力を高めるため、「新ひょうご防災アクション」を活用して防災に関する実践活動と呼びかけ、県民、学校、企業などの様々な主体が行動する防災力強化県民運動を展開することとする。

そのなかで、津波災害や豪雨災害において、地域の住民すべてが安全に避難できるよう、自治会、自主防災組織等が中心となり、地域ぐるみで避難路や危険箇所の確認、避難訓練、要配慮者の支援などに取り組む“みんなで逃げよう”減災防災運動を推進することとする。

5 一般県民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、正しい防災知識をわかりやすく伝えるため、多様な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化、専門家の知見の活用等にも努めることとする。

(1) 周知方法

防災関係機関は、正しい防災知識をわかりやすく伝えるため、多様な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化にも努めることとする。

① 人と防災未来センター等、普及啓発施設の活用

② インターネット（県は、県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池災害による危険箇所等を示すCGハザードマップを公開している。）、ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及

[CGハザードマップの内容] <https://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

- 5つの自然災害（洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池災害）の危険箇所（洪水・高潮・津波・ため池災害による浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等）や避難に必要な情報（避難所等）が確認できる。
- 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。
- 駅や主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。
- 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。

- ③ 新聞、冊子、その他印刷物による普及
- ④ 標語、図画、作文募集等による普及
- ⑤ 出前講座等の実施
- ⑥ 地域住民の参画と協働によるハザードマップづくりや危険箇所パトロールの実施
- ⑦ 防災研修や訓練の実施
- ⑧ 災害の体験談や絵本、写真集、紙芝居、ゲーム等の多様な媒体の活用
- ⑨ ひょうご防災特別推進員の派遣等による普及 等

(2) 周知内容

防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例、気候変動の影響等についても十分考慮することとする。

- ① 県内の防災対策
- ② 地震に関する知識と過去の災害事例
- ③ 災害に対する平素の心得

ア 津波や地盤災害等周辺地域における災害危険性の把握

イ 家屋等の点検、家具の転倒防止、飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検

ウ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）

エ 火災の予防

オ 応急救護等の習得

カ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみに照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性

キ 避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、安全な避難路、居住する市町内での避難が困難な場合の広域避難等）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）

ク 食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）

ケ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）

コ 自動車へのこまめな満タン給油

サ 自主防災組織の結成

シ 要配慮者及び外国人への配慮

ス ボランティア活動への参加

セ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性

ソ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備 等

- ④ 津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定や、津波の特性等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底

⑤ 災害発生時の心得

- ア 地震発生時にとるべき行動
- イ 出火防止と初期消火
- ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- エ 救助活動
- オ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集
- カ 親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討
- キ 避難行動上の注意事項
- ク 避難実施時に必要な措置
- ケ 避難場所での行動
- コ 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底
- サ 自主防災組織の活動
- シ 諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動
- ス 安否情報の確認のためのシステムの活用
- セ 生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等） 等

6 一般県民に対する防災実践活動の促進

県は、ひょうご安全の日推進県民会議と連携し、地域や家庭における実践活動を促進するため、県民グループ等（自主防災組織、自治会、婦人会、学校等）からの依頼に応じて、ひょうご防災特別推進員を派遣し、講義等を実施することとする。

〔主な講義内容〕

家具等の転倒防止、住宅の耐震化、県住宅再建共済制度への加入、防災訓練等

7 ひょうご防災リーダー講座の開設

県は、地域防災力の向上を目指し、地域防災のリーダーを育成するための講座を開設し、修了者をひょうご防災リーダーとして位置づけ、その活動の推進を図ることとする。

① 目的

自主防災組織のリーダーなど地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得すること。

② 主な講座内容

災害のメカニズム、防災のしくみ、応急手当・救助方法、心肺蘇生法、避難所開設・運営訓練 等

③ 開催場所

県広域防災センター（三木総合防災公園内）等

8 学校における防災教育

(1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図る。

① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。

- ア 避難所指定に関わる学校と市町防災部局・自主防災組織との連携強化について
- イ 学校防災計画策定に関する課題整理と調整について
- ウ 地域や消防団員等と連携した防災訓練の効果的実施方法について
- エ 兵庫の防災教育実践上の課題の整理と調整について

② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

- ア 教職員への研修会の実施
 - ・教育事務所ごとに年2回実施
- イ 防災教育推進指導員養成講座

- ・「初級」、「中級」、「上級」の各編で構成。1年間で修了
- ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の運営
 - ・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により編成
 - ・避難所運営班、心のケア班、学校教育班、学校給食班、研究・企画班の5班編成
 - ・災害時には、他府県等の派遣要請に基づき、被災した学校の復興支援活動を推進
 - ・平時には、自校における防災教育の充実を図るとともに、要請に基づき県内外の防災研修会で指導助言に当たり、県内各地域の防災体制の整備充実について積極的に協力し、兵庫の防災教育を推進
 - ・年2回、訓練・研修会を実施
- (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進する。
 - ① 学校における防災教育の充実
 - ア 様々な災害から自らの命を守るために、主体的に判断し行動する力を育成
 - イ 助け合いやボランティア精神など共生の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進
 - ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材を活用するなど、「総合的な学習の時間」等での効果的な指導の展開
 - エ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上
 - ② 学校防災体制の充実
 - ア 「災害対応マニュアル」の見直し
 - イ 地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練等の実施
 - ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施
 - ③ 心のケアの充実
 - ア 教育復興担当教員及び心のケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実
 - イ 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施
 - ウ 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化
- (3) 県は、県立舞子高等学校環境防災科（平成14年度設置）において、災害と自然環境や社会環境との関わりを原点に捉えた防災教育を実施する。

9 防災関係機関の職員が習熟すべき事項

- (1) 防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努めることとする。
 - ① 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
 - ② 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
 - ③ 各関係機関等との連絡体制と情報活動
 - ④ 関係法令の運用
 - ⑤ 災害発生原因についての知識
 - ⑥ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点 等
- (2) 県は、地域防災計画を基本に、災害応急対策に係る災害対策本部運営マニュアル及び各部局・各地域ごとの職員行動マニュアルを整備するなど、職員に対し災害時の各自の行動の周知徹底に努めることとする。

10 防災上重要な施設の職員等に対する教育

(1) 防災上重要な施設における防災教育

災害予防責任者（施設管理者）は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図ることと

する。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関の災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努めることとする。

(注) 「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者（災害予防責任者）に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

11 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 住民に対する防災意識の普及、啓発方法及び内容
- (3) 防災要員等の養成に係る研修方法及び内容
- (4) 学校における防災教育の指導方法及び内容
- (5) 教育委員会・学校・地域との連絡会議の設置、運営
- (6) 学校における避難所運營業務及び市町防災部局への移行手順に係る留意事項
- (7) その他必要な事項

第2節 自主防災体制の整備

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

地域において、住民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、各地区の特性に応じたボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進するとともに、自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。

第2 内容

1 地区防災計画の策定等

市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案することができる。

市町防災会議は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

2 自主防災組織の育成

(1) 実施機関等

- ① 県は、市町の自主防災組織の育成の取組みを支援することとする。
- ② 市町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図ることとする。
その際、市町と消防機関等は、密接に連携、協力することとする。
- ③ 県民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めることとする。

(2) 重点地区

市町は、次のような地区を重点に、早急に自主防災組織の育成を図ることとする。

- ① 人口の密集している地域
- ② 住宅の中に高齢者等いわゆる要配慮者の比率が高い地域
- ③ 木造家屋の集中している地域
- ④ 消防水利の不足している地域
- ⑤ 過去に災害で被害が甚大であった地域

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の参加者は、市町と協議のうえ、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行うこととする。

① 防災計画（活動計画）の内容

- ア 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）。
- イ 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）。
- ウ 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）。
- エ 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）。

- オ 出火防止・初期消火に関すること（消火方法、体制等）。
- カ 救出・救護に関すること（活動内容、医療機関への連絡等）。
- キ 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）。
- ク 給食・給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）。
- ケ 防災資機材等の備蓄・管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）。

② 編成

- ア 自主防災組織内の編成
情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

イ 編成上の留意事項

- (ア) 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
- (イ) 水防班、がけ崩れの巡視班等地域の実情に応じた対応
- (ウ) 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
- (エ) 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

③ 活動内容

ア 平時の活動

- (ア) 風水害等防災に関する知識の向上
- (イ) 防災関係機関・隣接の自主防災組織・自治会等地域団体等との連絡
- (ウ) 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）
- (エ) 地域における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認
- (オ) 家庭における防火・防災等予防上の措置
- (カ) 地域における情報収集・伝達体制の確認
- (キ) 避難地・医療救護施設の確認
- (ク) 防災資機材の整備、管理
- (ケ) 防災訓練の実施
- (コ) 地域における「マイ避難カード」作成の普及促進 等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止と初期消火
- (イ) 負傷者の救助
- (ウ) 地域住民の安否確認
- (エ) 情報の収集・伝達
- (オ) 避難誘導、避難生活の指導
- (カ) 給食・給水
- (キ) 近隣地域への応援 等

④ その他

自主防災組織は、事業所の防災組織、婦人防火クラブとの一体的な活動体制づくり、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成協力など、民間の防火組織と連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することとする。

(4) 育成強化対策

県、市町は、県内全域における自主防災組織の結成を促進するとともに、その活動の活性化を支援することとする。その際、女性や若者の参画促進やリーダー育成に努めることとする。

① 県の取り組み

県は、広域的な観点から、組織の結成及び組織の活性化を支援するため、次の事業を推進することとする。

- ア 優良自主防災組織の表彰
 - イ 啓発資料等の作成
 - ウ ひょうご防災リーダー講座の開催
- ② 市町の取り組み

市町は、自主防災組織育成計画等を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進することとする。

- ア 啓発資料の作成
- イ 各種講演会、懇談会等の実施
- ウ 情報の提供
- エ 各コミュニティへの個別指導・助言
- オ 各コミュニティごとの訓練、研修会の実施
- カ 顕彰制度の活用
- キ 活動拠点施設の整備

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 自主防災組織の育成方針
- (3) 自主防災組織の育成方法
- (4) 自主防災組織への指導、支援
- (5) その他必要な事項

〔資 料〕 「県内各市町自主防災組織の組織率」

第3節 消防団の充実強化

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

地域防災力の充実強化は、県民、自主防災組織、消防団、水防団、市町、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

第2 内容

1 実施機関等

- (1) 県は、市町の消防団の充実強化の取り組みを支援することとする。
- (2) 市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図ることとする。
- (3) 県民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努めることとする。
- (4) 事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮することとする。
- (5) 大学等は、その学生の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、協力を努めることとする。

2 充実強化対策

(1) 県の取り組み

県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。

- ① 消防団と自主防災組織や防災リーダー・防災士等が連携して行う訓練、研修への支援
- ② 市町の消防団加入促進の取り組みへの支援
- ③ 消防団員に対する必要な資格の取得など実践的な教育訓練の実施
- ④ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備への支援
- ⑤ 企業等へ向けた消防団のPR
- ⑥ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等の市町への普及啓発
- ⑦ 消防団員等に対する表彰・感謝状の贈呈
- ⑧ 消防操法大会の開催
- ⑨ パネル展の開催等による消防団加入の普及啓発

(2) 市町の取り組み

市町は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進することとする。

- ① 消防団と自主防災組織や防災リーダー・防災士等が連携して行う訓練、研修の実施
- ② 消防団員に対する必要な資格の取得など実践的な教育訓練の実施
- ③ 消防団員の処遇の改善
- ④ 消防団の車両・資機材等の改善
- ⑤ 消防団の活動拠点施設の整備
- ⑥ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備
- ⑦ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
- ⑧ 大学等の協力による消防団員の確保
- ⑨ 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 消防団への加入促進に関する事項
- (2) 消防団の能力向上のための研修、訓練に関する事項
- (3) 消防団活動の安全管理マニュアルの策定に関する事項
- (4) 消防団の装備及び活動拠点施設の整備に関する事項
- (5) その他消防団の充実強化に必要な事項

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

〔実施機関：県危機管理部、市町、企業〕

第1 趣旨

企業等が地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

第2 内容

1 災害時に企業等が果たす役割

- (1) 生命の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続
- (5) 地域貢献・地域との共生

2 企業等の平常時対策

- (1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めることとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。

① 事業継続計画（BCP）の作成

〔事業継続計画〕

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に 目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する(Business Continuity Plan : BCP)。

- ② 防災計画の作成
 - ③ 防災組織の育成
 - ④ 防災訓練の実施
 - ⑤ 地域の防災訓練への参加
 - ⑥ 防災体制の整備
 - ⑦ 復旧計画の作成
 - ⑧ 物資の備蓄
 - ⑨ 各計画の点検・見直し
 - ⑩ テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑制するための環境整備 等
- (2) 県、市町は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。

また、県は、県内企業等へ、質の高い事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、事業継続に係るマネジメント（BCM）の確立・実践を推進する。

3 事業所の防災組織

(1) 対象施設

- ① 多数の者が利用する施設（中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校、病院等）
- ② 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
- ③ 多数の従業員のいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
- ④ 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等） 等

(2) 計画の作成

- ① 予防計画
 - ア 予防管理組織の編成
 - イ 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理
 - ウ 消防用設備等の点検整備
- ② 学習訓練計画
 - ア 防災学習
 - イ 防災訓練
- ③ 応急対策計画
 - ア 応急活動組織の編成
 - イ 情報の収集伝達
 - ウ 出火防止及び初期消火
 - エ 避難誘導
 - オ 救出救護

(3) 防災組織の活動

- ① 平時
 - ア 防災訓練
 - イ 施設及び設備等の訓練整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
- ② 災害時
 - ア 情報の収集伝達
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 避難誘導
 - エ 救出救護

4 県、市町の役割

- (1) 事業所の防災組織の育成指導
- (2) 事業継続計画や防災計画の作成支援
- (3) 地域の防災訓練等への参加促進
- (4) 防災に関するアドバイス

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 事業所の防災組織の育成指導
- (2) 地域の防災活動における企業等との連携
- (3) その他必要な事項

第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第1節 防災基盤・施設等の整備

第1款 地震防災緊急事業の推進

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第2 内容

1 計画作成者

知事

2 計画年度

令和3年度～令和7年度

3 要件

- (1) 都道府県地域防災計画に（市町村事業は市町村地域防災計画にも）定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事業であること。
- (2) 施設毎に主務大臣が定める基準に適合すること。
- (3) 都道府県地域防災計画に目標が定められている場合（都道府県地域防災計画での被害想定、目標設定に努めることとする）は、当該目標に即した事業であること。

4 対象施設

- (1) 避難地 （→「都市の防災構造の強化」、「大規模火災の予防対策の推進」の項等を参照）
- (2) 避難路 （→「都市の防災構造の強化」、「大規模火災の予防対策の推進」の項等を参照）
- (3) 消防用施設 （→「消防施設・設備の整備」の項等を参照）
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路 （→「火災に関する広域避難地の整備」の項等を参照）
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法第2条第5項第2号の外郭施設、同項第3号の係留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港法第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。）
（→「交通関係施設の整備」、「緊急輸送体制の整備」の項等を参照）
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
（→「ライフライン関係施設の整備」の項等を参照）
- (7) 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの （→「建築物等の耐震性の確保」の項等を参照）
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
（→「建築物等の耐震性の確保」、「要配慮者支援対策の充実」の項等を参照）
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの（屋内運動場含む）
（→「建築物等の耐震性の確保」、「教育対策の実施」の項等を参照）
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
（→「建築物等の耐震性の確保」、「教育対策の実施」の項等を参照）
- (11) (7)から(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強

を要するもの

(→「建築物等の耐震性の確保」の項等を参照)

- (12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設

(→「河川、海岸、ため池施設の整備」の項等を参照)

- (13) 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

(→「地盤災害の防止施設等の整備」の項等を参照)

- (14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

(→「防災拠点の整備」の項等を参照)

- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

(→「情報通信機器・施設の整備」の項等を参照)

- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

(→「避難対策の実施」の項等を参照)

- (17) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

(→「備蓄体制等の整備」の項等を参照)

- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

(→「防災資機材の整備」の項等を参照)

- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

(→「都市の防災構造の強化」の項等を参照)

5 計画内容

整備目標や計画計上に関する考え方を明確にし、計画対象地域の地震被害の危険性等を踏まえた上で、対象施設における中長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにすることにより、緊急事業としての趣旨を十分踏まえた計画とする。

上記の考えに沿って以下の点に留意し作成する。

- (1) 中長期的な整備目標の記載
- (2) 各施設の整備状況の把握
- (3) 地震防災上の整備の必要性、緊急性の明確化

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 地震防災緊急事業五箇年計画における市町事業の概要
- (2) 地震防災緊急事業五箇年計画の進捗状況
- (3) その他必要な事項

第1節 防災基盤・施設等の整備

第2款 防災対策事業の推進

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

緊急に防災機能の向上を図るため、防災対策事業の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第2 内容

1 防災基盤整備事業

「災害時に強い安心安全なまちづくり」を進めるため重点的に実施する必要がある防災基盤の整備を推進する。

(1) 対象事業

次のような施設・設備であって、地方公共団体が単独事業として行う安全なまちづくりのための公共施設の整備事業であることとする。

区 分	事業例
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等
消防広域化対策事業	市町の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設 等
緊急消防援助隊施設整備事業	緊急消防援助隊の編成に必要な車両・資機材等 ※消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき整備される緊急消防援助隊の編成に必要な施設の整備が対象

(2) 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

(3) 事業の実施

県、市町は、地域防災計画等に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努めることとする。

2 公共施設等耐震化事業

「災害に強い安心安全なまちづくり」の一環として、公共施設等耐震化事業により公共施設等の耐震化を推進する。

(1) 対象事業

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進める必要がある施設を対象とする。なお、建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。（→「建築物等の耐震性の確保」の項を参照）また、耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改築は対象としない。

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- ② 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む。）

- ③ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）等

(2) 公共施設等耐震化事業計画

- ① 市町は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定に当たり、あらかじめ県に協議し、県は、所要の調整を図り、あらかじめ消防庁に協議することとする。
- ② 県は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定に当たり、あらかじめ消防庁に協議することとする。

(3) 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

(4) 事業の実施

県、市町は、公共施設等耐震化事業計画に基づき、公共施設等耐震化事業の計画的執行に努めることとする。また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討するものとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 公共施設等耐震化事業計画及び施設・設備整備計画の作成
- (2) その他必要な事項

第2節 都市の防災構造の強化

〔実施機関：県危機管理部、県土木部、県まちづくり部、市町〕

第1 趣旨

災害に強い都市づくり・地域づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。

第2 内容

1 安全・安心な都市づくりの推進

- (1) 県は、「防災に関する方針」を「都市計画区域マスタープラン」に位置づけるとともに、市町に対して防災対策・安全確保対策を定める防災指針を、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設等）の立地の適正化を図る立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条）に位置づけるよう促し、これまでの都市計画の思想と経験を継承しつつ、阪神・淡路大震災から得られた教訓を活かして、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進することとする。
- (2) 市町は、「都市計画区域マスタープラン」に位置づけられた「防災に関する方針」に十分配慮しつつ、都市計画区域内の市町については「市町都市計画マスタープラン」、また、都市計画区域外の町についてはこれに替わる計画と市街地の防災に関する事項に関して、市町地域防災計画と整合を図ることとする。
- (3) 県、市町は、次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくり・地域づくりに取り組んでいくこととする。
 - ① 都市機能を分散配置し、バランスのとれた交通体系を構築して、県全体として災害に強い地域構造を構築すること。
 - ② 体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化すること。
- (4) 市町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

2 地域別の市街地防災

市街地の防災は、密度や形態などの市街地特性を踏まえ、地域固有の資源を活用していくことが基本であることから、地域分類を行った上で、市街地防災を推進することとする。

(1) 市街地連担型地域

平地部において中・高密度（40人／ha以上）の市街地が、概ね400ha（2kmメッシュ）以上連担する地域をいう。

① 水と緑のネットワークの形成

公園緑地の整備、残存緑地の保全、山麓部の緑地の保全・整備、都市河川の整備、臨海部の緑化の推進等により、市街地内において緑の創出とオープンスペースの確保を進め、これらを交互に連携させることにより水と緑のネットワークを体系的に形成することとする。

② 市街地の緑化・不燃化

緑地協定の締結や緑化助成による生垣化や宅地内植樹を推進するほか、防火地域・準防火地域の指定などにより建築物の不燃化を誘導し、公共性の高い施設や建築物の安全性の向上とあわせ、市街地の面的な防災機能を高めることとする。

③ 防災空間、防災拠点の体系的整備

市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び住民の避難地を体系的に整備することとする。

(2) 市街地分散型地域

市街地連担型地域以外の地域をいう。

① 自然と共生した防災性の高い計画的な市街地整備

自然地形特性や土地利用現況など地域固有の条件を踏まえ、防災効果を最大限に発揮する市街地整備を図ることとする。

② 自然地形が形成する、自立的な防災ブロックの整備

積極的な保全・整備を図る山麓部の緑地を広域防災帯としてとらえ、これに囲まれたまとまった空間を防災ブロックとし、災害時には、その中で自立的な対応を行うこととする。ただし、防災ブロックの空間規模は、地域により異なり、地域の実情に応じて設定することとする。

③ 地域の実情に合った防災拠点の体系的な整備

災害時に自立的な対応を図るため、防災活動の拠点及び住民の避難地を防災ブロック内に体系的に整備することとする。

④ 市街地ネットワークの強化

道路による多方向アクセスの確保、沿道土地利用の保全・整備などにより道路空間の防災性・安全性の向上などに努め、市街地ネットワークの強化を進めることとする。

3 防災施設の整備方針

県、市町は、人口、産業の集積する既成市街地並びにこれらに近接する地域のうち、大地震発生時に著しい被害が発生するおそれのある地域及び都市防災計画中枢的な位置を占める地域において、生命の安全を確保することを第一の目的とした広域避難地、避難路、防災公園等の防災施設の整備事業及びこれに密接に関連する市街地開発事業、水災対策事業等の防災対策事業に関する計画を作成し、計画的な実施を図ることとする。

(1) 広域避難地

広域避難地は、大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有することとする。

① 周辺の市街地大火のふく射熱から避難者の生命、身体が確保できるよう概ね10ha以上の空地を有することを目指す。

② 有効避難面積については、避難者1人当たり2㎡以上を確保することとする。ただし、地域の実状によりこれによりがたい場合においては、避難者1人当たりに必要な面積を1㎡以上とすることができることとする。

③ 災害時の高齢者・子供等の歩行限界距離等を考慮して、避難圏域の各地点から避難の予定された広域避難地までの歩行距離は、概ね2km以内とすることとする。

④ 避難地は、公園、緑地、広場その他公共空地を原則とし、内部に設けられる平時の利用施設は、災害時に避難地としての機能を損なわないよう、その構造、用途及び配置等に配慮するほか、学校、公民館等の公共施設については、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮して、施設の耐震耐火性の向上を図ることとする。

⑤ 大震災時に多数の人々が避難することを考慮して消防用水利及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、広域避難地としての機能及び救援復旧活動の拠点としての機能を確保することとする。

⑥ 臨海部及び河川の下流地域、ゼロメートル地帯等の低地盤地域については、津波の危険性や堤防の決壊等を考慮し、避難地整備に併せて高潮対策施設の一体的な整備を行うなど、必要な措置を講じることとする。

(2) 避難路

避難路は、避難地又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有することとする。

① 避難路は、災害時の消防活動及び避難者の受けるふく射熱等を考慮して、幅員15m以上とする。ただし、歩行者専用道路、自転車者歩行者専用道路、緑地又は緑道にあっては、10m以上とすることができることとする。

- ② 避難路は、複数の避難経路が確保できるよう、網目状に構成するものとし、避難圏域内の各地点から避難路までの距離が概ね500m以内となるように配置することとする。
- ③ 避難路の沿道には、必要に応じ消防水利その他避難者の安全を確保するために必要な整備を配置することとする。また、道路の占有物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮することとする。

(3) 避難地・避難路周辺の耐震不燃化等

市街地大火のふく射熱等に対する安全性を向上させるため、避難地・避難路周辺の建築物の耐震不燃化を図ることとする。また、避難の障害となる落下物に対し、避難行動の安全を確保するため、必要な措置を講じることとする。

(4) 避難地・避難路の周知

市町は、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難計画を策定しておくほか、避難誘導標識及び避難地等の案内板の設置、防災マップの配布や広報活動、訓練等を通じて避難地・避難路の周知徹底を図ることとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意することとする。

(5) 広域防災帯

県、市町等は、同時多発する火災や強風による大火に対し延焼被害を極小化する遮断空間として、道路、河川などの骨格となる施設とこれに隣接して設ける公園・緑地や耐火建築物からなる帯状施設群として、広域防災帯の整備に努めることとする。

(神戸・阪神地域の配置計画)

ア 東西軸

国道43号～国道2号軸、山手幹線軸、山陽新幹線軸、国道171号軸、
中国自動車道(国道176号)軸、仁川軸

イ 南北軸

妙法寺川軸、新湊川軸、神戸文化軸、生田川軸、灘文化軸、都賀川軸、石屋川軸、住吉川軸、
芦屋川軸、夙川軸、武庫川軸、五合橋線軸、猪名川軸、天神川軸

4 都市の再整備の推進

県、市町等は、密集市街地等の防災上危険な市街地の改善を図るため、公共空地等の設置、建物の不燃化等を推進する市街地再開発事業等の計画・実施に努めることとする。

(1) 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

県、市町は、土地区画整理事業を推進することにより、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

(2) 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

県、市町は、市街地再開発事業を推進することにより、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

(3) 密集市街地対策の推進(密集市街地における防災街区の整備に関する法律)

県は、県下の市街化区域において、防災上危険な密集市街地を「防災再開発促進地区」として都市計画に位置付け、市町は、当該地域における総合的な密集市街地対策を推進することとする。

(4) 老朽化マンション建替促進事業の推進(マンションの建替え等の円滑化に関する法律)

県・市町は、老朽化マンション建替促進事業を推進することにより、管理不全等による外壁等の剥落などが生じるおそれのあるマンション(要除却認定マンションに限る)を減らし、都市環境の改善を図ることとする。

5 その他の施設の整備

施設の管理者は、災害の発生、発生後の対処等に配慮し、以下の施設整備に努めることとする。

道路施設	各道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。
河川施設	河川管理者は、防災活動拠点等として活用できる河川施設の整備に努めることとする。
港湾緑地	港湾管理者は、防災施設として活用できる緑地整備や、耐震強化岸壁の整備に努める。また、周辺の既存緑地を防災拠点として活用するよう配慮することとする。
海岸施設	海岸管理者は、避難地としての機能を求められる場合には、自然を保全しながら親水性と地域防災空間の機能を併せ持つ、海岸施設の整備に努めることとする。
公園施設	公園管理者は、避難地として位置づけられた公園については、その機能を果すよう広場の確保または整備に努めることとする。
学校施設	学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 防災施設の整備
- (2) 避難地・避難路等の周知
- (3) その他必要な事項

第3節 建築物等の耐震性の確保

〔実施機関：県危機管理部、県まちづくり部、県教育委員会、海上保安本部、市町〕

第1 趣旨

庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 計画的かつ総合的な耐震化の推進

- (1) 県は、所管行政庁（建築基準法第2条に規定する建築主事を置く市）と調整の上、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震改修を進めることとする。
- (2) 県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県耐震改修促進計画を作成する。
- (3) 市町は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、県耐震改修促進計画に基づき、耐震改修促進計画（以下この節において「市町計画」という。）を策定することとする。
- (4) 県、市町は、昭和56年建築基準法施行令改正施行前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。
- (5) 県、市町は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施することとする。

2 公共施設の耐震化

- (1) 県は、耐震化が必要な県有施設（県立学校を含む。）について、県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震改修等を計画的に推進することとする。
- (2) 県は、新たに建築する県有施設について、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図ることとする。
- (3) 県は、防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努めることとする。
 - ① 耐震性に優れた機器類の採用と耐震性のある取付け（躯体と緊結）
 - ② バックアップ機能の充実
 - ③ 早期復旧ができる設備の構築
 - ④ エネルギー源の多重化と量の確保
 - ⑤ 自己電源の確保
 - ⑥ 自己水源の確保
 - ⑦ 消火・避難経路の確保
 - ⑧ 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備（電気、水道、燃料）の確保
 - ⑨ 排水処理施設（汚物処理を含む。）の確保
- (4) 市町は、市町有施設について、計画的に耐震性強化に努めることとする。
- (5) 海上保安本部は、航路標識の整備・老朽化対策を行うとともに、発災時に航路標識の機能を維持するため、海水侵入防止対策及び予備電源設備の整備に努めることとする。

3 一般建築物耐震化の促進

県、市町は、昭和56年の建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市町計画に沿って推進することとする。

(1) 民間建築物に対する補助

① 民間住宅の耐震化に対する補助事業

区 分	事業内容
ア 簡易耐震診断 推進事業	昭和56年5月以前着工の住宅の耐震性に対する県民の意識を高め、耐震化への動機付けを行うため、住宅所有者からの求めに応じ、市町が簡易耐震診断技術者を派遣する
イ ひょうご住まいの耐震化促進事業	安全で安心なすまい・まちづくりを推進するため、民間住宅の耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事等に要する費用の一部を支援するほか、耐震化の推進のため意識啓発活動を行う
ウ 防災ベッド等 設置助成事業	大地震時に人命を守る防災ベッド等を設置する県民に対し、設置に要する費用の一部を補助する

② 民間の住宅以外の建築物の耐震化に対する補助事業

区 分	事業内容
ア 大規模多数利用建築物等耐震化 助成事業	耐震診断が義務付けられた民間の大規模多数利用建築物等（昭和56年5月以前着工）の補強設計、耐震改修工事等に要する費用の一部を支援する
イ 中規模多数利用建築物等耐震化 助成事業	民間の中規模多数利用建築物及び小規模多数利用建築物（いずれも昭和56年5月以前着工）の耐震診断に要する費用の一部を支援するとともに、中規模避難施設の補強設計、耐震改修工事等に要する費用の一部を支援する
ウ 緊急輸送道路 沿道建築物耐震化 助成事業	緊急輸送道路沿道の建築物（昭和56年5月以前着工）のうち、高さが前面道路幅員の1/2を超えるもの（前面道路幅員が12m以下の場合は高さ6mを超えるもの）に対し、耐震診断及び耐震改修工事費等の一部を支援する

③ 私立学校の耐震化

対象	補助率		補助限度額	
	Is値0.3未満	Is値0.3以上	小・中・高等学校	幼稚園
昭和56年5月以前 着工の教育施設	国1/2、県1/6、 学校法人1/3	国1/3、県1/6、 学校法人1/2	400万円以上 2億円以下	400万円以上 1億円以下

④ 医療施設の耐震化

地域医療再生・医療施設耐震化支援基金等を活用し、2次救急医療機関等の耐震化を支援することとする。

⑤ 福祉施設等の耐震化

対象施設	負担割合等
昭和56年5月以前着工の障害者（児）福祉施設等	社会福祉施設等防災整備基金1/2、 県・政令市・中核市1/4、事業者1/4
昭和56年5月以前着工の障害福祉サービス事業所等	国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4

(2) 耐震改修計画等の評価体制の確保

県は、耐震診断の結果又は耐震改修計画の妥当性について判定を行う（公財）兵庫県住宅建築総合センター等の関係団体と連携・協力を図り、評価体制を確保する。

(3) 建築技術者の育成

県は、耐震診断・耐震改修計画を進めるために建築関係団体に情報提供を行う等、建築技術者の育成に努める。

4 重要施設への供給ラインの耐震化

県、市町及びライフライン事業者は、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについて、重点的な耐震化に努めることとする。

5 建築物の耐震性強化の普及啓発

(1) 草の根意識啓発活動の実施

市町は、市町計画に目標を定めて草の根意識啓発活動を実施し、県は、技術的・財政的支援を行う。

(2) 耐震診断及び耐震改修に係る相談体制の充実

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する県民の相談に対応するため、県、市町及び関係団体が連携し、相談体制の充実を図る。

(3) 建築基準法令の普及

県、市町は、関係団体（建築士会、建築士事務所協会、大工組合等）に対し、耐震性の確保を図るためにも建築基準法に定められた中間検査の受検等の適正な実施についての協力を要請し、遵法精神の高揚に努めることとする。

6 社会基盤施設の老朽化対策の推進

県、市町は急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性を確保する。

【参 考】社会基盤施設の老朽化対策に関する県の計画

○ ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画

施設の安全性の確保はもとより、総コストの低減と予算の平準化を図り、計画的・効率的な老朽化対策を実施（2014年度策定、最新の点検結果・これまでの対策実施状況を踏まえ2018年度改定）

【対策の方針】

- ・損傷等があり、計画的な対策が必要な施設は、2028年度までに対策をおおむね完了
- ・点検で内部の損傷等の確認が困難な排水機場等の機械・電気設備は、損傷の度合いにかかわらず、分解整備・更新等の対策を定期的 to 実施

【主な計画対象施設】

区分	施設
道路	橋梁、トンネル、横断歩道橋、道路法面施設 等
河川・海岸	排水機場、水門、陸閘、ダム施設、防潮堤、矢板護岸 等
港湾	岸壁等係留施設、防波堤等外郭施設
砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
下水	下水道施設
公園	公園施設

7 落下物等の対策

(1) 落下物

① 県有施設

県は、県有施設について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の使用により窓ガラス飛散防止対策を実施することとする。

② 一般建築物

県、県内の特定行政庁は、窓ガラス、外壁タイルの落下等により、歩行者等に危害を及ぼす危険性の高い建築物の所有者に対して、落下防止対策の普及・啓発を実施することとする。

(2) その他

県、市町は、据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行うこととする。

8 ブロック塀の倒壊防止対策

県、市町は、ブロック塀の倒壊防止対策の実施に努めることとする。

(1) ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発

(2) ブロック塀の危険箇所の調査

(3) 危険なブロック塀の造り替えや生け垣化の奨励

(4) 危険なブロック塀の撤去費への補助

(5) 建築基準法の遵守、指導

9 Eーディフェンスを活用した減災対策の研究・推進

県は、南海トラフ地震など、地震動による建築物等の被害の軽減を図るため、三木総合防災公園に立地する実大三次元震動破壊実験施設（Eーディフェンス）を活用し、減災のための研究を推進することとする。

10 室内安全対策の推進

県、市町は、地震時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒による被害を防止するため、各種広報媒体や自主防災組織の活動、Eーディフェンスでの実験等を通じて、適正な対処方法等について、普及啓発を図ることとする。

(1) 「防災力強化県民運動」による推進

県内の各界各層からなるひょうご安全の日推進県民会議が中心となって進める防災力強化県民運動において、室内安全対策の啓発を行うこととする。

11 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 市町計画の策定

(2) 実施責任

(3) 市町有施設等の耐震化

(4) 建築物等の耐震性向上に係る指導、啓発

(5) その他必要な事項

(空白)

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第1款 砂防設備の整備

〔実施機関：近畿地方整備局、県土木部〕

第1 趣旨

地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備の整備等について定める。

第2 内容

1 事業計画

(1) 県（土木部）所管事業分

事業名	事業内容
砂防事業	砂防指定地内における砂防堰堤工、溪流保全工 等

(2) 近畿地方整備局所管事業分

事業名	事業内容
砂防事業	砂防指定地（六甲山系）内における砂防堰堤工、山腹工 等 六甲山系グリーンベルト整備事業

2 六甲山系における土砂災害に対する監視体制の強化

- (1) 近畿地方整備局（六甲砂防事務所）は、現在六甲山系に24箇所（テレメータ）の雨量計を設置し、得られた降雨情報を各機関へ配信しており、一層の観測精度の向上と迅速かつ的確な情報伝達に努めることとする。
- (2) 近畿地方整備局（六甲砂防事務所）は、特に土石流発生の危険性が高い溪流について、砂防設備の整備と併せて土石流発生監視装置を設置し土石流発生時に、自動電話応答装置で関係各機関へ通報することとする。

3 土砂災害警戒区域（土石流）等の把握と住民への周知徹底

県は、土砂災害警戒区域（土石流）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等を住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。

4 土石流防止対策の普及啓発

県は、土石流災害を未然に防止するため、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に、砂防指定地等の点検指導を行うとともに、防災思想の周知徹底と防災体制の整備を推進することとする。

〔資料〕 「市町別土石流危険溪流等箇所」
「土砂災害警戒区域等」

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第2款 地すべり防止施設の整備

〔実施機関：県農林水産部、県土木部〕

第1 趣旨

地震に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備等について定める。

第2 内容

1 事業計画

(1) 県（土木部）所管事業分

事業名	事業内容
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、法枠工、アンカー工等） 抑制工（集水井工、集水ボーリング工、水路工等）

(2) 県（農林水産部）所管事業分

① 農地整備課所管分

事業名	事業内容
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）

② 治山課所管分

事業名	事業内容
地すべり防止事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）

2 土砂災害警戒区域（地すべり）等の把握と住民への周知徹底

県は、土砂災害警戒区域（地すべり）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等を住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。

3 地すべり防止対策の普及啓発

県は、地すべり災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」及び「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に、年間を通して地すべり防止区域の点検指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備を推進することとする。

〔資料〕「地すべり防止区域」
「土砂災害警戒区域等」

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備

〔実施機関：県土木部〕

第1 趣旨

地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備等について定める。

第2 内容

1 事業計画

県（土木部）所管事業分

事業名	事業内容
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工、法枠工、アンカー工等

2 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等の把握と住民への周知

県は、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に対する警戒避難体制の整備に資するため、市町との連携の中で土砂災害警戒区域図等として住民の閲覧に供するとともに、県ホームページで公開し、県民への周知に努めることとする。

3 普及啓発

県は、急傾斜地の崩壊による災害を未然に防止するため、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に地域住民に対しがけ崩れの危険性についての周知徹底と防災意識の普及を図ることとする。

4 急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う措置

県は、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内において、行為制限、防災措置の勧告、改善命令等により適切な管理を行うなど、災害の未然防止に努めることとする。

〔資料〕 「急傾斜地崩壊危険区域」
「急傾斜地崩壊危険箇所」
「土砂災害警戒区域等」

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第4款 治山施設の整備

〔実施機関：近畿中国森林管理局、県農林水産部、市町〕

第1 趣旨

地震に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設の整備について定める。

第2 内容

1 主な事業の内訳

事業名	根拠法規	事業主体
山地治山	・ 森林法	県
防災林整備	・ 森林法	
災害関連緊急治山	・ 森林法	
災害関連緊急地すべり防止	・ 地すべり等防止法	
林地崩壊防止	・ 林地崩壊防止事業実施要綱	市町
県単独治山	・ 県単独県営治山事業実施基準	県
	・ 農林水産部補助金交付要綱	市町

2 事業計画

(1) 県（農林水産部）所管事業分

事業名	事業内容
山地治山	山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧、また、そのおそれのある箇所において、地震に強い治山工法の開発・普及を図るとともに、防災工事を実施し災害を未然に防止する。
防災林整備	土砂の流出防止、雪崩、火災等の発生を防止するため、防災施設の実施とあわせて森林の造成を行う。
災害関連緊急治山 災害関連緊急地すべり防止	災害により新たに発生した山腹崩壊地や荒廃溪流で、放置すれば人家等に被害を与えるおそれがある箇所について、災害防止工事を実施する。
林地崩壊防止	激甚な災害により発生した山腹崩壊等から人家等を保全するため防災工事を実施する。
県単独治山	山腹崩壊地や荒廃溪流において防災工事を実施し、災害の未然防止を図るもので、国庫補助の対象とならないものを実施する。

(2) 近畿中国森林管理局所管事業分

事業名	事業内容
山地治山 災害関連緊急治山	国有林における荒廃地の復旧、予防治山施設による災害予防

3 治山施設の点検

県は、地震及び梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため、毎年6月を重点的に、年間を通して危険地区を中心とした治山施設等の点検を行うこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 山地災害危険地区における警戒避難体制の整備
- (2) 山地災害危険地区の住民に対する周知対策
- (3) その他必要な事項

〔資 料〕 「山腹崩壊危険地区」
「崩壊土砂流出危険地区」
「地すべり危険地区」

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第5款 宅地造成等の規制

〔実施機関：県農林水産部、県環境部、県土木部、県まちづくり部、市町〕

第1 趣旨

地震に伴う宅地及び農地等の被害を防止するため、宅地造成等の規制について定める。

第2 内容

1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく区域等の指定

県は、宅地造成等に伴う災害が生じるおそれのある地域を宅地造成等工事規制区域に、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が生じるおそれのある地域を特定盛土等規制区域に指定し、基礎調査の結果、必要と認めるときは区域の見直しを行うこととする。

また、宅地造成又は特定盛土等による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるおそれがあると見込まれる地域は、基礎調査において造成宅地防災区域の指定を検討することとする。

さらに、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査の結果等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。また、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

2 宅地防災パトロールと措置

(1) 県は、今後行われる宅地造成等の工事に対し、法令に定める技術的基準を確実に履行させるとともに、パトロールを強化し、無許可工事等の違反工事の発見に努めることとする。

(2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行うこととする。

- ① 防災措置についての文書による指導
- ② 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告
- ③ 法令に基づく工事の停止、土地の使用禁止及び必要措置の命令
- ④ 法令に基づく改善命令

(3) 県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公開し、宅地防災パトロールの点検箇所の選定に活用するとともに、マップの周知により県民の防災意識の向上を図る。

3 宅地防災相談所の設置

県は、宅地造成及び特定盛土等規制法の周知を図るとともに、適正な宅地造成等の工事を指導し、また、既存宅地の保全についての県民の相談窓口を開設することとする。

(1) 常設相談所

県まちづくり部建築指導課、各県民局（西播磨県民局を除く。）及び中播磨県民センターのまちづくり建築課

(2) 現地巡回相談所

梅雨及び台風時期の前に必要に応じて設置

4 法令の権限を有する市との連携

県内の権限を有する市と連携し、上記2、3について県内統一的な実施を図る。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 危険な状態にある宅地の所在及び警戒体制、保全対策
- (2) 地域自主防災体制の整備
- (3) その他必要な事項

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第6款 災害危険区域対策の実施

〔実施機関：県まちづくり部、市町〕

第1 趣旨

地震に伴う建築物の被害を防止するため、災害危険区域対策について定める。

第2 内容

1 災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる地域について、市町と協議の上、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」により、災害危険区域の追加指定を行うこととする。

2 災害危険区域内の規制

県は、災害危険区域内での住宅、寄宿舎、下宿、老人福祉施設及び有料老人ホームの用に供する建築物の建築を、原則として禁止するとともに、その他居室を有する建築物の建築は、原則として鉄筋コンクリート造その他堅固な構造、方法等によるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止を図ることとする。

3 危険住宅の除却又は移転

市町は、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助することとし、国、県は、市町の補助金の一部を負担することとする。

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費
- (2) 危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 災害危険区域内の住宅除却又は移転対策
- (3) その他必要な事項

〔資 料〕 「災害危険区域指定状況」

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

第7款 地盤の液状化対策の実施

〔実施機関：県土木部、県まちづくり部、県企業庁、市町〕

第1 趣旨

地震に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため、必要な措置について定める。

第2 内容

1 埋立地等における液状化対策

- (1) 県は、臨海部等を埋立造成する場合、全体の地盤沈下量を想定するとともに、必要により地盤改良を行い、余盛工法をとるなど、埋立地盤の沈下に適切に対処することとする。
- (2) 県等は、土地の利用にあたり、液状化現象が地盤条件により一様でないことから、個々の地盤条件に適した液状化対策工法を検討、実施することとする。

2 液状化対策の普及啓発

県は、県民や建築物の施工主等に液状化対策の工法の周知を図るとともに、対策工法の実施の促進に努めることとする。

3 地盤データの収集及びデータベース化

県、市町は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等に努めることとする。

第5節 河川、海岸、ため池施設の整備

〔実施機関：近畿地方整備局、県農林水産部、県土木部、市町〕

第1 趣旨

地震に伴う河川、海岸、ため池の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等について定める。

第2 内容

1 河川施設の整備

(1) 事業計画

県（土木部）所管事業分

事業名	事業内容
地震・高潮対策河川事業	本庄川（水門整備）
大規模特定河川事業	新川（防潮堤整備）

(2) 水門・閘門等の操作

水門・閘門等の施設管理者は、平時から操作規則等に定めるところにより水門・閘門等及び内水排除施設の操作を速やかに行うことができるよう準備を行うこととする。

(3) 河川管理施設における危険箇所の周知徹底

河川管理者は、地震により特に危険度が高いと予想される箇所について点検を行い、その結果について関係地方公共団体への周知を図ることとする。

2 海岸施設の整備

(1) 事業計画

① 県（土木部）所管事業分

事業名	事業内容
高潮対策事業	尼崎西宮芦屋港海岸（護岸（改修））他
海岸メンテナンス事業	姫路港海岸（大江島排水機場更新）、淡路海岸（護岸補強）、東播磨海岸（護岸補強） 他

② 県（農林水産部）所管事業分

事業名	事業内容
（水産漁港課所管分） 津波・高潮危機管理対策緊急事業	丸山漁港海岸（陸閘改良他）、沼島漁港海岸（陸閘改良他）、室津漁港海岸（護岸）
海岸メンテナンス事業	妻鹿漁港海岸（排水機場他）、家島漁港海岸（排水機場他）、浜坂漁港海岸（離岸堤） 他

3 ため池施設の整備

(1) 事業計画

県（農林水産部）所管事業分

県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池として選定し、「兵庫県ため池防災工事等推進計画」（令和3年3月策定、令和5年12月改定）に基づき、決壊リスクや想定される被害規模等から優先的に改修・廃止工事を進める。

事業名	事業内容
ため池整備事業	ため池の改修や利用実態・管理実態のないため池の廃止

(2) ため池災害の普及啓発

県は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日～6月30日）を中心に、ため池管理者に対し、ため池の点検・改修方法について技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。

また、市町は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 準用河川の整備
- (2) ため池の整備、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策
- (3) その他必要な事項

〔資料〕 「治水及び河川総合開発事業の現況」
「ため池分布表」

第6節 交通関係施設の整備

第1款 道路施設の整備

〔実施機関：近畿地方整備局、県土木部、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)〕

第1 趣旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い道路施設の整備等について定める。

第2 内容

1 道路施設の耐震補強計画等

(1) 緊急輸送道路の橋梁耐震補強

道路管理者は、管理橋梁の耐震対策を推進し、災害に強い道路を目指すこととする。

2 緊急輸送道路等の整備

(1) 県（土木部）所管事業分

事業名	事業内容
道路事業 街路事業	緊急輸送道路等の整備を実施する。

(2) 近畿地方整備局所管事業分

事業名	事業内容
道路事業	緊急輸送道路に指定された道路等の整備を実施する。

(3) 西日本高速道路(株)所管事業分

事業名	事業内容
神戸西バイパス	区間：神戸市西区～明石市 総延長：6.9km

(4) 阪神高速道路(株)所管事業分

事業名	事業内容
神戸市道高速道路2号線事業 (神戸山手線(南伸部))	区間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km(うち1.8kmは平成22年12月18日開通)

(5) 国土交通省・阪神高速道路(株)所管分

事業名	事業内容
一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部)	区間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km

3 落石防止

(1) 県（土木部）所管事業分

事業名	事業内容
法面防災工事	防災点検に基づく法面防災工事の順次実施

(2) 近畿地方整備局所管事業分

事業名	事業内容
法面防災工事	防災点検に基づく法面防災工事の順次実施

(3) 本州四国連絡高速道路㈱所管事業分

事業名	事業内容
法面防災工事	風化及び劣化による法面防災工事の順次実施

4 落橋防止

(1) 県（土木部）所管事業分

事業名	事業内容
橋梁耐震対策事業	耐震補強工事等の順次実施

(2) 近畿地方整備局所管事業分

事業名	事業内容
震災対策補強補修事業	耐震補強工事等の順次実施

(3) 西日本高速道路㈱所管事業分

事業名	事業内容
地震防災対策等	耐震補強工事等の順次実施

(4) 阪神高速道路㈱所管事業分

事業名	事業内容
防災・安全対策工	耐震補強工事等の順次実施

(5) 本州四国連絡高速道路㈱所管事業分

事業名	事業内容
地震防災対策等	耐震補強工事等の順次実施

(6) 兵庫県道路公社所管事業分

事業名	事業内容
地震防災対策等	耐震補強工事等の順次実施

5 道路情報の提供

「道の駅」には、道路情報提供装置を設置し、道路利用者の安全性や利便性向上のための道路規制・渋滞・気象情報等の提供に加え、緊急災害時には通行規制箇所等の情報提供を行う。

○「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所（県管理分）

駅 名	路 線 名	所 在 市 町
しんぐう	国道 179号	たつの市
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用町
とうじょう	県道 平木南山線	加東市
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	香美町
杉原紙の里・多可	国道 427号	多可町
丹波おばあちゃんの里	国道 175号	丹波市
みつ	国道 250号	たつの市
あまるべ	国道 178号	香美町
山陰海岸ジオパーク 浜坂の郷	県道 浜坂井土線	新温泉町
銀の馬車道・神河	国道 312号	神河町

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 道路施設（市町管理）の整備
- (2) その他必要な事項

〔資 料〕 「県内アンダーパスの概要」

第6節 交通関係施設の整備

第2款 港湾施設の整備

〔実施機関：近畿地方整備局、県土木部、市町〕

第1 趣旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い港湾施設の整備等について定める。

第2 内容

1 防災拠点として活用する港湾施設の整備

(1) 耐震強化岸壁等の整備

姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港において岸壁の耐震強化を進めるとともに、背後地域へのアクセス道路・橋梁の耐震強化を図ることとする。

また、淡路島などの地方港湾の主要施設において耐震強化を進めることとする。

県（土木部）所管事業分整備済施設

事業名	事業内容
港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良)
	姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース
	尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース
	尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース
	尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m)L=410m
	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース
	尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース
	東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)
	津名港 生穂地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)
	津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m)L=65m
	赤穂港 千鳥地区 岸壁(-5.5m) 1バース
	家島港 家島地区 物揚場(-3.5m)L=60m
	福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m)L=60m
	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m
	赤穂港 千鳥地区道路 L= 240m
	尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 橋梁(改良)

2 臨港道路の整備

港湾管理者は走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

3 その他

港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うこととする。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には適正な維持管理のため措置を講ずることを命じ、又は勧告を行うこととする。

また、官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や補強を推進する。

4 市町地域防災計画に定めるべき事項

- (1) 港湾施設（市管理）の整備
- (2) その他必要な事項

〔資 料〕 「県内港湾の概要」

第6節 交通関係施設の整備

第3款 漁港施設の整備

〔実施機関：県農林水産部、市町〕

第1 趣旨

多元多重の交通ルート確保を考慮の上、災害に強い漁港施設の整備等について定める。

第2 内容

1 県（農林水産部）所管事業分

漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。

事業名	事業内容	
水産流通基盤整備事業	(1地区)	外かく施設、係留施設、水域施設
水産生産基盤整備事業	(2地区)	
水産物供給基盤機能保全事業	(4地区)	
漁港施設機能強化事業	(2地区)	

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 漁港施設（市町管理）の整備
- (2) その他必要な事項

〔資料〕「県内漁港の概要」

第6節 交通関係施設の整備

第4款 鉄道施設の整備

〔実施機関：鉄道事業者〕

第1 趣旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い鉄道施設の整備等について定める。

第2 内容

鉄道事業者は、次の内容により鉄道施設の整備等を推進することとする。

機 関 名	内 容	事業計画
西日本旅客鉄道(株)	新規構造物については、平成24年に改訂された「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（以下、「耐震標準」という。）に基づいて設計する。	駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化
神戸市交通局		駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化
阪急電鉄(株) 阪神電気鉄道(株) 山陽電気鉄道(株)		駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化
神戸電鉄(株)		駅舎・橋梁・法面・電車線路支持物等を計画的に改良強化
神戸高速鉄道(株)		溝きよ・ずい道・換気孔・駅出入口の改良強化
神戸六甲鉄道(株)		駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化
(一財) 神戸住環境整備公社	耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。	駅舎等を計画的に改良強化

第6節 交通関係施設の整備

第5款 空港・ヘリポート対策の実施

〔実施機関：大阪航空局、県危機管理部、県土木部、市町、空港管理者等〕

第1 趣旨

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い空港・ヘリポート対策について定める。

第2 内容

1 空港管理者の役割

(1) 防災資機材の備蓄

消火剤等の資機材を備蓄し、災害時の空港・ヘリポートの被災を防止、軽減することとする。

(2) 施設の点検及びパトロールの実施

常時、空港施設及びヘリポート施設の点検・パトロールを行い、必要な箇所を改修することとする。

(3) 防災訓練の実施

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制等の強化を目指し、航空機事故を想定した防災訓練を定期的を実施することとする。

※空港管理者：空港管理事務所又は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する法律」、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」及び「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」により運営権を設定されている場合は運営権者。

2 運航の調整

県は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

3 コウノトリ但馬空港の活用

災害時の活用を図るため、定期的に緊急空路輸送を想定した防災訓練を実施することとする。

4 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定

(1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。

(2) 県は、災害時にヘリコプターを運航する警察、消防、自衛隊等の防災関係機関への周知を図ることとする。

(3) 市町は、市役所（役場）・地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等について検討を行い、市町地域防災計画に記載することとする。

(4) 市町は、負傷者の迅速な搬送の場合は、避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議することとする。

5 広域防災拠点におけるヘリポート等の整備

拠点名	所在地	名 称	種 別
三木総合防災公園	三木市志染町御坂	三木防災ヘリポート	非公共
西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光都	播磨ヘリポート跡地	臨時離着陸場
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井	但馬空港	空港
淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田	淡路ふれあい公園芝生広場	臨時離着陸場
丹波広域防災拠点	丹波市柏原町柏原	丹波の森公苑多目的グラウンド	臨時離着陸場
阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜	阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート	臨時離着陸場

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) ヘリコプター臨時離着陸場適地
- (2) 災害時のヘリコプター臨時離着陸場の運用体制
- (3) その他必要な事項

第7節 ライフライン関係施設の整備

第1款 電力施設の整備等

〔実施機関：県危機管理部、県土木部、県農林水産部、市町、関西電力(株)、関西電力送配電(株)〕

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

1 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力および関西電力送配電は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

(1) 自治体との協調

平常時には地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

① 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

② 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

ア 災害に関する情報の提供および収集

イ 災害応急対策および災害復旧対策

(2) 防災関係機関との協調

地方气象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

(3) 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

(4) 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力および関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

(5) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- ① 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との協定締結
- ② 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結
- ③ 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携
- ④ 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施

- ⑤ 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結
- ⑥ 燃料利用等に関する関係企業との協定締結
- ⑦ 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用

2 災害予防に関する事項

(1) 防災教育

関西電力および関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

また、南海トラフ巨大地震により予想される地震動および津波に関する知識や、南海トラフ巨大地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、南海トラフ巨大地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。

(2) 防災訓練

関西電力および関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

さらに、関西電力および関西電力送配電は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）に所在する事業所において、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、自治体等の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) マニュアル類の整備

関西電力および関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

(4) 津波からの避難対策

関西電力および関西電力送配電は、推進地域内の事業所において、自治体等の被害想定に従い、避難場所、避難経路を示した避難マップを作成し、従業員に周知する。また、津波の到達時間が早く、避難が困難であることが予想される事業所については、屋上避難階段の設置や、事業所の高台移転等の措置を講ずる。

(5) 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力および関西電力送配電は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

(i) 震災対策

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

設備区分		対策の基本的な考え方			
		地震動		津波	
		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラスの津波
区分Ⅰ	火力発電設備 ・LNGタンク ・油タンク	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと
	ダム				
区分Ⅱ	発電設備 (区分Ⅰ除く) 流通設備 電力保安通信設備※	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な支障が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行う。

※通信事業者から提供を受ける保安通信回線も含む

上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の対策を実施する。

なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。

① 地震動への対応

ア 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

オ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

カ 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

② 津波への対応

ア 火力発電設備

機器の耐浪化は、発電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するほか、消防法令等に基づいて耐浪化を進める。

イ 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

ウ 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

エ 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

オ 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確認し、通信機能の維持を図る。

また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、自治体等の被害想定を受けて、下記の措置を講ずる。

カ 油タンク

津波浸水深が3m以上ある火力発電所の燃料油タンクについて、緊急遮断弁の遠隔化を実施する。

キ 流通設備

17万V以上の送変電設備で広範囲かつ長期間にわたる著しい供給支障が想定される場合は、代替性の確保や多重化等により、津波の影響を緩和する対策を検討する。

3 防災業務施設および設備等の整備

関西電力および関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

(1) 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

- ① 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備
- ② 潮位、波高等の観測施設および設備
- ③ 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設および設備

- ① 通信連絡施設および設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

さらに自治体等の被害想定を受けて通信手段の途絶が予想される事業所において、衛星携帯電話を配備する。

ア 無線伝送設備

(ア) マイクロ波無線等の固定無線回線

(イ) 移動無線設備

(ウ) 衛星通信設備

イ 有線伝送設備

(ア) 通信ケーブル

(イ) 電力線搬送設備

(ウ) 通信線搬送設備、光搬送回線

ウ 交換設備

エ IPネットワーク回線

オ 通信用電源設備

② 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(3) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に電力の安定供給に資するためのコンピューターシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

① 水防関係

ア ダム管理用観測設備

イ ダム操作用の予備発電設備

ウ 防水壁、防水扉等の浸水対策施設

エ 排水用のポンプ設備

オ 各種舟艇および車両等のエンジン設備

カ 警報用設備

② 消防関係

ア 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備

イ 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車

ウ 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備

エ 各種消火器具および消火剤

オ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

(6) 石油等の流出による災害を防止する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。

- ① 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
- ② 油回収船
- ③ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(7) その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。

4 復旧用資機材等の確保および整備

関西電力および関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

- ① 復旧用資機材の確保
平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- ② 復旧用資機材の輸送
平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- ③ 復旧用資機材の整備点検
平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。
- ④ 復旧用資機材の広域運営
平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。
- ⑤ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。
- ⑥ 復旧用資機材等の仮置場の確保
災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。
また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、広域運用できる体制を整備するとともに、自治体等の被害想定に従い、次の方策を実施する。
- ⑦ 復旧用資機材の分散配備
復旧用資機材は分散配備に努めるとともに、置場が浸水しないことを確認する。
- ⑧ 食料・医療・医薬品等生活必需品の充実
津波により孤立するおそれのある事業所については、食料・医療・医薬品等生活必需品について裕度をもった保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

5 電気事故の防止

関西電力および関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

① 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。

カ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

キ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

ク 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

ケ その他事故防止のため留意すべき事項。

② PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

③ 停電関係

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

6 安定的な電力供給に向けた連携強化

県、関西電力送配電は、倒木等により送配電網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めることとする。

第7節 ライフライン関係施設の整備

第2款 ガス施設の整備等

〔実施機関：大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱、（一社）兵庫県LPガス協会〕

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

1 大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の取組

(1) ガス施設（ガス導管）の耐震性強化

ガス導管は、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工することとする。

- ① 高圧導管は主として溶接鋼管を使用することとする。
- ② 中圧導管は溶接鋼管のほか、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用することとする。
- ③ 低圧導管はポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管または鋼管を使用することとする。

(2) 防災システムの強化

① 地震計の設置

ア 地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、製造所、供給所等に地震計を設置することとする。

イ 地震計3,300箇所を設置するとともに、地震計の情報を無線通信により本社に集約し適切な対応に役立てることとする。

② ガス管の「地震被害予測システム」の開発、導入

地震計から無線により集約したデータや事前に入力してある地盤情報等からガス管の被害状況を予測するシステムを開発し、導入している。

③ 保安用通信設備

ア 本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管本部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。

イ 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、ポータブル衛星通信設備を6カ所配備している。

ウ 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制のコントロールを可能にすることとする。

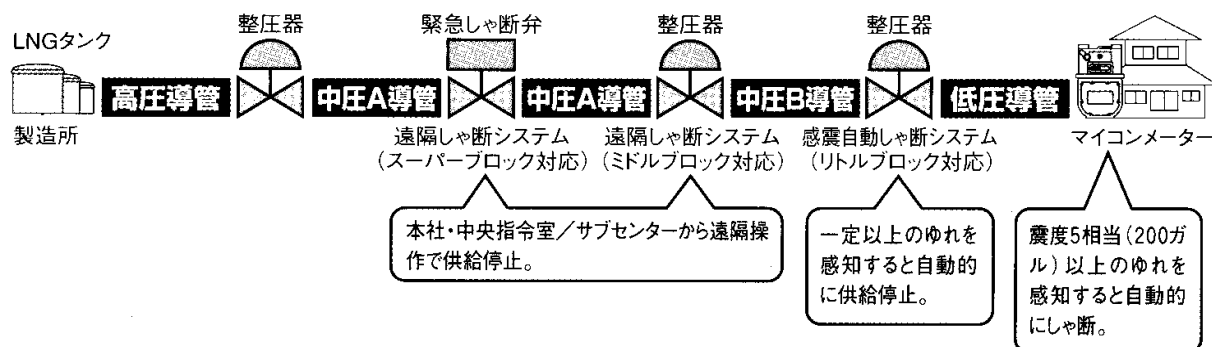
④ 内閣府中央防災無線

本社に内閣府中央防災無線が設置され、有線不通時における国等防災関係機関との通信が確保されている。

⑤ 導管網のブロック化

大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生のある恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、地形に合わせて大きく分割したスーパーブロック（中圧A導管）と、局所的対応を容易にするために更に細分化したミドルブロック（中圧B導管）、そして影響が大きな地域の局所的な対応を容易にするために更に細分化したリトルブロック（低圧導管）がある。スーパーブロック、ミドルブロックにおいては、本社中央指令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。

■供給停止システムの概要



⑥ 緊急時のガス供給停止システムの強化

緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを全供給エリアに設置している。さらに、設定された基準値以上の揺れを感知すると自動的に都市ガス供給を停止する感震自動遮断システムも全供給エリアに設置している。

⑦ マイコンメーターの設置

大地震発生時に、メーターで自動的にガスを遮断して、安全を確保するマイコンメーターは、ほぼ100%の家庭に設置されている。

⑧ 復旧作業を効率化する技術の向上

管内テレビカメラ、ガス管の損傷箇所を迅速かつ正確に発見する技術、ガス管の中に入った水・土砂をすばやく取り除く技術などの改良、開発を推進することとする。

(3) 防災体制の整備

① 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。

② 教育訓練

地震発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施することとする。

2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組

(1) ガス施設の耐震性強化

- ① 地震による配管の損傷を防止するため、フレキシブル配管（埋設管にあってはPE管）の導入促進を図ることとする。
- ② 強度の地震にも耐える容器の転落転倒防止対策を検討し、対応を図ることとする。

(2) 防災システムの強化

① 集中監視システムの導入

電話回線等によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。

また、このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム（救急コール）にも活用することとする。

② 安全機器の取り付け促進

消費に係る安全機器（マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器）の普及率は、ほぼ100%に達している。

また、災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。

③ 地域防災事業所の設置

県下を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、充填所、LPガススタンド、容器検査所で組織した

防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。

各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話等が整備されている。

○ 地域防災事業所組織図

(令和7年8月1日現在)

ブロック	地 域	防災事業所の種別・数		
		充填所	LPガススタンド*	容器検査所
北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0
阪 神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1
神 戸	神戸市（垂水区、西区、北区除く）・芦屋市	1	3	0
摂 丹	丹波市・丹波篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町	3	3	0
明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	2	1	1
東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	5	3	2
加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	6	2	2
姫 路	姫路市・神崎郡	10	4	1
西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1
西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1
但 馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0
淡 路	淡路全域	8	4	0

(3) 防災体制の整備

① 要員の確保

被害状況に応じて防災事業所の社員が出勤し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

② 中核充填所の設置

大規模災害時に特定の地域にLPガスの供給が不足する事態にも安定的にLPガスの供給を確保できるよう、県下12か所に中核充填所（改正石油備蓄法第14条第1項により指定）を設置し、以下を実施配備する。

ア 災害時石油供給連携計画を策定

イ LPガス輸入業者及び近隣の他府県協会と共同で連携訓練を実施

ウ LPガス非常用自家発電機

エ LPガス自動車を2台（容器配送用トラック、保安点検用車両）以上

オ LPガス自動車へのLPガス充填設備

カ 緊急用通信設備（衛星携帯電話）

③ 相互協力体制の確立

ア (一社)兵庫県L Pガス協会、(一社)大阪府L Pガス協会、(一社)奈良県L Pガス協会、(一社)京都府L Pガス協会、(一社)和歌山県L Pガス協会、(一社)滋賀県L Pガス協会、(一社)福井県L Pガス協会
で組織する「近畿L Pガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。

イ 大阪ガス㈱と「ガス漏洩通知等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。

ウ (一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部に設置された各府県防災会(近畿2府5県それぞれの府県に設置)との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。

④ 防災訓練等の実施と参加

ア 各防災事業所にあつては、適時、地震を想定した防災訓練を実施することとする。

イ 各ブロックごとに、適時、地震を想定したブロック総合防災訓練を実施することとする。

ウ 兵庫県等が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。

(4) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

① 年間を通じ、県下各地でL Pガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。

② 兵庫県内で一定の被害が想定される場合、及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるL Pガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を(株)ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にL Pガスの対応について周知を図る。

③ 各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるL Pガスの緊急対応について周知を図ることとする。

④ 兵庫県並びに県下の市区町村に対し、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給がストップした場合に備える。

ア 災害支援協定の締結に努める。

イ 兵庫県内の避難所に指定されている小中高等学校に対し、災害発生時に炊き出しや発電等に利用可能な非常用燃料として、L Pガスを備蓄できる災害対応用バルクシステムの普及に努める。

ウ 各自治体が開催する各種のイベントに積極的に参加し、一般の消費者に対して、災害時に燃料の確保が容易なL Pガス自動車とL Pガス発電機の普及啓発に努める。

第7節 ライフライン関係施設の整備

第3款 電気通信施設の整備等

〔実施機関：県危機管理部、県農林水産部、県土木部、市町、NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ関西支社、NTTドコモビジネス(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)〕

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

1 NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びNTTドコモビジネス(株)の取組

NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びNTTドコモビジネス(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

① 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準を満足するよう設計している。
また、診断及び補強も実施する。

② 所内設備

ア 機械設備

建物に設備している交換機、伝送設備などについて振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎のハリ、壁及び床などに支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し、耐震補強を実施することとする。

イ 電力設備

電力設備は、受電装置、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から成る。これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じているが、さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現について検討を行う。

③ 所外設備

架空ケーブルの地中化を計画的に推進することとする。

(2) 災害対策用設備等の整備・点検

① 通信途絶用無線網の整備

② 有線不通時にも内閣府中央防災無線における国等防災関係機関との通信確保

③ 災害対策用機器の整備・充実

④ 復旧機材の備蓄

(3) 防災訓練の実施

① 災害発生時に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実、防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、国、県、市町が主催する防災訓練に積極的に参加することとする。

② 演習の種類

ア 災害対策情報伝達演習

イ 災害対策演習

ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習

③ 演習の方法

- ア 広域規模における復旧シミュレーション
- イ 事業所単位での、参集・情報伝達演習
- ウ 各防災機関における総合防災訓練への参加

(4) 安定的な電気通信に向けた連携強化

県、N T T西日本(株)は、倒木等により電気通信網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めることとする。

2 K D D I (株)の取組

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

- ① 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- ② 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- ③ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うこととする。また、主要な通信設備等については、予備電源を設置する。

(3) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

- ① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
- ② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(4) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備することとする。

(5) 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

(6) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(8) 防災に関する教育、訓練

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。
- ② 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。
- ③ 訓練の実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

3 ソフトバンク㈱の取組

ソフトバンク㈱は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。

① 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置。また、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。

② 伝送路対策

ネットワークセンター間および複数の基地局の通信を通ず基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。

(2) 自主保安体制の構築

① 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）を確立することとする。

② 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万が一に備えることとする。

③ 災害対策用設備および防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保することとする。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直しおよび改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。

4 楽天モバイル㈱の取組

(1) 関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

① 本社における対応

ア 総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。

② 地域における対応

ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(2) 通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。

(3) 重要通信の確保

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

(5) 防災に関する教育、訓練

災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

第7節 ライフライン関係施設の整備

第4款 水道施設の整備等

〔実施機関：県土木部、県企業庁、水道事業者、水道用水供給事業者、市町〕

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

1 水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）は、次の重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に耐震化を進めることとする。

また、上水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めることとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めることとする。

また、県は、県営水道用水供給事業施設の耐震補強について、計画的に耐震化を進めることとする。

(1) 重要度の高い基幹施設

- ① 浄水場、配水池等の構造物
- ② 主要な管路

(2) 防災上重要な施設

- ① 避難所、救急病院
- ② 社会福祉施設

(3) 水道施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設

- ① 情報伝送設備
- ② 遠隔監視・制御設備
- ③ 自家発電設備

2 水道施設の保守点検

水道事業者等は、水道施設の維持管理に当たり、貯水、取水、導水、浄水、送水、配水等の巡回点検を行うこととする。

また、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努めることとする。

3 水道施設の新設等

水道事業者等は、耐震性診断、立地条件等を勘案の上、次の老朽施設（管路）を、計画的に更新することとする。

- (1) 耐震性の高い管材料の採用
- (2) 耐震性伸縮可撓継手の採用

4 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図ることとする。

5 図面の整備

水道事業者等は、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握することとする。

6 系統間の相互連絡

水道事業者等は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討することとする。

7 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援活動

県内の各市町及び各水道事業体において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」、「近畿圏危機発生等の相互応援に関する基本協定」及び「近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努めることとする。

8 水道災害対策行動指針等の作成

県、水道事業者等は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努めることとする。

9 災害時用の資機材の整備

水道事業者等は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

10 教育訓練及び平時の広報

水道事業者等は、地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施することとする。

(1) 職員に対する教育及び訓練

- ① 教育：防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
- ② 訓練：動員行動計画に基づく訓練

(2) 住民に対する平時の広報及び訓練

- ① 広報
事前対策及び災害対策、飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意、広報の方法
- ② 訓練
給水訓練等

11 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 水道施設の整備・保守
- (3) 災害時用の資機材の整備
- (4) 協定等に基づく相互応援活動
- (5) 教育訓練・広報
- (6) その他必要な事項

〔資 料〕 「県内水道普及状況」

第7節 ライフライン関係施設の整備

第5款 下水道施設の整備等

〔実施機関：県土木部、下水道施設管理者〕

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

下水道管理者は、地震発生時において下水道がその機能を保持できるよう「下水道の地震対策マニュアル」((社)日本下水道協会)に基づき、以下の対策を講じることとする。

1 下水道施設の耐震化

下水道施設管理者は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」((社)日本下水道協会)に基づき、新設・増設施設について次の点を主眼に耐震設計を行うこととする。また、既存施設についても同様に耐震性の診断を行い、現況を分析把握し、計画的に整備を進めることとする。

- (1) 新基準に基づく耐震構造計算の実施
- (2) 耐震性の高い材料の採用
- (3) 伸縮可撓継手の採用

2 災害時における機能確保

下水道施設管理者は、下水道施設が被害を受けた場合の機能の全面的な停止を防ぐため、施設のネットワーク化による広域的な排水能力の共有や施設の複数系列化などにより機能確保を図ることとする。

また、下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めることとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

- (1) 重要な管渠の2条化
- (2) ネットワーク幹線の整備
- (3) 施設の複数化
- (4) 自家発電設備の整備
- (5) 用水供給設備の整備

3 下水道施設の保守点検

下水道施設管理者は、下水道施設の地震被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施することとする。また、必要に応じて地震対策を講じておくこととする。

- (1) 下水道台帳の整備
- (2) 既往災害履歴の作成
- (3) 耐震点検
- (4) 日常点検保守
- (5) 被災の可能性が高い箇所の把握

4 下水道災害時の応援体制の整備

「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災

害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動が円滑に行われるよう努めることとする。

5 災害時用の資機材の整備

下水道施設管理者は、緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

6 教育訓練及び平時の広報

下水道施設管理者は、地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育訓練及び住民に対する広報等を実施することとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 下水道施設の整備・保守
- (2) 協定等に基づく相互応援活動
- (3) 災害時用の資機材の整備
- (4) 教育訓練・広報
- (5) その他必要な事項

第7節 ライフライン関係施設の整備

第6款 工業用水道施設の整備等

〔実施機関：県企業庁、工業用水道事業者〕

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にする工業用水道施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第2 内容

1 工業用水道施設の耐震化

工業用水道事業者は、次の重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良計画と併せて計画的に耐震化を進めることとする。

また、県は、県営工業用水道事業施設の耐震補強について、計画的に耐震化を進めることとする。

(1) 重要度の高い基幹施設

- ① 貯水池、配水場等の構造物
- ② 主要な管路

(2) 工業用水道施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設

- ① 情報伝送設備
- ② 遠隔監視・制御設備

2 工業用水道施設の保守点検

工業用水道事業者は、工業用水道施設の維持管理に当たり、貯水、導水、取水、送水、配水等の各施設の巡回点検を実施することとする。

3 工業用水道施設の新設等

工業用水道事業者は、耐震性診断、立地条件等を勘案の上、老朽施設（管路）を計画的に更新することとする。

- (1) 耐震性の高い管材料の採用
- (2) 伸縮可撓継手の採用

4 断水対策

工業用水道事業者は、基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図ることとする。

5 図面の整備

工業用水道事業者は、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握することとする。

6 広域的バックアップ体制

- (1) 隣接事業体間の協定の締結
- (2) 隣接事業体間の連絡管の整備
- (3) 広域情報ネットワークの整備

7 「近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」に基づく相互応援活動

近畿2府4県内の19工業用水事業者間において締結している協定に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努めることとする。

8 災害時用の資機材の整備

工業用水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

9 教育訓練、平時の広報

工業用水道事業者は、地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平時から職員に対する教育・訓練を実施することとする。

- (1) 教育：防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
- (2) 訓練：動員計画に基づく訓練

10 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 工業用水道施設の整備・保守
- (3) 災害時用の資機材の整備
- (4) 協定等に基づく相互応援活動
- (5) 教育訓練・広報
- (6) その他必要な事項

第7節 ライフライン関係施設の整備

第7款 共同溝等の整備

〔実施機関：近畿地方整備局、県土木部〕

第1 趣旨

地震による被害を受けにくく、被災しても迅速な復旧を可能にする共同溝等の整備について定める。

第2 内容

1 共同溝等の整備

道路管理者は、関西電力(株)および関西電力送配電(株)、N T T西日本(株)等のライフライン事業者と協議の上、共同溝等の整備を推進し、被災時のライフラインの迅速復旧と緊急車両の通行の確保を図ることとする。

2 共同溝の種類

- (1) 幹線系のライフラインを収納する幹線共同溝
- (2) 供給系のライフラインで、電線・ケーブルを収納する電線共同溝（C・C・BOX）

第8節 地下街の防災体制の整備

〔実施機関：県危機管理部、県まちづくり部、県警察本部、消防本部、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、大阪ガスネットワーク㈱、地下街等関係者〕

第1 趣旨

地下街は構造上の特殊性により災害時の対応が制約されることから、地下街等における利用者の円滑で迅速な避難確保及び津波時の浸水防止（以下、「地下街利用者の避難と浸水防止」という。）対策など、その防災体制の整備について定める。

第2 内容

1 関係機関の業務

業務等関係機関	業 務 概 要	
	災 害 予 防	災 害 防 御
地下街等関係者 〔地下街等権原者〕 〔地下街等事業者〕	1 地下街の防災管理体制の整備 2 従業員に対する教育訓練 3 施設の点検管理と改善措置 4 防火防災用資機材の整備と効率的配置 5 隣接地下街等の相互連絡応援体制の整備 6 避難確保計画の作成と公表 7 自衛水防組織の設置 8 地下街等の自衛水防組織による浸水防止訓練	1 防災センター（防災設備の情報を集中管理する場所）を通して消防機関への連絡 2 地下街等自衛消防隊による防衛活動の実施 3 地下街等の自衛水防組織による浸水防止活動の実施 4 地下街等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保
消 防 本 部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火防災管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導	1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報
県 警 察 本 部		1 情報収集 2 救出救助及び避難誘導
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	1 電力供給施設の調査点検	1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制
大阪ガス株式会社	1 ガス供給施設の調査点検 2 ガスの安全使用に関する周知	1 ガス供給施設の応急対策

（注）「地下街等権原者」とは、地下街等の所有者、管理者又は占有者をいい、「地下街等事業者」とは地下街等を形成する事業所の所有者、管理者又は占有者をいう。

〔資 料〕 「地下街の現況」
「兵庫県地下街防災計画」

(空白)

第9節 危険物施設等の予防対策の実施

〔実施機関：県危機管理部、県保健医療部、消防本部、市町、危険物取扱関係事業者、高圧ガス関係事業者、火薬類関係事業者、毒物・劇物取扱事業者〕

第1 趣旨

危険物施設等の保全、耐震性の強化及び保安対策について定める。

第2 内容

1 危険物施設の予防対策

(1) 危険物施設の保全及び耐震性の強化

- ① 危険物施設（消防法別表により第1類から第6類に分類されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所の建築物、工作物等。以下同じ。）について、その所有者、管理者又は占有者（以下、「所有者等」という。）は、施設の基準や定期点検の規程を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査することとする。
- ② 関係機関は、危険物施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、各種タンクの水張、水圧の検査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせることとする。

(2) 危険物施設の保安対策

- ① 危険物施設の所有者等は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安基準を推進し、危険物の災害予防に万全を期することとする。
- ② 危険物施設の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安総括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準の遵守をすることとする。
- ③ 危険物施設の所有者等は、次の保安対策の実施に努めることとする。
 - ア 自主的保安体制の確立
防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努めることとする。
 - イ 事業所相互の協力体制の確立
危険物施設等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努めることとする。
 - ウ 住民安全対策の実施
大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討することとする。

(3) 県、市町、消防本部の保安対策

- ① 県、市町、消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行うこととする。
- ② 県、市町、消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。
 - ア 危険物施設の把握と防災計画の策定
関係機関は、常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定することとする。
 - イ 監督指導の強化
関係機関は、危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させることとする。

ウ 消防体制の強化

市町、消防本部は必要に応じ、各事業所ごとの防災計画等を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進することとする。

エ 防災教育

関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方法につき視聴覚教育を含む的確な教育を行うこととする。

2 高圧ガス施設の予防対策

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

高圧ガス関係事業者は、以下の施設について、保全対策及び耐震性の強化を推進することとする。

① 塔槽類

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可撓性を持たせることとする。

② 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎に乗せ、不等沈下を防止することとする。

③ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可撓性を持たせることとする。

④ 防液堤

必要な容量を確保し耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とすることとする。

⑤ 防消火設備

海水の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討することとする。

⑥ 計装関係

自動制御装置及び緊急遮断装置は、フェール・セーフ構造とする。また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設けることとする。

⑦ 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置することとする。

(2) 保安体制

高圧ガス関係事業者は、自己の責任において、高圧ガスの災害の予防に努めることとする。

県等は、監督行政庁の立場から、災害予防対策を実施することとする。

① 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備

② 防災資機材の整備（事業所、県及び消防機関）

③ 保安教育の実施（事業所、県等）

④ 防災訓練の実施（事業所、県及び関係機関）

(3) 防災技術の研究

関係機関、高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努めることとする。

3 火薬類施設の予防対策

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

火薬類関係事業者は、火薬類施設（火薬類取締法第2条に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設）について、火薬類取締法に基づく構造とし、施設の基準の維持等の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努めることとする。

関係機関は、火薬類施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、立入りによる検査等

を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転又は技術上の基準に従い火薬類を製造又は貯蔵することを命ずることとする。

(2) 火薬類関係事業所

火薬類関係事業者は、自己の責任において、火薬類の災害の予防に努めることとする。

県等は、監督行政庁の立場から、災害予防対策を実施することとする。

- ① 火薬類関係事業所における防災体制の整備
- ② 保安教育の実施（事業者、県等）
- ③ 防災訓練の実施（事業者）

(3) 防災技術の研究

関係機関、火薬類関係事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努めることとする。

4 毒物・劇物施設の予防対策

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

- ① 毒物・劇物取扱施設で、消防法、高圧ガス保安法による規制を受けている施設について、毒物・劇物取扱事業者は、関係2法に基づき、施設の基準や定期点検等の規定を遵守するとともに、施設の保全及び耐震性の強化に努めることとする。
- ② 関係機関は、前2法に基づき、毒物・劇物取扱施設について、設置及び変更許可に対する現地審査、完成検査、立入りによる検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転等を行わせることとする。
- ③ 関係機関は、前2法により規制を受けない施設の実態把握に努めるとともに、毒物・劇物取扱事業者は、毒物・劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、関係機関は、立入指導又は文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努めることとする。

(2) 保安対策

- ① 県その他の関係機関は、毒物・劇物営業者に対し、毒物又は劇物によって住民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに県健康福祉事務所又は市保健所、県警察本部、消防本部に届け出るとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう指導することとする。
- ② 県その他の関係機関は、毒物・劇物を取り扱う者のうち、事業場ごとに届出を要する者（電気めつき事業者、金属処理事業者、運送事業者、白あり防除事業者）に対しても、同様の指導を行うこととする。
- ③ 県その他の関係機関は、毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者に対しては、文書等により適正な取扱い及び危険防止のための応急の措置を講じるよう指導することとする。

5 放射性物質取扱施設の予防対策

（→「原子力等防災計画」を参照）

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 危険物施設の把握等保安対策の実施
- (2) その他必要な事項

第 5 章 調査研究体制等の強化

第1節 地震観測体制の整備

〔実施機関：神戸地方気象台、県危機管理部、県土木部、西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、山陽電気鉄道(株)、神戸電鉄(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガスネットワーク(株)、NTT西日本(株)〕

第1 趣旨

地震に関する研究の推進と地震発生時の迅速な初動体制の構築に資するため、地震観測体制の整備について定める。

第2 内容

1 県内の地震動の観測施設

(1) 気象庁の行う観測

気象庁は、地震発生時の地震の規模や震源の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域予想、地震に関する調査研究のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。

県内では、従前から計測震度計を4箇所に、地震計・計測震度計を2箇所に設置していたが、兵庫県南部地震以降増強され、現在、計測震度計を14箇所に、地震計・計測震度計を5箇所に設置（加西市下万願寺町には広帯域地震計も設置）している。

(2) 国立研究開発法人防災科学技術研究所の行う観測

防災科学技術研究所は、地震観測の充実・強化を図るため、兵庫県南部地震以降新たに県内27箇所に強震計を設置し、データを集約して公表している。

また、県内15箇所に高感度地震観測施設を設置し、さらに、宍粟市山崎町に広帯域地震計を設置している。

(3) 震度情報ネットワークシステムによる観測

県内各市町に設置した計測震度計と県庁内に整備する送受信装置や消防庁の交信装置とネットワークさせる震度情報ネットワークシステムを構築しており、現在このシステムに接続している計測震度計は、県が設置したものが69箇所、気象庁が設置したものが11箇所、市町が設置したものが6箇所である。さらに、防災科学技術研究所が設置している地震計20箇所を接続することにより、県内全市町のデータを集約している。

県は、フェニックス防災システムへの入力データ（観測情報システム、被害予測システム）として使用することにより、初動体制の確立等に活用している。

(4) 事業者が行う観測

鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。

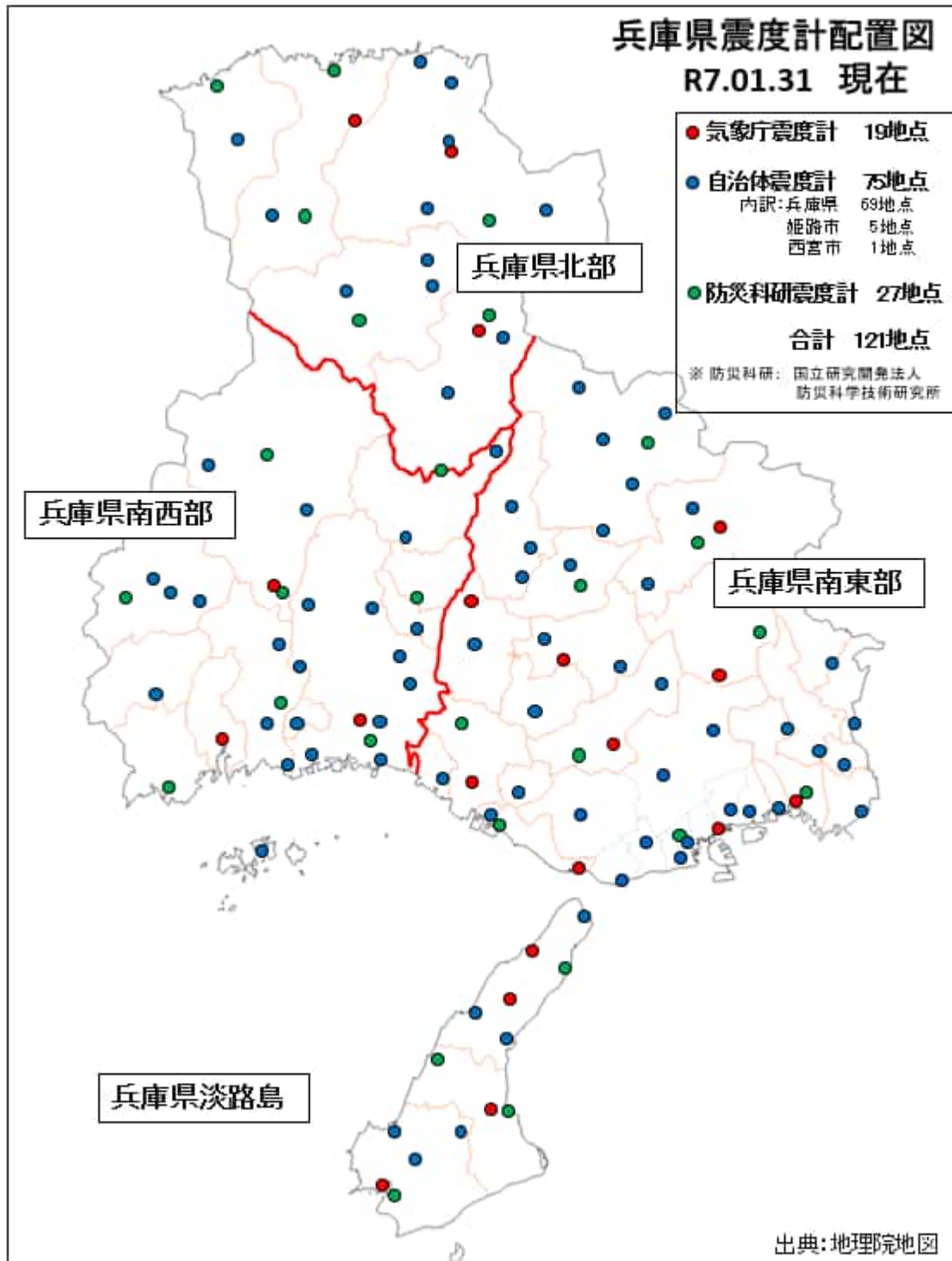
県内の設置数

J R 西日本	12	山陽電気鉄道	3
阪急電鉄	3	神戸電鉄	4
大阪ガス・大阪ガスネットワーク	約3,300（全供給エリア内）		
阪神電気鉄道	2		

2 県内の潮位の観測施設

気象庁、県は、津波の高さ等を観測するため、県内18箇所の検潮所を設置している。

〔資 料〕 「地震観測施設の整備状況」



第2節 地震に関する調査研究の推進

〔実施機関：県危機管理部、防災関係機関〕

第1 趣旨

地震に関する調査研究の推進体制や内容について定める。

第2 内容

1 国の推進体制

地震防災対策特別措置法に基づき、地震調査研究推進本部が設置されている。

(1) 地震調査研究推進本部（本部長 文部科学大臣）の役割

- ① 総合的かつ基本的な施策の立案
- ② 予算等事務の調整
- ③ 調査観測計画の作成
- ④ 総合的な評価
- ⑤ 広報

(2) 関係省庁における地震調査研究等の推進（①から⑤への手順）

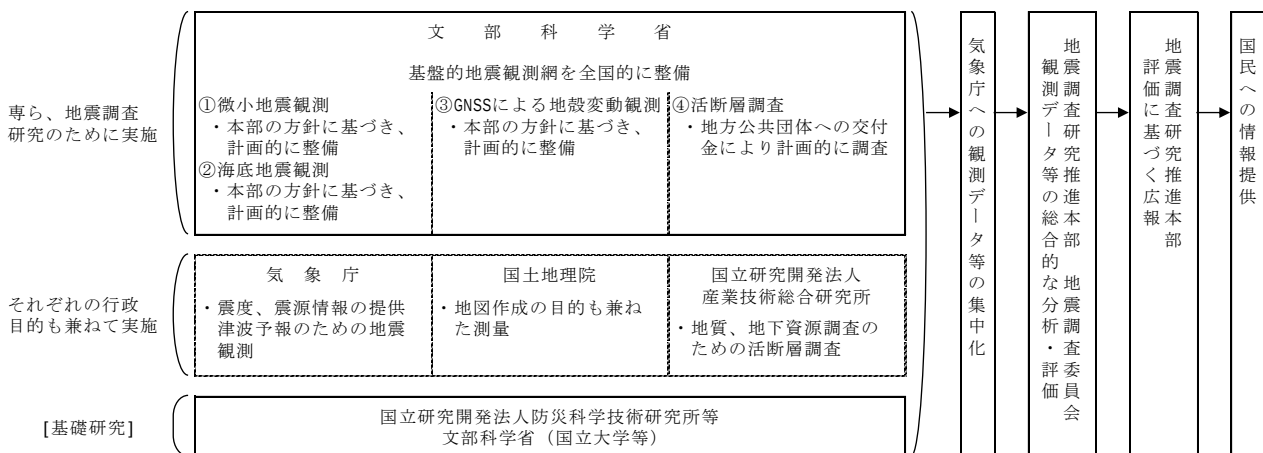
- ① 観測（地震観測、地殻変動観測、活断層調査）及び基礎研究の推進
- ② 気象庁への観測データ等の集中化
- ③ 観測データ等の総合的な分析・評価（地震調査研究推進本部、地震調査委員会）
- ④ 評価に基づく広報（地震調査研究推進本部）
- ⑤ 国民への情報提供

関係行政機関等における地震調査研究等の推進について

〔観測〕

調査観測事項

地震観測	地殻変動観測	活断層調査



(2) 活断層調査研究事業

平成7年度から8年度にかけて、山崎断層帯、六甲・淡路島断層帯を対象に、文部科学省の地震調査研究交付金を活用して、活断層の活動状況等についての調査研究を行った。

また、平成10年度から12年度にかけて、文部科学省の地震関係基礎調査交付金を活用して、山崎断層帯東部を中心に、活断層の活動状況等についての調査研究を実施するとともに、山崎断層帯全体についての調査結果をとりまとめた。

さらに、平成13年度から16年度にかけて、六甲・淡路島断層帯等を対象に、文部科学省の地震関係基礎調査交付金を活用して、活断層の活動状況等の調査研究を実施した。

(平成7～8年度及び平成10～12年度 山崎断層帯の調査結果)

- ① 岡山県側から市川付近にまでのびる山崎断層帯西部の活動的な区域の範囲をほぼ明らかにすることができた。
- ② これまで確実度Ⅱとされていた暮坂峠断層も活動的な断層である可能性が高いことが判明した。
- ③ 山崎断層帯東部を構成する琵琶甲断層、三木断層も活断層であることが明確になった。
- ④ 山崎断層帯に直交する方向に延びる草谷断層が新たに確認された。
- ⑤ 大原断層及び安富断層は、約1,000年前の前後数百年の間に活動した可能性があり、最新活動時期は、西暦868年の播磨地震であったとも考えられる。この場合、安富断層の活動間隔は、千数百年～二千数百年程度と推定されることから、注意を要する時期に入ってきていると思われる。
- ⑥ 土万断層では、最新活動時期に関する確かな証拠は得られていないが、断層の位置関係などから、大原断層、安富断層と同時に活動した可能性が考えられる。
- ⑦ 暮坂峠断層については、約1,000年前の前後数百年の間に活動した可能性はあるものの、トレンチ調査で表れた断層変位量が小さいことなどから、播磨地震の際、安富断層などの活動に伴って副次的に活動したとも考えられる。
- ⑧ 琵琶甲断層及び三木断層は、約2,000年前の前後数百年の間に活動した可能性があり、草谷断層についても、これらと同時期に活動した可能性がある。

(平成7～8年度及び平成13～16年度 六甲・淡路島断層帯等の調査結果)

- ① 甲陽断層及び西宮撓曲の位置が概ね明らかになった。
- ② 反射法地震探査記録から、甲陽断層が活断層であることが判明したが、最近の活動に関する情報は得られず（阪神・淡路大震災では活動しなかった）、活動間隔も判明しなかった。
- ③ トレンチ調査の結果、昆陽池断層帯の最新活動時期は、16～18世紀の間であり、1596年の慶長伏見地震がそれに対応する可能性が高いことが判明し、有馬一高槻断層帯と連動したのと考えられる。
- ④ トレンチ調査の結果、須磨断層の最新活動時期は、約600年前以前と推定され、1596年慶長伏見地震時に連動していない可能性がある。
- ⑤ トレンチ調査の結果、六甲断層の最新活動時期は、14世紀～18世紀と考えられ、1596年慶長伏見地震時にこの断層も活動した可能性がある。

(3) 地震被害想定調査

平成21年～22年度にかけて、大きな被害をもたらすと考えられる本県に震度5強以上の揺れを生じさせる地震及び伏在断層を各市町役場直下に設定した断層地震を対象とし、地震ごとの被害想定調査を実施し、平成10年度に実施していた地震被害想定の見直しを行った。

(4) 津波災害対策に関する調査研究

平成10～12年度及び平成16～17年度にかけて津波災害研究会を設置し、将来発生が予想されている南海地震津波等に対する兵庫県沿岸部における津波被害想定及び危険度評価を実施し、具体的な津波災害対策を検討した。

その後、発生した東日本大震災では、地震動による被害はもとより、津波による甚大な被害等が重なったことから、国において「南海トラフ巨大地震モデル検討会」を設置し、科学的知見に基づき、南海トラフで発生する最大クラスの地震・津波の被害想定を実施し、詳細な被害想定（10mメッシュ）が示された。

その想定結果を受けて県所有の地形データとの相違点等を確認し、県独自の津波シミュレーションを実施するとともに、県の地震防災戦略を作成するうえでの基礎データとするため、津波シミュレーションの結果を反映させ、南海トラフ巨大地震及び津波の市町ごとの被害想定を実施した。

(5) 「兵庫の地質」発行

兵庫県全域の地質図（1/100,000）並びに解説書（地質編、土木地質編）を発行し、地質専門分野、土木分野に限らず、治山、防災、環境など広い分野に活用されている。

(6) 研究成果の活用

防災関係機関は、地震災害等に関する研究成果等を十分活用し、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努めることとする。

3 防災関係機関における調査研究

県は、次に掲げる防災関係機関との間で調査研究成果の交換等の連携を強化することにより、調査研究活動の充実を図ることとする。

(1) アジア防災センター(ADRC)

アジア地域レベルでの多国間防災協力を推進する中心機関として、各国・関係機関の防災専門家の交流、防災情報の収集・提供、多国間防災協力に関する調査研究などの活動を行う。

平成10年7月 神戸東部新都心に開設。

平成15年4月 「人と防災未来センター東館」に移転。

(2) 国際連合人道問題調整事務所(UNOCHA)神戸事務所

自然災害や緊急事態における各国、関係機関の支援の調整を実施する。

このため、24時間体制で国内外の災害情報を収集・発信するとともに、平成14年度からは、国連災害評価・調整チーム（UNDAC）要員を養成している。

平成12年2月 神戸東部新都心にアジアユニット開設。

平成13年8月 リリーフウェブ開設。

平成15年4月 「人と防災未来センター東館」に移転。

平成24年1月 神戸事務所長（駐日代表）着任。

(3) 国連防災機関（UNDRR）神戸事務所

災害予防に関する国際戦略の策定・普及を担う国連機関で、2005年1月の第2回国連防災世界会議において世界的な防災指針として採択された「兵庫行動枠組」及びその後継枠組みとして2015年3月の第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」の実施を推進している。

平成19年10月 神戸東部新都心に開設（「人と防災未来センター東館」内）。

(4) 国際防災復興協力機構（IRP）

世界各地で起きた災害研究や復興事例のデータベースを蓄積して、災害被災地に復興のノウハウを提供するほか、国連機関と連携しつつ、被災地の要望に応じた専門家の派遣や復興に携わる人材の育成などに取り組む。

平成17年5月 神戸東部新都心に開設（「人と防災未来センター東館」内）。

(5) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」

阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」では、阪神・淡路大震災をはじめとする災害の経験、教訓やノウハウについて、研究員が防災関係機関の専門家や災害対策を経験した職員等から資料収集や詳細な聞き取りを行うなどの方法により、実戦的・総合的な調査研究を行い、総合防災学とも言うべき知識体系の確立を図る。

平成14年4月 神戸東部新都心に開設。

(6) WHO健康開発総合研究センター（WHO神戸センター）

社会、経済、及び環境の変化が及ぼす健康への影響、またそれらの保健政策への反映についての応用研究や大災害からの健康・保健関連の回復に関する支援活動を行う。

平成8年8月 開所。

平成10年4月 神戸東部新都心に移転。

(7) 実大三次元震動破壊実験施設（Eーディフェンス）

構造物等の耐震向上を通じて地震災害の飛躍的軽減を実施するため、阪神・淡路大震災規模の地震動を模擬し、実物大規模での構造物等の破壊現象の解明など研究を行う。

平成17年度 供用開始。平成18年度から県との共同実験も実施。

(8) その他の機関

独立行政法人産業技術総合研究所、大学の研究機関、独立行政法人土木研究所、国土交通省大阪国道事務所、海上保安庁、国土地理院、独立行政法人防災科学技術研究所等が、県内で、それぞれ地表面変位調査、反射法探査、ボーリング調査、トレンチ調査等を実施している。

(空白)

第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と 継承

第1節 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動

〔実施機関：県危機管理部〕

第1 趣旨

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、今後、安全で安心な社会づくりを推進するとともに、国内外で発生する災害による被害の軽減にも貢献していくために制定された条例に基づく活動について定める。

第2 内容

1 「ひょうご安全の日」の制定

県の「ひょうご防災減災推進条例第1条」において、阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「ひょうご安全の日」と定め、県及び県民等が連携して「1. 17は忘れない」ための取り組みを推進することとする。

2 県民等による自主的な防災活動の展開

県民等は、災害に強いライフスタイルを確立するため、自発的な防災減災活動の展開を図ることとする。

3 「1. 17は忘れない」取り組みの推進

県、市町、県域・職域団体等による「ひょうご安全の日推進県民会議」を設置し、ひょうご安全の日のつどい、1. 17防災未来賞「ぼうさい甲子園」、ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施など、「1. 17は忘れない」取り組みを積極的に推進することとする。

(1) ひょうご安全の日のつどい

毎年1月17日にひょうご安全の日のつどいを開催し、ひょうご安全の日宣言等の発信を行う。

(2) 1. 17防災未来賞「ぼうさい甲子園」の実施

全国の学校や地域において、子どもや学生が主体的に取り組む優れた防災活動を顕彰する。

(3) ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施

県民グループ、地域団体等による震災の経験と教訓を発信する事業や、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」の定着に貢献する事業を支援する。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) ひょうご防災減災推進条例に基づく活動

(2) その他必要な事項

〔資 料〕 「ひょうご防災減災推進条例」

第2節 震災の経験と教訓についての評価・検証成果の発信

〔実施機関：県危機管理部〕

第1 趣旨

阪神・淡路大震災は、高齢社会下の大都市を直撃した世界でも初めてといわれる震災であり、その教訓は全世界の共有財産として、今後の国内外の災害対策に活かしていくことが重要である。また、広域複合災害として甚大な被害をもたらした東日本大震災は、南海トラフ巨大地震対策における多くの教訓をもたらした。

復興10年総括検証・提言事業（平成15～16年度）や復興制度等提言事業（平成26年度）の成果を踏まえ、県の減災対策や地域づくりに反映させることはもとより、国内外に広く発信する。

第2 内容

1 検証事業等の成果を踏まえた取り組み

阪神・淡路大震災10年目に、総括、健康福祉、社会・文化、産業雇用、防災、まちづくりの6分野、54テーマを学識経験者等委員が総括的に検証し459項目の提言を得た「復興10年総括検証・提言事業」と、阪神・淡路大震災と東日本大震災の復興制度等を比較・検証した「復興制度等提言事業」で得た成果の実現に向けて取り組んでいくこととする。

2 内外への情報発信と継承

検証事業等の成果について、次の方法により情報発信及び継承を図っていくこととする。

- (1) インターネット等あらゆるメディアを介した国内外への情報発信
- (2) 国内外からの震災調査来県者への説明
- (3) 「人と防災未来センター」における情報発信と調査研究等による活用
- (4) 阪神・淡路大震災教訓冊子「伝える」（平成27年度改訂）、災害対応の実践的な手引書「活かす」（令和3年度刊行）の活用
- (5) 総括検証・提言、復興制度等提言事業に係る関連資料のデータベース化
- (6) 国内外の災害被災地への支援の際の知見の提供

3 復興フォローアップの推進

復興の成果を県政に生かし、定着させるため、これまでの復興検証の成果や復興フォローアップ委員会提言等を踏まえ、①震災復興で取り組んだ、先導的施策の一般施策への定着・発展、②阪神・淡路大震災の経験と教訓の発信等に取り組むことで、全庁的な復興フォローアップを推進することとする。

〔資料〕 「「阪神・淡路大震災 検証提言総括」の概要」

第3節 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター の運営

〔実施機関：県危機管理部〕

第1 趣旨

阪神・淡路大震災の経験や教訓を生かし、災害による被害の軽減に貢献するとともに、いのちの尊さと共に生きることの素晴らしさを発信するため整備した阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」を拠点として、大震災の教訓を国内外に発信するとともに、後世に継承する取り組みを進める。

第2 内容

1 完成時期

- 1期施設「西館」：平成14年4月開設
- 2期施設「東館」：平成15年4月開設

2 所在

神戸東部新都心（神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号）

3 施設規模

延床面積 18,400㎡

4 機能

- (1) 大震災等に係る資料等の収集・保存・展示
- (2) 災害対策にかかる実戦的な人材の育成及び災害専門家派遣
- (3) 災害対策に関する実戦面を重視した総合的な調査研究
- (4) 国内外の防災・環境関係機関等との交流・ネットワーク

5 施設内容

- (1) 資料部門（資料室、収蔵庫等）
- (2) 展示部門（展示室、シアター等）
- (3) 広域支援・人材育成部門（研究室、セミナー室等）
- (4) 交流部門（交流サロン、サーバ室等）
- (5) その他（事務室、フードコート等）

第4節 国際防災・人道支援拠点の形成

〔実施機関：県危機管理部、国際防災関係機関〕

第1 趣旨

県や神戸東部新都心に集積する国際防災関係機関等による国際防災・人道支援に関する協働活動について定める。

第2 内容

1 国際防災・人道支援拠点の形成

人と防災未来センターをはじめ、神戸東部新都心に立地集積している国際防災関係機関が、相互に有機的な連携を図り、防災、保健、医療、環境等に関する協働事業を推進することにより、それぞれの機関がその機能をより発揮し、国際的防災・人道支援拠点の形成を推進することとする。

(1) 設立日 平成14年10月10日

(2) 事務局 人と防災未来センター

(3) 構成機関（19機関）

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)、アジア防災センター (ADRC)、神戸地方気象台、国際エメックスセンター、国際協力機構 (JICA) 関西センター、国際防災復興協力機構 (IRP)、国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 神戸、国連防災機関 (UNDRR) 神戸事務所、世界保健機構 (WHO) 健康開発総合研究センター（神戸センター）、地球環境戦略研究機構 (IGES) 関西研究センター、日本赤十字社兵庫県支部、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター (DRI)、兵庫県こころのケアセンター、ひょうご震災記念21世紀研究機構、兵庫県災害医療センター、防災科学技術研究所兵庫耐震工学研究センター (E-ディフェンス)、兵庫県立大学防災教育センター、神戸赤十字病院、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科

2 国際防災協力の推進

(1) 国際復興支援プラットフォーム活動への支援

県が運営等に関与した、国連防災世界会議（平成17年1月）において採択された兵庫行動枠組においては、災害復興過程における災害予防の観点の取り込みの必要性が位置づけられたことなどを踏まえ、平成17年5月、我が国政府、UNDP、ADRC、県などの連携により、より良い災害復興のための国際支援の枠組である国際防災復興協力機構（International Recovery Platform：IRP）の活動が開始されたため、県は、今後ともIRPの活動を支援していくこととする。

(2) 国際防災協力の推進

県は、阪神・淡路大震災の復旧・復興の中で生まれた「創造的復興（Build Back Better）」の理念を、国内のみならず世界に発信し、国際防災の推進を図ることとする。

〔参考：国連防災世界会議（兵庫会議）〕

新たな国際防災戦略を策定するために、平成17年1月18～22日、兵庫県で開催。

会議には、168ヵ国・地域より4,000人の各国代表団が参加し、

- ① 2015年までの国際社会における防災活動の基本的な指針である「兵庫行動枠組」
- ② 政治宣言「兵庫宣言」
- ③ 横浜戦略のレビュー
- ④ インド洋大津波災害に関する共通声明

等を選択した。

また、関連事業には、国内外から約4万人が参加した。

第5節 住宅再建共済制度の推進

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設した兵庫県住宅再建共済制度の普及浸透について定める。

第2 内容

本制度は、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支え合うことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として創設したものであることから、その定着、発展に向けひとりでも多くの県民の加入促進を図ることとする。あわせて、住宅再建をより確かなものとするため、地震保険・他の共済への加入を推進する。

（兵庫県住宅再建共済制度の概要）

1 制度の実施

- (1) 県は、条例の規定に基づき、兵庫県住宅再建共済制度（以下、「共済制度」という。）を実施する。
- (2) 共済制度の運営を、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に委託する。

2 共済制度の概要

区分		住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度
運用開始		平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月
対象		全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分 (1棟単位)	住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加入)
加入者		住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者(住宅の所有の有無を問わない。)
対象災害		暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害		
共済負担金		1戸につき年額5,000円 (加入初年度は月額500円(上限5,000円))	年額2,400円×住戸数 (加入初年度は月額200円×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円 (加入初年度は月額150円(上限1,500円))
準半壊特約		上記負担金に追加して年額500円負担。(加入初年度は月額50円(上限500円))	上記負担金に追加して年額250円×住戸数。(加入初年度は(月額25円×月数)(上限250円)×住戸数)	※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、年額1,000円(加入初年度は月額100円(上限1,000円))
複数年一括支払割引	3年(準半壊特約)	1戸につき1,000円 (1戸につき100円)	500円×住戸数 (50円×住戸数)	1戸につき300円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、200円
	5年(準半壊特約)	1戸につき2,000円 (1戸につき200円)	1,000円×住戸数 (100円×住戸数)	1戸につき600円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、400円
	10年(準半壊特約)	1戸につき5,000円 (1戸につき500円)	2,500円×住戸数 (250円×住戸数)	1戸につき1,500円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、1,000円

区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度
共済給付金	○全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○中規模半壊・半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○中規模半壊・半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が中規模半壊・半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円
準半壊特約	○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12.5万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12.5万円×加入住戸数	

(注) 1 住宅再建共済制度
(1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。
(2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
(ア) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
(イ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

2 マンション共用部分再建共済制度
県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。

3 家財再建共済制度
賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

(空白)

第 3 編 災害応急対策計画

第 1 章 基本方針

基本方針

災害応急対策計画は、次の考え方のもとに作成する。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、県その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

第2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

また、県、市町は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

○ 災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容	
初動対策 (発災直後)	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・分析・伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・要配慮者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施	継続実施
緊急対策 (発災後1日程度～)	災害の規模、態様及び時間経過 に 応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧及び余震対策の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施	
応急対策 (発災後1週間程度～)		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・瓦礫、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施	

(空白)

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 組織の設置

〔実施機関：指定地方行政機関、県危機管理部、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の地震災害発生時等の防災組織について定める。

第2 内容

1 県の組織

(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部

① 組織の概要

名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部
設 置 者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。
本 部 長	知事 知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長・県民センター長
設 置 場 所	災害対策センター	各県民局・県民センター
設 置 基 準	1 県内で震度5強以上の地震を観測したとき 2 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要であると認められるとき 3 大津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要であると認められるとき 4 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、県内の地域にもかなりの震度が予想される場合で、災害応急対策に備えるため特に必要であると認められるとき 5 その他、不測の事態等により災害が発生し又は発生するおそれがあると認められるとき	災害対策本部の設置基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要であると認められるとき

名 称	兵庫県災害対策本部	兵庫県災害対策地方本部
廃 止 基 準	1 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき 2 災害応急対策に備えるために設置した場合で、地震又は津波の発生のおそれが解消したと認められるとき	1 当該地域における災害応急対策が概ね終了したと認められるとき 2 当該地域における災害応急対策に備えるために設置した場合で、地震又は津波の発生のおそれが解消したと認められるとき
業 務	災害対策本部は、県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。	災害対策地方本部は、当該地域における県の災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策に係る業務を総合的に推進する。
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる他、県民局長・県民センター長の決定することによる。
そ の 他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備対策室）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めることとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、神戸市、関西電力送配電、大阪ガスネットワーク、NTT西日本、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社、ひょうごボランティアプラザ、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 3 災害対策本部の運営に当たっては、災害の規模、態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 4 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、現地災害対策本部を設置するなどして、これと緊密な連絡調整を図ることとする。 5 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。	災害対策地方本部の運営にあたっては、災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。

(2) 兵庫県現地災害対策本部

名 称	兵 庫 県 現 地 災 害 対 策 本 部
設 置 者	知事
本 部 長	災害対策副本部長のうちから災害対策本部長が指名する。
設置場所	被災地を管轄する県民局等
設置基準	局地的かつ激甚な地震災害が発生するなど、災害の状況等により特に被災地において、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策を実施するため必要と認められるとき
廃止基準	現地における災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策が概ね終了したと認められるとき
業 務	1 災害対策本部長が、現地災害対策本部長に委任した事務の実施 2 国の非常災害現地対策本部又は緊急災害対策本部が置かれたときの、これとの調整・協議
告 示	現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。
そ の 他	1 現地災害対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含することとする。 2 現地災害対策本部の組織については、災害の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。

(3) 兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部

名 称	兵庫県災害警戒本部	兵庫県災害警戒地方本部
設 置 者	防災監	各県民局長・県民センター長 県民局長は、警戒地方本部を設置したときは、その旨を速やかに防災監に報告することとする。
本 部 長	防災監	各県民局長・県民センター長
設 置 場 所	災害対策センター	各県民局・県民センター
設 置 基 準	1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、県内の地域にもかなりの震度が予想される場合で、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき 2 県内に津波警報が発表されるとともに、水防指令第3号が発令され、被害が生じるおそれがあるとき 3 県内で震度4又は震度5弱の地震を観測し、又は県内に津波注意報が発表された場合で、災害対応に備えるため必要があると認められるとき 4 その他、同一地域で継続して地震が多発し、県民の間で不安が生じ、災害対応に備えるため、必要があると認められるとき	災害警戒本部の設置基準に準じる。 なお、防災監は、必要と認めるときは、警戒地方本部の設置を指示することができる。
廃 止 基 準	1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたとき 2 地震及び津波災害の警戒に当たる必要がなくなったと認められるとき 3 災害対策本部が設置されたとき	災害警戒本部の廃止基準に準じる。
業 務	災害警戒本部は、地震及び津波による災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、地震津波情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応にかかる業務を重点的に行うこととする。	災害警戒地方本部は、地震及び津波による災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、地震津波情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応にかかる業務を重点的に行うこととする。
組織・運営	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画に定めるところによる他、各県民局長・県民センター長の決定するところによる。

(4) 応援体制

被害が軽微な又は被害が生じていない地域の県民局、県民センターその他の地方機関は、災害対策本部の

指示に基づき、災害対策本部又は他の県民局、県民センター等（災害対策地方本部）に対する応援活動に当たることとする。

この場合、主な応援活動の内容は、次のとおりとする。

- ・ 職員の派遣
- ・ 災害対策要員の食料、水、物資等の供給 等

(5) 標識

① 腕章

災害対策本部、災害対策地方本部及び現地災害対策本部の本部長、副本部長、本部員等は、災害応急対策に係る業務に従事するときは、原則として腕章をつけることとする。

② 標旗等

災害応急対策に係る業務に使用する県の自動車には、原則として「兵庫県災害対策本部」の記載のある標旗又は横幕をつけることとする。

③ 身分証明証

災害対策本部員、事務局員等は、それを証する身分証明証を携帯することとする。

(6) 複合災害発生時の体制

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、合同会議の開催等により総合的な対応を図ることとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の対応を行うこととする。

必要に応じて事務局を他部局に分散するなどの業務分散を図るとともに、要員・資機材の投入や応援要請について、防災監の下で総合的に調整を行うこととする。

【複合災害の例】

＜法に基づく本部が複数設置される場合＞

- ・ 地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生した場合
- ・ 地震災害により緊急消防援助隊の応援を受けた場合

＜自然災害に伴う二次災害等＞

- ・ 地震による大規模な火災や列車事故の発生
- ・ 地震の揺れと津波による大規模な浸水被害の発生
- ・ 地震直後の台風来襲等による水害、土砂災害の発生

＜自然災害と危機事案の同時発生＞

- ・ 新型インフルエンザ発生中の風水害の発生

＜南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生＞

＜県内被害対応と県外支援を並行して行う場合＞

- ・ 南海地震や上町断層帯地震など県内及び近隣府県に被害が発生する場合
- ・ 県内風水害対応中に県外で地震災害が発生し、県外支援も行う場合

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

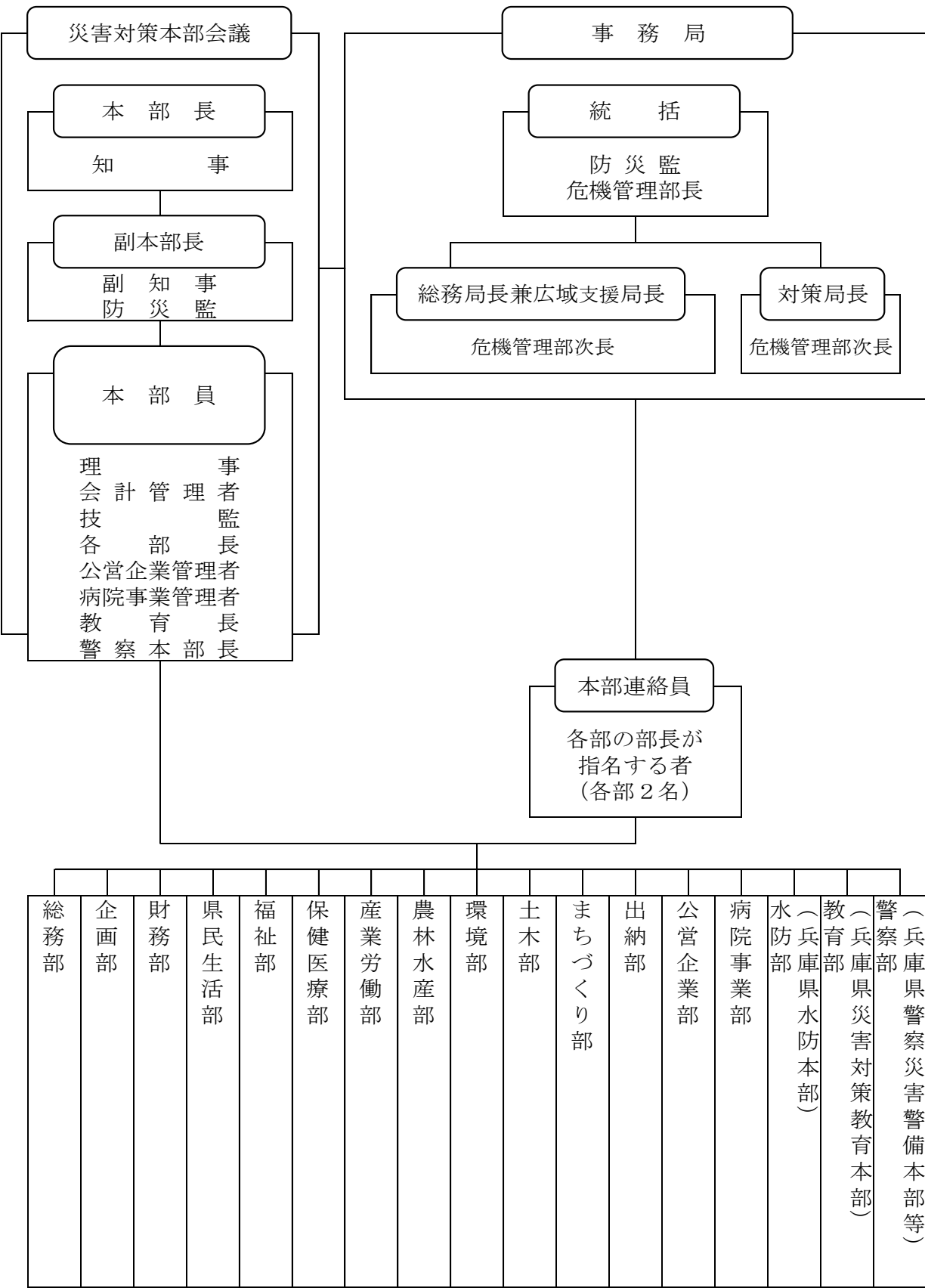
指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における地震災害発生時の防災組織については、関係省庁の防災業務計画等に基づき、各機関が定めるところによる。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

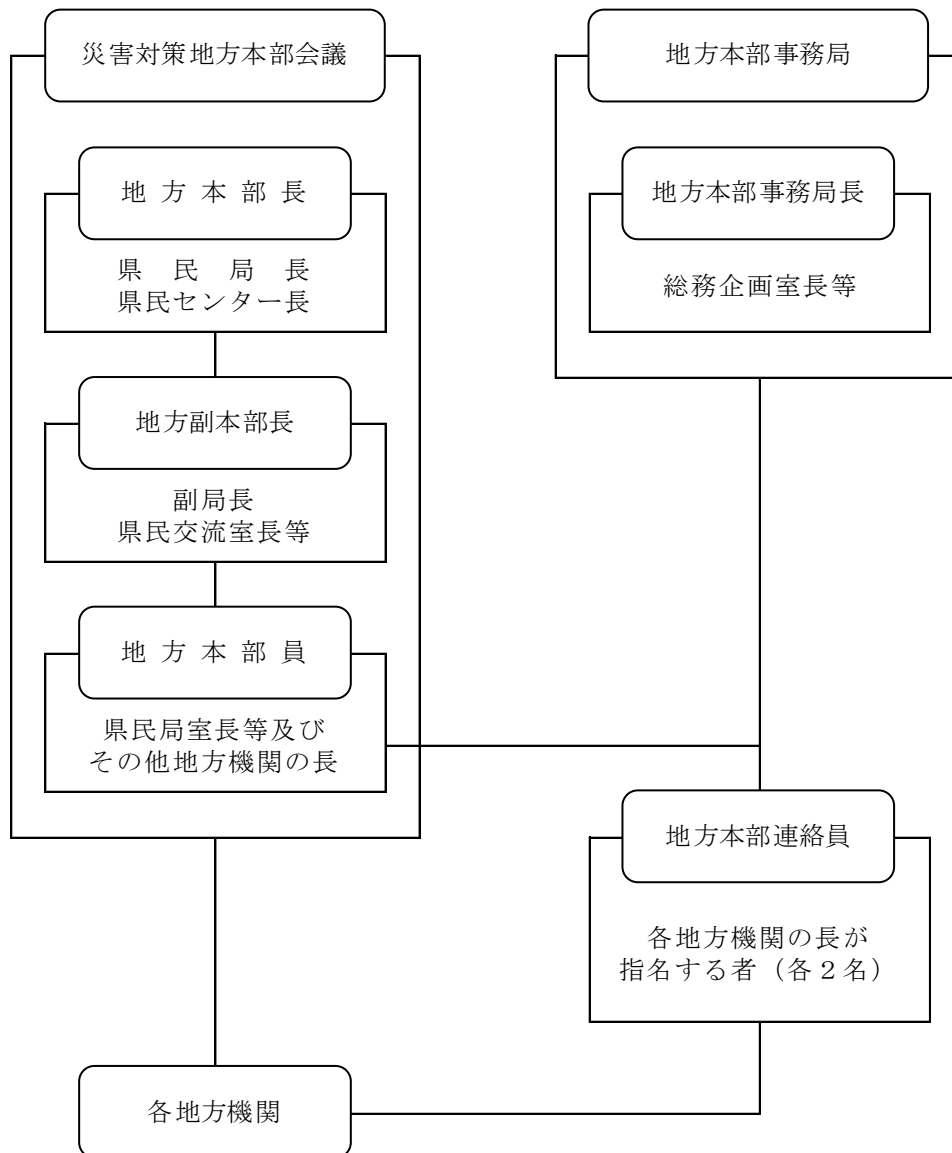
- (1) 市町災害対策本部の設置基準
- (2) 市町災害対策本部の業務内容
- (3) 市町災害対策本部の組織、運営
- (4) 市町長に事故があるときの対応
- (5) その他必要な事項

[資 料] 「災害対策本部条例」
「災害対策本部の標識図」

別図 第1 災害対策本部組織図

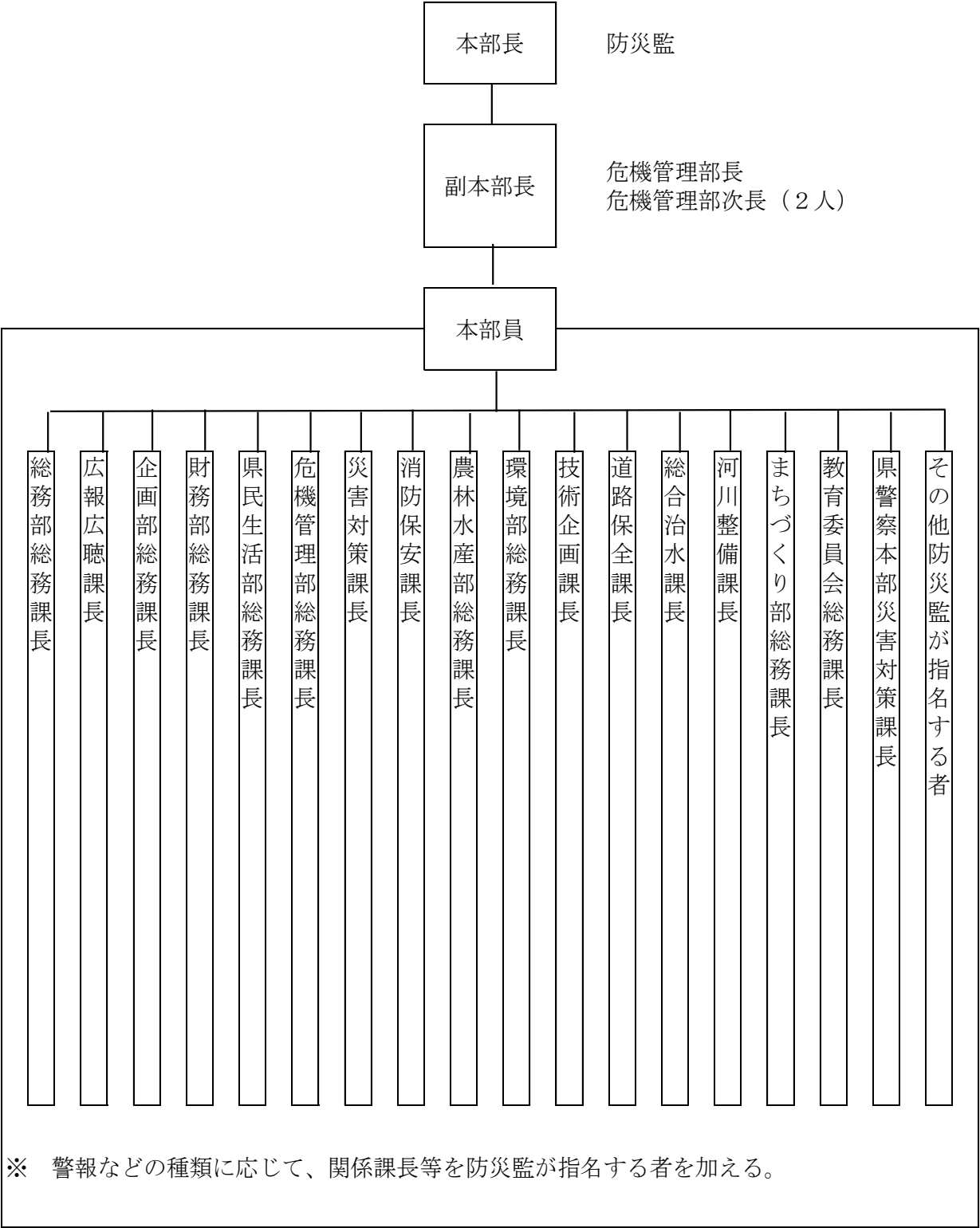


別図 第2 災害対策地方本部組織図

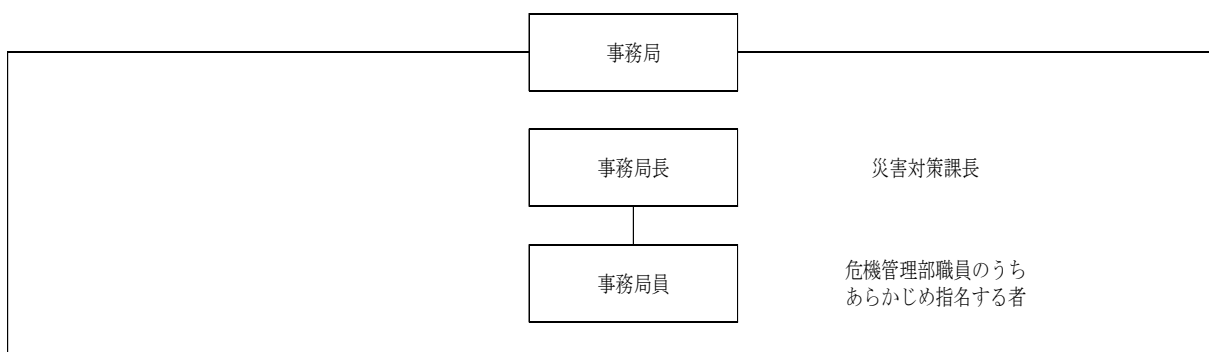
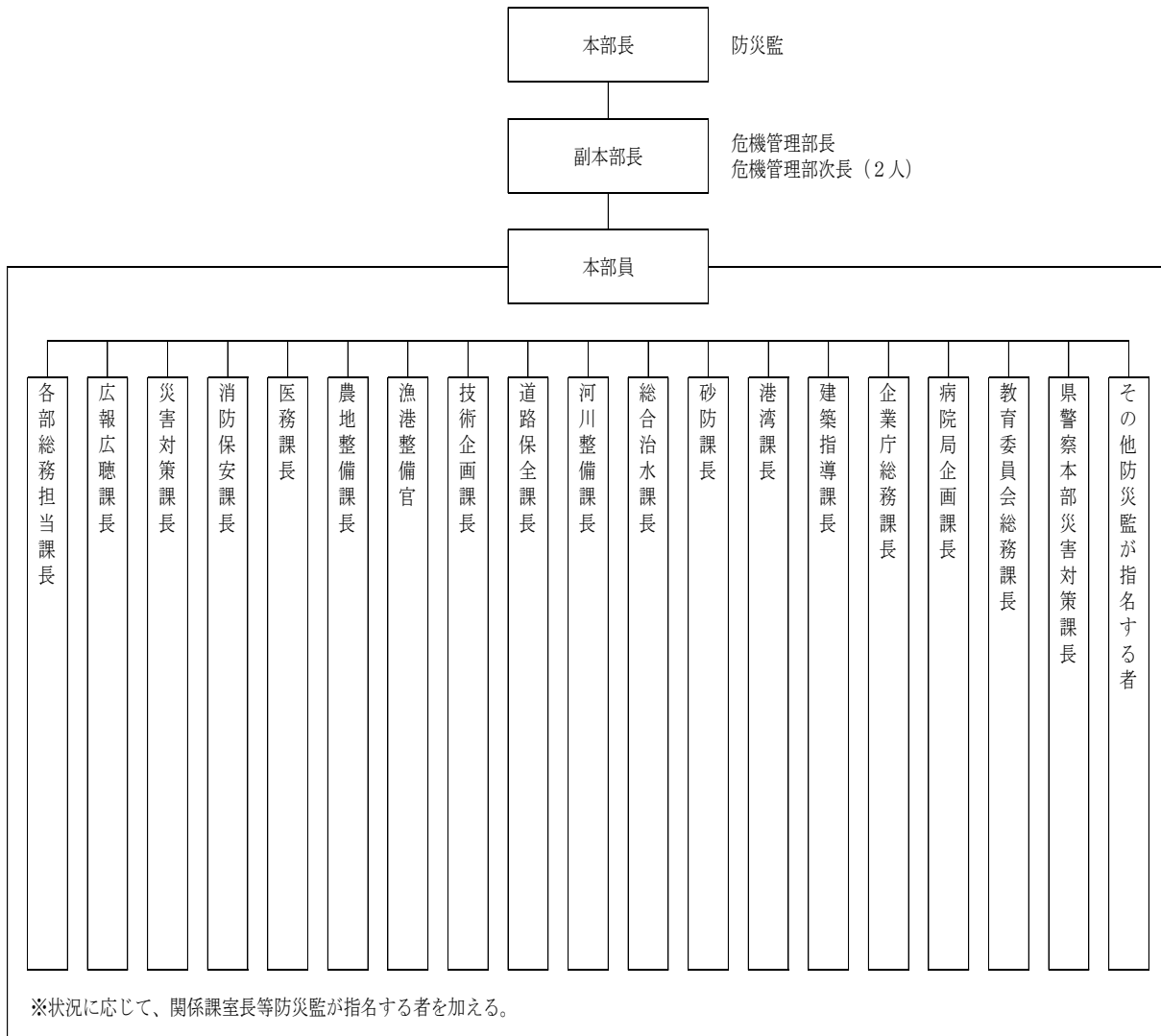


別図 第3 警戒本部組織図

- ① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、又は南海トラフ地震臨時情報が発表され、県内の地域にもかなりの震度が予想される場合で、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合

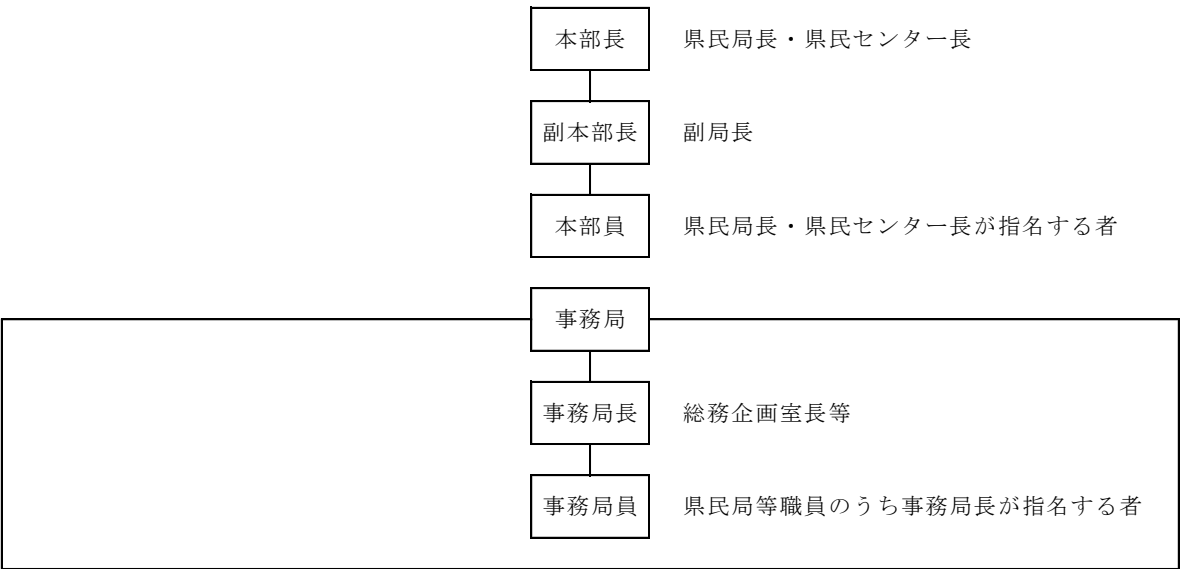


② 津波災害の警戒に当たるために設置する場合

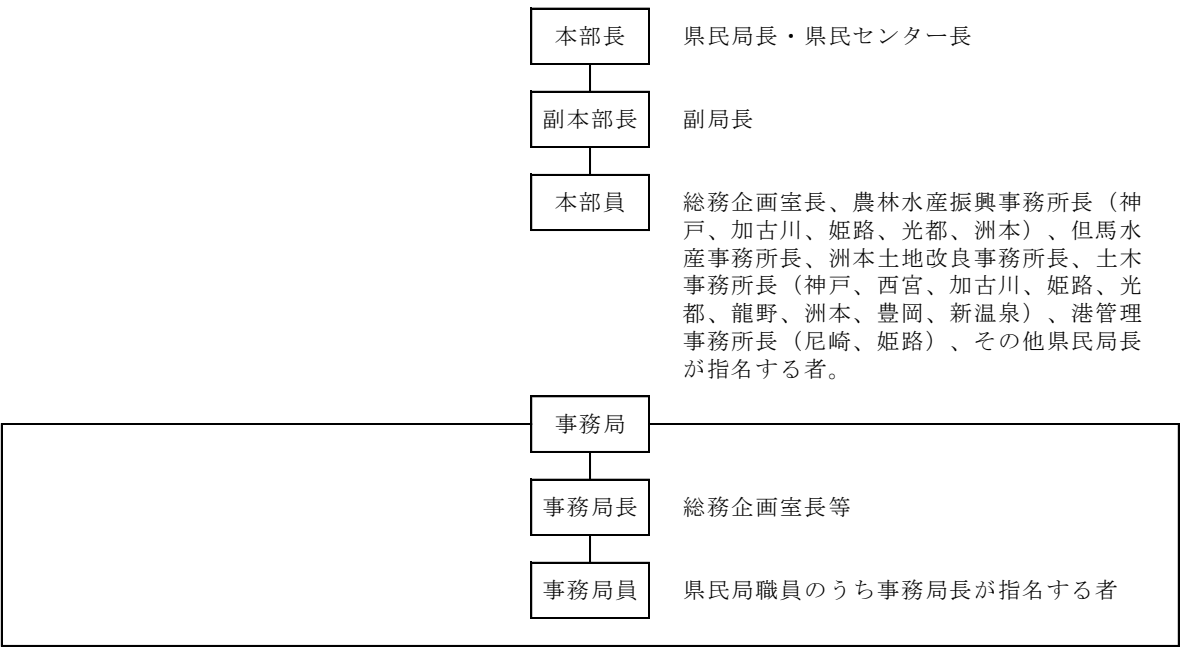


別図 第4 警戒地方本部組織図

- ① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、又は南海トラフ地震臨時情報が発表され、県内の地域にもかなりの震度が予想される場合で、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときに設置する場合及び、県内で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合等で、災害対応に備えるため必要があると認められるときに設置する場合



- ② 当該地域において津波災害の警戒に当たるために設置する場合



第2節 動員の実施

〔実施機関：県危機管理部、各機関〕

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関における地震災害発生時等の職員の動員(参集・配備)体制について定める。

第2 内容

1 県の動員体制

(1) 本庁の動員体制

本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。

ただし、県災害対策本部の各部のうち、公営企業部については公営企業管理者が、水防部については水防計画で、病院事業部については病院事業管理者が、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。

① 災害対策本部又は災害警戒本部が未設置で、以下の場合

- ア 県内で震度4以上の地震を観測したとき
- イ 県内で震度3以下の地震を観測し、被害が生じるおそれのあるとき
- ウ 津波警報又は津波注意報が発表されたときなど県内に津波の発生が予想されるとき
- エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

災害の発生時間	配 備 体 制	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。
	防災責任者	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。
	防災担当指定要員等	防災担当指定要員及び危機管理部のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。
	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。
	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報の収集・伝達等に当たることとする。
	局長、課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。
	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。

② 災害警戒本部が設置されたとき

ア 災害警戒本部長（防災監）、副本部長（危機管理部次長2人）、事務局長（災害対策課長）、警戒本部員、危機管理部その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。

イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。

③ 災害対策本部が設置されたとき

ア 災害対策本部員、本部連絡員、危機管理部のあらかじめ定めた職員、業務要員、局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。

イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。

配備は原則として、災害対策本部長（知事）が決定することとする。

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	① 県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき（自動配備） ③ 大津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	① 県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき ② 県内で震度6強以上の地震を観測したとき（自動配備）	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各部別動員計画を基本として、災害の状況等を勘案し、災害対策本部の各部長が決定することとする。

エ 配備は、災害対策本部の設置等の伝達に準じることとする。

(2) 地方機関の動員体制

地方機関職員の動員体制は、次のとおりとする。

① 災害対策地方本部又は災害警戒地方本部が未設置で、以下の場合

ア 当該地域で震度4以上の地震を観測したとき

イ 当該地域で震度3以下の地震を観測し、被害が生じるおそれのあるとき

ウ 津波警報又は津波注意報が発表されたときなど当該地域に津波の発生が予想されるとき

災害の発生時間	配 備 体 制	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
●勤務時間外	県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員	直ちに参集し、被害情報又は津波情報の収集・伝達等に当たることとする。
	県民局その他の地方機関の長等	状況により、速やかに参集できる体制及び所属の職員に連絡できる体制を整えることとする。

② 災害警戒地方本部が設置されたとき

ア 災害警戒地方本部長（県民局長・県民センター長）、副本部長（副局長・副県民センター長）、事務局局長（総務企画室長等）、地方本部員、県民局その他応急対策主管事務所のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。

イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。

③ 災害対策地方本部が設置されたとき

ア 災害対策地方本部員、地方本部連絡員、県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員等は、直ちに配備につくこととする。

イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。

配備は原則として、災害対策地方本部長（県民局長・県民センター長）が、災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	① 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ② 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、小規模の被害が生じたとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	① 当該地域で震度5弱以下の地震を観測し又は当該地域に津波が発生し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき（自動配備） ③ 大津波警報が発表されたときなど、当該地域に大規模な津波の発生が予想されるとき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	① 当該地域で地震が観測され当該地域に津波が発生し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ② 当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき（自動配備）	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各事務所班（地方機関）別動員計画を基本として、災害の状況等を勘案し、災害対策地方本部の各事務所班（地方機関）の長が決定することとする。

エ 配備は、災害対策地方本部の設置等の伝達方法に準じる。

(3) 配備の命令を受けた県職員の行動

ア 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備につくこととする。

イ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備につくことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡することとする。

ウ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡することとする。

ただし、災害対策本部員、防災担当指定要員、部局指定要員、災害対策（地方）本部事務局要員、業務要員、局長、課室長、本部連絡員等については、この限りでない。

エ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため各所属に赴くことができないときは、それぞれ、あらかじめ定めた最寄りの県の機関に赴き、その機関の長の指示に従って職務に従事することとする。

この場合において、各機関の長は、緊急に赴いた職員を掌握し、所属長に連絡することとする。

ただし、災害対策本部員、防災担当指定要員、部局指定要員、災害対策（地方）本部事務局要員、業務要員、局長、課室長、本部連絡員等については、この限りでない。

オ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は災害対策（地方）本部事務局に連絡することとする。

この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに災害対策（地方）本部事務局へ報告することとする。

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における地震災害発生時等の動員体制については、各機関が定めるところによる。

また、指定地方行政機関は、県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。

市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めることができる。

市町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

3 その他の対策要員の指定

(1) 技術者等の動員

県、市町は、災害対策を実施するため、技術者が不足し、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発し、技術者その他の災害対策要員の確保を図ることとする。

(2) 赤十字奉仕団等の動員

県、市町等は、災害応急対策を実施するため、必要に応じて、赤十字奉仕団及び自治会、婦人会、青年団等の自主防災組織に協力を求め、災害対策要員の確保を図ることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 動員の内容

(2) 動員の基準

(3) 伝達方法

(4) 勤務時間外における動員

〔資 料〕 「従事命令・協力命令対象一覧表」

「日本赤十字社兵庫県支部地域奉仕団一覧表」

第3節 情報の収集・伝達

第1款 予警報等の発表・伝達

〔実施機関：神戸地方気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、県危機管理部、県警察本部、日本放送協会、N T T西日本(株)〕

第1 趣旨

予警報等の発表・伝達について定める。

第2 内容

1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）

(1) 津波警報等と津波予報の発表

① 津波警報等の内容

気象庁は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、大津波警報・津波警報または津波注意報の発表を行う。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

（津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ）

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流に巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

② 津波予報の内容

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

(津波予報と内容)

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき※	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき※	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

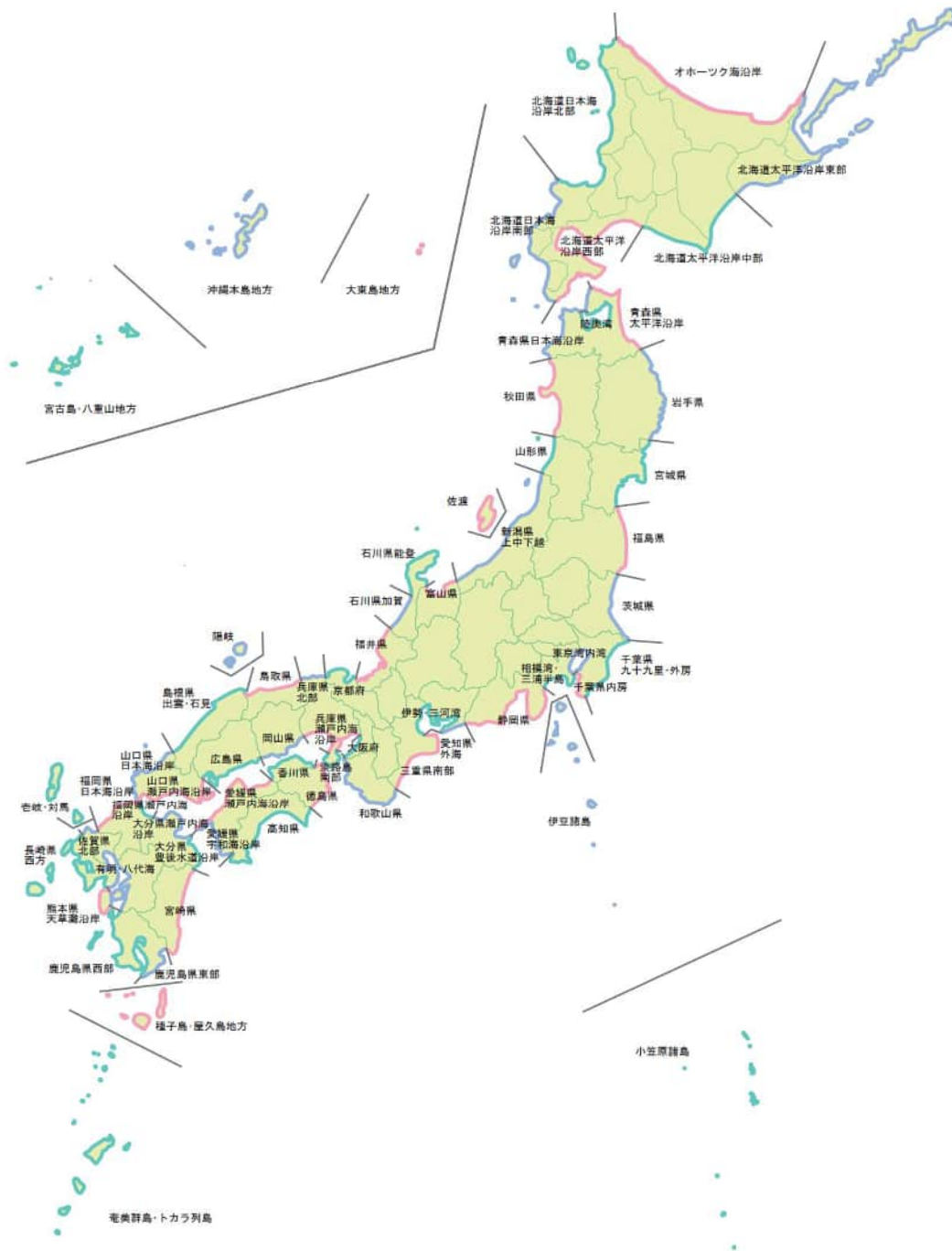
※「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

- 注) 1. 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合は、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

③ 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区に分けられている。兵庫県は兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部の3予報区に分けられている。（下図参照）

○ 全国津波予報区

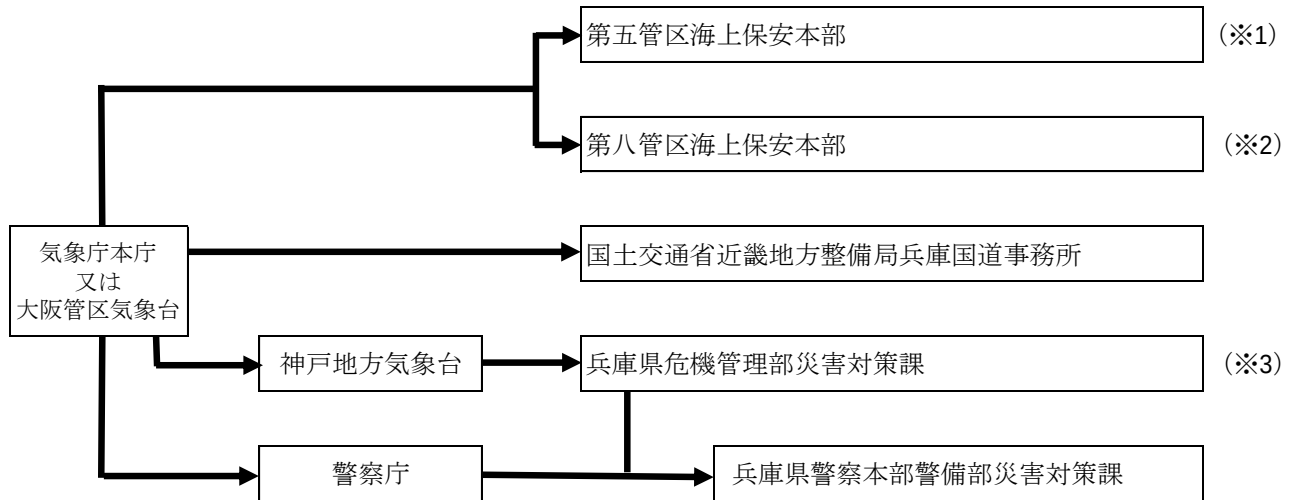


④ 津波警報等の伝達系統

- ア 防災関係機関は、大津波警報・津波警報または津波注意報及び避難指示等の県内における伝達をあらかじめ定めた系統により実施することとする。
- イ 市町は、地域住民に対する周知について市町地域防災計画で定めておくこととする。
- ウ 防災関係機関に対する伝達系統は、次のとおりとする。

○ 津波警報・注意報の伝達系統

○ 神戸地方気象台



※1 以下の津波予報区について通知される。

大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、高知県、徳島県

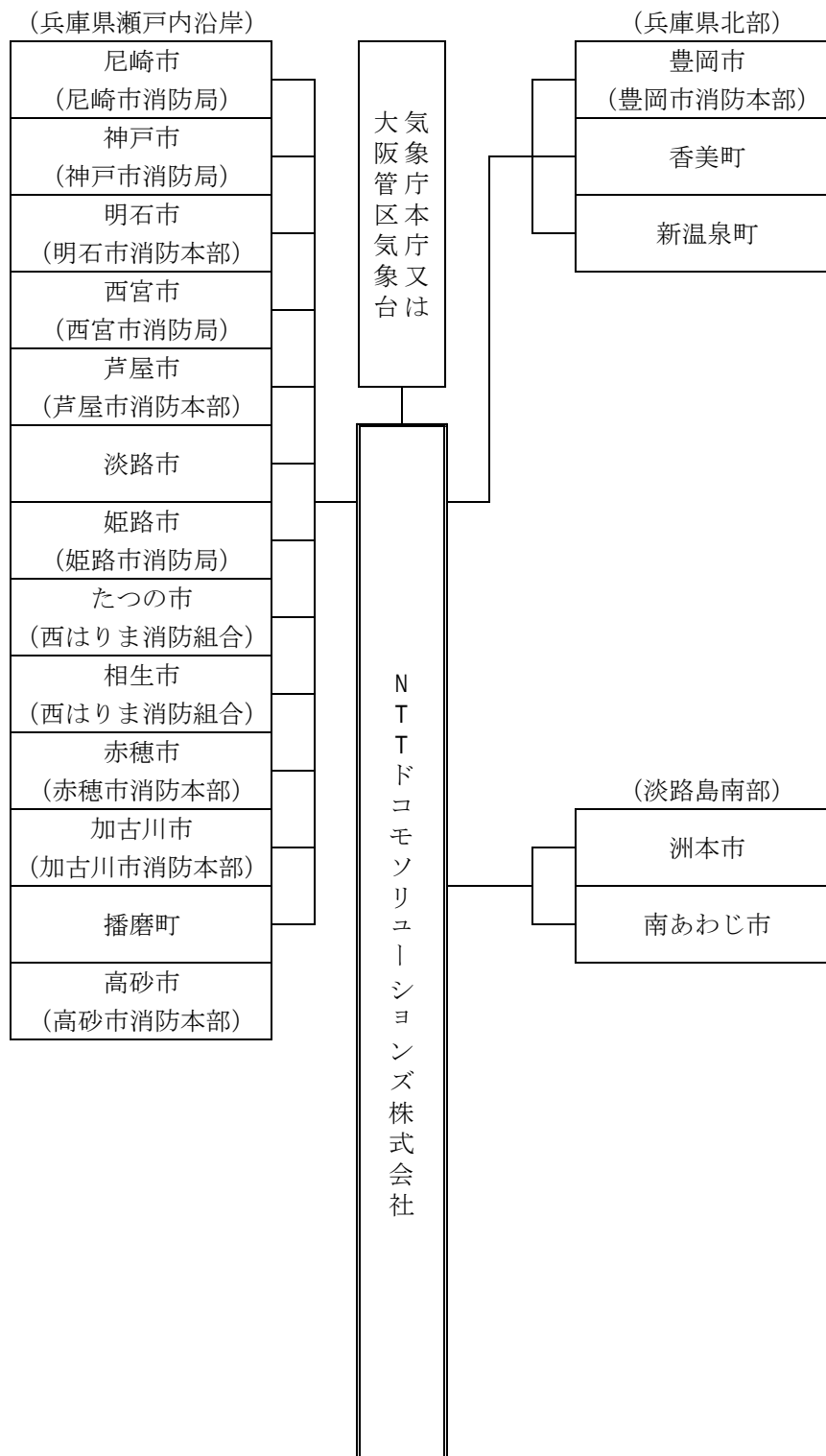
※2 以下の津波予報区について通知される。

福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県出雲・石見、隠岐

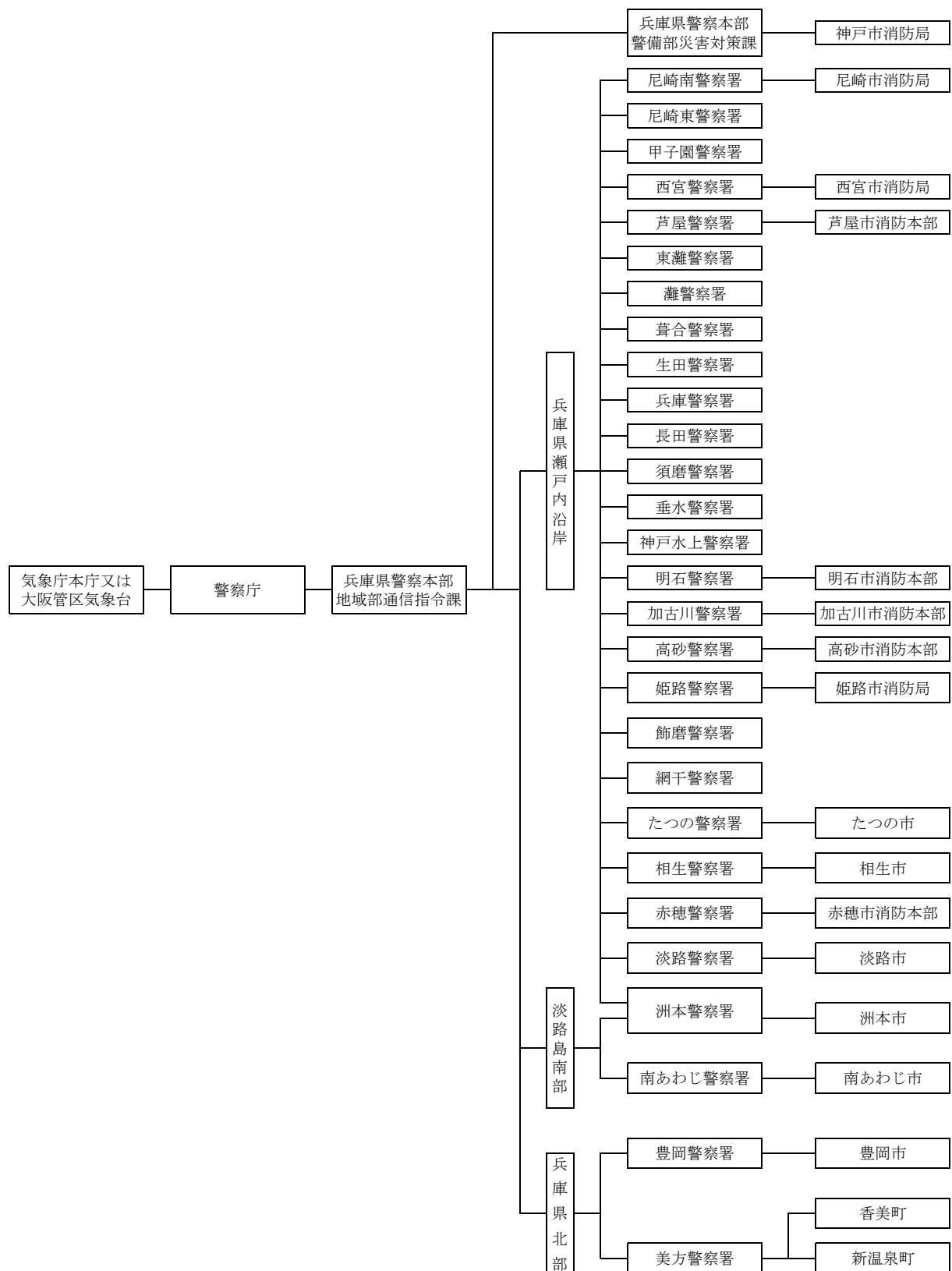
※3 受信した情報等をフェニックス防災システムを使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。

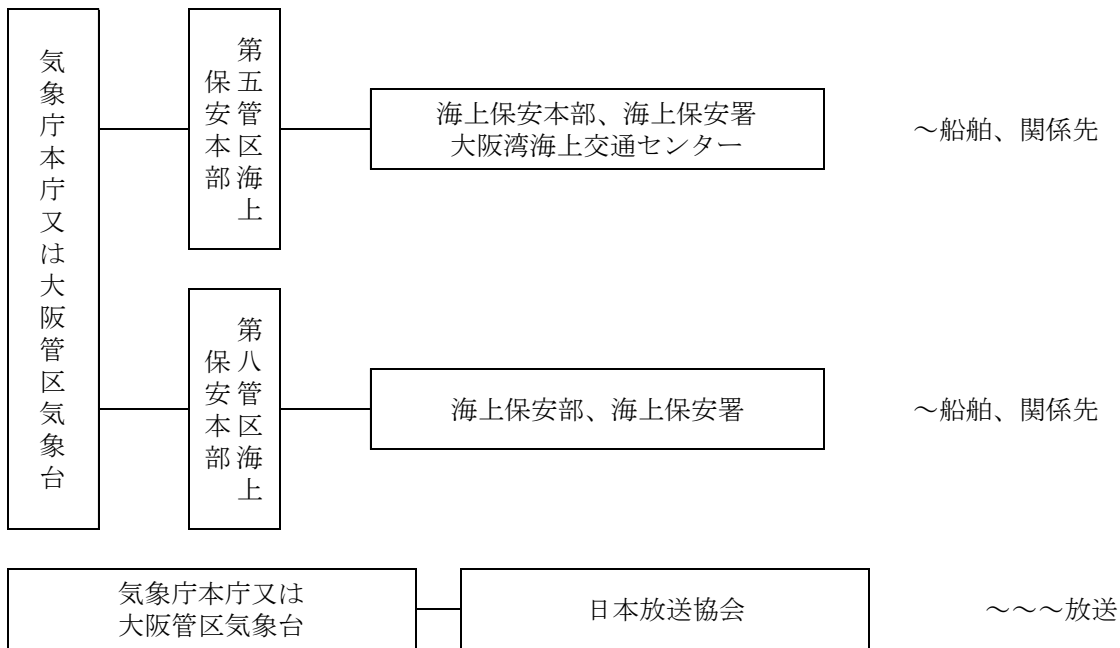
また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。

〔N T T西日本株式会社またはN T T東日本株式会社（大津波警報、津波警報のみ）〕



〔兵庫県警察本部（津波警報のみ）〕





⑤ 津波の監視

気象庁は、地震発生後、速やかに津波警報等を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報等が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、海辺から離れ、より高い安全な場所へ避難し、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。

そのため、市町は、担当責任者を定めるとともに、住民に対する伝達手段の確保に万全を期することとする。

⑥ 船舶への周知

海上保安本部は、航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇・航空機等により周知することとする。

(2) 地震及び津波に関する情報の発表

神戸地方気象台は、気象庁から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。

(地震情報・種類と発表基準及び内容)

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	・ 震度 1 以上 ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・ 緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村等の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分程度で 1 回発表)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表

(津波情報の種類と内容)

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、218ページ（津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※ ¹ ）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※ ² ）

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値ではなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

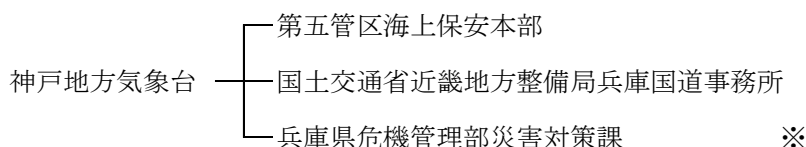
最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

気象庁は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、兵庫県内の次の機関に通知することとする。



※ 受信した情報等をフェニックス防災システムを使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。
また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。

(3) 緊急地震速報（警報）の実施および実施基準等

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。

緊急地震速報で 用いる区域の名称	市町名
兵庫県北部	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
兵庫県南東部	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町
兵庫県南西部	姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
兵庫県淡路島	洲本市、南あわじ市、淡路市

（注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。ただし、解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(空白)

第3節 情報の収集・伝達

第2款 災害情報の収集・報告

〔実施機関：神戸地方気象台、近畿地方整備局、海上保安本部、県総務部、県県民生活部、県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部、県農林水産部、県環境部、県土木部、県まちづくり部、県企業庁、県教育委員会、県警察本部、日本放送協会、N T T西日本(株)〕

第1 趣旨

災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報の収集・報告に関する事項を定める。

第2 内容

1 実施機関

(1) 県、市町

県、市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この款においては「災害情報」という。）を、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、必要に応じて新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。また、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集することとし、収集した画像情報については、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ県、内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

また、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

(2) 指定公共機関、指定行政機関

指定公共機関、指定行政機関は、災害情報を収集することとする。

その際、当該災害が、非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に意を用いることとする。

また、通信手段の途絶等により県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くしてその所掌事務にかかる被害情報の把握に努めることとする。

2 報告基準

市町は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告することとする。

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ 自らの市町内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害
- ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（当該市町の区域内で震度4以上を記録した地震又は当該市町の区域内に被害を生じた地震を指す。）
- ⑥ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害

県は、同様の基準により内閣総理大臣（窓口消防庁）に災害情報を報告することとする。

3 報告内容

(1) 緊急報告

県は、県内に震度4以上の地震を観測した場合、又は被害が発生したおそれがある場合には、ただちに以下の方法で災害の規模を把握し、内閣総理大臣（窓口消防庁）に報告することとする。

- ① 県（地方機関）、市町は、事務所の周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）へ、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告することとする。

また、フェニックス防災端末設置機関は、原則としてフェニックス防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告することとする。

（ 報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえないこととする。 ）

- ② 県（各所属）の職員は、勤務時間外に災害が発生した場合には、登庁途上に自宅周辺や地域の被害状況を調査し、速やかに所属へ報告する。

各所属長は、職員からの情報を取りまとめ、〔自宅及び出勤途上の状況報告〕の様式により災害対策本部事務局（地方本部事務局経由）に、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告することとする。

また、フェニックス防災端末設置機関は、原則としてフェニックス防災端末（災害速報の機能を活用）により報告することとする。

- ③ 県は、直ちに県消防防災ヘリコプター、県警察本部ヘリコプターにより、情報収集活動を行うとともに、自衛隊及び海上保安本部に対し、航空機による情報収集活動を依頼することとする。

〔重点調査事項〕

- ア 災害発生場所、延焼の状況
- イ 道路被災状況（道路交通機能確保状況）
- ウ 建築物の被害状況（概括）
- エ 海上及び沿岸部における被災状況
- オ 住民の動向、その他

- ④ 市町は、地震が発生し当該市町の区域内で震度5強以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

- ⑤ 市町は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

（ 報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。 ）

- ⑥ ライフライン関係機関は、供給等に支障を来した場合、下記の項目について速やかに県（災害対策本部）にその状況を通報することとする。

- ア 電話回線の障害状況
- イ 交通機関の運行状況及び施設の被災状況（高速道路、ＪＲ・私鉄等、航空機、船舶）
- ウ 電力の供給状況
- エ 都市ガスの供給状況
- オ 水道の供給状況

(2) 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

- ① 市町は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分に把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状

況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

- ② 県は、必要に応じ市町に職員を派遣し、市町の災害情報の収集に努めることとする。ただし連絡員や支援チームを派遣した場合には、それをもって代えることとする。

その際、防災行政無線等の車載・携帯無線機により連絡手段の確保を図ることとする。

- ③ 県は、災害概況即報をとりまとめ、内閣総理大臣（窓口消防庁）に報告することとする。

(3) 被害状況即報

- ① 市町は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で〔被害状況即報〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市町は、内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告することとする。

- ② 県は、原則として災害対策本部設置期間中毎日一回、被害状況即報をとりまとめ、内閣総理大臣（窓口消防庁）に報告することとする。

ただし、内閣総理大臣（窓口消防庁）が特にとりまとめ時間を指定した場合、及び内容が重要と判断される情報を入手したときは、この限りではないこととする。

(4) 災害確定報告

市町は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣（窓口消防庁）及び消防庁長官に対して文書で報告することとする。

(5) その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行うこととする。

4 報告系統

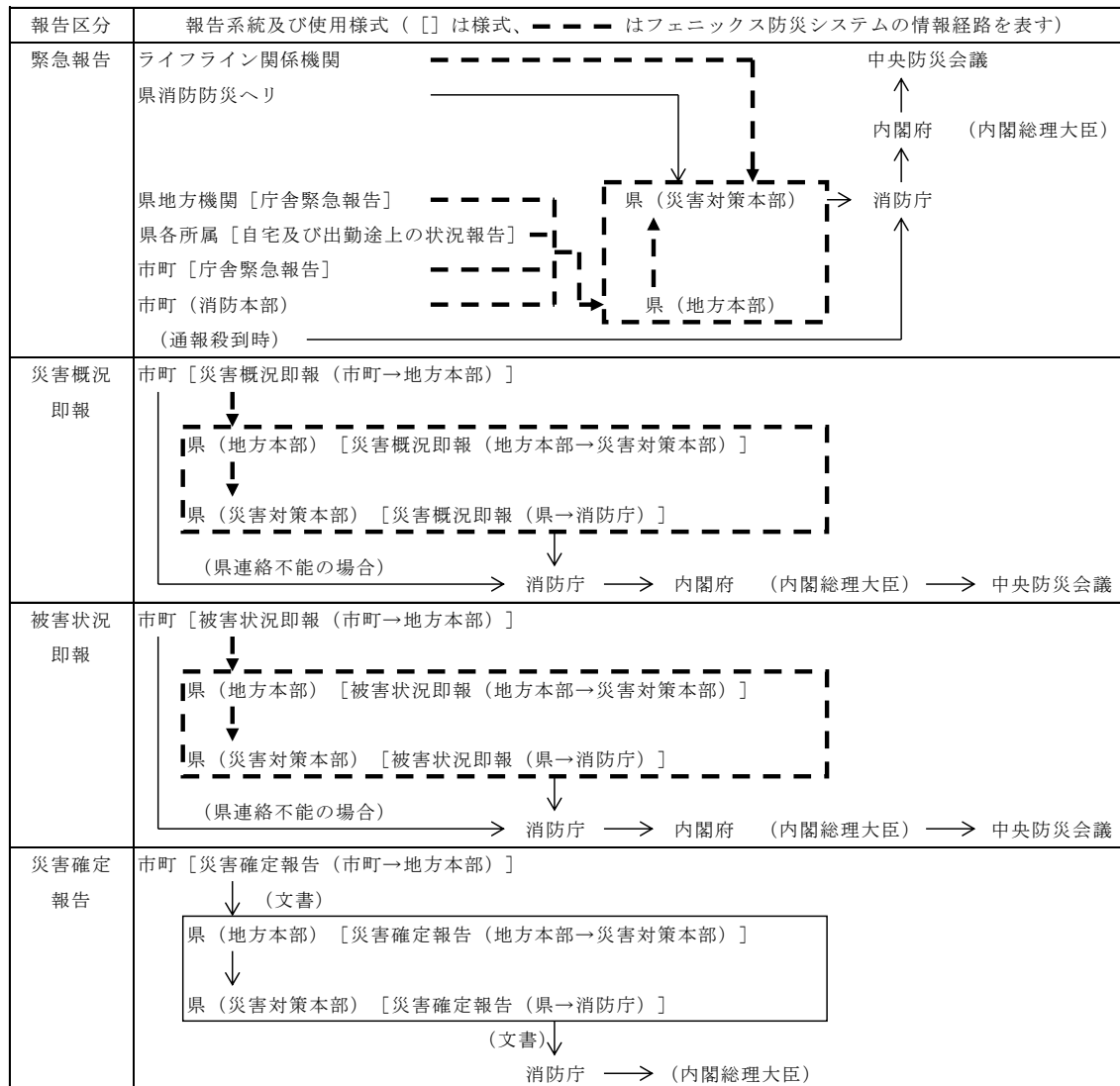
市町は、県に災害情報を報告することとする。

また、市町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めることとする。

県は、市町から災害情報の報告を受け、それを取りまとめて内閣総理大臣（窓口消防庁）に報告することとする。なお、報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

市町は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告することとする。ただし、その場合にも市町は、県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告することとする。

【報告区分及び報告系統】



- （注） 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。
- 2 市町は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告することとする。
- 3 報告は、原則としてフェニックス防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。
- （注） 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。

区 分		平日（8:30～18:15）	左記以外
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102
	FAX	9-90-49033	9-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

5 災害情報の伝達手段

- (1) 災害情報の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力することとする。
- (2) 市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力することとする。
- (3) 災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用することとする。
- (4) 有線が途絶した場合は、中央防災無線網、兵庫県防災行政無線、N T T西日本株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

6 画像情報の送信

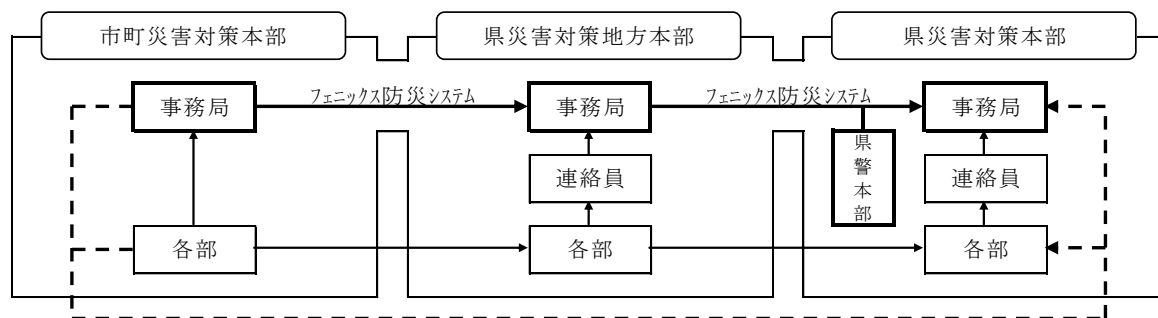
画像情報を送信することができる市町（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を県に送信することとする。

- ① 直接即報基準に該当する火災・災害等
- ② 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ③ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- ④ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

県においても同様の基準により、官房、非常本部、消防庁等に送信することとする。有線が途絶した場合は、中央防災無線網等を活用することとする。

7 県における災害情報の収集伝達

- (1) 被害状況等の収集及び伝達系統は次のとおりとする。



- (注) 1 緊急を要する場合については――線の伝達経路によることがある。
2 県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
3 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

- (2) 県地方災害対策本部は、市町から被害情報を収集し、その結果を速やかに県災害対策本部長に報告することとする。
- (3) 県災害対策本部、地方本部は、必要があると認める場合は、災害現場若しくは市町災害対策本部、消防本部等に職員を派遣し、情報収集、連絡調整に当たらせることとする。
- (4) 県災害対策本部事務局は、初動期において、全体的な被害の概要を把握する十分な情報がない場合は、フェニックス防災システムの事務所被害報告等の情報を分析するとともに、被害予測機能を活用し、被害状況を推定することにより、県の応急措置及び支援の準備・実施に役立てることとする。

8 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等における災害情報の収集、伝達

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等における被害状況及び災害応急対策実施状況の収集並びに応急対策の指示伝達は、それぞれ防災業務計画等に基づき各機関の定めるところによることとする。

9 関係機関との連携

(1) 県は、現地において国が開催する市町やライフライン事業者等の代表者を集めた災害の状況、対応等について情報共有するための連絡会議及び、連絡会議で把握した調整困難な災害対応等について関係者間の役割分担、対応方針等を調整する調整会議に参加し、自らの対応状況や被災市町等を通じて把握した被災地の状況等を関係省等に共有し、必要な調整を行うよう努めることとする。

(2) 県警察本部は、県災害対策本部及び自衛隊、海上保安本部等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

〔主な情報交換事項〕

- ① 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
- ② 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- ③ 犯罪の防止に関しとった措置

(3) 海上保安本部は、海上における災害について情報を収集するとともに、県、県警察本部、各消防本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

10 支援要請

県、市町は、大規模な被害により単独に応急活動を実施することが困難になった場合の主な応援要請系統をあらかじめ定めておくこととする。

11 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害情報の収集系統及び県、国等への報告系統
- (2) 応急対策の指示伝達系統
- (3) 河川の破堤等緊急を要する災害情報の隣接市町への通報体制
- (4) 県・国等への災害情報の報告基準・報告内容・報告系統
- (5) 県等への応援要請系統
- (6) その他必要な事項

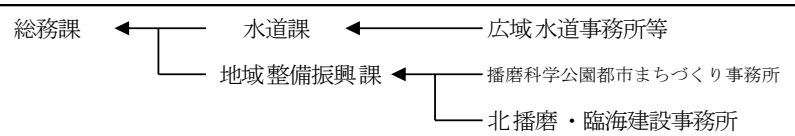
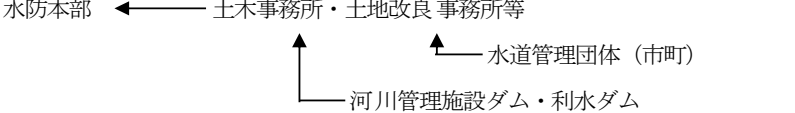
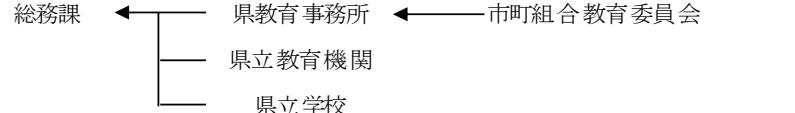
○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統

部	調査事項	調査（報告）系統
災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部
	各部局が把握した被害 の状況 ライフライン被害・ 復旧状況	事務局 ← 各部局総務課等 事務局 ← N T T 西日本 [電話] ← 各携帯電話事業者[携帯電話] ← 関西電力、関西電力送配電 [電気] ← 大阪ガス [都市ガス] ← (一社) 兵庫県 L P ガス協会 [LPガス] ← 土木部上下水道課 [水道] ← 産業労働部工業振興課 [工業用水道]
	人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	避難所開設状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	危険物施設等 被害状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 消防本部 (重大事案のみ)
	高压ガス・ 火薬類被害状況	事務局 ← 各事業者
各 部 共 通	公有財産の被害	各部総務課 ← 各部各課室 [それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産]
総 務 部	本庁舎、総合・ 集合庁舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ← ← 総合・集合庁舎
	私立学校の被害状況	総務課 ← 教育課 ← 私立学校
	県立大学等の被害状況	総務課 ← 大学室 ← 県立大学 ← 芸術文化観光専門職大学
県 民 生 活 部	ボランティア活動状況	総務課 ← 県民生活課 ← ひょうごボランティアプラザ ← 市町社会福祉協議会 (兵庫県社会福祉協議会) ボランティアセンター
	社会福祉施設等の被害	総務課 (人権推進班) ← 市町
福 祉 部	社会福祉施設等の 被害	総務課 ← 地域福祉課 ← 健康福祉 ← 高齢政策課 ← 事務所 (保健所) ← 障害福祉課 ← 市町 ← ユニバーサル推進課 ← 県立施設 ← こども政策課 ← 児童課
保 健 医 療 部	火葬施設の被害	総務課 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町、事務組合 ← 各保健所設置市

部	調査事項	調査（報告）系統
保健医療部	医療施設・感染症 施設の被害	総務課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 感染症対策課 ← 兵庫県民間病院協会 地域医療 ← 兵庫県病院協会 病院局 ← 国立病院等※ 情報センター ← 健康福祉事務所(保健所)市保健所 ← 県立病院 各医療機関
土木部	水道施設の被害 復旧状況	技術企画課 ← 上下水道課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 企業庁 神戸市（水道事業者） 広域水道事業体等
産業労働部	産業・雇用関係 被害状況	総務課 ← 各事業者等（大企業被害） 労政福祉課 ← 公共職業安定所等（離職者等の状況） 地域経済課 ← 各事業者等（金融機関等被害） 県民局(商工労政担当課) { 中小企業、商工会議所 } 各商工会議所・商工会等 { 大型店舗等、商店街 } 各事業者・関係団体等 { 下請企業 } 工業振興課 ← 県民局(商工労政担当課) ← 各事業者・関係団体等 国際経済課 ← 各事業者・関係団体等（貿易業被害） 観光振興課 ← 県民局(商工労政担当課) ← 各事業者・関係団体等
農林水産部	農林水産業被害	総務課 ← 農林（水産）振興事務所・但馬水産事務所 ← 市町
	農地農業用施設被害	総務課 ← 農地整備課 ← 土地改良事務所等 ← 市町
	漁港関係施設被害	総務課 ← 水産漁港課 ← 農林水産振興事務所（県管理）← 市町（市町管理）
	治山施設被害	総務課 ← 治山課 ← 農林（水産）振興事務所（管内県管理施設） 市町（市町管理施設）
	林道施設被害	総務課 ← 林務課 ← 農林（水産）振興事務所（管内県管理施設） 市町（市町管理施設）
環境部	廃棄物処理施設の被害	総務課 ← 環境整備課 ← 市町・事務組合

※国立病院等には、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等を含む。

部	調査事項	調査（報告）系統
土木部	公共土木施設等の被害	技術企画課 ← - 河川整備課[河川・ダム] - 上下水道課[下水道施設] - 港湾課[港湾施設・海岸] - 砂防課[砂防施設等] - 道路保全課[道路] - 道路街路課[道路] 土木事務所等 [県工事] 市町[市町工事] 国土交通省近畿地方整備局[直轄工事] 事務所 [直轄工事]
	道路の不通状況	技術企画課 ← - 道路保全課 ← - 土木事務所等[県管理] - 国土交通省近畿地方整備局[国管理] - 神戸市[神戸市管理] - 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの - 道路企画課 ← - 西日本高速道路(株) - 本州四国連絡高速道路(株) - 兵庫県道路公社 - 神戸市道路公社 - 阪神高速道路(株)
	鉄道の不通状況	技術企画課 ← - 交通政策課 ← - JR西日本 - 私鉄等各社
	空港の閉鎖（運用）状況	技術企画課 ← - 空港政策課 ← - 関西エアポート（株） - 関西エアポート神戸（株） - 但馬空港ターミナル（株） - 各ヘリポート管理事務所
	まちづくり部	
まちづくり部	市街地整備事業被害	総務課 ← 都市計画課 ← 市町 ← 施行者
	公営住宅関係被害	総務課 ← - 公営住宅管理課[県営住宅] - 公営住宅整備課 ← - 土木事務所等 - 市町[市町営住宅] - 神戸市[市営住宅]
	その他建築物の被害	総務課 ← - 建築指導課 ← - 土木事務所 ← 市町 - 特定行政庁
	民間宅地の被害	総務課 ← - 建築指導課 ← - 土木事務所 ← 市町 - 神戸市ほか権限市
	都市公園被害	総務課 ← - 公園緑地課 ← - 土木事務所等 - 市町[市町管理]
	市街地の被害	総務課 ← 都市計画課 ← 市町

部	調査事項	調査（報告）系統
企 業 庁	企業庁関連施設被害	
水 防 本 部	水防関係の情報	
教 育 委 員 会	教育関係の情報 （ 県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設 ）	
警 察 本 部	災害全般の被害調査	

- 246 -

部	調査事項	調査（報告）系統
災害対策本部 事務局	報道要請	神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日新聞社 ← 読売新聞社 ← 毎日新聞 ← 産経新聞 ← 日本経済新聞社 ← 日刊工業新聞社 ← 時事通信社 ← 共同通信社 ← 日本工業新聞社 ←
	消防・救急応援	消防庁 ← 事務局 ← 消防本部
	ヘリの出動	消防防災航空隊 ← 事務局 ← 市町 消防庁（他都道府県）← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 近畿地方整備局 ←
保健医療部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 健康福祉事務所 ← 市町 県内市町 ← 全国都道府県（厚生労働省） ← 各保健所設置市 ←
	医療関係者の派遣	全国都道府県（厚生労働省） ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 市町 日本赤十字社兵庫県支部 ← 医師会 ← 歯科医師会 ← 市町立病院 ← 国立病院等 ← 県立病院 ← 病院局 ← 県内医療機関 ← 災害医療センター ← 薬剤師会 ← 薬務課 ← 災害拠点病院 ← 各医療機関 ←
	患者受入医療機関の あつせん	厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 市町 災害拠点病院 ← 健康福祉事務所 ← 各保健所設置市 ← 各医療機関 ← 県内医療機関 ← 災害医療センター ←

部	調査事項	調査（報告）系統
保 健 医 療 部	ヘリによる患者搬送	厚生労働省（他都道府県）← ドクターヘリ 基地病院← 神戸市← 消防庁（他都道府県）← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関
	船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 各医療機関
	ライフラインの優先復旧（医療機関関係）	NTT西日本 ← 水道事業者 ← 土木部上下水道課 ← 関西電力、関西電力送配電 ← 大阪ガス ← (一社)兵庫県LPガス協会 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 各医療機関
	入院患者に対する食事の提供	給食事業者等 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関
	医薬品等の供給	厚生労働省 ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会 ←
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 薬務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 各医療機関
	感染症対策薬剤等の供給	県内市町 ← 感染症対策課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町
	遺体安置・埋葬等（広域火葬、ドライアイス等の確保、あつせん遺体の搬送等）	厚生労働省 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 近隣府県 ← 民間事業者等 ←
	風呂対策支援	関係団体等 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 自衛隊 ← 事務局 ←
	愛玩動物の保護・収容	県獣医師会 ← 神戸市獣医師会 ← 生活衛生課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 関係団体 ←
産 業 労 働 部	大規模店舗等の早期営業要請	百貨店 ← チェーンストア各社 ← 石油商業組合等 ← 地域経済課 ← 県民局商工労政担当課 ← 市町

部	調査事項	調査（報告）系統
農 林 水 産 部	非常災害用木材の 調達・あっせん	木材業協同組合連合会等 ← 林務課 ← 県民局 ← 市町 農林(水産)振興事務所
環 境 部	ガレキ処理対策 ごみ処理対策 し尿処理対策 (仮設トイレ斡旋等)	県内市町 ← 環境整備課 ← 県民局県民室 ← 市町 関係団体 ← 関係省庁 ← 他府県 ←
土 木 部	建設資機材等の あっせん	建設業協会 ← 契約管理課 ← 事務局 ← 市町 警察本部
まちづくり部	被災宅地危険度 判定士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定 ← 建築指導課 ← 市町 連絡協議会
	応急仮設住宅の 建設	プレハブ建築協会及び ← 公営住宅課 ← 市町 全国木造建設事業協会 ※救助実施市は県に必要戸数を報告し、県が 取りまとめて協定団体に建設要請
	賃貸型応急住宅の 提供	関係団体 ← 住宅政策課 ← 市町
	公営住宅への 一時入居	各市町 ← 住宅管理課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 他府県 ←
	被災建築物応急 危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿被災建築物応急 ← 建築指導課 ← 市町
企 業 庁	保存飲料水の提供	水道課 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体
土 木 部	給水車の派遣	近畿ブロック代表団体 ← 上下水道課 ← ブロック代表団体 国土交通省 他府県 日本水道協会 自衛隊 海上保安本部 災害対策本部事務局 ※破線は水道復旧工事に人材派遣 各市町・事務組合 広域水道事業体
	医療用水の確保	近畿ブロック代表団体 ← 上下水道課 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 各医療機関
警 察 本 部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部
	他府県警察官の 派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
	他府県警察ヘリの 派遣要請	警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署

- (注) 1 県民局等において所管部・担当名が異なる場合は、事務を所管する担当に読み替えることとする。
2 各県民局等内における調査状況及び支援要請状況に関する連絡体制については、各県民局等の実態に応じて別途定めることとする。

第3節 情報の収集・伝達

第3款 通信手段の確保

〔実施機関：県危機管理部、県土木部〕

第1 趣旨

県が災害発生時に通信手段を確保するための対策について定める。

第2 内容

1 フェニックス防災システム

フェニックス防災システムは、防災関係機関の間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、ISDNや衛星回線で二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。

(1) フェニックス防災端末設置数

306台（本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、ライフライン事業者等）

(2) 主な機能

観測情報収集、被害予測、需給推計、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等

2 兵庫県防災行政無線

(1) 衛星系（兵庫衛星通信ネットワーク）

県、市町等は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく平素から、衛星系を使用して市町、消防等の関係機関との通信を確保することとする。

① 構成

・計85局

・県庁統制局1局、県機関局（広域防災センター・災害医療センター）2局、市町・消防本部長局70局、防災関係機関局9局、平面可搬局3局

・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県等との通話が可能

② 機能

ア 一斉ファクシミリ、個別音声通話、個別ファクシミリ

イ 映像情報伝送

③ 通信統制の実施

県は、災害時等に、衛星回線に通信が集中し、重要な通信に支障をきたすおそれがあるときは、通信統制を行うこととする。

ア 通信統制権者

災害対策課長、河川整備課長は、災害時に必要に応じて通信統制を行うこととする。

通信統制が重複する場合には、災害対策課長の通信統制を優先することとする。

イ 通信の優先順位

通信の優先順位は、次のとおりとする。

a 人命に関するもの

b 財産に関するもの

c 災害の予防、発生及び救助に関するもの

d 災害の予報又は警報に関するもの

e その他災害対策課長が必要と認めたもの

④ 回線設定の変更

県は、災害発生時等の緊急時に、衛星通信回線を緊急時モードの回線設定が行われた機関との間に限り通話可能な状態に切り替えることができることとする。

⑤ 優先回線の確保

県は、災害時に衛星通信回線が不足する場合には、(財)自治体衛星通信機構に優先回線割当てを依頼することとする。

⑥ 平面可搬局の出動

県は、衛星回線障害時、または県の区域内に震度4以上の地震を観測した場合には直ちに要員を待機させることとする。

県は、必要に応じて被災地に平面可搬局を出動し、通信回線を確保することとする。

⑦ 緊急時の対応

県は、障害に備えて保守業者との間の連絡方法をあらかじめ定めておくこととする。

(2) 地上系

県庁、県民局・県民センター、県土木事務所等は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく平素から、山上中継局、県庁及び各事務所に設置された地上系多重回線（県防災行政無線多重回線）を使用して、県庁と土木事務所等（41局）の通信を確保することとする。

また、移動系として山上基地局を使用して、県庁（災害対策課、河川整備課、道路保全課）から県内全域の車載型及び携帯型無線機（150MHz帯）へ一斉指令も可能であるほか、移動系無線機（車載型及び携帯型無線機）からもプレストークによる1対Nの通信が可能である。

3 通信事業者回線等

県は、NTT西日本等通信事業者の回線等について、専用線の使用などにより、輻湊の防止に配慮しつつ、災害時の通信手段として効果的な活用を図ることとする。

(1) 災害時優先電話

県は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用することとする。

(2) 非常通話、緊急通話

県は、必要により、応急対策に著しい支障が生じる場合には、災害時優先携帯電話を利用し、非常・緊急通話手段を確保する。

(3) ホットライン

県（災害対策課）は、手回し発電式のホットラインを設置し、災害時に活用することとする。

ホットラインは、県（災害対策課）と陸上自衛隊第3師団（伊丹）、中部方面特科連隊（姫路）、海上自衛隊阪神基地隊（東灘区）とを結んでいる。

(4) 警察電話

県は、県庁内に設置されている警察電話を緊急時に活用することとする。

（県庁内の設置場所）

災害対策センター（災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等）、秘書課、財政課、管財課、生活安全課、道路保全課、会計課、物品管理課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、交通事故相談室、第3号館ヘリポート

(5) 携帯電話、緊急通報システムの活用

県は、幹部の公用車に携帯電話を装備し、緊急時の連絡手段を確保することとする。

県は、災害対策本部員及び危機管理部幹部に災害など非常緊急時においても、優先的に接続される優先携帯電話を配備するほか、その他の幹部についても携帯電話の携帯を図り、緊急時の連絡手段を確保することとする。

県は、災害対策本部員、本部連絡員、危機管理部職員、業務要員、局長、課室長等に緊急通報システムを整備し、緊急時の呼び出し等に活用することとする。

4 無線系通信

(1) 消防防災無線及び水防無線等

災害時に公衆回線網等が使用できない場合は、マイクロ回線等により、国との連絡手段を確保することとする。

現在の通信ルートは以下のとおりである。

県（災害対策課）	－ 消防庁（消防防災無線）
県（災害対策課）	－ 内閣府（中央防災無線（緊急連絡用））
県（河川整備課）	－ 国土交通省（マイクロ電話）
県（警察本部）	－ 警察庁（警察無線）

(2) N T T 西日本無線通信設備等

県等は、N T T 西日本の無線通信設備等の活用を図ることとする。

① 防災相互無線の活用

県、防災関係機関に防災相互無線局を整備している。

② 移動無線局の活用

県は、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図ることとする。

(3) 無線機器等が不足した場合の確保

必要とする無線機器等が不足する場合は、県は国や通信事業者から通信機器等の貸与を受けるなどにより通信手段の確保に努める。

- ① 近畿総合通信局（衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線、移動電源車）
- ② 通信事業者等（衛星携帯電話、携帯電話、MCA無線、可搬型地球局）

5 非常通信経路計画

(1) 内容

県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、有線通信が利用できないか、または利用することが著しく困難な場合に、県内各市町から県庁まで等の通信経路を確保するため、「非常通信経路計画」を策定することとする。

非常時に、電波法第52条及び第74条、災害対策基本法第57条及び第79条、水防法第27条の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとおりであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通信経路も確保することとする。

1 警察通信設備	2 海上保安庁通信設備	3 国土交通省通信設備
4 法務省無線通信設備	5 N T T 無線通信設備	6 J R 通信設備
7 県無線通信設備	8 市町無線通信設備（消防無線を含む）	
9 西日本高速道路㈱無線通信設備	10 関西電力送配電通信設備	11 大阪ガス無線通信設備
12 各私鉄通信設備	13 K D D I 無線通信設備	
14 ソフトバンク無線通信設備	15 楽天モバイル株式会社	16 日本通運無線通信設備
17 各漁業無線	18 アマチュア無線局	
19 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備		
20 各タクシー会社の無線通信設備		

(2) 利用方法

① 通報内容

ア 人命の救助、遭難者の救助に関するもの

- イ 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
 - ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
 - エ 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の調達、運搬要員の確保などに関するもの
 - オ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関係して緊急措置を要するもの
- ② 非常通報の記載方法
- ア 用紙は特に規定していないが、できるだけ電報頼信紙を使用することとする。
 - イ 頼信紙の記載欄又は用紙の上部に「非常」と朱書することとする。
 - ウ あて先は、住所、氏名をはっきり書くこととする。また、なるべく電話番号を括弧で囲み付記することとする。
 - エ 通報の形式は、文書形式でも電報形式でもよいが、本文の文字は 200字以内（カタカナ）とすることとする。
 - オ 本文の末尾に発信機関名を記入することとする。
 - カ 発信人の住所、氏名、電話番号を発信人欄に記載することとする。
- ③ 発信依頼
- 非常通報の発信（伝送）の依頼は、原則として「非常通信経路計画」により選定した受付局に対して行うこととする。
- ④ 受 付
- 受付は、次の事項を審査のうえ「額表」を記載することとする。
- ア 通報の内容は、(2)①（通報内容）に掲げる事項のものであるかどうか。
 - イ 発信人は、適当な者であるかどうか。
 - ウ 通報には、「非常」の表示があるかどうか。
 - エ 頼信紙の額表の種類に「ヒジョウ」を、字数に本文の字数（文書形式の場合は不要）を、発信局に受付通信施設名を、番号に発信番号を、受付時分に受付けた時間を24時間制で記入する。
 - オ 局内心得には、通報を中継して伝送する通信施設が自局名を順次記入する。
- ⑤ 連絡の設定
- ア 非常事態発生のおそれがある地域及びその周辺にある無線局は、通信の相手方に対し後刻非常通信を実施するおそれがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻、周波数等をあらかじめ協議しておくこととする。新規連絡を必要とするときは、あらかじめ連絡を必要とする無線局にその連絡要領を便宜の方法により通知しておくこととする。
 - イ 非常用電波（A 1 A4630 KHz）を持っている無線局は、この周波数で毎時0分と30分から10分間聴取することとする。
- ⑥ 通信方法
- ア 呼出応答事項の前に「OSO」（電話の場合は「ヒジョウ」）を3回前置することとする。
 - イ 呼出しを受信した無線局は、応答する以外は混信を与えないように注意するとともに傍受することとする。
 - ウ 通信波でどうしても通信ができないときに限り、A 1 A4630 KHz の電波を使用して通報を送ることとする。
 - エ 非常用電波で試験電波を発射するときは、毎時0分と30分から10分間以外の時間でなるべく短時間に行うこととする。
- ⑦ 報 告
- 非常通信を終了したときは、近畿地方非常通信協議会会長及び県（災害対策課長）に次の事項を文書で報告することとする。

ア 非常通信を取り扱った通信施設者

- a 非常災害の種類、範囲、程度
- b 非常通信の実施区間と、これに関係のある有線通信施設の被害状況
- c 無線局の被害状況
- d 非常通信の実施状況（通信系、通信開始、終了日時、通信状況、取扱通数等）
- e 将来の参考となる事項

イ 発信人（通信施設の施設者を除く）

- a 非常災害の種類、範囲、程度
- b 受付通信施設名及び取扱通数
- c 将来の参考となる事項

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) フェニックス防災システムの活用
- (2) 有線系・無線系通信手段の活用
- (3) その他必要な事項

〔資 料〕「震度階級関連解説表」

- 「兵庫衛星通信ネットワーク衛星電話番号簿（抜粋）」
- 「兵庫衛星通信ネットワーク衛星地球局の種類と構成」
- 「兵庫県防災行政無線回線構成図（地上系）」
- 「兵庫県全県移動系無線システム構成図」
- 「防災相互通信無線局番号表（兵庫県内）」
- 「非常通信経路計画」
- 「警察専用電話系統図」
- 「海上保安庁無線系統図」
- 「日本赤十字社超短波無線通信系統図」
- 「鉄道専用電話系統図」
- 「各機関における調査事項、調査（報告）系統及び災害情報連絡者一覧表」

第3節 情報の収集・伝達

第4款 被災者支援のための情報の収集・活用

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。

第2 内容

1 住民等からの問い合わせに対する回答

県、市町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図ることとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うこととする。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めることとする。この場合において県、市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。

2 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。市町は、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関し、被災者台帳を作成する際には、県に対し、協力を求めることができるものとする。県は、市町からの要望に応じて、関係地方公共団体の長及びその他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供することとする。

（被災者台帳に記載する事項）

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・電話番号その他の連絡先
- ・世帯の構成
- ・罹災証明書の交付の状況
- ・市町長が台帳情報を当該市町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・その他被災者の援護の実施に関し市町長が必要と認める事項

3 罹災証明書の交付

- ・ 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施する。その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町参加が可能となるよう、実施方法の工夫に努めることとする。
- ・ 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付することとする。

4 安否不明者等の氏名等の公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。

あわせて、県は、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について市町等と連携の上、あらかじめ方針等を定める。

第4節 防災関係機関等との連携促進

第1款 自衛隊への派遣要請

〔実施機関：大阪空港事務所、海上保安本部、自衛隊、県危機管理部、県警察本部、市町〕

第1 趣旨

災害時に人命又は財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続及び派遣内容について定める。

第2 内容

1 知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）

(1) 災害派遣要請の方法

① 市町長 → 知事 → 自衛隊

ア 市町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長・県民センター長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

この場合において、市町長は、必要に応じてその旨及び当該市町の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して通知することができる。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

- ・要請責任者の職氏名
- ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ・派遣地への最適経路
- ・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

※ 自衛隊法施行令の改正(平成7年10月25日公布・施行等)により、派遣要請の際に明らかにする事項として「派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数」は削除され、当該事項を明らかにできる場合においては、その他参考となるべき事項の一つとして示すことは差し支えないとされた。

イ 知事は、県内全域の状況等を検討の上、自衛隊の災害派遣の必要があると認める場合には、直ちに自衛隊に要請するとともに、その旨を警察本部長及び海上保安本部長に通報することとする。

ウ 市町長は、通信の途絶等により、知事に対して前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができることとする。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとする。

エ 市町長は、前記ウの通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

オ 知事は、事態の推移に応じ自衛隊の派遣を要請する必要があると決定した場合には、直ちにその旨を要求のあった市町に連絡することとする。

② 連絡先

区 分		電 話 番 号	
		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災・危機管理班)	(078)362-9988 FAX (078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX (078)362-9911～9912
自 衛 隊	第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021 内線 3734, 3735 FAX 3724	(072)781-0021 内線 3301 (司令部当直) FAX 3301
	中部方面特科連隊 (第3科)	(0792)22-4001 内線 650, 238 FAX 239	(0792)22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398
	第36普通科連隊 (第3科)	(072)782-0001 内線 4031, 4032 FAX 4034	(072)782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034
	阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001 内線 230 FAX 239	(078)441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389

注) 緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

(3) 任務分担

① 県 (災害対策本部)

現場責任者を現地に派遣し、現地 (市町等) と自衛隊間の折衝及び調整を行うこととする。

② 県警察本部 (災害対策本部警察部)

「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、移動を確保するために必要な協力を行うこととする。

③ 派遣を要請した市町又は機関

ア 作業実施期間中の現場責任者の指定

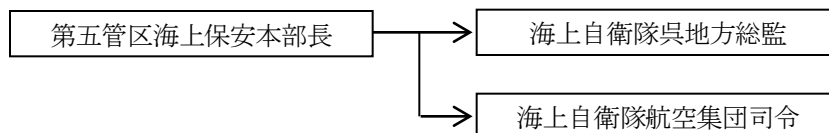
イ 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備 (自衛隊の装備に係るものを除く。)

ウ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

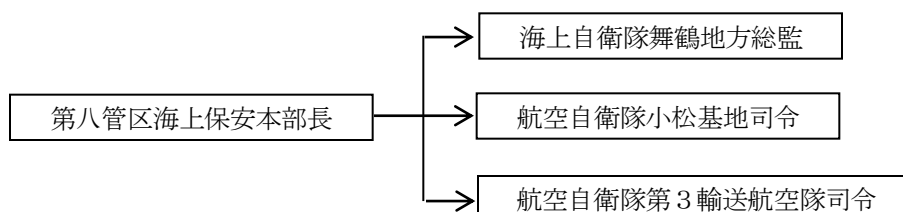
2 海上保安本部長が行う場合

災害派遣要請系統は、次のとおりである。

(1) 兵庫県南部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第五管区海上保安本部長が行う。



(2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。



3 大阪空港事務所長が行う場合

災害派遣要請系統は、次のとおりである。



4 撤収要請

知事、海上保安本部長又は大阪空港事務所長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請することとする。

知事に対し、自衛隊の派遣要請を求めた支援を希望した市町長及び機関の長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行うこととする。

5 情報連絡体制

- (1) 知事は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合で必要と認めるときは、適時各種情報を関係部隊の長へ連絡することとする。
- (2) 知事は、災害に際し、陸上自衛隊中部方面特科連隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令に対し、連絡班の派遣を依頼するとともに、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた指定部隊等の長と密接に連絡調整することとする。
- (3) 災害に際し、県、その他の防災関係機関は、陸上自衛隊中部方面特科連隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令から、連絡班の派遣を受けることとする。

6 自衛隊の基本方針

- (1) 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、海上保安本部長、大阪空港事務所長（以下、「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。
- (2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとることとする。

① 自主派遣の判断基準

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとする。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとなる。

なお、自衛隊の災害派遣は、知事等からの派遣要請に基づくことが原則であり、知事等は、自衛隊の派遣が必要と認められる場合には迅速に要請を行うよう努めることとする。

② 指定部隊等の長

中部方面総監、第3師団長、中部方面特科連隊長、呉・舞鶴地方総監、阪神基地隊司令、徳島教育航空群司令、小松島航空隊司令、小松・美保基地司令

- (3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。

7 活動内容

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等

(5) 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 給食、給水及び入浴支援

給食、給水及び入浴支援

※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要

(10) 物資の無償貸与又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

8 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (5) 島岐に係る輸送費等

9 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 派遣要請要領
- (2) 任務分担
- (3) その他必要な事項

〔資 料〕 「災害派遣用航空機、艦艇及び資機材の能力基準」

第4節 防災関係機関等との連携促進

第2款 県域の被害への対応

〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、県危機管理部、県公安委員会、県警察本部、市町、消防機関〕

第1 趣旨

県域の被害に対する災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

第2 内容

1 県

(1) 基本的な考え方

① 応援・応援要請の実施基準

県は、大規模な災害の発生を知覚したときは、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、関係機関に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することとする。

その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。さらに、県は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、必要に応じて宿泊場所（被災状況等によりホテル・旅館等が確保できない場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎会議室、避難所の空きスペース等も含む）の確保に配慮するものとする。

なお、被害の全容把握に時間を要するときは、フェニックス防災システムの被害予測機能及び需給推計・分析機能を活用して必要な応援要員、物資量等を推計し、市町に対する応援の準備、概括的な要請を行い、実際の被害が判明次第、逐次修正を加えることとする。

<フェニックス防災システムの機能概要>

【被害予測機能】

県内に設置した震度計からの震度情報と、建物・人口等の基礎データをもとに、震度分布、建物倒壊数や死者・負傷者数等の被害予測を行う。県が行った地震被害予測調査で使用したデータと計算プログラムを活用している。

【需給推計・分析機能】

被害予測機能で算出した被害量をもとに、要員、救援物資等の必要量を推計する。

〔推計項目〕 要員数 救助要員（消防、警察、自衛隊）、消火隊、救急隊

医療スタッフ、救護班、病院受入、

危険箇所調査班、応急危険度判定士

物資量 非常食、毛布、仮設トイレ、棺、ドライアイス、火葬場

② 応援部隊との連携会議の開催

県は、災害発生時に、県警察本部、消防機関、自衛隊、海上保安庁の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場を設けるなど、災害情報の共有化を促進することとする。

③ 職員等の中長期派遣

長期にわたる職員の派遣または受け入れは、地方自治法第252条の17の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定によることとする。

必要に応じて、退職者や民間の人材の任期付き雇用等により復旧・復興に要する人材の確保を図ることとする。なお、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

④ 専門家・専門機関等の協力

- ア 県は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認める時は、人と防災未来センターをはじめ、連携を図っている専門家・専門機関等に連絡し、助言等の協力を求めることとする。
- イ 県は、市町等からの要請又は必要に応じ、被災市町等に専門家・専門機関等の助言を伝え、又は専門家等を派遣することとする。
- ウ 専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と派遣を受けた市町で協議の上負担することとする。

(2) 県内市町に対する応援

① 市町災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣

県（県民局等）は、災害の状況に応じて管内市町災害対策本部にあらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市町との調整等にあたることとする。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市町支援チームを編成、派遣することとする。

② 応援協定に基づく応援

ア 応援の内容

資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者の受入れ、その他特に要請のあった事項

イ 県の対応

県は、被災市町から応援の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に通知することとする。

なお、応援の必要があると判断したときは、応援要請を待たずに応援を行うこととする。

③ 災害対策基本法に基づく応援

ア 市町長からの応援要請に対する協力（法第68条）

県は、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な応援又は災害応急対策を行うこととする。

イ 県内市町間の応援に対する指示（法第72条）

県は、特に必要があると認めるときは、県内市町に対し、県内の他の市町を応援すべきことを求めることとする。

ウ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）

- (ア) 知事による避難の指示等の代行（法第60条第6項～8項）
- (イ) 知事による応急措置（警戒区域設定等、応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（法第73条）
- (ウ) 指定行政機関の長等による応急措置（応急公用負担等、応急措置業務の従事命令）の代行（法第78条の2）

(エ) 広域一時滞在の協議等の代行（法第86条の10、法第86条の13）

(3) 関西広域連合に対する応援要請

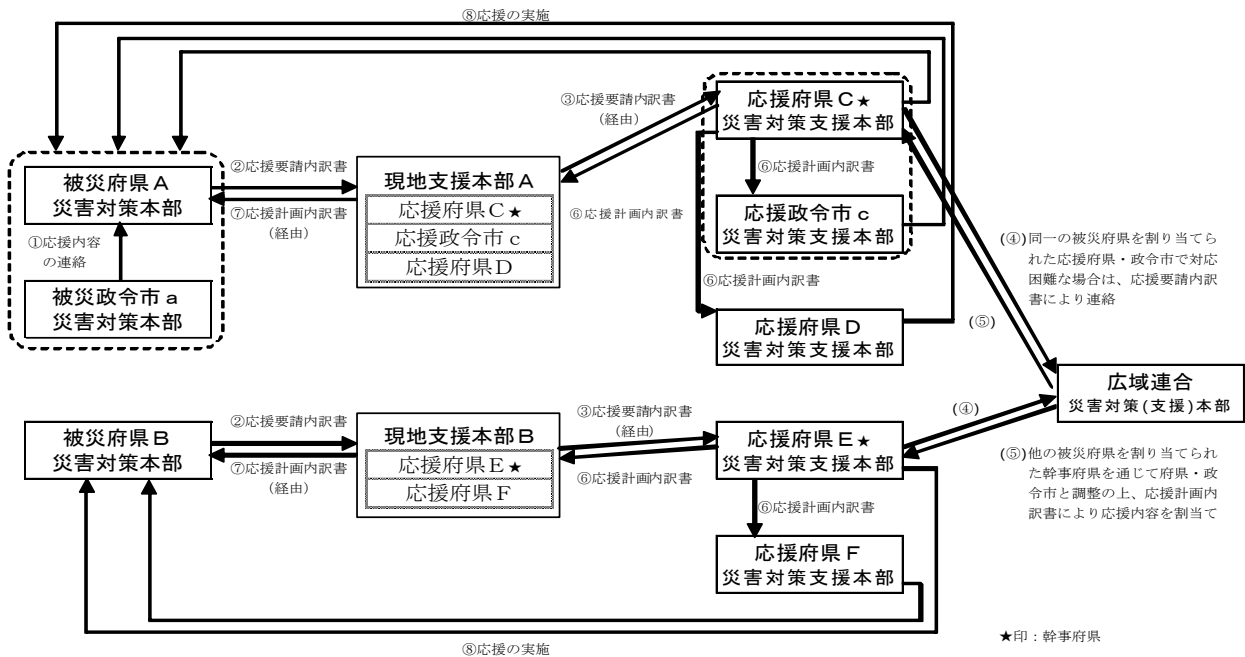
災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県だけでは対応できない場合には、まず、関西広域連合に対して応援を要請することとする。

要請を受けた関西広域連合は、応援内容及び応援先の割当てを「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき、構成団体及び連携県（福井県、三重県及び鳥取県）と調整の上、行う。

被災府県が複数の場合は、応援の集中を避けることができる（応援の空白エリアを生じさせない）、責任を持った応援を迅速かつ継続的に展開できる、という観点から、原則として、応援府県・政令市に特定の応援先となる被災府県を割り当てるカウンターパート方式をとる。この場合、応援府県と当該応援府県管内の応援政令市には、同一の被災府県を割り当てる。

カウンターパート方式をとる場合においては、広域連合及び応援府県で協議の上、同一の被災府県を割り当てられた応援府県の中から幹事府県を決定し、円滑に連絡調整を行う。

＜カウンターパート方式の場合における応援内容の連絡から応援実施までの流れ＞



(4) 他の都道府県との応援協定に基づく応援要請

① 近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請
上記(3)に定めるところによる。

② 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請

県は、近畿ブロック内の総合調整を行い、近畿ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合、全国知事会に対し、広域応援を要請する。

なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「応急対策職員派遣制度」の運用に留意する。

③ 隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請（岡山県、鳥取県）

ア 応援の種類

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (イ) 被災者の救出・救護・感染症対策等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (ウ) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (エ) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (オ) 避難者、傷病者の受入れ施設の提供
- (カ) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

イ 要請手続

県は、次の事項を可能な限り明らかにして要請することとする。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 援助を必要とする物資等の品名、数量等
- (ウ) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の職種別人員
- (エ) 収容を要する被災者の状況及び人数
- (オ) 応援を必要とする区域、受入地点及び受入地点への経路
- (カ) 応援を必要とする期間

(キ) 前各号に定めるもののほか必要な事項

④ 新潟県との相互応援協定に基づく応援要請

ア 応援の種類

県において必要な、物資、資機材、職員 等

イ 要請手続

県は、次の事項を可能な限り明らかにして要請することとする。

(ア) 被害の状況

(イ) 物資・資機材等の応援を要請する場合にあつては、その品名及び数量等

(ウ) 職員の応援を要請する場合にあつては、職種別人員

(エ) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所

(オ) 応援を必要とする期間

(カ) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(5) 災害対策基本法に基づく応援要請

① 職員の派遣・あっせんの要請（法第29条、第30条）

県は、必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請することとする。

県は、必要があるときは、内閣総理大臣に対し、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることとする。

② 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（法第70条第3項）

県は、必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対して、応急対策の実施を要請することとする。

ア 援助を必要とする理由

イ 援助を必要とする人員、装備、資機材等

ウ 援助を必要とする場所

エ 県内経路

オ 期間その他必要な事項

③ 応援の要求（法第74条、第74条の2、第74条の3）

県は、必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求めることとする。

県は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、他の都道府県に対し応援することを求めるよう求めることとする。

(6) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

① 知事は、必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、海上保安本部長に対し、応急対策の実施を文書で要請することとする。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請することとする。

また、海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請することとする（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）

ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由

イ 支援活動を要請する期間

ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

② 海上保安庁の支援活動の内容

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

2 県公安委員会

- (1) 大規模災害発生時における他都道府県警察への援助要求
県公安委員会が警察庁又は他の都道府県警察に対し援助の要求を行うこととする。
- (2) (1)の要請に基づく他都道府県の警察官は、県公安委員会の管理の下にその職務を行うこととする。

3 近畿地方整備局

災害が発生又はその恐れのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」（平成17年6月14日近畿整備局企画部長・兵庫県県土整備部長により締結）に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む。）の応援を行う。

(1) 応援の内容

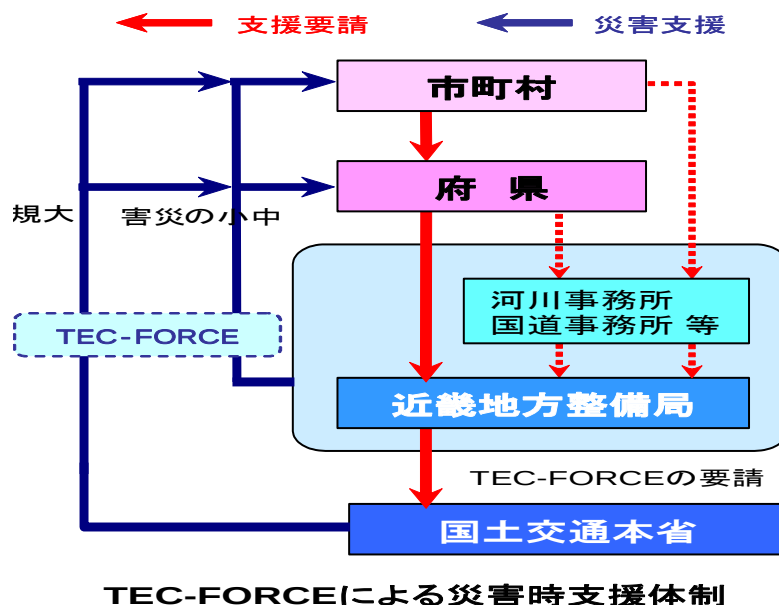
- ・ヘリ、無人航空機等を活用した被害情報の収集
- ・被災地へのアクセス確保・給水支援
- ・災害応急復旧
- ・二次災害の抑制措置
- ・その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

兵庫県は、近畿地方整備局へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出することとする。

近畿地方整備局は、兵庫県より応援の要請を受け応援を行う場合は、兵庫県に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うこととする。

【連絡先】 近畿地方整備局 防災室（TEL：06-6942-1575、FAX：06-6944-4741）



(3) 応援の実施

近畿地方整備局は、兵庫県からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うこととする。その際、排水ポンプ車、照明車、対策本部車等の使用も検討することとする。

(4) 応援要請によらない応援

災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、兵庫県からの要請を待ついとまがないと確認されるときは、近畿地方整備局は、独自の判断により応援を行うこととする。

4 消防本部

(1) 大規模災害時における広域消防応援体制

① 広域消防相互応援協定に基づく応援（消防組織法第39条）

ア 応援要請の手続きの概要

(ア) 応援は、被応援市町等の消防長からの要請に基づき、行うこととする。ただし、災害の規模等により被応援市町等の要請をまたずに応援出動した場合には、被応援市町等の要請があったものとみなす。

(イ) 応援要請に対しては、次の事項を連絡することとする。

- ・災害の発生場所及び概要
- ・必要とする車両、人員及び資機材
- ・集結場所及び活動内容
- ・その他必要事項

イ 応援隊の派遣

応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被応援市町等の消防長に対してその旨を連絡することとする。

② 非常事態の場合の都道府県知事の指示（消防組織法第43条）

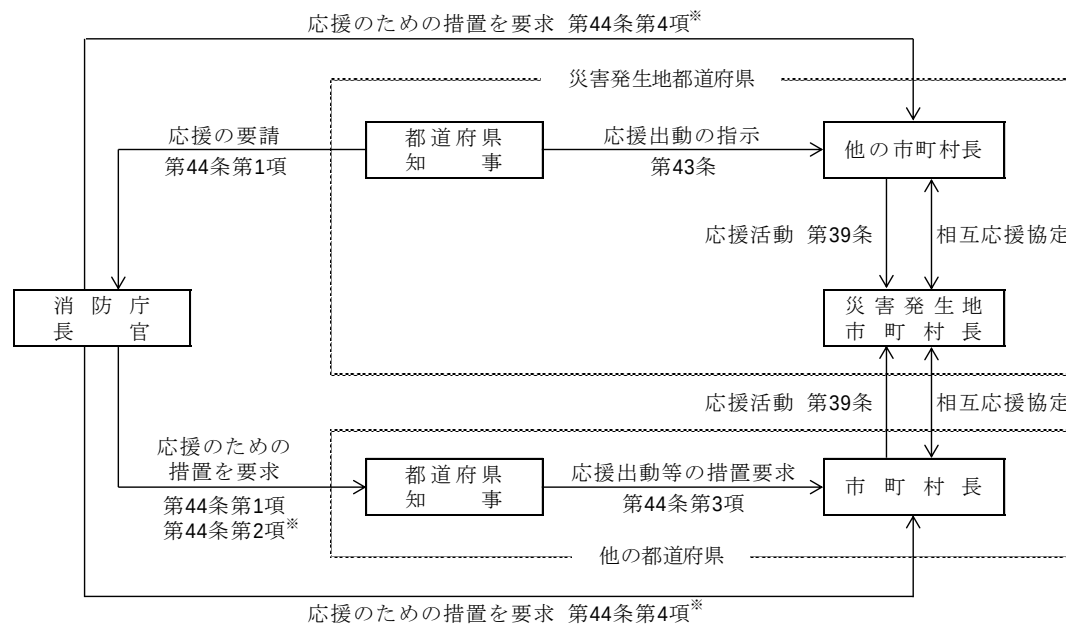
知事は、地震等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、災害防禦の措置に関し、必要な指示をすることができることとする。

③ 消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条）

知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動等を要請することとする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができるものとされている。

○ 広域消防応援体制



※ 大規模災害時において都道府県知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで応援のための措置を求めることができる。
特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。
なお、関係都道府県知事に速やかにその旨を通知する。

○ 緊急消防援助隊応援要請先（消防庁防災課広域応援室）

区 分		平日（8:30～18:15）	左記以外
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102
	FAX	9-90-49033	9-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-49013	87-048-500-90-49102
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

④ 緊急消防援助隊受援計画の策定

県は、あらかじめ、県内の市町が被災し、他都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定することとする。

なお、受援計画に定める事項は次のとおりとする。

- ア 情報提供体制
- イ 応援部隊の集結場所、被災地への到達ルート及び燃料補給体制
- ウ ヘリコプターの離着陸場及び給油体制
- エ その他必要な事項

(2) 関係機関との連携

① 消防及び警察の相互協力（消防組織法第42条）

消防及び警察は、県民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力することとする。

② 消防及び自衛隊の相互協力（大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（消防庁、防衛省））

ア 連絡調整責任者

- ・消防側：県防災監、神戸市消防局長
- ・自衛隊側：中部方面特科連隊長

イ 情報交換内容

- ・大規模災害の状況に係る情報
- ・救援活動の態勢に係る情報
- ・その他消防及び自衛隊の任務遂行に資する情報

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 知事等に対する応援要請
- (2) 他の市町長に対する応援要請
- (3) 応援協定に基づく応援要請
- (4) その他必要な事項

〔資 料〕 「協定締結状況」

第4節 防災関係機関等との連携促進

第3款 県外の被災地に対する応援

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

県外の被災地に対する応援に関する事項について定める。

第2 内容

1 情報収集の実施

県は、県外で災害が発生し、大きな被害が予想される場合（震度5強以上の地域が広範囲に広がる、大津波警報が発表される等）は、被災地の都道府県庁に状況を確認するなど、被災地の状況の把握に努めることとする。

2 組織の設置

県は、県外の被災地に対して大規模な応援活動を行うときは、必要に応じて災害対策本部に準じて支援本部を設置することとする。

3 動員の実施

県職員の動員体制は、次のとおりとする。なお、支援本部が設置されたときなど、より多くの職員が必要になると判断される場合には、別途配備体制を決定することとする。

その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。

① 近畿2府6県、鳥取県、岡山県、新潟県で震度5強以上の地震が観測されたとき

② 近畿2府6県、鳥取県、岡山県、新潟県以外の道県において震度6弱以上の地震が観測されたとき

災害の発生時期	配 備 体 制	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
●勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。
	危機管理部次長、 危機管理部次長、 危機管理部総務課長、 災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。
	防災担当指定要員等	上記①の場合、防災担当指定要員及び危機管理部のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。

4 ひょうご災害緊急支援隊の派遣

県は、県外における大規模災害時に、ひょうご災害緊急支援隊を派遣し、阪神・淡路大震災の応急対策等の経験を有する行政職員等による実務的な助言等の支援活動を展開することとする。なお、ひょうご災害支援隊の先遣隊及び本隊の派遣職員は、関西広域連合の緊急派遣チーム（先遣隊）、現地支援本部・現地連絡所職員

を兼ねることができることとする。

支援の実施にあたっては、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの専門家による支援チームや阪神・淡路大震災の被災市町と連携を図ることとする。

(1) 先遣隊の派遣

下記の派遣基準を満たした際には、直ちに先遣隊を被災都道府県に派遣する。

① 派遣基準

県外で災害が発生し、都道府県域を超えた応援を要する可能性があると知事が判断した場合。

派遣検討要件	甚大な被害の発生を覚知し、災害の実態に照らし特に緊急に派遣が必要な場合 ※被害発生の覚知内容 ・ 関西圏域内で震度6弱以上、関西圏域外で震度6強以上の揺れが観測された場合 ・ 大津波警報が発表された場合 ・ 同一都道府県内の多数の市町村で災害救助法が適用された場合 ・ 通信途絶等により情報収集が困難な場合において、同一都道府県内の多数の市町村で甚大な被害が推測される場合 等

② 構成

防災局職員4名程度

(2) 本隊の派遣

先遣隊の調査に基づき、被災自治体の求める分野について、県・市町職員、県看護協会や社会福祉協議会など関係機関の職員のうちから適任者を派遣する。

※派遣分野の例：避難所運営、災害廃棄物処理、保健医療、生活再建支援、ボランティア調整、建物応急危険度判定、家屋被害調査、こころのケア、仮設住宅設置調整、土木技術支援、学校教育 等

5 関西広域連合構成員としての応援

兵庫県外で大規模な災害が発生し、応援が必要な場合には、県は、関西広域連合の調整に基づき、分担する被災団体（カウンターパート）に対して必要な応援を実施することとする。

県は、関西広域連合の構成団体として、必要に応じて被災都道府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置し、被災自治体災害対策本部との連携を図り、現地ニーズに即した応援活動を実施することとする。なお、ひょうご災害支援隊の先遣隊及び本隊の派遣職員は、関西広域連合の緊急派遣チーム（先遣隊）、現地支援本部・現地連絡所職員を兼ねることができることとする。

6 応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣

県及び市町は、応急対策職員派遣制度に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣するものとする。

なお、感染症禍においては、派遣職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。

7 他の都道府県との応援協定に基づく応援

(1) 近畿府県との相互応援協定に基づく応援

上記5に定めるところによる。

(2) 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援

県は、全国知事会から広域応援の内容の連絡があったときは、広域応援実施要領で割り当てられた被災県に対して応援を実施することとする。

隣接ブロックの幹事県から近畿ブロック幹事県（兵庫県）に対して応援要請があったときは、県は近畿ブロック構成府県と協力して応援することとする。

(3) 隣接府県との相互応援協定に基づく応援（岡山県、鳥取県）

- ① 県は、岡山県又は鳥取県から応援の要請があったときは、必要な応援を行うこととする。
- ② 県は、発災後、被災県と連絡が取れない場合は、自主的に情報収集活動を行うこととする。
- ③ 県は、情報収集活動の結果、緊急性を有し被災県の要請を待ついとまがないと認められるときは、必要な応援を行うこととする。
- ④ 県は、職員を派遣する場合には、職員が消費又は使用する物資等を携行させるよう努めることとする

(4) 新潟県との相互応援協定に基づく応援

- ① 県は、新潟県から応援要請があったときは、要請があった事項について、応援を行うこととする。
- ② 災害が発生し、被災県と連絡が取れない場合は、県は必要に応じ情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うこととする。

8 法に基づく応援

(1) 応援の要求（災害対策基本法第74条、第74条の2）

県は、他の都道府県から応援の求めがあったときは、正当な理由がない限り速やかに応援することとする。
県は、内閣総理大臣から他の都道府県を応援するよう求められたときは、速やかに応援することとする。
その場合、特に必要があると認めるときは、県内市町に対し、県外の被災市町村を応援するよう求めることとする。

(2) 職員等の中長期派遣

長期にわたる職員の派遣は、地方自治法第252条の17の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定によることとする。

9 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 応援協定等に基づく応援
- (2) その他必要な事項

〔資 料〕 「協定締結状況」

第5節 災害救助法の適用

〔実施機関：県危機管理部、市町、その他防災関係機関〕

第1 趣旨

災害救助法の適用に関する事項について定める。

第2 内容

1 適用基準

知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、災害救助法を適用することとする。（救助実施市を除く）

(1) 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- ① 市町内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- ② 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市町の区域内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術が必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域内の市町において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合

2 適用手続

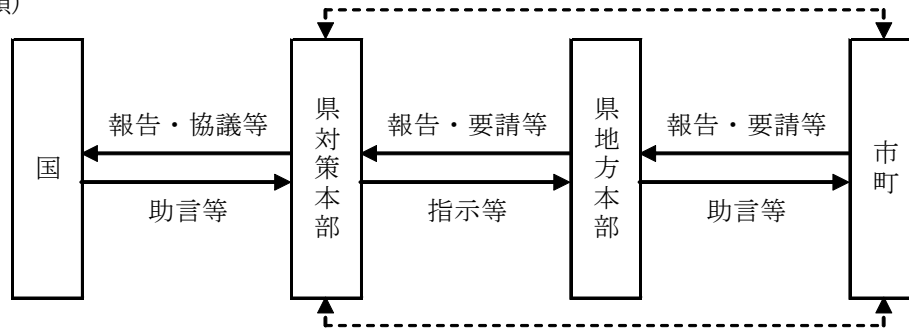
(1) 県

知事は、次の(2)により市町長等（救助実施市を除く）から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。

(2) 市町（救助実施市を除く）

市町長は、該当市町における災害の規模が1に定める基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。

(事務処理手順)



(注) 破線は、緊急の場合及び補助ルートとする。

3 救助の実施

(1) 実施機関

① 県

県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町長（救助実施市を除く）に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長（救助実施市を除く）に通知することとする。

ア 市町長（救助実施市を除く）が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。

イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

② 市町（救助実施市を除く）

市町は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市町長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。その実施の細目については、あらかじめ市町地域防災計画に定めることとする。

③ その他防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市町等、救助活動の実施機関に協力することとする。

④ 救助の応援

救助は災害が発生した県、市町が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町で救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合は、他の市町は、被災市町の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

(2) 実施内容

① 避難所の設置

② 応急仮設住宅の供与

③ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

⑤ 医療及び助産

⑥ 被災者の救出

⑦ 福祉サービスの提供

⑧ 被災した住宅の応急修理

⑨ 学用品の給与

⑩ 埋葬

⑪ 死体の捜索及び処理

⑫ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

4 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は資料編に掲載しているが、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施することとする。

5 救助実施市との連携

神戸市が災害救助法第2条の2の救助実施市に指定されたことに伴い、県と神戸市は「兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル」に基づき、関係機関、民間事業者とも連携の上、被災者の救助を実施することとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 実施の方法
- (3) 関係資機材の保有状況及び物資の調達計画
- (4) 応急仮設住宅の建設予定地
- (5) 救助に関し必要な業者等の把握
- (6) 救助に関する報告等の情報伝達計画
- (7) その他必要な事項

[資 料] 「災害救助法による救助の基準」
「過去の災害救助法の適用状況」
「災害救助法適用基準世帯数」
「災害救助事務フローチャート」

(空白)

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 消火活動等の実施

第1款 地震火災の消火活動の実施

〔実施機関：県危機管理部、消防機関、市町〕

第1 趣旨

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消火活動について定める。

第2 内容

1 消火活動の実施

消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うこととする。特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応することとする。

2 消防相互応援協定の運用

市町は、その消防責任を果たすため、隣接市町との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努めることとする。

3 ヘリコプターによる情報収集

県は、大規模な火災が発生した場合に、必要に応じ、県消防防災ヘリコプターによる空からの情報収集活動を実施することとする。

4 応援

(1) 知事の応援指示権の発動

県は、多発火災により一市町の消防力では対応できない場合、災害対策基本法第72条及び消防組織法第43条の規定による非常事態の際の知事の指示権によって災害防除活動及び応急復旧作業の円滑かつ的確を期するため、次の区分により市町長に応援出動を指示して人的確保に努めることとする。

① 第1次指示権の発動

災害が一地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣地市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1/3を派遣することを指示することとする。

② 第2次指示権の発動

災害が一地区に及ぶ場合に発動するものであって、被災地の周辺市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1/4の人員を派遣することを指示することとする。

③ 第3次指示権の発動

災害が二地区以上に及び、その被害が激甚の場合発動するものであって、被災地区以外の市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1/4の人員を派遣することを指示することとする。

④ 出動人員の例外

知事の指示権に基づく出動命令の場合の出動区分、派遣人員についての基準は①、②、③のとおりとするが、受令市町と協議のうえ、出動人員を適宜増減することができることとする。

(2) 他都道府県への応援要請

県は、上記によるほか、災害の状況により必要があると認めるときは、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官を通じ他都道府県知事に対し応援を要請することとする。

なお、消防庁長官は、県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を他都道府県知事に求めることができることとする。

(3) 緊急消防援助隊の出動

消防庁長官は、都道府県内の消防力をもってしては対処できない程度の地震等の大規模災害が発生した場合には、被災地の消防の応援のため緊急消防援助隊の派遣を求めることができることとする。

(4) 他機関との連携

- ① 消防機関は、県警察本部、自衛隊と相互に協力することとする。
- ② 消防機関は、海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、海上保安本部等の機関に応援を要請することとする。
- ③ 県は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。

5 救急搬送業務

市町は、災害時における要救助者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まずその市町内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等からの応援を求めることとする。

6 市町の消防計画

市町は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立することとする。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- ① 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- ② 危険物施設に対する防御
- ③ 広域避難地に通じる避難路の火災に対する防御
- ④ 救助・救急
- ⑤ 情報活動
- ⑥ 広報

(2) 消防計画に定める基本的事項

大規模火災に対処するため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- ① 市町災害対策本部との業務分担に関する事項
- ② 消防本部・消防署・消防団の業務分担に関する事項
- ③ 職員の動員と編成・配置
- ④ 通信網の確保に関する措置
- ⑤ 情報収集等に関する体制
- ⑥ 市町災害対策本部との連絡等に関する事項
- ⑦ 県警察本部をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- ⑧ 重点防御に関する方針
 - ア 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
 - イ 避難路の防御に対する措置
 - ウ 救助・救急に関する措置
- ⑨ 広報に関する措置

(3) 地震被害想定結果の活用

消防計画の作成に当たっては、地震被害想定結果を参考とすることとする。

7 県民等の活動

(1) 火気使用者

地震発生時に火気を使用している者は、出火を防止するため、可能な限り、ただちに必要な措置をとるとともに、出火のおそれがある場合には近隣の応援を求める等、延焼防止に努めることとする。

(2) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たることとする。

(3) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めることとする。

8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町消防計画の作成
- (2) 消防相互応援協定の運用
- (3) 自主防災組織との連携
- (4) その他必要な事項

〔資料〕 「兵庫県広域消防相互応援協定」
「兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱」

第1節 消火活動等の実施

第2款 水防活動の実施

〔実施機関：近畿地方整備局、神戸地方気象台、県土木部、県警察本部、警察署、水防管理者、量水標管理者〕

第1 趣旨

水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための水防活動について定める。

第2 内容

1 水防の責任等

(1) 県（水防法第3条の6）

その区域における水防管理団体（水防の責任を有する市町及び水防事務組合をいう。）が行う水防が十分行われるように確保すべき責任

(2) 市町（水防法第3条）

その区域における水防を十分に果たすべき責任

(3) 気象庁長官（気象業務法第14条の2、水防法第10条第1項、第2項、第11条第1項）

水防活動用の予報・警報を行うこと。

国土交通大臣と共同して指定河川(猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川)の洪水予報を行うこと。

知事と共同して指定河川（武庫川、市川、千種川）の洪水予報を行うこと。

報道機関の協力を求め、洪水等に関わる気象状況を一般に周知させること等

(4) 国土交通大臣（水防法第10条第2項、第13条第1項、第16条第1項、第2項、第32条）

気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うとともに知事に通知し、一般に公表すること。

あらかじめ指定した河川について洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。

猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等

洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うこと。

(5) 知事（水防法第11条第1項、第13条第2項、第13条の2、第13条の3、第16条第1項、第3項）

気象庁長官と共同して指定河川（武庫川、市川、千種川）の洪水予報を行うとともに、関係市町長に通知すること。

あらかじめ指定した河川、公共下水道等の排水施設等及び海岸について洪水、雨水出水及び高潮の各特別警戒水位到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。

あらかじめ指定した河川又は海岸について水防警報を発すること等

(6) 市町長（水防法第13条の2第2項）

あらかじめ指定した公共下水道等の排水施設等について雨水出水特別警戒水位到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。

(7) 水防管理者（水防法第17条）

水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるとき、水防団及び消防機関を出動させること等

(8) 警察署（水防法第22条）

水防管理者からの出動援助要請があったときの協力

(9) 量水標管理者（水防法第12条）

関係者に対する通報水位（水防団待機水位）又は警戒水位（氾濫注意水位）の通報及び公表

(10) 一般県民（水防法第24条、第29条）

常に気象情報、水防状況等に注意すること、水防に従事すること、避難のための立退きの指示に従うこと等

(11) 水防協力団体（水防法第37条）

水防団又は消防機関が行う水防活動への協力等

2 水防組織

(1) 水防本部

県下における水防を総括するため、知事を本部長とし、総務班、情報連絡班、調査班、資材班、道路班、機動班及び現地指導班からなる水防本部を設置し、その事務局を土木部河川整備課に置く。ただし、県に災害対策本部が設置された場合は、水防本部は、そのままの形で災害対策本部の水防部（部長は土木部長）となる。

(2) 各班の事務分担

- ① 総 務 班 緊急対策、本部要員の招集その他水防本部の庶務
- ② 情報連絡班 気象台、庁内関係各課室及び土木事務所等、国土交通省河川関係事務所、県警本部等関係機関との情報連絡、水防記録及び広報（災害対策本部設置時の本部と水防部との連絡調整）
- ③ 調 査 班 関係部所管の被害状況の把握及びその他調査報告
- ④ 資 材 班 資材の収集、確保及び運送
- ⑤ 道 路 班 道路交通の確保
- ⑥ 機 動 班 所管する現地指導班の応援
- ⑦ 現地指導班 所管区域内水防管理団体等の技術指導、情報連絡その他現地における水防事務

3 水防態勢

(1) 水防態勢

神戸地方気象台（以下、この節において「気象台」という。）から水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるとき、水防態勢に入ることとする。

(2) 水防非常配備

① 連絡員待機

配 備 時 期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令
気象台から水防に関する情報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機

② 水防非常配備

態勢区分	配 備 時 期	態勢の内容	配備 人員	水防本部長 からの指令
第1非常 配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意 及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき。 (自動発令)	主として情報連絡 に当たり、事態の推 移によっては、直ち に人員の招集その他 活動ができる態勢	所属人員のう ちあらかじめ 定めた少数の 人員を配備	水防指令 第 1 号
第2非常 配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間 に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。 (自動発令)	水防事態が発生す れば、そのまま水防 活動が遂行できる態 勢	所属人員のう ちあらかじめ 定めた概ね5 割以内の人員 を配備	水防指令 第 2 号
第3非常 配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模 が大きくなり、第2非常配備態勢では処理 しかねると予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき。 (自動発令) (4) 津波注意報または津波警報、大津波警報が 発表されたとき。(自動発令)	完全な水防態勢	原則として所 属人員全員を 配備	水防指令 第 3 号

- (注) 1. (自動発令)と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって水防指令が自動的に発令されたものとみなす。
2. 人員については気象状況等を考慮し、この表に依らず継続した事態に対応した配備も可能とする。

4 水防指令及び水防警報

(1) 水防指令

- 第1号 第1非常配備につくべき指令
第2号 第2非常配備につくべき指令
第3号 第3非常配備につくべき指令
解 除 水防非常配備を解除する指令

(2) 国土交通大臣の発する水防警報

① 水防警報の対象区域

猪名川、藻川、加古川、東条川、万願寺川、揖保川、中川、元川、林田川、栗栖川、田山川、奈佐川及び出石川の国土交通省直轄管理区域

② 水防警報の種類

- 待機 水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
- 準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。
- 出動 水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。
- 解除 水防活動の終了の通知を行う。
- 適宜 水位 水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

(津波時) ※姫路河川国道事務所のみ

出動 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。

解除 水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

(3) 知事の発する水防警報

① 水防警報河川

ア 洪水・高潮にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。

(ア) 一級河川 (31河川)

竹田川、※左門殿川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美嚢川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川

※左門殿川は高潮による水防警報

(イ) 二級河川 (40河川)

武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大板川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

イ 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。

兵庫県南海トラフ巨大地震津波浸水想定図及び日本海沿岸地域津波浸水想定図の津波浸水想定区域内にある全河川(但し、一級及び二級河川に限る。)

② 水防警報海岸

水防警報の対象海岸は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する海岸の区域を除く。

ア 大阪湾沿岸 尼崎市、西宮市、芦屋市及び神戸市の海岸

イ 播磨沿岸 明石市、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、たつの市、相生市及び赤穂市の海岸

ウ 淡路沿岸 淡路市、洲本市及び南あわじ市の海岸

エ 但馬沿岸 豊岡市、香美町及び新温泉町の海岸

③ 水防警報の種類

第1号 待機 事態の推移に応じ、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。

第2号 準備 水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。

第3号 出動 水防活動に出動させるもの。

第4号 解除 水防活動を終了させるもの。

5 その他

その他詳細については、「兵庫県水防計画」に定めるところによる。

第2節 救助・救急、医療対策の実施

第1款 人命救出活動の実施

〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、県危機管理部、県警察本部、市町、消防機関〕

第1 趣旨

災害のため生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護するための対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 市町は、救出活動を実施することとする。
- (2) 県、県警察本部、自衛隊は、市町の救出活動に協力することとする。
- (3) 県は、救出活動の応援に際し、市町間の調整を行うこととする。
- (4) 市町は、市町域内における関係機関の救出活動の調整を行うこととする。

2 県

県は、市町から要請のあった場合、又は必要と認める場合は、次の措置を講じることとする。

- (1) 県職員の派遣
- (2) 他の市町長に対する応援の指示
- (3) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (4) 兵庫県建設業協会に対する建設用資機材及び労力の支援要請
- (5) 日本レスキュー協会との「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づく救助犬出動要請
- (6) 救出活動に関する総合調整

3 県警察本部

県警察本部は、次の措置を講じることとする。

- (1) 要救助者、行方不明者の救出救護及び捜索活動の実施
- (2) 必要な交通規制の実施

4 市町

- (1) 市町は、市町地域防災計画に定める「救出班の編成」「資機材の保有調達計画」に基づき、職員の動員と負傷者等の救出を実施することとする。
- (2) 市町は、救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請することとする。
 - ① 応援を必要とする理由
 - ② 応援を必要とする人員、資機材等
 - ③ 応援を必要とする場所
 - ④ 応援を必要とする期間
 - ⑤ その他必要な事項

5 消防機関

- (1) 消防機関は、負傷者等の救出活動を実施することとする。
- (2) 市町等は、被災市町等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めることとする。
- (3) 知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に要請し、他の都道府県管内の消防機関の応援を求めることとする（なお、消防庁長官は、都道府県の要請を待つ暇がない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。）。
- (4) 緊急消防援助隊は、広域的な応援を要する場合に、消防庁長官の要請・指示により出動することとする。

6 自衛隊

自衛隊は、知事の要請等により救出活動を実施することとする。

（→「自衛隊への派遣要請」の項を参照）

7 海上保安本部

- (1) 海上保安本部は、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救出活動を実施することとする。
- (2) 海上保安本部は、負傷者等の搬送に当たって臨時ヘリポートの使用等、関係機関との緊密な連携を図ることとする。

8 自主防災組織、事業所、住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努めることとする。

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 県警察本部、消防機関等への連絡

9 その他

救助活動を実施する機関は、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努めることとする。

県は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により救助活動に必要な人員、機材等の支援要請を行うこととする。

10 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 救出班の編成
- (3) 必要な資機材の保有・調達
- (4) 自主防災組織等の活動
- (5) その他必要な事項

第2節 救助・救急、医療対策の実施

第2款 救急医療の提供

〔実施機関：海上保安本部、県危機管理部、県保健医療部、県警察本部、市町、消防機関、医療機関、事故等発生責任機関〕

第1 趣旨

災害により、短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでのケア対策について定める。

第2 内容

1 実施方法

(1) 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関に直ちに連絡することとする。

(2) 現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たることとする。

(3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

① 負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たることとする。

② 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。

ア 救急指定病院の患者搬送車の活用

イ その他の応急的に調達した車両の活用

ウ 隣接市町の応援要請

③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。（「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要綱」等）

また、県は、大規模災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。

（ヘリコプターを有する他機関）

・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）

・海上保安本部

・自衛隊

・ドクターヘリ基地病院 等

(4) 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

① 事故等責任機関は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期することとする。

② 県、市町は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させることとする。

(5) 負傷者等の収容

① 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図ることとする。

ア 災害拠点病院

- イ 2次救急医療機関
- ウ 救急告示病院・診療所
- エ その他の医療施設
- オ 公民館、学校に設置された救護所及び救護センター
- カ 寺院（死者の場合）

- ② 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、検視その他所要の処理を行わなければならない。

速やかな検視等に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、県医師会を通じて、兵庫県医師会死体検案認定医等の臨床医の協力も得ることとする。

(6) 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請することとする。

(7) 災害の現場における諸活動の調整

- ① 県に災害対策本部が設置された場合

県災害対策本部長又は県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行うこととする。

- ② 県に災害対策本部が設置されない場合

ア 道路、宅地等での事故等

県警察本部又は市町の現場指揮者が諸活動の調整を行うこととする。

イ 鉄道、空港、工場、鉱山での事故等

事故等責任機関（鉄道会社、空港管理者、工場・鉱山等を経営する事業者）の現場指揮者が諸活動の調整を行うこととする。

(8) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とすることとする。

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) その他必要な事項

〔資 料〕 「消防本部における救急自動車・救急隊員一覧表」
「兵庫県広域消防相互応援協定」

第2節 救助・救急、医療対策の実施

第3款 医療・助産対策の実施

〔実施機関：近畿厚生局、海上保安本部、県保健医療部、市町、独立行政法人国立病院機構（近畿グループ担当理事部門）、日本赤十字社兵庫県支部、災害拠点病院等の医療機関〕

第1 趣旨

災害のためその地域の医療機能がまひ、低下した場合や医療機関の診療能力を超える患者が発生した場合における医療及び助産対策について定める。

第2 内容

1 実施責任機関

- (1) 市町は、被災者等に対する保健医療活動を実施することとする。
- (2) 県は、市町から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、兵庫DMAT及び救護班（JMAT兵庫を含む）を現地に派遣するなど保健医療活動を実施することとする。

2 救護所の設置

- (1) 市町は、次の場合に救護所を設置することとする。なお県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置することとする。
 - ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
 - ② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
 - ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかる等の理由で、被災地での対応が必要な場合
- (2) 市町は、救護所の設置予定場所、名称、収容人員などをあらかじめ定めておくこととする。
- (3) 市町、県は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地元医師会と協議の上、救護所及び救護センターを廃止することとする。

3 船舶の活用（災害時医療支援船）

災害時、洋上を広域かつ適宜移動できる船舶等が持つ各機能を活かし、災害時医療支援船として利活用する。

- ① 輸送機能を活用した透析・難病患者等の多人数搬送
- ② 生活機能を活用した一時的避難所としての利用等
- ③ 災害時被災地での外部医療援護者等の一時宿泊施設としての利活用

また、県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。

4 県における情報収集・提供

(1) 情報の収集

- ① 地域保健医療情報センターは、災害医療圏域内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関して情報を収集し、県に報告することとする。
- ② 県（医務課）、災害医療センターは、以下の情報収集を行うこととする。
 - ア 医師会、歯科医師会に対する会員及び患者の被災状況の確認
 - イ 被災地域並びにその近隣地域の診療可能状況及び空床状況の把握

- ウ 近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認・把握
- エ 患者会等関係団体を通じた被災状況の確認
- オ 水道、電気、ガスの確保、道路の状況等に関する情報の収集
- カ ヘリコプターの運航状況の確認
- キ 被災した医療機関から転送が必要な患者数の確認
- ③ 県（薬務課）は、以下の情報収集を行うこととする。
 - ア 薬剤師会、災害薬事コーディネーターと連携し、薬局会員及び患者（利用者）の被災状況の確認
 - イ 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会
 - ウ 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認

災害薬事コーディネーターとは
災害時に、県が設置する保健医療福祉調整本部等において、被災地の医薬品等や薬剤師及び
薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として県に委嘱された薬剤師

(2) 情報の提供

- ① 県は、厚生労働省に対し、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、報道機関の協力のもと、関係機関や県民等に対し、次のとおり情報提供を行うこととする。
 - ア 医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時発着場の位置、連絡先等）の提供
 - イ 市町に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量、配布場所等）の提供
 - ウ 県民に対する診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）の提供
 - エ 県民及び医療機関に対する慢性疾患用医薬品等の供給方法に係る情報の提供
- ② 県は、消防本部に患者受入可能医療機関について周知することとする。

5 救護班の派遣等

(1) 救護班の派遣等関係機関への要請

- ① 県（医務課）は、市町長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し次の要請を行うこととする。
 - ア 災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院等（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等）、公的病院、私的医療機関に対する救護班等の編成と被災地への派遣要請
 - イ ドクターヘリ等の待機要請
 - ウ 近隣府県に対する救護班の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請
 - エ 自衛隊、海上保安本部に対する船艇・航空機による患者搬送についての待機要請
 - オ 電力会社に対する被災医療機関の優先的な復旧の要請と水道事業者及びLPガス事業者に対する医療機関への優先供給の要請
 - カ 厚生労働省を通じたDMATの派遣等の要請
- ② 災害医療センターは、県（医務課）の指示に基づき救護班の派遣調整、患者搬送に関する待機要請を行うこととする。

夜間、情報途絶時等で緊急に対応を要する場合は、県（医務課）の指示を待たずに、この要請、調整等を行うこととし、必要な対応を行ったときは、速やかに県（医務課）に報告することとする。
- ③ 県（薬務課）は、必要に応じて、以下の要請を行うこととする。
 - ア 赤十字血液センターに対する血液の安定供給の要請
 - イ 厚生労働省、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部兵庫県支部等に対する医薬品及び医療機器等の確保の要請
- ④ 海上保安本部は、可能な範囲で、医師、看護師、DMAT等に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図ることとする。

(2) 救護班の編成

① 兵庫DMAT指定病院

兵庫DMAT指定病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMATの派遣を行うこととし、派遣先については県または災害医療センターと調整することとする。

② 災害拠点病院救護班

ア 災害拠点病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに救護班の派遣を行うこととし、派遣先については県または災害医療センターと調整することとする。

イ 災害拠点病院救護班は、当該病院の開設主体ごとの定めにより編成することとする。

③ 日本赤十字社救護班

ア 日本赤十字社救護班は、標準的には医師、看護師長、看護師、主事等計6名で編成されるが、業務の必要に応じて、この基準人員を増減することができるほか、薬剤師、助産師、放射線技師等の職能を持った人員も加えることとする。

イ 日本赤十字社兵庫県支部救護班は、常時15班を編成し、日本赤十字社兵庫県支部及び各赤十字施設の現職員をもって充てることとする。

ウ 災害救助法の適用前又は適用のない場合及び法の解除後の救護は日本赤十字社独自の救護とし、法の適用のあった場合は原則として県災害対策本部の指揮下に入ることとする。

なお、日本赤十字社は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに救護班を派遣することがある。

④ 県立病院救護班

ア 県立病院救護班は、医師1名、看護師2名、薬剤師1名、業務調整員1名、計5名をもって1班を編成することとする。ただし、災害の状況、現在人員の都合により助産師を加えるなどの編成の変更及び人数の増減を行うこととする。

イ 県立病院救護班は19班とすることとする。

⑤ 国立病院等救護班

ア 国立病院等救護班は、医師1名、薬剤師1名、看護師2名、業務調整員1名の計5名をもって1班を編成することとする。

イ 国立病院等救護班は18班とすることとする。なお、災害の状況によっては班数を増やすこととする。

ウ 県からの独立行政法人国立病院機構（以下、「国立病院」という。）の救護班等の派遣要請は、国立病院機構本部の指示を受けた同機構近畿グループ担当理事部門（以下、「近畿グループ担当理事部門」という。）を通じて行うこととする。

エ 神戸大学医学部附属病院、神戸通信病院、神戸労災病院、関西労災病院に対しては、県又は災害医療センターが救護班の派遣要請を行うこととする。

オ 国立病院機構本部の指示を受けた近畿グループ担当理事部門は、県から救護班の派遣要請があった場合には、国立病院に対し救護班の派遣調整を行うこととする。

カ 国立病院等は、県又は災害医療センターから救護班の派遣要請があった場合には、速やかに救護班を派遣することとする。

キ 国立病院は、施設の近辺において初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により近畿グループ担当理事部門からの連絡を待つ時間的猶予がないと認めたときなど、状況により、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣するとともに、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県又は災害医療センターに対し通知することとする。

ク 国立病院等は、被災地に厚生労働省対策本部が設置された場合は、その業務を支援し、国立病院等救護班と密接な連絡を保ち、常に必要な情報の伝達を確保することとする。

ケ 被災地周辺の国立病院等は、厚生労働省の指令を受けたときは被災地域の国立病院等へ職員を派遣するとともに、患者の収容が可能な場合には、消防本部、県健康福祉事務所・市保健所等関係機関にその旨を連絡し、必要に応じ被災地域の国立病院等及び救護所等からの被災患者の受入に努めることとする。

る。

コ 国立病院等は、災害によって多数の重症患者が発生した場合及び自らの施設が被害を受けた場合に備え、国立病院等以外の近隣の医療機関等との間においてあらかじめ重症患者の輸送方法等を定めておくこととする。

サ 国立病院等は、緊急及び不測の事態の発生を想定し、必要最低限の医薬品、食料及び水等の備蓄を行うこととする。

⑥ 公的病院救護班（県立病院、国立病院等を除く。）

ア 公的病院救護班の編成については、県立病院救護班に準じることとする。

イ 公的病院救護班は14班とすることとする。

⑦ 医師会救護班

県は、必要により、県医師会及び県歯科医師会に設置される災害救護本部に、JMAT兵庫の派遣を要請することとする。

ア JMATは医師1名、薬剤師1名、看護師2名、業務調整員1名の計5名をもって1班を編成することとする。

イ JMATは10班とすることとする。なお、災害の状況によっては班数を増やすこととする。

JMAT (Japan Medical Association Team) とは

- ・ 被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援することを目的に、日本医師会が組織し、医師・看護師・薬剤師・事務員等で構成される災害医療チーム。
- ・ 被災地・避難所の状況把握と改善、医療・健康管理など、急性期以降の避難所・救護所における医療が主な活動。

⑧ 他府県による救護班

県は、必要により相互応援に関する協定を締結している近畿2府7県及び岡山県、鳥取県、新潟県に対し、救護班等の派遣について要請するとともに、その他の府県については、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づき、全国知事会等を通じて救護班等の派遣を要請することとする。

⑨ 関係機関による救護班

県は必要により、災害救護本部に日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（J RAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の派遣を要請することとする。

(3) 救護班の活動

被災地に入った救護班等は、被災地の地域保健医療情報センター、市町等の指揮の下に、発災直後は、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行うこととする。

その後は、乳幼児、高齢者等要配慮者等を含め健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たることとする。

災害拠点病院、日本赤十字社、JMATについては、自主判断により救護班等を派遣、活動した場合においても、状況により、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることとする。

6 災害拠点病院の活動

(1) 災害が自らの災害医療圏域で発生した場合

ア 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たることとする。

イ 災害拠点病院の院内災害対策本部体制を中心として県から委嘱されている災害医療コーディネーター等が調整を行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について消防本部へ要請することとする。

ウ 災害救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域保健医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請することとする。

(2) 災害が他の災害医療圏域で発生した場合

- ア 災害医療センター等の要請に基づき、被災圏域で対処できない患者の受入れ、救護班の派遣等を行うこととする。
- イ 災害救急医療情報システム等を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、災害医療センター、各災害拠点病院と協力し、必要に応じた支援策を講じることとする。

7 医療マンパワーの確保

(1) 医療マンパワーの活動の調整

被災地の県健康福祉事務所・市保健所は、地域医療情報センター等と連携を図り、管内市町の被災状況や市町の要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の配置、調整、医療提供内容の指導等マンパワーの活動調整を行うこととする。またその派遣については兵庫県医師会にも協力を要請する。

(2) その他の医療ボランティア

他府県等から参集した医療ボランティアは、県保健医療調整本部に指示された場所において、また現地に直行したボランティアは、県健康福祉事務所、市保健所又は市町に指示された場所において、市町の災害対策本部の指揮の下に活動を行うこととする。

8 患者等搬送体制

- (1) 県は、県内の各消防本部や自衛隊等と情報交換を図りながら、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行うこととする。
- (2) 災害医療センターは、県の指示に基づき、患者搬送に関する要請、調整を行う。夜間・情報途絶時等で、緊急に対応を要する場合は、県の指示を待たずに要請、調整を行い、対応後は速やかに県に報告することとする。
- (3) 県、災害医療センターは、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による患者搬送を行えるよう消防機関、自衛隊、海上保安本部、ドクターヘリ基地病院等と調整を行うこととする。
- (4) 災害医療センターは、ヘリコプターによる患者搬送等に当たって、被災地外から同乗できる医師の確保に努めることとする。
- (5) 県は、被災地への医療従事者等の派遣についても、ヘリコプターや船舶を活用することとする。
- (6) 県は、ヘリコプター及び船艇による患者搬送の実施に当たり、報道機関の協力を得て、被災地の医療機関に対し発着場所、連絡先等要請手続の周知を図ることとする。
- (7) 県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。

9 医薬品等の供給

(1) 品目

区 分	期 間	主な医薬品等
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※ 県、市町等は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保を行うこととする。

(2) 調達方法

- ① 市町は、救護所等で使用する医薬品等を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター）と連携し、補給を行うこととする。

② 県（保健医療福祉調整本部及び地域医療情報センター）は、市町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合に、供給あつせんすることとする。

③ 県（薬務課）は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品等の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会等との連携を強化することとする。

④ 県（薬務課）は、供給に困難が生じる場合は、他府県や厚生労働省に協力を要請することとする。

(3) 搬送、供給方法

① 県は、搬送に当たっては、あらかじめ定めた緊急輸送路を活用することとする。

② 販売業者は、市町域の集積基地まで搬送し、市町は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行うこととする。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努めることとする。

③ 県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材（災害薬事コーディネーター）による整理分類が必要であるため、必要に応じて、薬剤師会等へ協力を要請することとする。

④ 県は、集積基地を経由しない、平時のサプライチェーンの早期回復に努める。

10 医療機関のライフラインの確保

(1) 県は、市町と連携を図りながら、電気、水道、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関（とくに病院）のライフラインの優先的復旧のための協力を速やかに要請することとする。

(2) 県は、市町と連携を図りながら、(一社)兵庫県LPガス協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請するとともに、都市ガス利用地域においても都市ガスが復旧するまでの間、代替ガスが利用できるようガス設備の調整等について配慮を要請することとする。

(3) 県は、ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行うなどの措置を講じることとする。

(4) 県は、透析医会を通じ断水した透析医療機関を把握するとともに、当該医療機関への上水の提供について水道事業者と調整を行うこととする。

11 市町地域防災計画に定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 救護班の編成

(3) 救護所の位置（所在、名称、収容能力）

(4) 医療助産用資機材の備蓄、調達

(5) その他必要な事項

〔資料〕 「告示救急医療機関一覧」

「地域医療情報センター一覧」

「国立病院等の連絡系統、入院ベッド数一覧表」

「兵庫県医師会災害救護活動要領」

「救護班の構成」

「県・郡市医師会会長及び同事務所所在地」

「救護班派遣要請系統」

「DMAT指定病院一覧」

「兵庫DMAT派遣要請系統」

第3節 交通・輸送対策の実施

第1款 交通の確保対策の実施

〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県土木部、県公安委員会、県警察本部、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)、漁港管理者、港湾管理者、空港管理者等〕

第1 趣旨

災害時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

第2 内容

1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 地震発生後、道路管理者、県警察本部は、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとする。
- (2) 道路管理者、県警察本部は、県、市町の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努めることとする。
- (3) 県警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握することとする。

2 陸上交通の確保

道路管理者、県警察本部は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。

① 一般国道（指定区間）（「災害対策部運営計画」による。）

ア 災害対策部の設置

兵庫国道事務所、姫路河川国道事務所、豊岡河川国道事務所は、その所掌に係る一般国道（指定区間）に、災害が発生したとき若しくは災害発生のおそれがある場合、災害対策部を設置することとする。

イ 警戒体制等の発令

災害対策部は、地震情報等に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令することとする。

○ 警戒体制等の区分及び発令基準

体制区分	発 令 基 準
注意体制	1) 管内に震度4の地震が発生した場合 2) 管内に津波注意報・津波に関する警報（豊岡市）が発表された場合 ^{注1)} 3) 対策部長が必要と判断した場合 4) 道路部対策本部長が指示した場合
警戒体制	1) 管内に震度5弱又は5強の地震が発生した場合 2) 管内に津波警報が発表された場合（豊岡河川国道事務所管内を除く） 3) 豊岡河川国道事務所管内で震度5強以上の地震が発生し、国道483号の通行止めを行う場合 ^{注2)} 4) 対策部長が必要と判断した場合 5) 道路部対策本部長が指示した場合
非常体制	1) 管内に震度6弱以上の地震が発生した場合 2) 地震による重大な災害が発生した場合 3) 管内に大津波警報が発表された場合 4) 津波による重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合 5) 津波警報が発表され、鉄扉等が閉鎖した場合 6) 対策部長が必要と判断した場合 7) 道路部対策本部長が指示した場合
解 除	対策部の設置の必要性がなくなつたと判断される場合

注1) 豊岡河川国道事務所管内は河口から距離があり、浸水区域および近接する区域がないため、アクセス道路の情報把握として、浸水のおそれがある豊岡市を対象に津波に関する警報発表時に体制構築するものとする。

注2) 交通遮断機の遠隔操作により実施するものとする。交通遮断機が整備されるまでは維持業者による通行止めを基本とする。遠阪トンネル（兵庫県道路公社区間）については調整を行うものとする。

② 兵庫県が管理する道路（「災害時における道路の通行の禁止又は制限の実施要領」による。県が管理する一般国道を含む。）

ア 危険区間の選定

県（土木事務所）は、管轄の警察署と協議して交通の危険が発生するおそれのある区間をあらかじめ選定することとする。

イ 危険区間台帳の整備

県（土木事務所）は、前項により選定した区間について危険区間台帳を作成し、1部を管轄の警察署に送付することとする。

ウ パトロールの強化

県（土木事務所）は、災害時に危険区間のパトロールを強化することとする。

エ 通行の禁止、制限

県（土木事務所）は、災害時に交通の危険が生じると認められる場合、管轄の警察署長と協議の上、必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置することとする。

オ 情報の収集及び交換

県（土木事務所）は、管轄の警察署等と協力して通行の禁止又は制限に必要な情報の収集及び交換に努めることとする。

また、あらかじめ情報担当者を指定して、道路状況の情報収集に当たらせることとする。

③ 神戸市が管理する道路（「異常気象時における道路パトロール実施要綱」による。）

ア パトロール路線

神戸市（建設局）は、パトロールを実施する道路を、交通量及び過去における災害の場所並びに災害の予想される区域等によりA路線、B路線、その他建設局長が特に指定する路線に区分することとする。

イ パトロールの実施

神戸市（建設事務所長）が任命するパトロール員は、次の区分に従ってパトロールを実施することとする。

A路線 防災指令第1号の発令及び気象情報に応じて必要なパトロール体制をとり、降雨の増加、その他状況の変化に応じて常時パトロールを実施することとする。

B路線 防災指令第2号の発令をもって、A路線に準じてパトロールを実施することとする。

ウ 通行止め等の措置

(ア) パトロール員がパトロール実施中に道路の破損、崩壊土砂の堆積等を発見し、その道路の全部又は一部が通行不能と認められる場合には、直ちに通行の禁止又は制限を決定し、必要な標示を施し、神戸市（建設事務所長）に報告することとする。

(イ) 神戸市（建設事務所長）がパトロール員の状況報告に基づき、道路の状態に危険が予想されると認めた場合には、所轄の警察署長と協議して通行止め又はその他交通制限を決定し、かつ、必要な措置を講じることとする。

(ウ) 警察署長又は消防署長から通報のあった道路に関する危険箇所については神戸市（所轄建設事務所長）が(イ)に準じて措置することとする。

④ 西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路（「防災業務要領」による。）

ア 交通規制の実施基準

(ア) 西日本高速道路株式会社関西支社は、次の基準に該当する場合、直ちに交通規制を実施した上、速やかに点検を行うこととする。

内 容	速 度 規 制	通 行 止 め
地 震	計測震度4.0以上5.0未満	計測震度5.0以上
	計測震度4.0以上4.5未満（※）	計測震度4.5以上（※）

※注意が必要な箇所を有する区間について適用する。（適用区間は下記のとおり）

山陽自動車道：神戸北IC～三木東IC、三木JCT～神戸西IC、赤穂IC～備前IC

中国自動車道：吉川IC～ひょうご東条IC

播磨自動車道：播磨新宮IC～宍粟JCT

※2 計測震度・・・NEXCO西日本の観測局における揺れの強さの程度を数値化したものであり、計測震度と震度階級の関係は以下の通り

計測震度4.0・・・震度4

計測震度4.5・・・震度5弱

計測震度5.0・・・震度5強

(イ) 西日本高速道路株式会社関西支社は、交通規制を実施する場合、県警察本部及び周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知等を行うこととする。

イ 交通規制の実施方法

(ア) 西日本高速道路株式会社関西支社は、通行止めを実施する場合に、可変情報板等により通行中の車両に対して通行止めの表示を行うとともに、通行止め区間内のインターチェンジ又は通行止め区間外の本線から通行止め区間内に車両が流入しないよう措置することとする。

(イ) 西日本高速道路株式会社関西支社は、地震により通行止めを実施した場合において、通行止め区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車等により、原則として次のとおり指示することとする。

- a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、西日本高速道路株式会社若しくは県警察本部の指示があるまでは走行しないこと。
- b 車両の運転者は、やむを得ず車を離れるときは、車のキーをそのままにしておくこと。
- c サービスエリア等にある車両は、西日本高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまでは走行しないこと。

(ウ) 応急対策・復旧

兵庫県と締結した「災害時等における相互協力に関する協定」に基づき、被災地の早期復旧と高速道路利用者の安全の確保を図ることとする。

⑤ 阪神高速道路株式会社が管理する有料道路（「阪神高速道路株式会社防災業務要領震災編」による。）

ア 初動活動

阪神高速道路株式会社は、地域内の路線から3km圏内の地域で震度4以上の地震が発生した場合又は津波被害対象路線及び区間が含まれる地域で大津波警報若しくは津波警報が発表された場合は、初動活動を行うこととする。

イ 通行規制等措置

【地震】

震 度	本 線	入 路
4	注意喚起	注意喚起
5弱	減速指示	減速指示
5強以上	通行禁止	通行禁止

【津波】

警 報	出 路※
津波警報・大津波警報	通行禁止

※パーキングエリアについても閉鎖の措置を講ずるものとする。

遠地津波の場合は、到達時間、津波規模に応じて対応を決定するものとする。

- (ア) 阪神高速道路株式会社は、通行規制等を実施するときは、県警察本部と協議するとともに、関連道路管理者等に通知する。ただし、緊急を要するため、やむを得ないときは、通行規制の実施後速やかに通知することとする。
- (イ) 阪神高速道路株式会社は、通行の禁止を行ったとき、本線上及びパーキングエリアの駐車場等にある車両に対して、次の指示を行うこととする。
 - a 本線上の車両は路肩に寄せて停車しエンジンを止めること。
 - b 阪神高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまでは、走行しないこと。
 - c 運転者は、やむを得ず車両を離れるときは、ドアをロックせず、キーをつけておくこと。
- ※ 通行の禁止が長時間に及ぶときは、警察との協議の上、流出可能な最寄りのランプから流出させることとする。
- (ウ) 津波の来襲によりランプに接続する道路が通行止めを行っている場合等においては、必要に応じて通行の禁止等の措置を講じ、道路情報提供装置により、津波に関する情報を提供できることとする。
- (エ) 阪神高速道路株式会社は、点検・調査により通行の安全が確保されることが確認された時点で通行再開に向けて警察と協議し、通行を再開させることとする。
- (オ) 応急対策・復旧

兵庫県と締結した「災害時等における相互協力に関する協定」に基づき、被災地の早期復旧と高速道路利用者の安全の確保を図ることとする。

⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路（「防災業務実施要領一本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター」、「防災業務実施要領一本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター」によ

る。)

ア 通行制限及び通行禁止の実施基準

- (ア) 本州四国連絡高速道路株式会社は、あらかじめ県警察本部と協議の上、災害発生により交通が危険であると認められる場合のほか、次に定める基準に該当する場合は、通行制限又は通行禁止（以下、「通行制限等」という。）の措置をとることとする。

○ 通行規制等基準値

	50km 規 制※1	通 行 止
地 震	計測震度4.0～4.9 (震度4※2～震度5弱)	計測震度5.0以上 (震度5強以上)

※1 淡路島南IC～鳴門北IC（大鳴門橋）間は、40km規制

2 震度4のうち計測震度3.5～3.9は除く。

- (イ) 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行禁止を実施し又は変更したとき、地方公共団体及び周辺道路の道路管理者に速やかにその内容を通知することとする。

イ 通行制限等の実施方法

- (ア) 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行制限等を実施する場合、可変情報板等により通行中の車両に対して通行制限等の表示を行うこととする。

- (イ) 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行禁止を実施した場合、通行禁止区間内のインターチェンジ又は通行禁止区間外の本線から通行禁止区間内に車両が流入しないよう措置するとともに、通行禁止区間内の本線上の車両又はサービスエリア内等の車両に対し、巡回車等により、原則として次のとおり指示することとする。

- 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、本州四国連絡高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまで走行しないこと。
- 車両の運転者がやむを得ず車両を離れるときは、車両のエンジンを切り、かつキーをそのままにしておくこと。
- サービスエリア等にある車両は、本州四国連絡高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまで走行しないこと。

(ウ) 応急対策・復旧

兵庫県と締結した「災害時等における相互協力に関する協定」に基づき、被災地の早期復旧と高速道路利用者の安全の確保を図ることとする。

- ⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路（「兵庫県道路公社一防災対策要領」による。）

ア 通行規制の実施基準

兵庫県道路公社の通行規制は、おおむね次表の基準に達した時に実施することとする。

種 別	通行制限	規制対象区間	通行禁止	規制対象区間
地 震	震度4 ○速度規制 (警察へ依頼) ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル	和田山IC～福崎北R 朝来市山東町柴一 丹波市青垣町遠阪	震度5弱以上 ・播但連絡道路 ・遠阪トンネル	全区間 (状況に応じて区間を設定) 全区間
	○通行注意 (情報板による表示) ・播但連絡道路	福崎北R～姫路JCT		

イ 通行規制の実施方法

通行規制の実施に際しては、次の事項に留意することとする。

- (ア) 通行禁止の規制を実施する場合は、可変情報板等により、通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないようにし、あわせて迂回路の情報を努めることとする。
- (イ) 地震により通行禁止の規制を実施した場合は、通行禁止区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対して、道路パトロール車及びラジオ等により、原則として次のとおり指示すること。
 - a 本線上にある車両等は、左側路肩に停車し、道路公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。
 - b サービスエリア等にある車両等は、道路公社又は警察の指示があるまでは走行しないこと。

⑧ 芦有ドライブウェイ株式会社が管理する有料道路（「芦有ドライブウェイ維持管理規程」による。）

ア 交通規制の実施基準

(ア) 次の基準に該当する場合、直ちに交通規制を実施した上、速やかに点検を行うこととする。

内容	通行注意喚起	通行止め
地震	震度3以上	震度4以上

(イ) 芦有ドライブウェイ株式会社は、通行規制を実施した場合は、直ちに所轄警察署に連絡するとともに、関係機関に連絡することとする。

イ 災害の予防

芦有ドライブウェイ株式会社は、毎日全線をパトロールするほか、自動車道の法面及び石積等構造物については、定期的に総点検を行い、必要な防災処置を講じることとする。

ウ 防災体制

緊急体制（災害発生等緊急時）によって防災体制に入ることとする。

(ア) パトロールの強化

芦有ドライブウェイ株式会社は、災害時において芦屋一有馬間全線のパトロールを強化し、自動車道路の状況及び関連県道等の情報をもとに、通行の禁止又は制限を決定した場合は、各料金所に指令するとともに、関係機関及び阪急バス(株)に連絡することとする。

(イ) 通行禁止等の措置

芦有ドライブウェイ株式会社は、料金所入口に指令に基づく看板を掲示し、通行車両の運転者に安全通行のために必要な注意を与えることとする。

(2) 被災地域への流入抑制

県警察本部は、災害が発生した直後、人命救助、被害の拡大防止、負傷者の搬送等に要する人員及び物資の輸送を行う車両等の通行の確保を図ることとする。

- ① 災害発生直後は、被災地域への車両の流入抑制を図り、緊急通行車両など災害発生の初期段階において真に必要な車両の通行を確保するため、高速自動車国道・自動車専用道路を中心として、道路交通法第4条による広域的な交通規制を速やかに実施する。
- ② 被災地域への車両の流入抑制を図るため実施された交通規制の範囲、交通規制の対象について、広報を実施する。
- ③ 大規模災害時の交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定等について関係府県警察、道路管理者等と連絡、調整を行う。
- ④ 県警察本部は、高速自動車国道及び自動車専用道路について、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限することとする。
- ⑤ 高速道路警察隊長、警察署長又は現場警察官は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施することとする。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

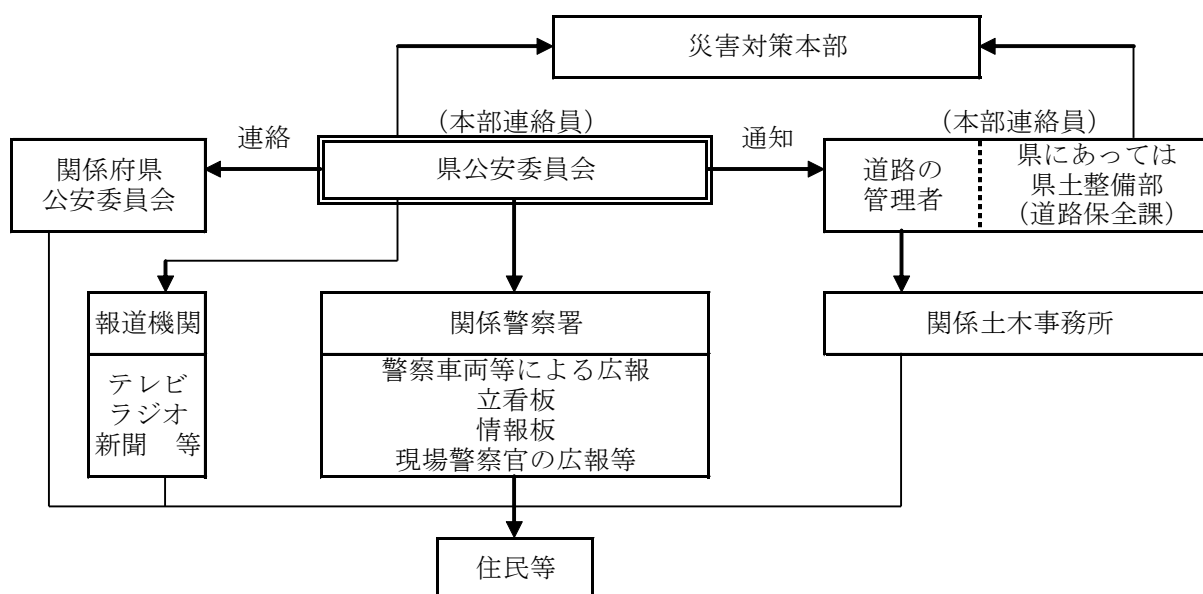
この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、県公安委員会は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することとする。

① 規制を行う区域又は区間

県公安委員会は、区域規制を被災地及びその周辺で行い、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うこととするが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更するなど臨機応変に規制を変更することとする。

② 周知徹底

県公安委員会は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、災害対策本部、関係府県公安委員会、道路管理者等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）などをあらゆる広報媒体を活用して住民等に周知することとする。



③ 規制方法

県公安委員会による規制は、災害対策基本法施行令に基づいて、次のいずれかの方法で行うこととする。

ア 標を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に設置し、車両の運転者に対して、緊急交通路における交通規制の内容を周知させることとする。

イ 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するためアの標示を設置するいとまがない場合又は標示を設置して行うことが困難な場合には、警察官の現場における指示により規制を行うこととする。

④ 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の3）

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができることとする。

また、県警察本部は、日本自動車連盟及び兵庫県自動車修理業レッカー事業協同組合との覚書に基づき、必要に応じて緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車の排除活動について協力要請を行うこととする。

イ アの措置命令及び措置は、自衛官又は消防吏員がその職務を執行するに当たって、警察官がその場に

いない場合に限り、自衛官又は消防吏員に準用することとする。

ウ 自衛官又は消防吏員が警察官の権限を行った場合は、その旨を管轄の警察署長に通知しなければならない。

⑤ 迂回路対策

ア 県警察本部は、迂回路の設定及び迂回路への誘導については、道路管理者との共同点検の実施等により、危険箇所がないことを確認した上、行うこととする。この場合において、必要に応じて警察官を交通要점에配置するなど、危険を回避するための措置をとるものとする。

イ 県警察本部は、迂回路に設定された道路に信号機の倒壊及び停電による滅灯等がある場合は、速やかに当該状況を確認し、警察官の配置、信号機電源付加装置による電源の回復、必要な交通規制の実施等の措置をとるものとする。

⑥ 広報活動

ア 道路管理者、県公安委員会は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ広く県民に周知することとする。

イ 道路管理者、県公安委員会は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、テレビ、ラジオ、CATV、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用するとともに、機動的に情報提供を行うため、サインカーの整備・活用を図ることとする。

(4) 緊急交通路の通行を認める車両

① 緊急通行車両

緊急自動車（道路交通法第39条第1項）その他災害応急対策（災害対策基本法第50条第1項、災害対策基本法施行令第32条の2）に使用される車両であって、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下、「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

② 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両、災害応急対策等に従事する自衛隊及び外交官関係の車両で特別な自動車番号票を有するものであって、県公安委員会の意思決定により通行を認める車両。

(5) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の確認届出及び規制除外車両の事前届出を受理することとする。なお、緊急通行車両のうち、県が保有する車両及び県が締結した協定に係る機関の保有する車両については、県において確認届出を受理することとする。

① 緊急通行車両のうち確認届出の対象とする車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する車両。

ア 災害発生時において、災害対策基本法に規定する防災基本計画、地域防災計画等に基づき、同法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。

イ 同法に規定する指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

② 規制除外車両のうち事前届出の対象とする車両

災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切であって、次のいずれかに該当する車両。

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両

エ 道路啓開のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の使用者による当該重機を輸送するた

めの車両

(6) 緊急通行車両等の確認

- ① 県公安委員会は、緊急交通路の開始地点において既に標章及び確認証明書の交付を受けている緊急通行車両等の標章及び確認証明書を確し、現に災害応急対策を実施するために運転中の車両であることの確認を行う。

また、従前の緊急通行車両等事前届出済証又は規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して、県公安委員会は、県警察本部（交通規制課）、警察署又は検問所において、緊急通行車両及び規制除外車両であることの審査確認を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。なお、緊急通行車両のうち、県が保有する車両及び県が締結した協定に係る機関の保有する車両については、県（災害対策課）が、緊急通行車両であることの審査を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。また、業務分担にかかわらず標章及び確認証明書の交付申請を受けた場合は、それぞれ交付業務に努めるものとする。

- ② 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出がなされている車両については、他に優先して手続を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略することとする。

(7) 道路交通法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間目以降）

この時期は、医療活動、感染症対策、被災者への生活物資の補給、ガス・電気・水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、これらに併行して、道路の補修等も進み、物資等の輸送が活発化することから、県公安委員会は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替えることとする。

この際、県公安委員会は、広域交通規制についても再検討を行い、規制除外車両の取扱いなど、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行うこととする。

① 規制期間

道路交通法に基づく交通規制を行うべき期間としては、一般的に災害発生後4、5日から1週間が経過し、概ね人命救助等の災害応急対策に一定のめどがついたときから、復旧活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間が適当であるが、県公安委員会は、災害の規模、態様、被災状況及び道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行うこととする。

② 規制ルートの設定

県公安委員会は、規制ルートの設定について、復旧活動に必要とされる交通需要を考慮して適切なルートを設定し、「復旧関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して周知を図ることとする。

③ 規制内容

県公安委員会は、道路交通法に基づく規制を行うに当たり、一般車両のほか、必要に応じて復旧活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行うこととする。

ア 車種制限及び台数制限

県公安委員会は、復旧に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を考慮して各制限内容を決定することとする。

イ 一般車両の通行制限

県公安委員会は、復旧活動の円滑化を図るため、原則として一般車両の通行を禁止し、事前にその趣旨、内容等について広報を徹底することとする。

ウ 規制内容の見直し

県公安委員会は、復旧段階において、道路及び橋梁等の復旧状況を随時把握し、道路管理者等と適宜連携して、規制時間、規制区間、規制車種等について、逐次見直しを図ることとする。

④ 交通誘導の実施等応援対策業務に係る警備業者（ガードマン）の運用

県警察本部は、警備業者との「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、必要に応じて大災害時の交通規制に当たり、警備業者と連携して、ガードマンによる交通誘導業務の適正かつ効果

的な運用を図ることとする。

(8) 道路の応急復旧作業

① 道路啓開の実施

ア 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施することとする。

イ 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努めることとする。

② 応急復旧業務に係る民間団体等の運用

道路管理者は、民間団体等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保することとする。また、県は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、災害発生時には、必要に応じて障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行うこととする。

(9) 災害対策基本法に基づいた道路管理者等による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者等自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者等は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。

① 措置をとる区域又は区間

道路管理者等は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

② 県公安委員会との連携

ア 指定の通知

道路管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。

イ 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）

県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者等による権限の行使を要請することができる。

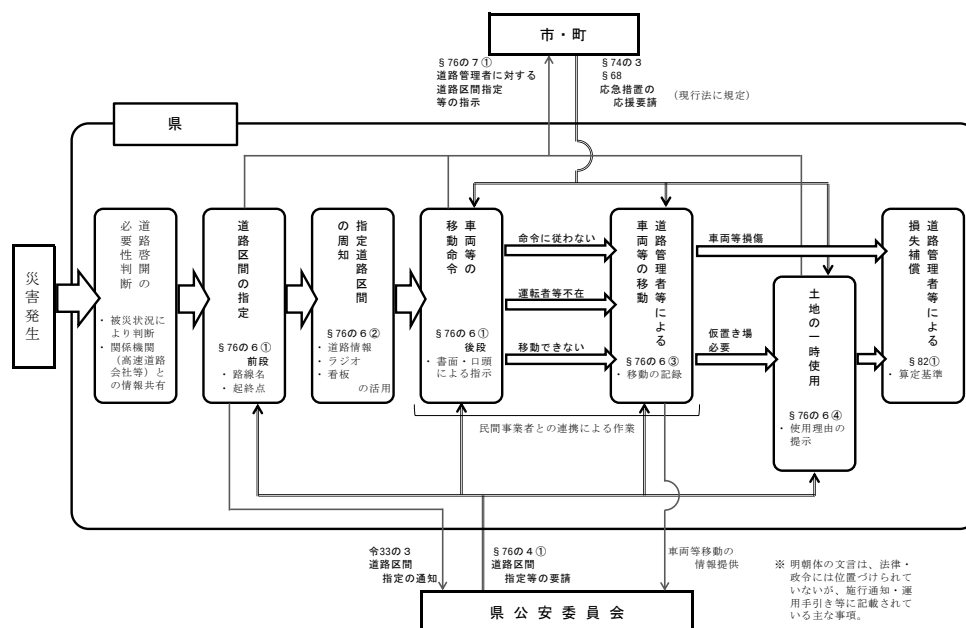
③ 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。

④ 県又は市町への指示

緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、国土交通大臣は県又は市町の道路管理者又は港湾管理者に、農林水産大臣は県又は市町の漁港管理者に、知事は市町の道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示することができる。

○ 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



(10) 緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止（道路法第37条第1項）

電柱等の倒壊によって緊急通行車両の通行や地域住民等の避難に支障を来たすなど災害発生時の被害の拡大を防止するため、道路管理者は、その管理する緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占有を原則として禁止することとする。

(11) 道路法（第17条第8項）に基づく市町管理道路の啓開・災害復旧工事の代行

県は、指定市以外の市町から要請があり、かつ、当該市町における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、当該市町が管理する市町道について、啓開又は災害復旧に関する工事を当該市町に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができる。

(12) 交通マネジメント

近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、必要に応じて国、県、警察、市町等で構成する「兵庫県災害時交通マネジメント検討会」を組織する。

3 海上交通の確保

港湾又は漁港の応急復旧等

- (1) 港湾管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省近畿地方整備局に対し被害状況を報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行うものとする。また、必要に応じて応急復旧等を行うこととする。
- (2) 漁港管理者は、早急に漁港施設の被害状況を把握して、農林水産省に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行うこととする。
- (3) 海上保安本部は、被害状況の調査をし、航路標識が損壊し、又は流出している場合、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置、航路障害物の把握に努めることとする。

4 空路交通の確保

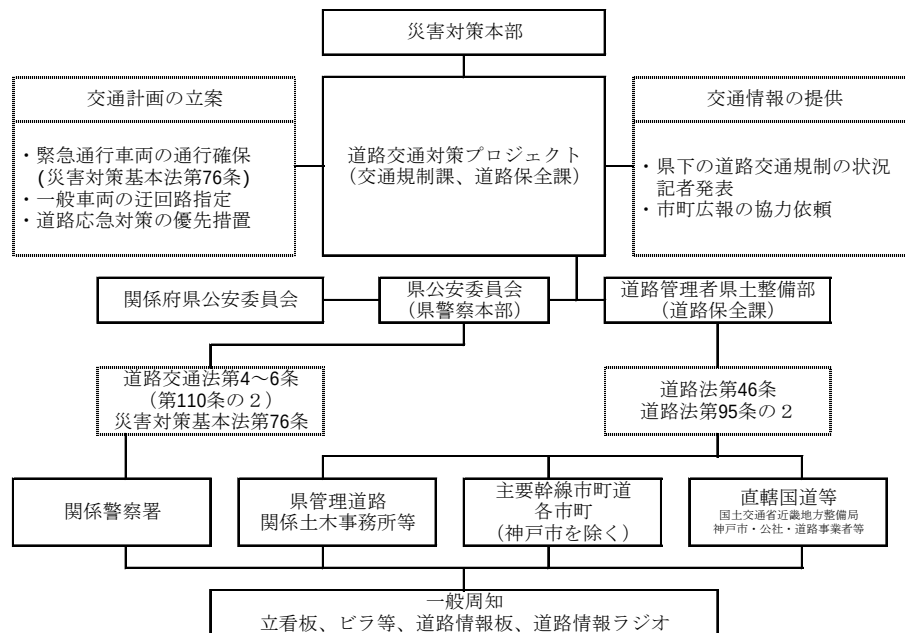
- (1) 空港管理者等は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに応急復旧等を行うこととする。
- (2) 市町は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図ることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 緊急通行車両の事前届出制度
- (2) 道路・漁港（市町管理）等の被災情報の収集
- (3) 道路・漁港（市町管理）等の応急復旧
- (4) その他必要な事項

〔資料〕「災害時等における相互協力に関する協定」

（西日本高速道路(株)関西支社、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)



第3節 交通・輸送対策の実施

第2款 緊急輸送対策の実施

〔実施機関：神戸運輸監理部、海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県土木部、県公安委員会、市町、（一社）兵庫県トラック協会、その他防災関係機関〕

第1 趣旨

災害時の陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送対策について定める。

第2 内容

1 緊急輸送に当たっての基本的事項等

(1) 実施機関

- ① 防災関係機関は、それぞれ緊急輸送を実施することとする。
- ② 県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」、兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」及び民間事業者と締結した「災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠点の運営等に関する協定」に基づき、その協力を得て輸送手段及び輸送拠点の確保を図るとともに、市町の輸送拠点から指定避難所等までの円滑な輸送体制を速やかに構築できるよう市町を支援する。
- ③ 県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して運送を要請することとする。資機材の故障や安全の確保ができない等の正当な理由なく要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、運送を行うべきことを指示することとする。

(2) 緊急輸送活動の基本方針

① 輸送に当たっての配慮事項

防災関係機関は、輸送活動を行うに当たって、次のような事項に配慮して行うこととする。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

② 輸送対象の想定

ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 政府災害対策要員、県・市町災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

(ア) 上記イの続行

(イ) 災害復旧に必要な人員及び物資

(ウ) 生活必需品

(3) 輸送路等に関する状況の把握

県は、広域応援を実施する場合に備え、県警察本部、各道路管理者、ＪＲ等鉄道輸送に関係する機関、海上保安本部、各港湾管理者、各漁港管理者、大阪空港事務所等の協力を得て、事前に設定している緊急輸送道路等に関する状況の把握に努めることとする。

2 緊急輸送対策

(1) 陸上輸送の確保（緊急交通路の指定）

県公安委員会は、救助・消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通法及び災害対策基本法第76条に基づく交通規制を実施する場合は、県警察本部があらかじめ指定した緊急交通路指定予定路線の中から、被災状況、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急の的確かつ円滑な実施等を勘案の上、必要な区間及び地域について交通規制を実施することとする。

(2) 神戸運輸監理部の対応

- ① 神戸運輸監理部は、必要に応じて旅客定期航路の延長、寄港地の変更又は増便を旅客船事業者に要請することとする。
- ② 神戸運輸監理部は、旅客定期航路によることができない場合、海上輸送を必要とする地域の港湾事情を考慮し、他の航路に就航している旅客船又は内航貨物船の使用を事業者団体等に要請することとする。
- ③ 緊急輸送の要請を受けた事業者は、神戸運輸監理部へ所定の手続きを行い、神戸運輸監理部は、速やかに対応することとする。

(3) 海上保安本部の対応

- ① 海上保安本部は、防災関係機関から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合は、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じることとする。
- ② 海上保安本部は、防災関係機関から飲料水、食料等の救援物資の輸送について要請があった場合は、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じることとする。

(4) 県・市町等の対応

① 海上輸送の支援

ア 係留岸壁の確保

港湾管理者、漁港管理者は、効果的な緊急輸送を行うため、耐震強化岸壁のほか、陸揚げ可能な岸壁を調査の上、確保するとともに、緊急物資の一時保管等に必要なヤードを確保するため、ヤード使用者に対し、貨物の移動を命じることとする。

イ 支援要員等の確保

県、市町は、巡視船艇等からの緊急物資の陸揚げに必要な人員を確保するとともに、職員を緊急物資の陸揚げ現場に派遣することとする。

② 空中輸送の支援

ア ヘリコプターの臨時離着陸場等の確保

県、市町は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時離着陸場やホイスト地点を確保することとする。

イ 支援要員等の確保

県、市町は、航空機に緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保することとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町が被災し、自ら市町域内において緊急輸送を行う場合の措置
- (2) 市町が被災し、避難等のため市町の地域外に緊急輸送を行う場合の措置
- (3) 市町が他機関に緊急輸送を依頼した場合の受入措置
- (4) その他必要な事項

〔資 料〕 「陸上輸送協力班編成表」
「旅客定期航路一覧表」
「旅客定期航路事業者等団体」
「海上保安庁船艇・航空機の輸送力の基準」

第3節 交通・輸送対策の実施

第3款 ヘリコプターの運航

〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、県危機管理部、市町、消防機関〕

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合のヘリコプターの運航について定める。

第2 内容

1 県消防防災ヘリコプター

(1) 使用目的と積極的活用

県は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に積極的にその活用を図ることとする。

なお、県消防防災ヘリコプターの運航は、原則として日の出から日没までの間とし、運航の可否は防災監（消防保安課長）が決定することとする。

- ① 救急活動
- ② 救助活動
- ③ 火災防御活動
- ④ 情報収集活動
- ⑤ 災害応急対策活動
- ⑥ 広域航空消防防災応援活動
- ⑦ 災害予防活動
- ⑧ その他防災監が必要と認める活動

(2) 運航計画

県は、大規模災害の発生時に、自らヘリコプターの積極的活用を図り、速やかに被害の状況把握に努めるとともに、市町からの支援要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるよう運航計画を調整することとする。

(3) 県内市町からの支援要請手続

- ① 県は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の用務に関して市町の要請に基づき支援することとする。

- ア 救急活動
- イ 救助活動
- ウ 火災防御活動
- エ 情報収集活動
- オ 災害応急対策活動

- ② 要請手続

県に対するヘリコプターの支援要請は、市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長又はそれらの者から委任された者が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出することとする。

ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。

③ 要請先

ア 県災害対策本部非設置時

- ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。
- ・夜間（17:30～翌朝8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)333-0119

FAX (078)325-8529

イ 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078)362-9900

（県災害対策センター内） FAX (078)362-9911

④ 要請に際し連絡すべき事項

ア 災害の発生場所、発生時間、内容、原因

イ 要請を必要とする理由

ウ 活動内容、目的地、搬送先

エ 現場の状況、受入体制、連絡手段

オ 現地の気象条件

カ 現場指揮者

キ その他必要事項

⑤ 要請者において措置する事項

ア 離発着場の選定

イ 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

⑥ 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておくこととする。

(4) 他府県からの支援要請

近隣府県からの支援要請に対しては、県域の応急対策に支障のない範囲で応じることとする。

2 他機関所有ヘリコプターの要請

県は、大規模災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要と認める場合は、独自に、あるいは市町からの要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。

市町が要請する場合も、要請先は、県消防防災ヘリコプターの場合と同様とする。

（ヘリコプターを有する他機関）

- ・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）
- ・近畿地方整備局（「災害時の応援に関する申し合わせ（H17.6.14）」による）
- ・海上保安本部
- ・自衛隊 等

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 県消防防災ヘリコプター等の支援要請手続

(2) その他必要な事項

第4節 避難対策の実施

〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県土木部、県教育委員会、市町、消防機関〕

第1 趣旨

大規模な災害の発生等に伴う組織的な避難対策について定める。

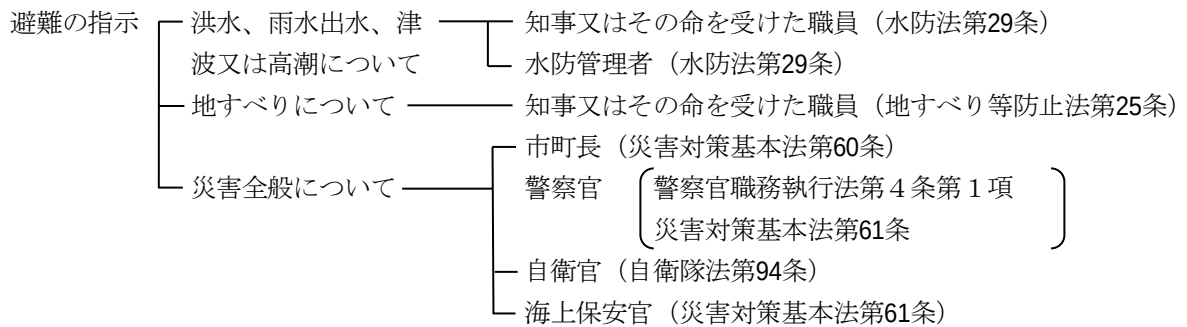
第2 内容

1 実施機関

(1) 避難の指示

避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなかったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

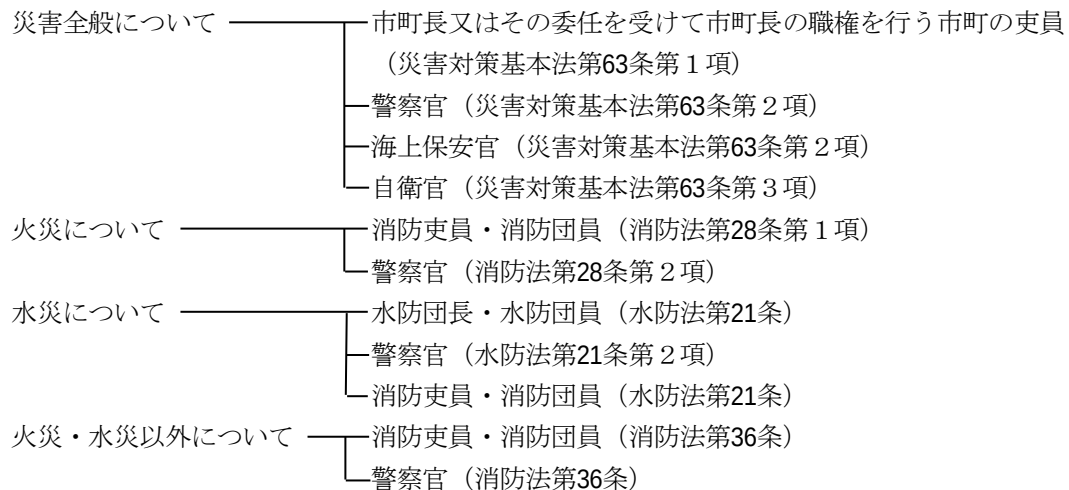
(災害対策基本法第60条第6項～8項)



(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

なお、知事は、市町が全部又は大部分の事務を行うことができなかったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法第73条第1項）



2 避難の実施

(1) 組織的避難を要する場合

- ① 火災の延焼拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- ② 大規模な津波の襲来が予想され、又は襲来した場合
- ③ 地すべり等、大規模な地盤災害が予想され、又は発生した場合
- ④ 不特定の多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難を必要とする場合

(2) 避難のための指示

① 指示の基準

(災害全般)

ア 市町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をすることとする。

イ 市町長は、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

ウ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知することとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にはいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

(津波災害)

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。

イ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に退避するよう指示することとする

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

② 指示の内容

市町長等は、避難の指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。

ア 避難指示が発令された地域名

イ 避難経路及び避難先

ウ 避難時の服装、携行品

エ 避難行動における注意事項

③ 指示の伝達方法

ア 市町は、直ちに、防災行政無線（同報等）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話（ひょうご防災ネット、緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ファクシミリ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、県警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。

イ 市町は、高齢者等避難、避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。

ウ 市町は、避難行動要支援者への伝達に際しては個別避難計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。

エ 市町は、避難指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民にその意味がわかりやすく伝わるよう、努めることとする。

(3) 警戒区域の設定

① 設定の基準（災害全般）

- ア 市町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- イ 警察官又は海上保安官は、市町長（権限の委任を受けた市町の職員を含む。）が現場に居ないとき、又は市町長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市町長へ通知することとする。
- ウ 災害派遣を命じられた自衛官は、市町長その他その職権を行うことができる者がその場に居ない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町長へ通知することとする。

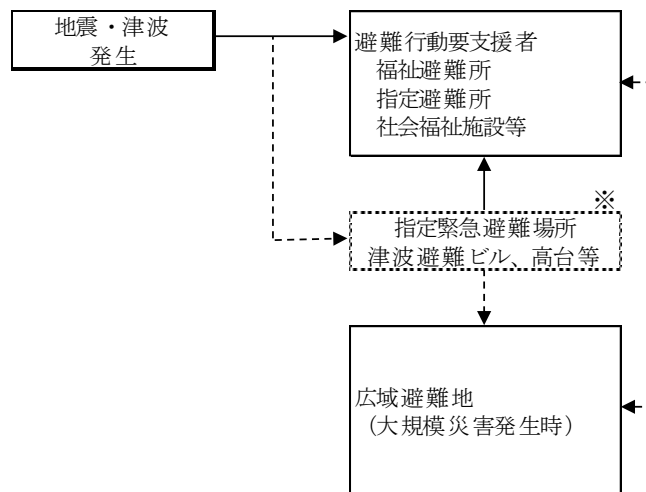
② 規制の内容及び実施方法

- ア 市町長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。
- イ 市町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(4) 避難誘導

- ① 市町は、消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。
- ② 市町は、あらかじめ名簿や個別避難計画、コミュニティファイル等により避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。
- また、市町は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意することとする。
- ③ 県民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておくこととする。
- ④ 県民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。また、火災等の危険が高い地域では、広域避難地で安全を確認してから避難所へ向かうこととする。
- ⑤ 市町は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努めることとする。（地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域は除く）
- ⑥ 市町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができることとする。

（避難行動要支援者の避難）



※ 指定避難所に向かうことが危険な場合等

3 避難所の開設・運営等

(1) 避難所の開設

- ① 原則として市町長が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することとする。
- ② 市町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- ③ 市町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。
- ④ 市町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めることとする。
- ⑤ 市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討することとする。
- ⑥ 市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の追加指定等

市町は、想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることができる。

また、被災市町域内の避難所では、不足する場合には、市町域外での避難所開設も行うことができることとする。

(3) 開設期間

市町は、被害の状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案のうえ、県と協議して設置期間を定めることとする。

(4) 避難所の運営

- ① 市町は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に避難所ごとに担当職員を配置する。また、避難所等の運営について、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。
- ② 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とすることとする。
 - ア 施設等開放区域の明示
 - イ 避難者誘導・避難者名簿の作成
 - ウ 情報連絡活動
 - エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
 - オ ボランティアの受入れ
 - カ 炊き出しへの協力
 - キ 避難所運営組織づくりへの協力
 - ク 重傷者への対応
- ③ 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。
- ④ 市町は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・

検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。

- ⑤ 市町は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。
- ⑥ 市町は、市町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確認することとする。
- ⑦ 市町は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。
- ⑧ 市町は、要配慮者や子育て家庭、こども・若者に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女及び性的マイノリティなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。

(→「要配慮者支援対策の実施」の項を参照)

〔女性のニーズ例〕

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等

〔性的マイノリティのニーズ例〕

性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、多目的トイレの設置、アウトティング(本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)防止への配慮等プライバシーの確保、性的マイノリティが相談できる場づくり等

〔こども・若者のニーズ例〕

キッズスペース、学習スペースの設置等

- ⑨ 市町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ⑩ 市町は、必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、市町で対応が困難な場合は、県が実施することとする。
- ⑪ 県、市町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮(避難所開設当初からパーティションを設置する等)するほか、文化的・福祉的な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策(段ボールベッド等の簡易ベッドの設置、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、キッチンカー運営団体との連携、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保する等)を講じるよう努めることとする。
- ⑫ 市町は、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース及び資材の確保に努めることとする。
- ⑬ 市町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(5) 保健・衛生対策

① 救護班等の活動

ア 市町は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、あらかじめ市町地域防災計画で救護所の設置予定場所を特定し、救護班は救護所を拠点に巡回活動も行うこととする。

イ 県は、大規模災害等において、救護所だけで対応が困難な場合に、救護センターを設置することとする。

ウ 県は、震災によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等に速やかに対処するため、必要により、こころのケアチーム(DPAT)活動拠点本部を設置するとともに、

救護所や避難所等への訪問活動も行うこととする。

(→「医療・助産対策の実施」の項を参照)

② 保健活動の実施

県（健康福祉事務所）、市町は、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施することとする。

(→「健康対策の実施」の項を参照)

③ 仮設トイレの確保

市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努めるものとする。仮設トイレの確保が困難な場合、県があっせん等を行うこととする。

(→「し尿処理対策の実施」の項を参照)

④ 入浴、洗濯対策

市町は、仮設風呂や洗濯機を設置管理することとする。その確保が困難な場合、県は、民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を行うこととする。

⑤ 食品衛生対策

県は、食品衛生監視員を避難所に派遣するなど、食品の衛生管理に配慮することとする。

(→「食品衛生対策の実施」の項を参照)

⑥ 感染症予防対策

ア 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めることとする。

イ 県、市町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ウ 県（健康福祉事務所）及び保健所設置市の保健所は、感染症患者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、平時からの協議に基づき避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(→「感染症対策の実施」の項を参照)

(6) 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービス及び福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(7) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

① 市町は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行い、県は、対象施設等の広域的な確保に協力することとする。

② 県、市町は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努めることとする。

4 広域避難・広域一時滞在

(1) 県内における広域避難及び広域一時滞在

① 被災市町

被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を直接協議することができる。

被災市町は、県に対し、広域避難又は広域一時滞在有の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在有に関する事項について助言を求めることができ

る。

② 協議先市町

協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

③ 県

県は、被災市町から、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求められたときは、必要な助言を行うほか、必要な協力を行うよう努める。

(2) 県外における広域避難及び広域一時滞在

① 被災市町

被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

② 県

県は、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。

県は、他の都道府県に被災住民の受け入れを協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。その際、国に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(3) 他の都道府県から協議を受けた場合

① 県

県は、他の都道府県から被災住民の受け入れの協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受け入れが可能と考えられる市町に協議する。

② 市町

市町は、県から(1)の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

(4) 情報共有

被災市町は、広域避難及び広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。

また、広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

防災関係機関は、被災住民のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、被災住民等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 危険区域の現況
- (2) 危険区域の監視
- (3) 警戒区域設定の実施責任者
- (4) 避難指示等の実施責任者
- (5) 避難指示等の方法（基準、伝達内容、伝達方法等）

- (6) 避難予定場所（所在地、名称（学校等は具体の施設名まで記載）、収容人員）
- (7) 避難方法（避難経路等）
- (8) 避難所の設備
- (9) 避難所の開設、運営体制
- (10) 避難状況等の報告
- (11) 避難の必要がなくなったときの公示
- (12) 学校における避難所運營業務及び市町防災部局への移行手順に関する留意事項
- (13) 防災関係機関への連絡
- (14) 大規模な避難が必要になった場合の県、隣接市町に対する協力要請等
- (15) その他必要な事項

〔資 料〕 「指定緊急避難場所及び指定避難所指定状況」

第5節 住宅の確保

〔実施機関：県危機管理部、県まちづくり部、市町〕

第1 趣旨

災害時における被災者等への住宅の確保対策について定める。

第2 内容

1 住宅対策の主な種類と順序

- (1) 避難所の設置
- (2) 空家のあっせん
- (3) 緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
- (4) 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、障害物の除去
- (5) 建築基準法による建築制限、禁止区域指定
- (6) 住宅復旧資材の値上がりの防止及び資材の手当、あっせん

2 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- ② 住居する住家がない者であること。
- ③ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

(2) 応急仮設の要請・供与等

- ① 住宅の被害状況、応急仮設住宅に関するニーズ等を把握するとともに、建設用地の選定及び既存空き住宅について調査する。
- ② 救助実施市を除く市町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請し、救助実施市は必要戸数を県に報告する。
 - ア 被害戸数
 - イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所
 - ウ 連絡責任者
- ③ 県は、救助実施市を除く市町から供給あっせんの要請があったとき、又は必要があると認める場合、自ら対応する。
- ④ 県は、救助実施市を除く市町からの情報等に基づき、既存住宅ストックの活用を重視して応急仮設住宅の供与方法を決定する。

(3) 応急仮設住宅の建設

① 実施機関

応急仮設住宅の建設は県又は救助実施市が実施し、維持管理は市町で実施することとする。県は、救助実施市分を取りまとめて協定団体へ建設を要請する。被災範囲が救助実施市のみの場合、救助実施市は、②のウによる協定団体へ直接建設を要請し、その内容を県へ報告する。なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、救助実施市を除く市町による建設も検討することができる。

② 建設方法

ア 市町は、平時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておくこととする。

学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮することとする。

イ 建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮することとする。

ウ 県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、日本木造住宅産業協会及び日本ムービングハウス協会と各々締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」並びに都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。

エ 県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省等）に建設業者や資機材のあっせん等を要請することとする。

オ 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。

カ 県は、内閣府と協議の上、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

(4) 民間賃貸住宅の借上げ

① 県及び救助実施市は、内閣府と協議する。それに基づき、県又は救助実施市を含む市町は、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。

② 県及び救助実施市を含む市町は、平時から業界の協力を得られるよう努める。

(5) 入居者の認定

① 市町は、自らの資力では住宅の確保ができない者を対象に認定することとする。

② 市町等は、高齢者、障害者の優先入居等、要配慮者に十分配慮することとする。

(6) 管理主体

市町において、通常の管理を行うこととする。

(7) 生活環境の整備

① 県又は市町は、仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進することとする。

② 県、市町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めることとする。

3 空家住宅の確保

(1) 対象

県営住宅のほか、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、（独）都市再生機構等の所有する空家

(2) 募集

① 被災各市町及び提供する事業主体が募集を行うこととする。

② 県は、国土交通省の支援により、被災者用公営住宅等あっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応することとする。

4 住宅の応急修理

(1) 市町は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、ブルーシートの展張等を含む応急修理を実施することとする。

(2) 市町は、建築業者が不足したり、建築資機材を調達することが困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼することとする。

① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）

② 修理を必要とする戸数

③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量

- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

- (1) 市町は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施することとする。
- (2) 市町は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めることとする。
 - ① 除去を必要とする住家戸数
 - ② 除去に必要な人員
 - ③ 除去に必要な期間
 - ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量
 - ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無
 - ⑥ その他参考となる事項

6 住宅相談窓口の設置

県、市町は、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じることとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 応急仮設住宅建設予定地
- (3) 入居基準
- (4) 応急仮設住宅建設に伴い必要となる諸対策
- (5) その他必要な事項

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

第1款 食料の供給

〔実施機関：農林水産省農産局、県危機管理部、県農林水産部、市町〕

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する食料の供給対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 市町は、被災者等への食料の供給を実施することとする。
- (2) 県は、広域にわたる大災害が発生し、市町等から要請のあった場合は、食料の供給及び供給あっせんを行うこととする。市町からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに市町に対する食料を確保し供給することとする。
- (3) 県は、食料の供給、輸送に関することが必要と認める場合は、他府県や農林水産省へ協力を要請することとする。
- (4) 防災関係機関は、防災要員に対する食料の供給を実施することとする。

2 供給対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

3 品目

品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮することとする。

なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

- (1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水
- (3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

4 食料の供給要請等

市町は、食料の供給が困難な場合、必要に応じ、次の事項を示して県に供給あっせんに要請することとする。

- (1) 供給あっせんに必要とする理由
- (2) 必要な品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- (4) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考となる事項

5 主食の供給

(1) 米穀の供給

① 災害救助法が適用されるまでの供給

県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売事業者などから供給あつせんを行うこととする。

② 災害救助法が適用されてからの供給

ア 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売事業者などから供給あつせんを行うこととする。

イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。

ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

(2) 弁当・おにぎりの供給

県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等に弁当・おにぎりを供給するため、弁当給食事業者、コンビニエンスストア事業者、食料品業者との協定に基づく供給のあつせんのほか、学校給食センター、給食業者、その他弁当・おにぎりの製造が可能な業者による、弁当・おにぎりの供給あつせんを行うこととする。

(3) パン、育児用調整粉乳等の供給

① 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した製造業者などから供給あつせんを行うこととする。

② 災害応急対策が完了するまでの間、県は、必要に応じて供給協定を締結した製造業者などの在庫量の把握を行うこととする。

6 副食の供給

(1) 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した製造業者などから供給あつせんを行うこととする。

(2) 災害応急対策が完了するまでの間、県は、必要に応じて供給協定を締結した製造業者などの在庫量の把握を行うとともに、必要に応じ保管命令、収容命令等副食の供給確保措置をとることとする。

7 輸送

(1) 県は、輸送にあたっては「交通・輸送対策」の項で示す緊急輸送路を活用することとする。

(2) 県は、輸送協定を締結する業者に対して、県警察本部（交通規制課）及び県危機管理部（災害対策課）よりあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。また、災害発生時には、これらの業者に県の指定場所までの搬送を依頼することとする。なお、これにより難しいときは、県の広域防災拠点に集積させることとする。

(3) 県は、広域防災拠点等から各市町の拠点等への搬送を、兵庫県トラック協会等に依頼することとし、あらかじめ投入可能台数を把握することとする。

(4) 市町は、各市町の物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

8 食料の配分

(1) 県は、必要により、市町への供給について、市町からの要望、被害状況等を勘案し、配分を行うこととする。

(2) 市町は、被災者への配分を行うこととする。

9 食料の調理、加工

市町は、すべての被災者が必要な食事を摂ることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保する。

- (1) 米穀を幼児から高齢者までが食することができるように炊飯等の加工を行うため、炊飯場を設置する。
- (2) 弁当・おにぎり、米飯、パン、副菜等を”かめない””飲み込みにくい”人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。
- (3) 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

10 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 食料の備蓄・調達
- (3) 炊き出し場（所在、名称、能力）
- (4) 供給の方法
- (5) 輸送の方法
- (6) 配分の方法
- (7) その他必要な事項

〔資 料〕 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」
「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」
「災害対策用主食、副食の調達・あっせん先及び数量一覧」

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

第2款 応急給水の実施

〔実施機関：県土木部、県危機管理部、市町、水道事業者〕

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する給水対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 市町は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。
- (2) 県は、大災害が発生し、市町から要請があった場合は、供給の応援を行うこととする。市町からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに市町に対する供給の応援を行うこととする。

2 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

3 水源及び給水量

(1) 水源

市町（水道事業者）は、浄水場、配水池、耐震性常時通水型貯水槽等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応することとする。

(2) 給水量

市町（水道事業者）は、災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させることとする。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水 量 (ℓ/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため最小 限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで 11日目から 20日まで	3～20 20～100	調理、洗面等最低限 生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯 に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する 仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※ 期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目指す。

4 給水方法及び広報

- (1) 市町（水道事業者）は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努めることとする。

(2) 市町は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請することとする。

- ① 給水を必要とする人員
- ② 給水を必要とする期間及び給水量
- ③ 給水する場所
- ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ⑤ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
- ⑥ その他必要な事項

(3) 病院、救護所等へは、最優先で給水することとする。

5 給水応援

(1) 県、市町は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行うこととする。

(2) 県は、上記協定に基づき、被災地の隣接市町へ緊急応援を要請し、なお、対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊や日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たることとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 水源の確保及び給水方法
- (3) 給水用資機材の保有、調達
- (4) 水道施設の応急復旧対策
- (5) その他必要な事項

〔資 料〕 「応急給水及び応急復旧資機材の保有状況」

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

第3款 物資の供給

〔実施機関：県危機管理部、県産業労働部、県農林水産部、市町〕

第1 趣旨

災害時における被災者等に対する緊急物資の供給対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

- (1) 市町は、被災者等への緊急物資の供給を実施することとする。なお、災害救助法が適用された場合は、第2章第5節「災害救助法の適用」の第2の「3 救助の実施」に基づき対応することとする。
- (2) 防災関係機関は、防災要員に対する物資の供給を実施することとする。
- (3) 県は、大災害が発生し、市町から要請があった場合、緊急物資の供給、調達、あっせんを行うこととする。市町からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに緊急物資を供給することとする。
- (4) 県民は、自ら最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用することとする。

2 供給対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 品目（詳細は資料編に掲載）

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮することとする。

(1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※ 毛布、下着、作業着、タオル、トイレトペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※ 障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮することとする。

(2) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(3) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋ほか

(4) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

4 供給

(1) 市町は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に次に定める事項を可能な限り明らかにして供給あつせんを要請することとする。

- ① 供給あつせんを必要とする理由
- ② 必要な緊急物資の品目及び数量
- ③ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- ④ 連絡課及び連絡担当者
- ⑤ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- ⑥ その他参考となる事項

(2) 県は、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合、業者との供給協定等により、緊急物資を供給あつせんするとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請することとする。なお、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めることとする。

また、県は、毛布等、発災後直ちに大量に確保が必要なものについては、分散備蓄により確保している物資を活用することとする。

(3) 県は、確保が困難な緊急物資について、他府県や国に供給、あつせんを依頼することとする。

(4) 県、市町は、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続けることとする。

5 輸送・配分

(→「食料の供給」の項を参照)

6 非常災害用木材の供給

(1) 状況の把握

県は、災害発生に際し、県木材業協同組合連合会に災害復旧用木材供給本部の設置を依頼し、県内木材業者の協力による木材供給体制を整備するとともに、流通の状況を把握することとする。

(2) 木材の供給

木材の確保は災害復旧用木材供給本部があたり、県は、必要に応じて、林野庁等に支援を要請することとする。

(3) 住宅復興に向けての供給

県は、住宅建設用木材の安定的な供給を支援するため、必要に応じて、国、県、被災市町、木材業者、木材業関連団体等で構成する対策協議会を設置し、対策を推進することとする。

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 物資の備蓄、調達
- (3) 供給の方法
- (4) 輸送の方法
- (5) 配分の方法
- (6) その他必要な事項

[資 料] 「物資の調達・あつせん先一覧表」

「災害時における県内の木材供給可能量・協力先一覧・ストックポイントとして利用できる木材市場等の所在地」

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第1款 精神医療の実施

〔実施機関：県福祉部、市町〕

第1 趣旨

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

第2 内容

1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の派遣

- (1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、業務調整員（精神保健福祉士/公認心理師等）、公的機関職員等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の要否を本庁が判断する。）。
- (2) 県は、「ひょうごDPAT」の派遣にあたっては、「ひょうごDPAT」調整本部を設置し、DPAT活動に対する後方支援を行うこととする。
- (3) 県は、「ひょうごDPAT」だけでは対応できない場合、厚生労働省やDPAT事務局、他の都道府県に対して、県外DPATの派遣要請を行うこととする。

2 「ひょうごDPAT」活動拠点本部の設置

- (1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうごDPAT」活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする。
- (2) 県（健康福祉事務所）は、「ひょうごDPAT」活動拠点本部の管理運営を行うこととする。
- (3) 県（精神保健福祉センター）は、「ひょうごDPAT」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行うこととする。

3 災害拠点精神科病院

県及び災害拠点精神科病院（県下3精神科病院）は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療提供、及び地域の精神医療機能を支援する。

4 精神科夜間診療体制の確保

県は、夜間における避難所等での精神疾患の急発・急変に対応するため、精神科夜間診療対応窓口を設置し、県内の精神科病院の協力の下、夜間の入院患者受入れも含め、精神科夜間診療体制を確保することとする。

5 対応可能精神科医療機関の情報収集、受け入れ協力の要請

県は、兵庫県精神科病院協会、兵庫県精神神経科診療所協会、県立病院等からの情報収集を迅速に行う。
また、速やかに治療が受けられるように患者の受け入れの協力を要請する。

6 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

- (1) 県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、市町と連携して情報の提供や知識の普及に努めることとする。
- (2) 県は、市町と連携して、地震による心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行うこととする。

7 こころのケア連絡会議の開催

県（健康福祉事務所）は、関係機関との活動の連携を図り、今後の対策を決定するためにこころのケア連絡会議を開催することとする。

8 児童、生徒のこころのケア（→「教育対策の実施」の項を参照）

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第2款 健康対策の実施

〔実施機関：県福祉部、県保健医療部、市町、県看護協会〕

第1 趣旨

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策、保健医療活動の指揮調整機能の支援体制について定める。

第2 内容

1 巡回健康相談等の実施

- (1) 県、市町、県看護協会は、避難所や被災者の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、相互に連携し、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 県及び市町は、互いに連携し巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等要配慮者をはじめ、被災者の健康状況や多様なニーズの把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- (3) 県及び市町は、巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努めることとする。
- (4) 県及び市町はサービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。
- (5) 県、市町及び県看護協会は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進することとする。

2 巡回栄養相談の実施

- (1) 県及び市町は、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。
また、県及び保健所設置市は、給食施設等の巡回栄養管理指導等を実施することとする。
- (2) 県は、避難所の食事及び食環境整備等について市町に助言を行うこととする。
- (3) 県及び市町は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援することとする。
- (4) 県及び市町は、巡回栄養相談の実施に当たり、連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めることとする。

3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の応援派遣に関する調整

- (1) 県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、保健医療活動の総合調整が困難となる場合が予想される場合には、国に対するDHEAT・保健活動にかかる応援要請を検討する。
また、県は、被災都道府県から国を通じてDHEATの派遣要請があったときは、専門的な研修を受講した職員の中から、医師、保健師等で構成する支援チームや保健活動にかかる派遣を検討する。
- (2) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者等の福祉的支援が行えるよう、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）が派遣できるよう準備を進める。
- (3) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等のこころのケアが行えるよう、避難者や地域住民、またその支援者に対して、災害のストレスによって心身の

不調をきたした際の対応やその予防、支援活動への助言等、災害時の精神保健医療活動を行う兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）が派遣できるよう準備を進める。

- (4) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、災害支援ナースが医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）に派遣され、看護支援活動を実施できるよう兵庫県看護協会及び協定締結医療機関と協力し準備を進める。
- (5) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等の衛生環境を維持できるよう、感染制御活動を支援する災害時感染制御支援チーム（DICT）が派遣できるよう準備を進める。
- (6) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等の栄養状態の把握・栄養改善が行えるよう、避難者や被災住民又その支援者に対して、食事状況調査、衛生指導、栄養健康教育、特殊栄養食品の提供、栄養相談等を行う栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の派遣要請を検討する。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 巡回健康相談、家庭訪問の実施等
- (2) 保健・医療・福祉サービス提供のための調整
- (3) 避難生活等による二次的な健康障害の予防
- (4) 巡回栄養相談の実施
- (5) その他必要な事項

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第3款 食品衛生対策の実施

〔実施機関：県保健医療部、市町〕

第1 趣旨

災害時における食品の衛生管理について定める。

第2 内容

1 食中毒の防止

- (1) 県及び保健所設置市は、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行うこととする。
- (2) 県及び保健所設置市は、食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を行うこととする。
- (3) 県及び保健所設置市は、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導することとする。

2 食中毒発生時の対応方法

- (1) 県及び保健所設置市は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止することとする。
- (2) 県及び保健所設置市は、被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請することとする。

3 食品衛生に関する広報

県及び市町は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努めることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 食中毒の防止対策・発生時の対応方法（保健所設置市）
- (2) 食品衛生に関する広報の実施
- (3) その他必要な事項

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第4款 感染症対策の実施

〔実施機関：県保健医療部、市町〕

第1 趣旨

災害発生時に感染症の流行を未然に防止するための感染症対策について定める。

第2 内容

1 事前対策

(1) 県は、次の対策を準備しておくこととする。

- ① 予防教育と広報活動
- ② 感染症対策に関する職員の訓練、動員の徹底
- ③ 器具機材の整備

(2) 市町は、県の対策との連携を図るほか、住民の協力体制の確立、消毒薬等の備蓄、作業員の雇上げや組織化等について定めることとする。

2 災害時感染症対策活動

(1) 県及び保健所設置市が実施する感染症対策活動

① 疫学調査及び健康診断

疫学調査は、保健師等1名、感染症担当1名をもって編成し、被災地域においては、通常週1回以上、避難所においては、できる限り頻繁に行うこととする。

県及び保健所設置市は、疫学調査の結果、必要があるときは健康診断を実施することとする。

② 消毒薬剤等の供給

ア 県は、市町において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、消毒薬剤等を市町へ供給することとする。

イ 県は、消毒薬剤等の調達が困難なときは、他府県や厚生労働省に要請することとする。

ウ 県は、必要に応じ消毒薬剤等を自衛隊等の協力を得て被災地へ搬送することとする。

③ 市町に対する指導及び指示等

ア 県は、被害甚大な市町に対し職員を現地に派遣し、指導することとする。

イ 県及び保健所設置市は、次に掲げる事項の指示、命令を発するときは、範囲及び期間を定めて、速やかに行うこととする。

(ア) 消毒等の実施に関する指示

(イ) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(水害等が一過性で環境への汚染が顕著でない場合、通常は駆除を必要としないが、対象地域の状況から感染症の発生及びまん延防止のために必要がある場合は、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、地域指定については、選択的、重点的に行い、できる限り市町内の区画（字等）ごとに定めることとする。）

(ウ) 生活用水の供給の指示

(エ) 臨時の予防接種に関する命令

④ 患者等に関する措置

県及び保健所設置市は、被災地において、1類感染症、2類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、並びに1類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に基づき入院勧告等が必要な感染

症患者等）が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとることとする。

⑤ 報告

県及び保健所設置市は、被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額について、管内の状況を取りまとめ、厚生労働省に報告することとする。

(2) 市町が実施する感染症対策活動

① 予防教育及び広報活動の推進

② 清潔方法

市町は、塵芥、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期することとする。

③ 消毒方法

市町（保健所設置市を除く）は、感染症法に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこととする。

また、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）も参考とすることとする。

ア 市町は、速やかに次の事項について消毒を実施することとし、そのために必要な薬剤を保管すること及び災害時の入手手段の確保を行うこととする。

(ア) 飲料水の消毒

(イ) 家屋の消毒

(ウ) 便所の消毒

(エ) 芥溜、溝渠の消毒

(オ) 患者輸送用器などの消毒

イ 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要最小限度のものであることとする。

ウ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意することとする。

④ ねずみ族、昆虫等の駆除

市町（保健所設置市を除く）は、感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について指示があった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行うこととする。

ア ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

⑤ 生活用水の供給等

市町は、県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行うこととする。

⑥ 避難所の感染症対策指導等

市町（保健所設置市を除く）は、県感染症対策担当職員（県健康福祉事務所）と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図ることとする。

⑦ 報告

市町（保健所設置市を除く）は、感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、管轄健康福祉事務所を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告

することとする。

(3) 災害時感染症対策完了後の措置

- ① 市町（保健所設置市を除く）は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、管轄健康福祉事務所を経由して県に提出することとする
- ② 県及び保健所設置市は、管内の報告書を取りまとめ、県又は保健所設置市分と合せて災害時感染症対策完了報告書を作成し、感染症対策活動を終了した日から起算して、概ね1箇月以内に厚生労働省健康局に報告することとする。

3 感染症対策

県は、必要により夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症等感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努めることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 感染症対策班の編成
- (3) 感染症対策の種別及び方法
- (4) 消毒用薬剤等の備蓄、調達
- (5) その他必要な事項

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第5款 遺体の火葬等の実施

〔実施機関：県保健医療部、警察署、市町〕

第1 趣旨

災害による犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。

第2 内容

1 実施機関

市町は、遺体の処置及び火葬等を実施することとする。

2 実施方法

- (1) 市町等は、遺体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡することとする。
- (2) 管轄の警察署は、警察官が死体を発見し、又はこれがある届出を受けたときは、検視その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市町長）に引き渡すこととする。なお、発見された遺体については、警察署と市町が協力して身元確認作業を行う。
- (3) 市町は、警察署など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。
- (4) 市町は、災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、遺体の処置及び火葬を実施することとする。

3 大規模災害発生時の県、市町等の連携

県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、市町からの要請に基づき、国等の協力を得て、遺体の処理が速やかに実施できるように努めることとする。

(1) 遺体収容場所の確保

市町は次の各項目を基本に遺体収容場所を確保することとする。

- ・屋内施設を基本とする。
- ・市町ごとに複数箇所を確保する。
- ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有することとする。
- ・照明設備、水道設備を有していること。

(2) 収容期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ期間を延長する。

(3) 遺体の保存

県は、市町からの要請があった場合は、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及びひつぎ等を確保し、あつせんすることとする。

(4) 広域火葬の実施

- ① 県は、県内他市町の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請することとする。
- ② 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市町に通知することとする。
- ③ 市町は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送することとする。

4 死体検案体制等の構築

医療機関、医師、歯科医師その他死因究明等に関係する者は死体検案の体制の充実に努めることとする。

5 地震被害想定結果の活用

市町は、地震被害想定における死者の発生状況等を勘案しながら、遺体の処置方法等をあらかじめ定めておくこととする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 処置班の編成
- (3) 遺体収容所（所在、名称、収容能力）
- (4) 遺体の処置・収容場所（搬送）
- (5) 必要な資機材の保有、調達
- (6) 被災市町火葬相談室等の設置
- (7) その他必要な事項

〔資 料〕 「遺体葬送に関する関係先一覧表」
「県内各市町の火葬場の状況」

第8節 生活救援対策の実施

〔実施機関：兵庫労働局、県財務部、県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部、県農林水産部、
県社会福祉協議会、市町、日本銀行、日本赤十字社兵庫県支部〕

第1 趣旨

災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。

第2 内容

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 実施機関

市町

(2) 実施内容

- ① 市町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して、災害弔慰金や、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行うこととする。
- ② 市町は、これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備することとする。
- ③ 実施基準等は資料編に記載のとおりとする。

2 災害援護金等の支給

(1) 実施機関

県

(2) 実施内容

- ① 県は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、「災害援護金等の支給に関する規則」に該当するときは、災害援護金等の支給を行うこととする。
- ② 実施基準等は資料編に記載のとおりとする。

3 生活福祉資金の貸付

(1) 実施主体

県社会福祉協議会

(2) 実施内容

- ① 県社会福祉協議会は、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に資金の貸付を行うこととする。
- ② 実施基準等は資料編に記載のとおりとする。

4 救援物資

(1) 受入れ

- ① 県は、被災市町と連携して、受入れを希望する品目を取りまとめ、報道機関等を通して公表することとする。
- ② 県は、受入場所として、あらかじめ指定する広域防災拠点をあてることとする。
- ③ 県は、物資提供の申し出に対し、次のことを確認のうえ受け入れることとする。また、受入れに際しては、物資の仕分けに手間がかからないよう留意することとする。

- ア 品目、数量
- イ 輸送手段
- ウ 輸送ルート
- エ 到着予定日時

(2) 輸送

- ① 県は、県外からの物資について、原則として、緊急輸送路を活用して、指定する広域防災拠点まで搬送するよう要請することとする。
- ② 県は、広域防災拠点から各市町の収集拠点までの搬送について、トラック協会等に依頼することとする。

(3) 配分

- ① 県は、次の項目について物資のリストを整備し、必要により被災市町に提供することとする。
 - ア 品目、数量
 - イ 物資の提供者
 - ウ 受入れ日時
 - エ 物資の保管場所
- ② 県、市町は、仕分けに際し、ボランティアの活用や専門業者への委託などの方法により、迅速な処理に努めることとする。
- ③ 県は、被災市町と協議のうえ、県で管理する救援物資の配分方法を定めることとする。
- ④ 市町は、被災者に対し、物資を配布することとする。
- ⑤ 日本赤十字社兵庫県支部は、関係機関と調整のうえ、自ら備蓄している救援物資の配分を行うこととする。

(4) 担当窓口

- ① 県は、物資にかかる総合的な窓口を設け、救援物資の受入れを行うとともに、県全体の物資にかかる情報を集約、整理し、その全体調整を行うこととする。
 - ② 県の担当窓口は、救援物資の提供受付リストを整備するとともに、広域防災拠点で把握した受入状況と搬出状況の定期的な報告を受け、救援物資全体の状況を正確に把握し、的確な措置を講じることとする。
 - ③ 県は、物資の輸送、配分、管理などを迅速的確に行うため、物流事業者等との連携・活用についても検討することとする。
- (5) 県民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めることとする。

5 要配慮者への援護

(1) 社会福祉施設等への緊急保護

県、市町は、高齢者・障害者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対し、一時入所等の措置を講じることとする。

(2) 相談窓口の設置

県は、コミュニケーション手段に配慮した福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置することとする。

(3) 被保護世帯への援護

県は、必要により被災地の健康福祉事務所への人的な支援を行い、生活保護の柔軟な運用等ケースに応じて迅速かつきめ細かな円滑な対応を図ることとする。

6 社会保険制度の特例措置

県は、被災状況を勘案のうえ、必要により国に対して特例措置等を講じるよう要望することとする。

7 税の特例措置

県等は、被災状況を勘案のうえ、必要により税の申告・申請・納付等の期限延長や納税の猶予、軽減措置、課税の減免措置を講ずることとする。

8 金融対策

日本銀行は、関係行政機関との密接な連携を図りつつ、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、その他関連法令等の規定に基づき、所要の措置を講じる。災害応急対策に従事する者および関係者の安全の確保を最優先とした上で災害応急対策を的確かつ迅速に実施する。

(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

① 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

② 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

③ 通貨および金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

① 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

② 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

① 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

② 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

③ 電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

④ 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

⑤ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

(5) 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

とくに金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置および損傷日本銀行券・貨幣の引換え要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

9 物価安定対策

(1) 物価の実態把握

① 物価の監視

県は、県職員による生活必需物資の価格調査を実施することとする。

② 電話による通報

県は、物価ダイヤルの開設、専門相談員の設置等を行い、県民からの情報収集に努めることとする。

(2) 緊急措置

① 消費者啓発

県は、インターネット、ファクシミリ等による生活情報の提供や物価啓発誌の発行を行うこととする。

② 事業者への指導

県は、関係業者に対して適正な物資等の供給、流通の要請や便乗値上げ等の事実確認、是正指導を行うこととする。

③ 国への要請

県は、被災状況により非常事態に備えて、「国民生活安定緊急措置法」及び「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の発動を、国（内閣府）に要請することとする。

10 雇用対策の実施

県及び兵庫労働局は、必要に応じて協力・連携し、被災した事業主による雇用の維持、離職者等の生活の安定及び早期再就職を支援するため、雇用保険等の特例措置を含め必要な措置を講じることとする。

また、事業主に対し復旧工事等における労働災害の防止の啓発、指導に努めることとする。

11 農業共済金、漁業共済金の早期支払い

県は、農業共済組合等に対する農業共済金、漁業共済金の早期支払いの指導や農業保険事業、漁業共済事業への加入の促進を図ることとする。

12 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付制度の運用手続

(3) 被災証明の発行手続

(4) 救援物資の受入れ、配布方法

(5) その他必要な事項

〔資 料〕 「災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準」
「災害援護金等の支給基準（災害援護金等の支給に関する規則）」
「生活福祉資金の貸付基準」

第9節 要配慮者支援対策の実施

〔実施機関：県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部、県まちづくり部、市町〕

第1 趣旨

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対する迅速、的確な対応について定める。

第2 内容

1 要配慮者支援対策班の設置

県は、災害対策本部が設置された場合、要配慮者支援対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うために、関係課室の職員から構成される「要配慮者支援対策班」を災害対策本部に設置することとする。

また、市町においても要配慮者の避難支援や避難所等での対応を的確に行うため、福祉関係部局や防災関係部局などによる横断的な組織体制づくりに努めることとする。

2 情報の提供

県は、市町と協力し、高齢者・障害者 等要配慮者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・情報伝達ルート……市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- ・伝達手段……………広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ（音声応答）、インターネット、障害者向け緊急情報発信システム 等

（→第11節第1款「災害広報の実施」の項を参照）

3 安否確認・救助・避難誘導

市町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行うこととする。

4 生活支援

(1) 被災者ローラー作戦の実施

市町は、負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努めることとする。

(2) 要配慮者トリアージの実施

市町は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援

市町は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築することとする。

県は、市町の要請があるとき、または必要と認めるときは、保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）の派遣等の応援を行う。

また、被災都道府県から国に対してDHEAT の応援要請があり、派遣依頼があるときは、専門的な研修を受講した職員の中から、医師、保健師等の職員を派遣するほか、県、社会福祉協議会、社会福祉法人等をネッ

トワーク化し、大規模災害発生時に福祉サービスの提供を必要とする要配慮者に対して、福祉・介護の専門職（災害派遣福祉チーム）を派遣することで、要配慮者への継続的な支援体制を整備する。

(4) 避難所の確保

市町は、要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めることとする。

(5) 避難所等における配慮

① 相談窓口の設置

市町は、避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行うこととする。

② 食料、生活必需品の供給

市町は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮することとする。

③ 福祉サービスの提供

県、市町は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービス及び障害福祉サービスの利用が可能であることに留意することとする。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。

5 住まい支援

(1) 県、市町は避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障害者等の要配慮者の状況や利便性に配慮することとする。

(2) 県、市町は、仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。
(→「住宅の確保」の項を参照)

6 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

(1) 県、市町は、社会福祉施設の被害状況調査を行うこととする。

(2) 県、市町は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置することとする。

7 外国人県民への情報伝達等

県、市町等は、外国人県民、訪日外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととする。

(1) 外国人県民等の被災情報の把握

① 安否確認

県、県警察本部、市町、外国人団体等は、相互に連絡して安否確認（外国人県民の死亡者数確認）を行うこととする。

② 施設の被災状況の確認

県、市町は、外国人学校、領事館等の建物の被災状況を確認することとする。

③ ニーズの把握

県、市町は、外国人団体、外国人学校等に照会してニーズを把握することとする。

(2) 外国人県民等への情報提供

① 相談体制の確立

県は、ひょうご多文化共生相談総合センターで外国人県民相談を行うこととする。

市町においても外国人県民相談窓口を開設するよう努めることとする。

② 災害情報の提供

県は、「ひょうご防災ネット」を拡充した「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」及びスマートフォンアプリをはじめ、インターネット、FM放送、コミュニティFMなどメディアを通じて多言語で情報提供を行うこととする。

なお、相談の実施や多言語による情報提供に当たっては、ボランティアやNGO団体の協力も得ながら行うこととする。

8 震災障害者（震災で障害を負った方）への対応

県、市町は、震災障害者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施することとする。

震災障害者は入院等で被災地外に異動する場合があります、また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

9 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

(1) 震災遺児の把握と支援の実施

県、市町は、震災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行うこととする。

震災遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備することとする。

(2) 民間支援団体等との連携

震災遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図ることとする。

10 要配慮者が利用する施設に対する指導・助言

県、市町は、介護保険施設等の要配慮者が利用する施設における地震を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、地震を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行うこととする。

11 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 情報提供方法
- (3) 避難方法
- (4) 健康状態の把握とサービスの提供
- (5) 生活・すまい支援方法
- (6) 外国人県民等の被災情報の把握
- (7) 外国人県民等への情報提供
- (8) その他必要な事項

第10節 愛玩動物の収容対策の実施

〔実施機関：県保健医療部、市町、県獣医師会、神戸市獣医師会〕

第1 趣旨

災害で被災放置された愛玩動物の収容対策等について定める。

第2 内容

1 実施機関

獣医師会及び動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策等を実施することとする。

2 実施方法

(1) 動物救援本部は、次の事項を実施することとする。

- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
- ② 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
- ③ 放浪動物の収容・保管・譲渡
- ④ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施 等

(2) 県は、次の事項について動物救援本部を支援することとする。

- ① 被災動物救護体制の整備
- ② 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供
- ③ 動物の応急保護収容施設設置のための調整 等

(3) 市町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供することとする。

(4) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1款 災害広報の実施

〔実施機関：県総務部、県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部、市町、その他防災関係機関〕

第1 趣旨

災害時に被災者をはじめとする住民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

第2 内容

1 基本方針

(1) 広報の内容

各機関は、地震や津波に関する情報のみならず、被災状況・応急対策の実施状況・住民のとりべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられるが、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供しよう努めることとする。

- ① 発生した地震・津波に関する観測情報
- ② 地震の発生に関する今後の見通し
- ③ 津波の発生に関する予報
- ④ 被災状況と応急措置の状況
- ⑤ 避難の必要性の有無（避難指示等の発令状況等）
- ⑥ 避難所の設置状況
- ⑦ 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- ⑧ ライフラインの状況
- ⑨ 地震発生時におけるガスの安全な使用方法
- ⑩ 医療機関の状況
- ⑪ 感染症対策活動の実施状況
- ⑫ 食料、生活必需品、燃料の供給状況
- ⑬ 相談窓口の設置状況
- ⑭ その他住民や事業所のとりべき措置
 - 火災・津波・地すべり・危険物施設等に対する対応
 - 電話・交通機関等の利用制約
 - 食料・生活必需品の確保
- ⑮ 余震対策に関する情報

(2) 広報の方法

県、市町等は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

- ① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用
- ② 公共掲示板の活用
- ③ 各広報実施機関の広報紙による情報提供
- ④ 市町防災行政無線の活用
- ⑤ ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ放送等への情報提供
- ⑥ 定時放送の実施
- ⑦ インターネット、ファクシミリ等による広報

- ⑧ ミニコミ誌（紙）等への情報提供
- ⑨ 県・市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化
- ⑩ 災害関連情報誌（紙）の発行・配布
- ⑪ 新聞紙面購入による災害関連情報の提供
- ⑫ 災害時臨時FM局の開局
- ⑬ 県・市ヘリコプターの活用
- ⑭ 携帯電話による広報（ひょうご防災ネット等）
- ⑮ Lアラート（災害情報共有システム）の活用

2 県における広報

(1) 災害時の広報体制

① 災害広報責任者

県は、災害時に、防災監を災害広報責任者として、情報の一元化を図ることとする。

② 広報班の設置

ア 県は、災害対策本部事務局に広報班を置き、広報資料の作成等を統括することとする。

イ 県は、企画県民部に広報班を置き、災害対策本部広報班と連携し、迅速かつ的確に災害情報を報道機関、県民へ提供することとする。

ウ 県（各部局）の広報主任は、それぞれの部局に関する広報資料の作成等を行うこととする。

(2) 災害情報の収集

県は、災害情報の収集について「情報の収集・伝達体制の整備」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集することとする。

- ① 職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影することとする。
- ② 県の地方機関あるいは市町が撮影した写真の収集を図ることとする。
- ③ その他災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、資料の収集を図ることとする。

(3) 広報の実施

① 報道機関との連携

ア 県は、災害情報や県の応急対策等について、速やかに「県政記者クラブ」を通じて報道機関に発表するよう努めることとする。

記者発表は原則として、災害広報責任者が行い、定例化を図ることとする。

イ 県は、災害プレスセンターの設置、確保を図るなどの方策を講じることとする。

ウ 県は、必要に応じ「災害放送の要請」に定めるところにより、放送の要請を行うこととする。

エ 県はラジオ関西との間に締結した「防災情報の提供と放送に関する覚書」に定めるところにより、災害時には、被災者が必要とする情報を同社の回線を利用して、災害対策センターから直接ラジオで提供することとする。

また、この覚書の実効性を高めるため、平時から、防災情報を直接県民に提供することなど緊急時の運用に関する習熟に努めることとする。

② 住民に対する広報

ア 県は、県民や被災者に対し、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び県の対策などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用を図ることとする。

イ 県は、定期又は臨時の広報誌（紙）、県提供テレビ・ラジオ番組等の自主広報媒体を活用し、災害情報の提供を図ることとする。

ウ 県は、県民や被災者に対し携帯電話のメール機能を利用した災害緊急情報等の発信システム「ひょうご防災ネット」により、災害情報の提供を図ることとする。

エ 避難所等への情報提供

県は、市町と協力し、避難所、応急仮設住宅（借り上げを含む）、在宅被災者、帰宅困難者等に対す

る情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・情報提供ルート … 避難所巡回員等
- ・伝達手段 …… 掲示板、広報資料、広報誌（紙）、電話、ファクシミリ等

オ 県外避難者への情報提供

県は、市町と協力し、県外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・情報提供ルート … 各都道府県公営住宅管理主管課、各都道府県県政記者クラブ、住宅公団との連携等
- ・伝達手段 …… 広報資料、広報誌（紙）、ファクシミリ等

カ 障害者・高齢者等に対する情報提供

県は、市町と協力し、障害者・高齢者等要配慮者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・情報提供ルート … 市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- ・伝達手段 …… 広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ（音声応答）、インターネット、障害者向け緊急情報発信システム等

キ 外国人県民に対する情報提供

県は、「ひょうご防災ネット」を拡充した「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」及びスマートフォンアプリを整備し、あらかじめシステム内で12言語に翻訳・定型化された災害情報・避難情報等の緊急情報を外国人県民に発信することとする。

また、外国人県民に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳を行い、情報を提供することとする。

- ・情報提供ルート … 市町、外国人団体、ボランティア団体、外国人県民相談窓口との連携等
- ・伝達手段 …… 広報誌（紙）、電話、ファクシミリ、インターネット等

さらに、FM802（FM C0・C0・L0）等を通じた外国語放送による情報提供に努めることとする。

3 市町における広報

市町は、県に準じて災害広報を行うこととする。

4 防災関係機関の広報

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ各機関において定めるところにより広報を実施することとする。
- (2) 報道機関は、災害の種別、状況に応じ、有効適切な災害関連番組を機動的に編成し、混乱の防止や人心の安定と災害の復旧に資するとともに、災害に関する官公庁その他関係機関の通報事項に関しては、的確かつ臨機の措置を講じて関係地域一般に周知徹底するよう努めることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 広報資料の収集方法
- (2) 住民に対する広報の方法
- (3) その他必要な事項

第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第2款 各種相談の実施

〔実施機関：近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所、県総務部、県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

第2 内容

1 近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所の相談活動

近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所は、被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動を行うこととする。

2 県の相談活動

(1) 災害関連相談体制

県は、災害発生直後から寄せられる、災害に関する多様な照会や相談に対応するため、通常の県民相談窓口に加えて、災害関連総合相談窓口や災害専門相談窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと、効果的な情報提供、相談業務等を行うこととする。

(2) 関係機関との連携

- ① 県は、県民からの相談等で、十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡をとり、情報を収集するとともに、即時対応に努めることとする。
- ② 県は、総合相談窓口と各種災害関連専門相談窓口との連携を十分図り、県民からの相談に対応することとする。

(3) 相談内容の記録、整理分類、関係機関への報告

県は、収集した情報や県民からの相談を記録、整理分類のうえ、必要により関係機関に報告し、対応を図ることとする。

3 市町の相談活動

市町は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 被災者相談窓口の実施
- (2) その他必要な事項

第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第3款 災害放送の要請

〔実施機関：県危機管理部、市町、各放送局〕

第1 趣旨

災害時における放送要請等について定める。

第2 内容

1 災害時における放送要請

(1) 知事は、状況により放送局を利用することが適切と認めるときは、日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、FM802（FM C0・C0・L0）の各放送局に対して、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請することとする。

① 知事は、次に掲げる事項を明らかにして要請することとする。

ア 放送要請の理由

イ 放送事項

ウ 放送希望日時

エ その他必要な事項

② 要請は原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることとする。

③ 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、県は災害対策課長、各放送局は放送部長等をそれぞれ連絡責任者としてすることとする。

(2) 市町長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、県を通じて行うこととする。

(3) 各放送局は、知事から放送要請を受けたときは、遅滞なく協定に基づき放送を行うこととする。

2 緊急警報放送の要請

知事は、日本放送協会神戸放送局に対して、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条に基づき無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送(以下、「緊急警報放送」という。)を要請することとする。

(1) 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に住民に対し周知する必要がある場合に緊急警報放送の要請をすることとする。

(2) 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは次に掲げる事項とする。

① 住民への警報、通知等

② 災害時における混乱を防止するための指示等

③ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

(3) 市町長からの緊急警報放送の要請については、やむを得ない場合を除き知事を通じて行うこととする。

(4) 緊急警報放送の放送を要請するときは、知事は日本放送協会神戸放送局長に対してあらかじめ電話等により放送要請の予告をした後、文書により行うこととする。

ただし、緊急を要し文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により要請し、事後において速やかに文書を提出することとする。

(5) 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、知事にあつては災害対策課長、日本放送協会神戸放送局長にあつては放送部長を連絡責任者としてすることとする。

3 防災情報の提供のための放送

知事は、県民に防災情報を提供する必要があると認める場合、「防災情報の提供と放送に関する覚書」に基づき、(株)ラジオ関西代表取締役社長に対して、(株)ラジオ関西との間の回線を使用した放送の実施を要請することとする。

- (1) 防災情報の提供のための放送を行う場合、知事は放送要請の理由、放送事項、放送希望日時等を記載した文書により要請することとする。ただし、緊急やむを得ない場合は電話又は口頭によることができることとする。
- (2) 知事から要請を受けた(株)ラジオ関西代表取締役社長は、放送の形式、内容、放送時刻等をその都度決定し、放送することとする。ただし、災害時における被害の発生及び拡大の防止等図るために必要な情報については、原則として直ちに放送することとする。
- (3) 放送要請に関する連絡調整を円滑かつ確実なものとするため、知事にあつては危機管理部総務課長、(株)ラジオ関西代表取締役社長にあつてはデジタル戦略局プロデュース部長を連絡責任者としてすることとする。
- (4) 「防災情報の提供と放送に関する覚書」の実効性を高めるため、平時から、防災情報を直接県民に提供することなど緊急時の運用に関する習熟に努めることとする。

4 県、市町と放送事業者等の連携強化

- (1) 市町は、高齢者等避難及び避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。
- (2) 県、市町、放送事業者は、災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有することとする。
- (3) 市町は、コミュニティFMやCATVなど地域メディアとの間で情報提供等に関する協定を締結するなど、連携強化に努めることとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害時における放送要請
- (2) その他必要な事項

第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施

第4款 放送事業対策の実施

〔実施機関：日本放送協会、(株)サンテレビジョン、(株)ラジオ関西、兵庫エフエム放送(株)〕

第1 趣旨

県域における災害時の放送確保のための応急対策について定める。

第2 内容

1 日本放送協会

(1) 放送施設応急対策

① 放送所の確保

放送の電波確保のため、放送所の施設に非常用電源を整備するなどの防災対策を行うとともに、災害時に被害が発生した場合は、応急に復旧を行うこととする。

② 放送局の施設確保

放送の拠点となる神戸放送局（演奏所）の施設確保に万全を期すとともに、放送局の施設が災害により使用不能となった場合は、臨時の施設を仮設し放送の継続に努めることとする。

③ 中継回線等通信連絡回線の確保

放送のための中継回線をはじめ、取材・放送の連絡に必要な有線・無線の通信回線の確保に努め、一部に障害が発生した場合は、他の系統で代替を行うなど、回線の確保に努めることとする。

(2) 緊急時の放送

① 災害に関する警報等の周知

関係法規及び気象庁との申合せにより、気象官署から警報等の情報の通知を受け、放送することとする。

② 知事の放送要請

日本放送協会神戸放送局長が兵庫県知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」及び「緊急警報放送の要請に関する覚書」に基づき、知事から放送要請が行われたときは、協定・覚書の定める手続によって放送を行うこととする。

③ 災害に関する放送

災害に関する情報を収集し、災害被害防止を最優先に放送することとする。

(3) 受信対策

① 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送・チラシ・新聞等を利用して周知するとともに、関係団体の協力を得て受信相談を実施するなど、可能なかぎり被災受信機の復旧を図ることとする。

② 情報の周知

避難所その他有効な場所へ関係団体の協力を得て受信機の設置を行うなど、視聴者への災害情報の周知を図ることとする。

(4) 復旧対策

被災した施設及び設備等については、迅速・的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成することとする。

復旧に当たっては、放送を実施するための施設・設備を優先させることとし、迅速な工事により早期復旧を図ることとする。

2 (株)サンテレビジョン

(1) 非常災害時の活動体制

重大な災害が発生した場合は、本社に社長を本部長とする災害対策本部を設置し、本部長の指示のもと、全職員を挙げて放送の確保を図ることとする。

(2) 非常災害時の特別放送

① 緊急放送

災害の規模により、通常放送を変更し「ニュース速報」「カットインニュース」の形で、被災者等に対して必要な情報を迅速に提供することとする。

② 災害に関する警報等の周知

気象庁が提供する「インターネット版防災情報提供システム」等により、気象官署から警報等の情報を収集し、放送することとする。

③ 知事の放送要請

兵庫県知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事から放送要請が行われたときは、協定に定められた手続により放送を行うこととする。

(3) 復旧対策

① 本社演奏所の機能が失われた場合は、速やかに応急処理を行うこととする。

② 応急処理が困難な場合は、中継車及び移動用マイクロ回線により直接送信所へ電波を送信し、放送を開始することとする。

③ 中継車の使用が不可能なときは、臨時回線が構成できる本社外の施設に仮設送信機能を設営することとする。

④ 放送設備の応急修理が困難で、電波を発信できない場合は、神戸新聞・ラジオ関西との災害時3者協力協定により、新聞・ラジオを通じて被災状況や、復旧の見通しなどを公表することとする。

3 (株)ラジオ関西

(1) 災害時の活動体制

重大な災害が発生した場合、社長を本部長とする災害対策本部を設置し、非常災害マニュアルに沿い、全組織を挙げて放送の確保を図ることとする。

(2) 災害時の放送

① 災害に関する警報等の周知

気象庁が提供する「インターネット版防災情報提供システム」等により、気象庁から放送に適するよう整理した予報、注意報、警報等の情報を収集し、通報事項を放送することとする。

② 知事の放送要請

兵庫県知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」及び「防災情報の提供と放送に関する覚書」に基づき、知事から放送要請が行われたときは、協定・覚書に定めた手続によって放送を行うこととする。

③ 災害関連番組の編成と放送

災害時又は災害の発生が予想される場合に、災害に関する情報を収集し、日常の編成にとらわれず災害による被害防止を最優先に放送することとする。この他、防災災害対策のための解説、キャンペーン番組、民心の安定に役立つ教養娯楽番組等を編成することとする。

(3) 復旧対策

① 放送所・演奏所が被災し、使用不能となった場合は、臨時の施設を確保し放送の継続に努めることとする。

また、被災した施設・設備については、迅速かつ的確な復旧を図ることとする。

② 応急措置が困難で、万一電波を発信できない場合は、サンテレビジョン・神戸新聞との「災害緊急時の3者報道協力協定」に基づいて、テレビ・新聞を通じて被災状況や、復旧の見通しなどを公表することとする。

する。

4 兵庫エフエム放送㈱

(1) 災害時の応急対策

災害の規模に応じて職員等との連絡手段、参集手段の確保及び動員体制の整備を図り、放送を遂行するための災害応急対策を速やかに実施できるよう努めることとする。

また、必要に応じて、社長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害対策を的確に遂行することとする。

(2) 災害時の放送設備対策

災害発生に際しては、放送設備に対する障害の復旧に全力を尽くすとともに、放送機能の維持、確保に万全を期することとする。

(3) 災害時の放送対策

① 災害情報等の放送

災害の状況に応じて、ニュース報道、臨時ニュース、特別番組等を編成することとする。

また、その情報収集に当たっては、気象台をはじめ関係機関と密接な連携のもと、迅速かつ的確な放送を実施することとする。

② 知事の放送要請

兵庫県知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事から放送要請が行われたときは、協定に定めた手続によって放送を行うこととする。

③ 外国人県民等に向けた放送

重大な災害が発生したときは、兵庫県及びその周辺に在住する多くの外国人に対し、英語、中国語などの外国語による災害情報、生活情報等の放送を行うこととする。

(4) 復旧対策

災害により被災した施設、設備は迅速に復旧を図るとともに、再度同種の被害を受けることのないよう配慮することとする。

なお、復旧の順位については、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を最優先とする。

第12節 廃棄物対策の実施

第1款 ガレキ対策の実施

〔実施機関：県環境部、市町〕

第1 趣旨

災害により発生したガレキ（災害廃棄物）処理の対策について定める。

第2 内容

1 市町の措置

市町は、次のとおりガレキ処理を実施することとする。

(1) 地震発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

市町は、損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡することとする。

② 選別・保管・焼却等の可能な仮置場の確保

市町は、ガレキの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保することとする。

(2) 処理作業過程

① 撤去作業

市町は、地震等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

② 全体処理量の把握

市町は、計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握することとする。

③ 県等への応援要請

市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、（公財）ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(3) その他

市町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

2 県の措置

(1) 職員の派遣

県は、市町から要請があった場合、又は被災市町の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を派遣して、被害状況等の情報収集、連絡調整等を実施することとする。

(2) 最終処分場までのルートの確保

県は、市町からの要請に基づき、最終処分場までのルートの確保を支援することとする。

(3) 広域的支援要請

- ① 県は、必要により、県内各市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。
- ② 県は、被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対する支援要請や、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等の活用を検討することとする。他府県等の支援を受けても市町において、処理が困難な場合、県は、市町に（公財）ひょうご環境創造協会の活用を促す。処理が困難を極め、市町から県に処理に関する事務委託について、要請があった場合は受託し、適正に処理を行うこととする。

3 地震被害想定結果の活用

市町は、地震被害想定における建物全壊・半壊数等を勘案しながら、ガレキの処理方法等を予め定めておくこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) ガレキ処理班の編成
- (3) ガレキ処理の方法
- (4) 必要な器材等の保有、調達
- (5) 仮置場の確保
- (6) その他必要な事項

第12節 廃棄物対策の実施

第2款 ごみ処理対策の実施

〔実施機関：県環境部、市町〕

第1 趣旨

災害により発生したごみ処理対策について定める。

第2 内容

1 市町の措置

市町は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、次のとおりごみ処理を実施することとする。

(1) 地震発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

市町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握することとする。

② ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

市町は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、仮置場を確保することとする。

(2) 処理作業過程

① 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

市町は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了することを目標とすることとする。

② ごみの一時保管場所の確保

市町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮することとする。

③ 県等への応援要請

ア 市町は、生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。

イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、（公財）ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

2 県の措置

(1) 県は、市町からの要請により、県内各市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。

(2) 県は、被災市町や県内市町で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請することとする。他府県等の支援を受けても市町において、処理が困難な場合、県は、市町に（公財）ひょうご環境創造協会の活用を促す。処理が困難を極め、市町から県に処理に関する事務委託について、要請があった場合には受託し、適正に処理を行うこととする。

3 地震被害想定結果の活用

市町は、地震被害想定における避難者数等を勘案しながら、ごみ処理対策をあらかじめ定めておくこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 清掃班の編成
- (3) 廃棄物処理の方法
- (4) 資機材等の保有、調達
- (5) 廃棄物処理施設の応急復旧
- (6) その他必要な事項

第12節 廃棄物対策の実施

第3款 し尿処理対策の実施

〔実施機関：県環境部、市町〕

第1 趣旨

災害により発生したし尿処理の対策について定める。

第2 内容

1 市町の措置

市町は、次のし尿処理を地震発生後24時間以内に実施することとする。

(1) 情報の収集及び連絡

市町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設便所の必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

市町は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置することとする。

なお、市町は、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努めることとする。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

市町は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、生活環境及び公衆衛生上十分配慮することとする。

(4) 県等への応援要請

① 市町は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行うこととする。

② 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請することとする。

2 県の措置

(1) 県は、市町からの要請により、県内各市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。

(2) 県は、被災市町や県内市町でし尿の処理を行うことが困難であると認める場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請することとする。

(3) 県は、大規模災害時等に市町から要請があった場合、備蓄している仮設トイレの供与又はあっせんを行うこととする。

3 地震被害想定結果の活用

市町は、地震被害想定における避難者数等を勘案しながら、し尿処理対策を予め定めておくこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 清掃班の編成
- (3) し尿処理の方法
- (4) 仮設トイレの保有、調達
- (5) 資機材等の保有、調達
- (6) し尿処理施設の応急復旧
- (7) その他必要な事項

第13節 環境対策の実施

〔実施機関：県環境部、市町〕

第1 趣旨

災害による工場からの有害物質（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に規定されているもの）の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策について定める。

第2 内容

1 災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

県は、市町、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行うこととする。

(2) 施設等の移動体制の確認

県は、大気汚染測定装置、環境分析装置等の資機材について被害の有無を確認の上、必要により、早期復旧のための措置を講じ、速やかに環境濃度の収集解析を行うこととする。

2 応急対策

(1) 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施し、市町は、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行うこととする。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県は、市町と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行うこととする。

(3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導することとする。

(4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、市町と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導することとする。

(5) 環境情報の広報

県は、工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、市町と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図ることとする。

(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、他府県や環境省に対し、支援を要請することとする。

第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ

〔実施機関：県民生活部、市町〕

第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合における災害ボランティアの派遣・受入れについて定める。

第2 内容

1 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

- ① 県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、市町では受入・紹介窓口を、県では県社会福祉協議会が運営するひょうごボランティアプラザにその支援窓口を開設することとする。

(災害ボランティアの主な活動内容)

- ・災害情報、生活情報等の収集、伝達
 - ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
 - ・救援物資、資機材の配分、輸送
 - ・軽易な応急・復旧作業
 - ・災害ボランティアの受入・紹介事務
- ② 県は、県災害対策本部でボランティア活動支援に係る総合調整を行うとともに、県民局・県民センター（地方本部）にも担当を設けることとする。また市町においても、市町災害対策本部に担当班等を設けることとする。
 - ③ 県・市町は、その実情に応じ、第三者的な機関（市町社会福祉協議会、日本赤十字社、平素から連携を図っているその他のボランティア団体等）と連携して、災害ボランティアの受入・紹介等の窓口となる災害ボランティアセンター等を開設することとする。なお、県、神戸市及び県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
 - ④ 県・県社会福祉協議会は、災害時における兵庫県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定(R6.8締結)に基づき、協議の上、県災害ボランティアセンターの設置・運営等を行う。
 - ⑤ 市町は、災害ボランティアセンター等をできるだけ市町庁舎内に設置し、相互に緊密な連携をとれるよう努めることとし、第三者的な機関との間で、施設・場所等の提供、職員の派遣等の協力・連携を図ることとする。

(2) 災害ボランティアの確保と調整

- ① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。
- ② ひょうごボランティアプラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県下の支援関係機関・団体からなる「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」、市町社会福祉協議会や、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティア団体等との連携などにより、市町災害ボランティアセンターの支援を行うこととする。

2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害ボランティアの受入体制
- (2) 災害ボランティアの受入・紹介窓口の開設
- (3) その他必要な事項

第15節 海外からの支援の受入れ

〔実施機関：県危機管理部、県産業労働部、県警察本部、消防機関〕

第1 趣旨

災害時の海外からの救援物資の提供や救援隊派遣などの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ。）の受入れについて定める。

第2 内容

1 基本方針

海外からの支援の受入れについては、基本的に国において判断されることから、国と十分連絡調整を図りながら対応することとする。

2 支援の受入れ

(1) 受入れの準備

県は、海外からの支援の受入れが予想される場合、あらかじめ次のことを行うこととする。

- ① 国、県海外事務所等への被災状況の概要及び想定されるニーズの連絡
- ② 国、県海外事務所等からのニーズの照会への対応

(2) 受入れの対応

海外からの支援の受入れは、一般的に国が窓口となることから、外務省等と十分連絡調整を図りながら対応することとする。

(3) 姉妹州省等からの支援の受入れ

県は、姉妹州省等から、直接物資や救援隊の派遣について申し出を受けた場合には、次に定めるところにより対応することとする。

① 救援物資の受入れ

ア 提供物資の確認

県は、海外から物資提供の申し出があった場合、次のことについて提供申出者に確認のうえ、国と連絡調整を図りながら、迅速に対応することとする。

- ・品目、数量
- ・輸送手段
- ・輸送ルート
- ・搬入場所
- ・到着予定日時

イ 関係機関との調整

県は、物資提供を受け入れる場合、次のことについて関係機関と調整を行うこととする。

- ・通関に際しての法令による規制免除
- ・通関料等の免除手続

ウ 協力の依頼

県は、物資の輸送・通関・保管に関して、航空会社・通関業協会等へ協力依頼を行うこととする。

② 救援隊の受入れ

ア 派遣内容の確認

県は、海外から救援隊派遣の申し出があった場合、次のことを確認した上で、国と連絡調整を図りながら受入れの是非等を検討の上、迅速に対応することとする。

- ・協力内容、人数、到着場所、到着日時の確認

- ・入国に関する規制の有無、免除の有無の確認
- ・県警察本部、消防本部等と連絡を取り合い、被災地のニーズを把握
- ・受入れの方法等の検討

イ 自力での活動の要請

県は、救援隊に極力、自力で活動するよう要請することとする。

ウ 救援隊の対応

県は、救援隊の受入れに当たっては、活動日程を作成するほか、必要に応じて次のことを行うこととする。

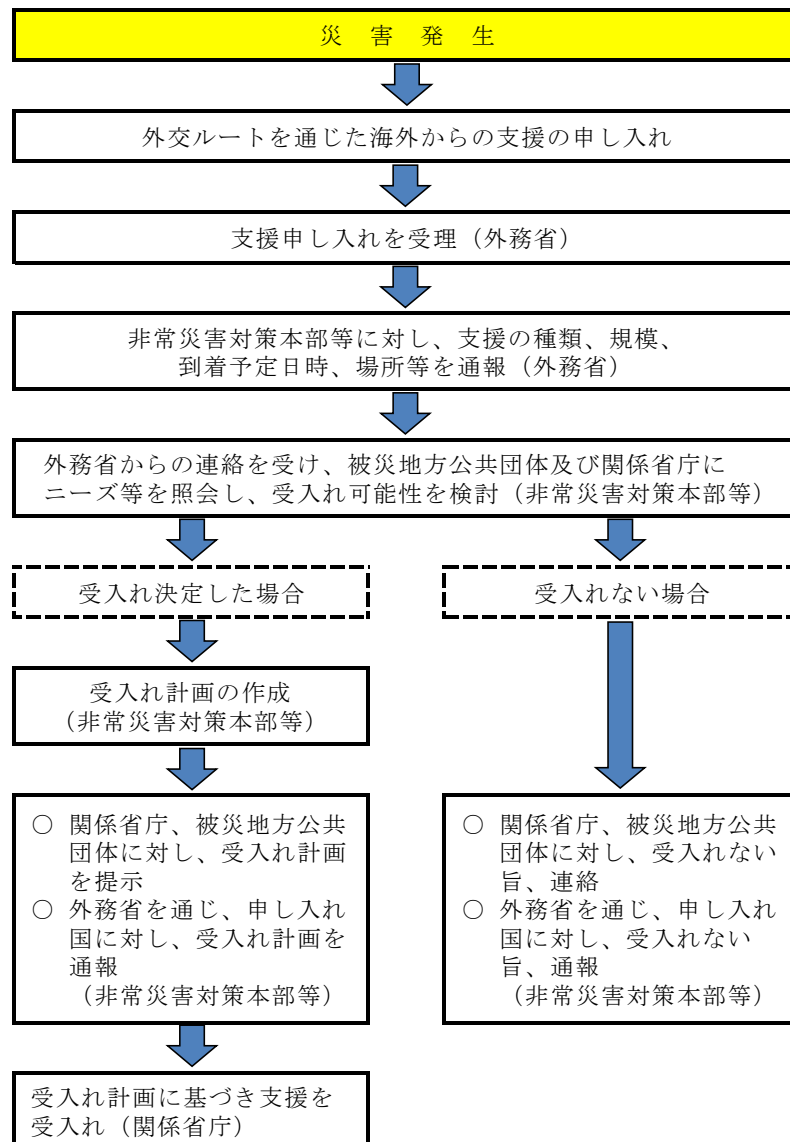
- ・案内者・通訳の手配
- ・宿泊場所の手配
- ・支援活動への同行

エ 協力体制の確保

県警察本部、消防本部は、海外からの救援隊受入れに際しては、円滑な協力体制の確保に配慮することとする。

○ 海外支援の受入れに関する手続きの流れ

<海外からの支援受け入れに関する関係省庁連絡会議申し合せ(平成10年1月20日)>



第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施

第1款 鉄道施設における応急対策の実施

〔実施機関：県危機管理部、西日本旅客鉄道㈱、指定地方公共機関（鉄道輸送機関）〕

第1 趣旨

災害時における鉄道の乗客の安全確保等のための対策について定める。

第2 内容

1 県の応急対策

県は、鉄道事業者のほか、市町、県警察本部、消防本部等、防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。

また、これらの被害状況、運行状況、復旧状況、代替交通手段等、県民が必要とする情報について、適切な広報を行うこととする。

2 西日本旅客鉄道㈱の応急対策

(1) 対策本部の設置

災害等の発生又は発生の恐れがある場合は、統括本部対策本部および現地対策本部を設置する。

(2) 初動対応

お客様の救護を最優先として対応し、現地や被害状況の情報を収集・集約や状況に応じた方針の決定、要員配置の見直し等を行う。迅速かつ幅広い支援を要請するために、警察・消防・自治体・運輸局等関係機関、および社内外の必要な箇所に対して、速やかに必要な情報提供を行う。

(3) 運転規制

災害時運転取扱手続および近畿統括本部災害時運転取扱標準に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準値を超えた場合、風速計が運転規制基準値に達した場合、及びその他運転規制の基準値に達した場合は列車の速度規制又は運転見合せを行う。

(4) 旅客等の救護及び避難

現地の社員・消防隊員・警察官・近隣住民等と相互に協力し、お客様等の救護や避難誘導等にあたること。
また、状況に応じて駅や車内放送等を利用し、お客様への案内や協力要請を行う。

(5) 復旧

現地や被害状況を踏まえた適切な復旧計画を策定し、最大限の要員配置を行うことにより、復旧作業を円滑に進めるとともに、必要な情報発信を適宜行う。

3 神戸市交通局の応急対策

(1) 発災時の初動措置と応急対応

① 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置することとする。

② 発災時の初動態勢

ア 運行規制

(ア) 第1次地震警報（40ガル以上のとき）

列車は直ちに25km/h以下の速度で注意運転に移り、警報解除まで継続することとする。

(イ) 第2次地震警報（80ガル以上のとき）

列車は直ちに25km/h以下の速度で注意運転に移り、次駅で停止し運転指令区長の指令があるまで運

行を停止することとする。

(ウ) 第3次地震警報（150ガル以上のとき）

列車は直ちに15km/h以下の速度で最徐行運転に移り、次駅で停止し運転指令区長の指令があるまで運行を停止することとする。

なお、第2次及び第3次地震警報により運行を停止した列車の運行を再開するとき、運転指令区長は、電気システム課長及び地下鉄車両課長から指示された速度以下で列車を運行することとする。

イ 乗務員の対応

乗務員は、強い地震を感知し、列車を運転することが危険と認めたとき又は列車無線により運転中止の指令を受けたときは、次の取扱いを行うこととする。

(ア) 駅に停止中のときは、運転指令区長の指示があるまで出発を見合わせることとする。

(イ) 走行中のときは、運転規則に従った運転速度で注意運転し、次駅まで走行することとする。（やむを得ず駅間に停止したときは、状況を判断して乗客の安全確保を図る。）

ウ 乗客の避難・救護対策

(ア) 駅及び列車等の状況を的確に把握し、適切な放送と旅客の安全な場所への避難誘導を図ることとする。

(イ) 地下鉄の各係員は、旅客等に事故が発生した場合、負傷者の救護措置を行うとともに、旅客の生命の安全を確保することとする。

エ 津波対策

地下鉄海岸線の各駅係員は津波被害を防止するため災害状況を的確に把握し、駅出入口の止水板、及び防水扉の作動等必要な措置を講ずることとする。

オ その他の措置

災害発生と同時に、必要箇所を点検するとともに、緊急指令連絡体制による通報を実施することとする。

③ 情報連絡システム

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要により移動無線機を利用することとする。

(2) 振替輸送の確保

① 振替輸送の基本方針

神戸市高速鉄道乗車規定第14条第2項の規定に基づき、災害その他の運転事故等により、高速鉄道列車が長時間運行不能になり、又は運転不能となると認めた場合には、同市乗合自動車により、振替輸送を実施することとする。

② 振替輸送運行システム

ア 運転指令区長は、列車の運転が不能を認められる場合、この旨を運輸長に報告を行うこととする。

イ 運輸長は、振替輸送が必要と認めた場合、その指示により振替輸送を実施することとする。

ウ 運輸長は、直ちに交通事業管理者に報告するとともに、市バス運輸サービス課長に不通区間及び振替輸送着手時刻を連絡し、振替輸送を要請することとする。

4 阪急電鉄株の応急対策

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合またはそのおそれがある場合は、状況を判断して緊急事態対策本部を設置し、被害施設の復旧、輸送の確保、情報の把握、被害者の救援を行うこととする。

(2) 発災時の初動態勢

① 運行規制

緊急地震速報により定める地点において震度が4以上と予測される場合、または地震警報表示器に震度4以上が表示された場合は、列車無線により直ちに全列車に運転停止を指示する。

ア 地震警報表示器に震度4が表示されたとき

(ア) 地震1号指令発令する。

(イ) 震動がなくなったと認められるときは、全列車の運転速度を毎時25km以下に規制し、列車無線にて運転の再開を指示する。

(ウ) 徐行運転により運行に支障のないことを確認した区間から順次運転速度の規制を解除（特定の箇所では運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示）する。

イ 地震警報表示器に震度5以上が表示されたとき

(ア) 地震2号指令発令する。

(イ) 震動がなくなったと認められるときであっても、運転再開の指示をしない。

なお、震度5弱の区間においては、駅収容のため、列車の移動を指示する場合がある。

(ウ) 技術部各課よりの点検結果を総合判断のうえ地震2号指令を解除した後、全列車に運転再開を指示（特定の箇所では運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示）する。

ウ 列車の停止

運転士は、列車運転中に強い地震を感じたとき、又は運転指令者より運転停止の指示があったときには、次のことに留意して直ちに列車を停止することとする。

(ア) 駅間の途中で停止させるときは、曲線、勾配線、トンネル内、橋りょう上又は閉塞信号機を越えた箇所以外で停止することとする。

(イ) やむを得ず停止したときは、運転指令者の承認を得た後、移動することとする。

(ウ) 長時間停止するときは、車掌に指示し手歯止等により転動を防止することとする。

(エ) 地下線内においては、状況の許す限り最寄りの駅まで運転の継続に努め、駅到着後に停止することとする。

エ 通報連絡

列車の停止位置、線路及び乗客の状況を掌握の上、列車無線にて運転指令者に報告することとする。

オ 地震2号指令発令時、震度5弱の区間で駅間停止した場合

(ア) 運転指令者からの指示により安全確認を行い、安全が確認できた場合は、列車無線で運転指令者に報告する。

(イ) 運転指令者より毎時15km/h以下の速度で最寄駅まで移動の指示を受けたときは、最寄駅までこの速度を維持し運転する。

② 乗客の避難・救護対策

ア 駅における避難誘導

(ア) 駅長は、避難が必要な場合、避難の場所、方向を指示して、旅客を安全な方向に誘導することとする。

(イ) 消防本部及び県警察本部へ通報し、救援出動を要請することとする。

イ 列車乗務員が行う避難誘導

(ア) 駅間の途中で停止し、避難が必要と認められる場合は、車掌と打合せの上、制動機の緊締、手歯止の使用等により転動防止の処置後、避難の場所、方向を指示して乗客を安全な方向へ誘導することとする。

(イ) 避難場所、乗客の状況等を列車無線で運転指令者に報告することとする。

ウ 事故発生時の救援活動

緊急事態対策規程に基づく、死傷者の救護・搬送・医療、家族への連絡、見舞い、弔慰及び収容病院とその電話番号等の調査並びに事故関係者との連絡、応対に関する事項を処理することとする。

5 阪神電気鉄道㈱の応急対策

(1) 災害対策本部の設置

① 運輸部長は、災害発生のおそれがある場合、列車運行の安全並びに諸施設の保全を図るため、状況に応

じて警備指令を発令することとする。

甲号警備指令：災害の発生が予測され、諸種の準備が必要と認められる場合

乙号警備指令：甲号警備指令に至らないが、応変に処置を必要とする場合

- ② 非常災害が発生したとき又は発生するおそれが生じたときは、非常事態対策規則に基づき対策本部を設置し、復旧、輸送、救護等の応急処置を実施することとする。

(2) 発災時の初動態勢

① 運行規制

震度4以上の地震を感知した場合、運転指令は全列車の停止を指示することとする。

ア 乙号地震警報（震度4）

運転指令は、震動がなくなった後、速度を指定して運転の再開を指示することとする。

イ 甲号地震警報（震度5弱以上）

対策本部は、電気部、車両部及び工務部の施設の点検結果に基づいて運転の再開を決定し、運転速度及び運転区間を指示することとする。

ウ 列車の停止

地震発生を感知し、又は地震警報の発令（列車無線自動放送を含む）を受信した列車の運転士は、できるだけ安全な位置で列車を停止することとする。（駅間の途中で列車を停止するときは、曲線、勾配線、橋りょう、電車線セクション、築堤及びこ線橋下を避けて停止する。）

エ 停止列車の移動禁止

運転士は、運転再開の指示があるまで、停止位置で待機することとする。（ただし、やむをえず危険な箇所又は旅客の避難及び誘導が困難な箇所に停止したときは、毎時15km以下の速度で安全な位置まで移動する。）

オ 通報連絡

運転士は、停止位置付近の線路及び構造物の状態及び旅客の状況の把握に努め、その結果を報告することとする。

② 乗客の避難・救護対策

- ・駅長及び乗務員は、旅客の安全確保に努め、避難が必要な場合は、避難場所及び方向を指示して、旅客を安全な場所へ誘導することとする。
- ・非常事態対策規則に基づき、対策本部に救護渉外班を設置することとする。

③ その他の措置

- ・地震警報が発令されたときは、電気部長、車両部長及び工務部長は各々が定める基準に基づいて施設を点検し、その結果を運輸部長に報告する。

6 山陽電気鉄道㈱の応急対策

(1) 対策本部の設置

災害が発生した場合には、対策本部を設置し、その被害を最小限にとどめるとともに、併発事故の防止、輸送の確保、情報の把握、被害者の救援等を実施することとする。

(2) 発災時の初動態勢

① 運行規則

ア 震度計により震度4以上の地震の発生を感知したとき又は緊急地震速報により震度4以上の地震を受報したときは、直ちに全列車を停止することとする。

イ 震度計により震度4の地震の発生を感知した後、沈静化したと認めたときは、毎時25km以下に制限して運転を再開することとする。震度5弱の地震の発生を感知した後、沈静化したと認めたときは、運転指令の指示により安全確認のうえ毎時15km以下で最寄り駅に可能な限り移動する。

ウ 震度計により震度5弱以上の地震の発生を感知したときは、線路施設・路盤の点検を行い、安全が確認された後、運転を再開することとする。

② 乗客の避難誘導

- ア 駅長は、旅客の安全確保に努め、避難が必要な場合は、安全な場所に誘導することとする。
- イ 運転士は、駅間の途中で停止した場合で乗客の避難が必要と認めたときは、運転指令の承認を受けた後、車掌と打ち合わせたうえ、ブレーキの緊締、手歯止使用等、転動防止をした後、安全な場所に避難誘導すると共に、避難場所・旅客の状態等を運転指令に報告することとする。
- ウ 運転士は、駅構内で停止した場合で、旅客の避難が必要と認めたときは、駅長の指示に従い、前号の取扱いをすることとする。
- エ 車掌は、列車が地震のため駅間で停止したときは、その状況を速やかに把握し、適切な車内案内放送を行い、車内秩序の維持に努め、旅客の避難が必要と認められるときは、運転士と打合せて、避難場所など適切な案内を行うと共に、安全な場所に避難誘導することとする。

③ 救護活動

- ア 係員は、事故が発生した場合、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとると共に、関係先に報告することとする。
- イ 救護責任者は、死傷者がある場合、その氏名、住所、性別、年齢、収容医療機関及び症状等を的確に把握し、家族その他関係者への連絡応対に従事することとする。
- ウ 運転指令及び駅長は、特に人命救助の必要がある場合に、消防本部に出動を要請することとする。
- エ 駅長は、旅客に対し放送装置及び掲示等を利用して、事故の概況、輸送の方法、復旧の見込み等案内の徹底を図り、秩序の維持に努めることとする。

7 神戸電鉄株の応急対策

(1) 災害対策本部の設置

緊急事態が発生した場合又はそのおそれのある場合は、状況を判断して現地（または本部）対策本部及び本社対策本部を設置し、復旧、輸送、救護等の処理を実施することとする。

(2) 発災時の初動態勢

① 運行規制

緊急地震速報により震度4以上と予測される場合、または自社設置の地震計において震度4以上を観測した場合は、列車無線により直ちに全列車に運転停止を指示することとする。

ア 震度4を観測した場合

- (ア) 震動が無くなったと認めたときは、全列車の運転速度を25km/h以下に規制し運転を再開する。
- (イ) 徐行運転により運行に支障がないことを確認した区間から順次、運転速度の規制を解除する。

イ 震度5弱以上を観測した場合

- (ア) 施設点検を実施し、その結果を総合的に判断し運転を再開する。なお、特定の箇所運転速度の規制が必要な場合は、その箇所の運転速度を指示する。

ウ 列車の停止

- (ア) 運転中に強い地震を感知したとき、又は運転指令者から運転停止の指示があったときは、直ちに列車を停止することとする。
- (イ) 駅間の途中で停止させるときは、曲線、こう配線、トンネル、橋りょう、踏切道又は閉そく信号機を越えた箇所はできるだけ避け、やむを得ず停止したときは、運転指令者の承認を得た後、移動することとする。

エ 通報連絡

列車無線で運転指令者に列車停止位置、線路・乗客の状態等を報告することとする。

② 乗客の待避・救護対策

ア 駅における待避誘導

- (ア) 駅長は、避難が必要と認められる場合は、係員を指揮して乗客を安全な場所に誘導することとする。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅に停止している場合は、運転指令者が指示により乗客を安全な場所に誘導することとする。
ただし、やむを得ず乗客を降車させる場合は、放送装置を活用してお客様へ案内を行うとともに状況に応じて現場に居合わせた社員やお客様に対して避難誘導への協力を要請し誘導することとする。

ウ 事故発生時の救護活動

緊急事態対策規程に基づき、死傷者の救護・搬送・医療、家族への連絡、見舞い、弔慰および収容病院とその連絡先の調査ならびに事故関係者との連絡、応対に関する事項を処理することとする。

8 神戸高速鉄道(株)の応急対策

「鉄道施設における応急対策」については、運行会社である阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)および神戸電鉄(株)が管理し、取扱いを定めている。

【管理区分】

阪急電鉄(株)：阪急神戸三宮 ～ 高速神戸

阪神電気鉄道(株)：元町 ～ 西代

神戸電鉄(株)：新開地 ～ 湊川

9 神戸六甲鉄道(株)の応急対策

(1) 災害対策本部等

① 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置することとする。

② 通信連絡態勢

ア 社内電話及びN T T加入電話が使用可能なときは、これを活用し緊急連絡を実施することとする。

イ 必要によりトランシーバーにより通信連絡を実施することとする。

(2) 発災時の初動措置

① 運行規制

ア 運転士が運転中に地震を感じたときは、直ちに車両を停止させ、地震による停車であることを各車掌に連絡することとする。

イ 計測震度計により地震を確認し、震度4未満の時は、途中停車の措置を行った後に運転を再開することとする。

ウ 震度4以上であることが確認されたときは、技術課員において、車両・軌道・電線路・巻上場設備の点検を行い、安全確認を行った上で運転を再開することとする。

② 乗務員の対応

車掌は、運転士からの連絡を「地震による途中停車時の措置」により旅客に告知することとする。

③ 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

(ア) 駅長は、係員を指揮して旅客をあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導することとする。

(イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達することとする。

イ 車掌が行う避難誘導

(ア) 長時間停車するときは、駅長の指示により応援者の到着後旅客を駅へ誘導することとする。

(イ) 駅への誘導に当たり、軌道を歩行するときは、必ず大阪側歩行路を使用することとする。

④ 事故発生後の救護活動

地震により、旅客等に事故が発生した場合は、適切な救護措置を実施することとする。

10 (株)こうべ未来都市機構の応急対策

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、ケーブルカー旅客の安全確保と施設の保全のために必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 発災時の初動措置

① 運行規制

運転中に地震の強い揺れを感じたときは列車を停止させる。

震度4以上であることが確認された場合、運転を一時中止し、施設等の安全が確認されなければ運転を再開しない。

② 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は余震を考慮し、旅客を駅舎外の安全な場所に誘導する。

イ 車掌等が行う避難誘導

長時間停車するときは駅長の指示により応援者の到着後、旅客を駅へ誘導する。

旅客の駅への誘導は原則下り方面とし、大阪側歩行階段を使用する。

ウ 事故発生後の救護活動

地震により旅客等に負傷者が発生した場合、負傷者の救護活動を行い消防機関に引き継ぐ。

(空白)

第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施

第2款 港湾施設における応急対策の実施

〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、県農林水産部、県土木部、市町、港湾管理者、漁港管理者〕

第1 趣旨

災害時に、その被害を最小限に止めるとともに、緊急輸送等各種応急対策を効果的に実施できるよう港湾施設対策について定める。

第2 内容

1 津波に対する防護措置

(1) 津波発生時における津波の監視等

防災関係機関等は、震度4以上の地震を感じた場合、津波予報の伝達に時間を要することがあることを考慮し、責任者を定めて海面の監視等自衛措置をとることに努めることとする。

(2) 津波予警報の伝達と広報

関係各市町、海上保安本部は、津波予警報の伝達を受けた場合、防災計画の定めるところにより速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うとともに、一般に周知するため広報を行うよう努めることとする。

(3) 各船舶の応急措置

各船舶は、津波予報が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への待避・係留等の措置に努めることとする。

2 各関係機関の応急対策

(1) 海上保安本部

海上保安本部は、巡視船艇等により災害状況の調査を行い、次の応急対策を実施するほか、必要に応じ航行警報の放送・水路通報により船舶等に周知することとする。

- ① 海難その他海上災害が発生した場合の救助
- ② 港内における船舶交通の安全確保のため航行の制限、航路標識の復旧、水深の調査等の実施
- ③ 石油コンビナート等防災計画に定める応急対策
- ④ 緊急海上輸送に対する支援
- ⑤ 危険物の保安措置

(2) 港湾管理者・漁港管理者

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾・漁港施設が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施し港湾機能の回復に努めることとする。

3 近畿地方整備局

近畿地方整備局は、港湾管理者からの要請により港湾施設復旧等の技術指導を行うこととする。

また、直轄の港湾施設が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施し、港湾機能の回復に努めることとする。

緊急確保航路において、海上緊急輸送路の確保のため航路啓開を行うものとする。

〔資 料〕 「港湾・漁港の現況」

第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施

第3款 空港施設における応急対策の実施

〔実施機関：県土木部、空港管理者等〕

第1 趣旨

災害時の空港施設の被害を最小限に止めるとともに、緊急輸送等各種応急対策が効果的に実施できるよう空港施設対策について定める。

第2 計画の内容

1 体制の確保と情報収集

空港管理者等は、大規模な地震の発生に際し、速やかに必要な人員体制を確保して、飛行場施設の点検を行い、被災状況を確認することとする。

2 関係機関等との連携による防災

空港管理者等は、大阪空港事務所等の関係機関に被災状況を報告し、必要に応じて航空機の運航制限を行うことにより、飛行場における事故発生の防止に努めるとともに、関係機関・飛行場に事務所等を有する会社等に連絡し、協力して別に定める災害対策マニュアル等に基づき、救難活動を実施することとする。

3 施設等の早期復旧

空港管理者等は、関係機関等と協力して速やかに被災した飛行場施設等の早期復旧と旅客等の安全確保対策を行い、緊急輸送等の各種応急対策が効果的に実施できるよう努めることとする。

〔資 料〕 「空港施設対策関係機関等連絡先一覧表」

第17節 ライフラインの応急対策の実施

第1款 電力の確保

〔実施機関：県危機管理部、関西電力㈱、関西電力送配電㈱〕

第1 趣旨

災害により機能が停止した電力の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 県の応急対策

(1) 被害状況等の情報収集

関西電力および関西電力送配電のほか、市町、県警察本部、消防機関等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、県民が必要とする情報について、適切な広報を行うこととする。

(3) 優先復旧等

- ① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、重要施設やその他特に必要があると認める施設については、関西電力および関西電力送配電に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。
- ② 関西電力および関西電力送配電から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。
- ③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、関西電力および関西電力送配電に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請することとする。
- ④ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めることとする。
- ⑤ 重要施設等の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成し、関西電力送配電に電源車等の配備を要請するよう努めることとする。

2 関西電力および関西電力送配電の応急対策

(1) 防災体制

① 地域における防災体制

関西電力の各支社および関西電力送配電の各本部が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長および本部長を対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

神戸および播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

- a. 神戸および播磨・但馬地域非常災害対策総本部
- b. 神戸および播磨・但馬地域発販等非常災害対策本部
- c. 神戸および播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部
- d. 神戸および播磨・但馬地域発販等警戒本部
- e. 神戸および播磨・但馬地域送配電警戒本部

＊送配電とは関西電力送配電のことをいう。

② 総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。

- ａ．神戸および播磨・但馬地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ｂ．神戸および播磨・但馬地域内に大津波警報が発令された場合
- ｃ．南海トラフ地震臨時情報が発令された場合
- ｄ．南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合

イ 総本部の設置については、関西電力の長と関西電力送配電の長が協議し、決定する。

- ａ．非常災害が発生した場合または発生することが予想される場合にあつて、関西電力と関西電力送配電が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
- ｂ．その他必要な場合

③ 体制の確立

関西電力および関西電力送配電は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

ア 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。

イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

(2) 災害応急対策に関する事項

① 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

(一般情報)

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）

ウ 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

(関西電力および関西電力送配電被害情報)

オ 電力施設等の被害状況および復旧状況

カ 停電による主な影響状況

キ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

ク 従業員等の被災状況

ケ その他災害に関する情報

② 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

③ 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあつては関西電力の総務室長、地域にあつては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

(3) 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

① 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、

第2編第4章第7節第1款で定める広報活動を行う。

② 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 要員の確保

① 対策組織要員の確保

ア 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。

② 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

(5) 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

① 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

② 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力および関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

③ 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(6) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(7) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(8) 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

(9) 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

① 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

② 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

③ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

(10) ダムの管理

関西電力は、ダムの管理を次のとおり実施する。

① 管理方法

ダムの地域環境、重要度および河川の状況を考慮して、平常時および洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

② 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

③ 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁および地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

④ ダム放流

ダム放流に当たっては、「ダム操作規程」または「ダム管理規程」等に基づき、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。

なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

(11) 津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項

本店および地域の非常災害対策総本部長は、津波の来襲に備え、次の事項を実施する。

① 情報伝達、避難誘導

気象台からの津波警報等に関する情報は、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて、速やかに従業員へ周知する。また、緊急地震速報システム等により津波警報を受信した業務機関については、構内放送等を通じて構内の従業員および作業員等に安全な場所へ避難するよう周知する。

なお、見学者、訪問者等に対しても、関係市町村と連携のうえ、避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

② 津波からの避難

津波警報等が発表されたとき、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

その後は、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保したうえで、次項に定める必要な安全確保措置を実施する。

③ 津波来襲に備えた措置

津波警報等が発表されたとき、火力発電所および浸水が予想される変電所等では、対策組織の判断により、津波からの避難に要する時間に配慮しつつ、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、次の安全措置、緊急点検および巡視を実施する。

ア 安全措置

- ａ．高圧ガス、燃料等危険物の受入、払出、移送等の作業の停止
- ｂ．津波・高潮対策用設備（防潮扉等）の閉鎖
- ｃ．作業用電力、エンジン類の停止、火気使用の禁止

イ 緊急点検および巡視

- ａ．転倒または移動するおそれのある設備の固定状況の点検
- ｂ．非常用電源設備、消火設備等の巡視点検

避難区域にある仕掛け工事および作業中の電力施設において、津波警報を確認した場合は、原則として工事および作業を中断するものとする。また、津波からの避難に要する時間を配慮しつつ、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、上記ア、イに準じた措置を実施する。

(12) 複数の巨大地震の時間差発生を考慮した措置

複数の巨大地震が時間差発生した場合による被害の拡大を防止し、電力の安定供給を確保するため、本店および地域の非常災害対策総本部長の判断により、電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。

なお、この場合において、津波、余震等のおそれがなくなった後に、被害状況等を考慮し、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で実施するものとする。

① 特別巡視、特別点検等

電力施設等に対する特別巡視、特別点検および機器調整等を実施する。

② 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、社外的には電気通信事業者、鉄道、警察、消防、諸官庁等の社外防災機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。

③ 応急安全措置

仕掛け工事および作業中の各電力施設（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全および設備保安上の応急措置を実施する。

(13) 災害復旧に関する事項

① 復旧計画

ア 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

- (a) 復旧応援要員の必要の有無
- (b) 復旧要員の配置状況
- (c) 復旧用資機材の調達
- (d) 復旧作業の日程
- (e) 仮復旧の完了見込
- (f) 宿泊施設、食糧等の手配
- (g) その他必要な対策

イ 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

② 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

〔資 料〕 「関西電力㈱および関西電力送配電㈱災害対策本部組織図」

第17節 ライフラインの応急対策の実施

第2款 ガスの確保

〔実施機関：県危機管理部、大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱、（一社）兵庫県LPガス協会〕

第1 趣旨

災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 県の応急対策

(1) 被害状況等の情報収集

大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱及び(一社)兵庫県LPガス協会のほか、市町、県警察本部、消防本部等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、県民が必要とする情報について、適切な広報を行うこととする。

(3) 優先復旧等

- ① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱又は(一社)兵庫県LPガス協会に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。
- ② 大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱又は(一社)兵庫県LPガス協会から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。
- ③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱に対し、供給停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請することとする。
- ④ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めることとする。

2 大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の応急対策

大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱は、「社内規定」に基づき、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 地震発生直後の対応

① 応急対策要員の動員

ア 大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合、本社、地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、兵庫事業本部内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合は、兵庫事業本部内に対策本部を設置することとする。

イ 応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガスネットワーク供給エリア内で震度5強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社することとする。

ウ 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行うこととする。

② 情報の収集伝達

ア 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区事業部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。

イ 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。

ウ 兵庫事業部地区対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被

害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。

③ 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。

④ 危険防止対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。

(2) 復旧作業過程

① 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。

② 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスネットワークが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。

③ 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給することとする。

④ 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報することとする。

⑤ 他機関との協力体制

復旧を促進するため、県をはじめとする地方公共団体、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・県警察本部、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。

3 (一社)兵庫県LPガス協会の応急対策

(1) 地震発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市・町）に災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに(一社)兵庫県LPガス協会内に、兵庫県LPガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じることとする。

② 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達することとする。

ア 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

イ 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

(2) 応急対策の実施

① 緊急措置の周知

㈱ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、LPガ

スの容器バルブの閉止等を周知する内容を、(株)ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図ることとする。

また、災害地区の市町、自治体等に依頼し、広報車・有線放送等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともにL Pガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じることとする。

② ローラー作戦の展開

L Pガス消費家庭等が地震のため広範囲にわたり被害を受け、L Pガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施することとする。

③ 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収することとする。

また、災害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努めることとする。

④ 高齢者等弱者対策

L Pガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施することとする。

(3) 復旧対応

① L Pガスの供給

ア 都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により各自治体からの要請に応え、病院、避難所等を優先にL Pガスの供給を行う。

イ 一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、L Pガスの国家備蓄の放出に備える。

② 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにL Pガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら県民の要望に対応することとする。

③ 不要容器の回収

不要となったL Pガス容器については、市町の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収することとする。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知することとする。

④ 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿L Pガス連合会の相互支援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。

[資 料] 「大阪ガス(株)災害対策本部組織図」

第17節 ライフラインの応急対策の実施

第3款 電気通信の確保

〔実施機関：県危機管理部、NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ関西支社、NTTドコモビジネス(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)〕

第1 趣旨

災害により機能が停止した電気通信の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 県の応急対策

(1) 被害状況等の情報収集

電気通信事業者のほか、市町、県警察本部、消防機関等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、県民が必要とする情報について、適切な広報を行うこととする。

(3) 優先復旧等

- ① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、電気通信事業者に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。
- ② 電気通信事業者から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。
- ③ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めることとする。

2 NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びNTTドコモビジネス(株)の応急対策

NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びNTTドコモビジネス(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 地震発生直後の対応

- ① 被害状況の把握
設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保
- ② 防護措置
設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置の実施

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

- ① 通信の途絶の解消と通信の確保
地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。
ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
オ 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
カ 臨時・特設公衆電話の設置
キ 停電時における公衆電話の無料化

② 重要通信の確保

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問合せや見舞いの電話の殺到により交換機が異常ふくそうに陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

③ 通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取り扱う。

ウ 被害状況に応じた案内トーキを挿入する。

エ 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」でのふくそう緩和を実施する。

オ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）

カ NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

3 KDDI(株)の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

4 ソフトバンク(株)の応急対策

ソフトバンク(株)は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

① 情報収集および被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。

② 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

② 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

③ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。（借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。）

④ 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEBサイトで地図等を用いて情報を公開する。

5 楽天モバイル㈱の応急対策

(1) 情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。

② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

(3) 重要通信の疎通確保

① 災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

② 「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

(4) 災害時における広報

① 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

(5) 対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

(6) 社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(7) 災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。

(8) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

〔資 料〕 「N T T西日本災害対策本部組織図」

第17節 ライフラインの応急対策の実施

第4款 水道の確保

〔実施機関：県保健医療部、県土木部、県企業庁、水道事業者、水道用水供給事業者、市町〕

第1 趣旨

災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 県の応急対策

(1) 地震発生直後の対応

① 応急対策人員の動員

地震発生後直ちにあらかじめ定められた行動マニュアルに従い、応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

② 被害状況の把握

各市町と連絡をとり、各市町の水道施設の被害状況、断水の発生状況、応急給水、応急復旧についての支援の必要性の有無について把握するように努めることとする。

③ 広域的支援の要請・調整

応急対策の実施に必要な人員・資機材が不足し、大規模な支援が必要な場合は、水道事業者の相互応援の状況を踏まえつつ、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき県内市町や国土交通省近畿地方整備局、他府県及び日本水道協会等関係団体等に対する広域的な支援の要請・調整を行うこととする。

(2) 復旧過程

① 復旧までの支援・調整

応急復旧完了までの間、県は被災した水道施設の被災状況、応急給水及び応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、人員、給水車、復旧用等資機材等の充足状況、外部支援の状況等の現地情報を継続的に収集し、支援・調整を行うとともに、応急復旧の進捗状況、復旧の見込み等について広報を行うこととする。

② 応急給水に関する支援・調整

県は応急給水の実施状況について市町と連絡をとり、医療機関、避難所、社会的弱者施設に対する応急給水が実施できるよう支援・調整を行うとともに、県民に対して応急給水の実施状況について、広報を実施することとする。

③ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めることとする。

2 水道事業者及び水道用水供給事業者の応急対策

(1) 地震発生直後の対応

① 応急対策人員の動員

地震発生後直ちにあらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

② 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施することとする。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。

③ 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、市町等の水道担当部局と連携を図りつつ、

速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等、国土交通省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

(2) 復旧過程

① 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示することとする。

② 施設毎の復旧方法

ア 貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

イ 送・配水施設並びに給水管

配水場・ポンプ場については、①と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進めることとする。

(ア) 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消することとする。

(イ) 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施することとする。

③ 復旧の記録

地震による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えることとする。

④ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 被害状況の把握
- (3) 県等への応援要請
- (4) 施設毎の復旧方法
- (5) 復旧状況等の情報伝達
- (6) その他必要な事項

第17節 ライフラインの応急対策の実施

第5款 下水道の確保

〔実施機関：県土木部、下水道施設管理者、市町〕

第1 趣旨

災害により機能が停止した下水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 県の応急対策

(1) 地震発生直後の対応

① 被害状況の把握

地震発生後、県及び市町は緊密に連携し、下水道施設の被害状況、応急復旧についての支援の必要性の有無の把握に努めることとする。

② 広域的支援の要請・調整

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足し、大規模な支援が必要な場合は、下水道施設管理者の相互応援の状況を踏まえつつ、「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」等に基づき、県内市町や国土交通省、他府県及び日本下水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請・調整を行うこととする。

(2) 復旧過程

① 復旧までの支援・調整

応急復旧完了までの間は、県は被災した下水道施設の被害状況、応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、人員・復旧用資機材の充足状況、外部支援の状況等の調査を継続的に収集し、支援・調整を行うこととする。

② 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めることとする。

2 下水道施設管理者の応急対策

(1) 地震発生直後の対応

① 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施することとする。

② 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施することとする。

ア 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施することとする。

イ 調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施することとする。

ウ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録することとする。

③ 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

(2) 復旧過程

① 復旧方針の決定

被災箇所への応急復旧にあつては、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して迅速な復旧に努めることとする。

② 施設毎の応急措置・復旧方法

ア 管路施設

(ア) 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じることとする。

(イ) マンホール等からのいっ水

- ・排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管等を利用して緊急排水する。
- ・可搬式ポンプを利用して他の下水道管きょ・排水路等へ緊急排水する。
- ・分流式下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

(ウ) 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じることとする。

イ ポンプ場及び処理場施設

(ア) ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じることとする。

(イ) 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施することとする。

(ウ) 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努めることとする。

(エ) 燃料タンク等からの危険物の漏えい

危険物を扱う設備については、地震発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じることとする。

(オ) 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい

地震発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じることとする。

- ・火気使用の厳禁及び立入禁止の措置
- ・漏えい箇所の修復
- ・漏えい箇所付近の弁等の閉鎖

(カ) 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい

地震発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じることとする。

(キ) 池及びタンクからのいっ水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止することとする。

(ク) 津波の発生

津波の発生が予想される場合は、次の措置を講じることとする。

- ・防潮ゲートの閉鎖
- ・止水用ゲートの閉鎖及び止水用角落としの設置
- ・ポンプ場・処理場等における土のう等による漏水防止措置

③ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 被害状況の把握
- (2) 県等への応援要請
- (3) 復旧状況等の情報伝達
- (4) その他必要な事項

第17節 ライフラインの応急対策の実施

第6款 工業用水道の確保

〔実施機関：県産業労働部、県企業庁、工業用水道事業者、市町〕

第1 趣旨

災害により機能が停止した工業用水道の早期復旧のための対策について定める。

第2 内容

1 県の応急対策

(1) 地震発生直後の対応

① 応急対策人員の動員

地震発生後直ちにあらかじめ定められた行動マニュアルに従い、応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

② 被害状況の把握

各工業用水道事業実施市町と連絡をとり、各市町の工業用水道施設の被害状況、断水の発生状況、応急復旧についての支援の必要性の有無について把握するように努めることとする。

③ 広域的支援の要請・調整

応急対策の実施に必要な人員・資機材が不足し、大規模な支援が必要な場合は「近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等に基づき県内工業用水道事業実施市町や経済産業省、他府県及び日本工業用水道協会等関係団体等に対する広域的な支援の要請・調整を行うこととする。

(2) 復旧過程

① 復旧までの支援・調整

応急復旧完了までの間、県は被災した工業用水道施設の被災状況、応急復旧の進捗状況、復旧の見込み、作業人員、復旧用資機材等の充足状況、外部支援の状況等の現地情報を継続的に収集し、支援・調整を行うとともに、応急復旧の進捗状況、復旧の見通しについて広報を行うこととする。

② 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めることとする。

2 工業用水道事業者の応急対策

(1) 地震発生直後の対応

① 被害（断水状況）の把握

工業用水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。

② 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、防災担当部局と連携を図りつつ、速やかに、「近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等に基づいて支援の要請を行うこととする。

(2) 復旧過程

① 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧にあたる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示することとする。

② 施設毎の復旧方法

ア 貯水、取水、並びに導水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行うこととする。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

イ 送・配水施設

管路については、被害状況により復旧順位を決め、段階的に復旧を進めることとする。

(ア) 第1次応急復旧

主要な管路の復旧を行う。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、受水企業への給水を実施することとする。

(イ) 第2次応急復旧

第1次応急復旧により、ほぼ断水地域が解消した段階で引き続き各受水企業への給水をめどに復旧を実施することとする。

③ 復旧の記録

地震による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えることとする。

④ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 被害状況の把握
- (3) 県等への応援要請
- (4) 施設毎の復旧方法
- (5) 復旧状況等の情報伝達
- (6) その他必要な事項

第18節 教育対策の実施

〔実施機関：県教育委員会、市町、市町教育委員会〕

第1 趣旨

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときに設置する災害対策教育部本部（県に災害対策本部が設置されたときは、同本部の教育部となる）について定めるとともに、災害時の教育対策について定める。

第2 内容

1 兵庫県災害対策教育部本部の組織

(1) 本部

- ① 教育部の本部は、部長、副部長、幹事及び事務局長をもって組織し、それぞれ教育長、教育次長、各課長及び総務課長をもって充てることとする。
- ② 本部会議は、部長、副部長、幹事及び事務局長をもって構成することとする。
- ③ 本部は災害対策について、次に掲げる基本事項を決定することとする。
 - ア 教育委員会の所管にかかる教育施設の災害対策に関すること。
 - イ 被災児童生徒の教育対策に関すること。
 - ウ 被災教職員の災害対策に関すること。

(2) 事務局

- ① 事務局は総務課長が掌握し、教育委員会事務局総務課にこれを置く。
- ② 事務局に連絡員を置き、各課の副課長をもってこれに充て、所掌事務について連絡に当たるとともに、事務局付は連絡員のほか、総務課員をもって充てることとする。
- ③ 事務局は、次に掲げる事務を処理することとする。
 - ア 災害情報に関すること。
 - イ 県本部及び教育部本部と各課（班）との連絡に関すること。
 - ウ その他必要な事項

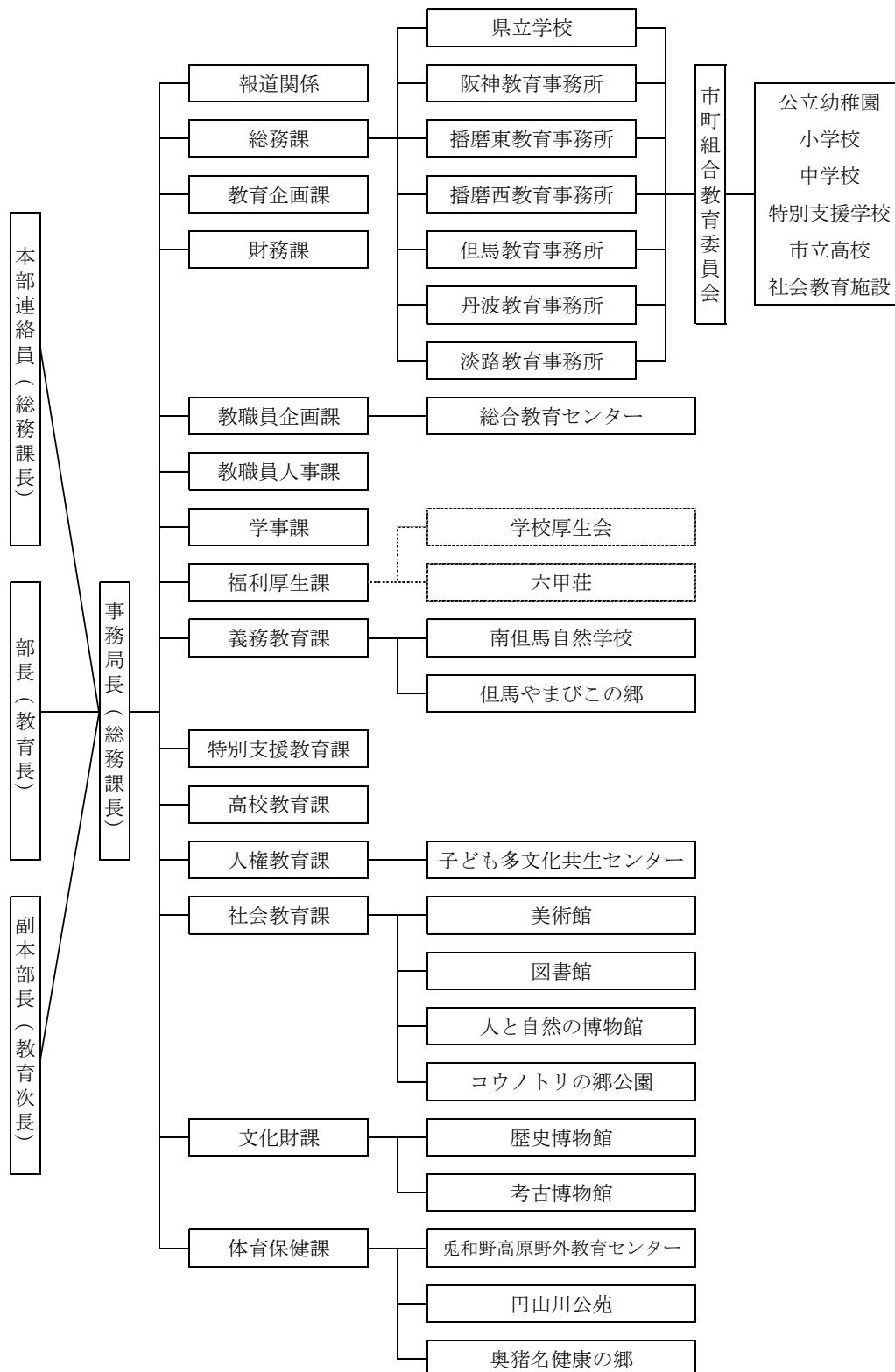
(3) 班

事務局に次の班を置き、各班長は課長、各地方機関、県立学校及び教育機関の長をもって充て、班員は担当課等に所属する職員をもって充てることとする。

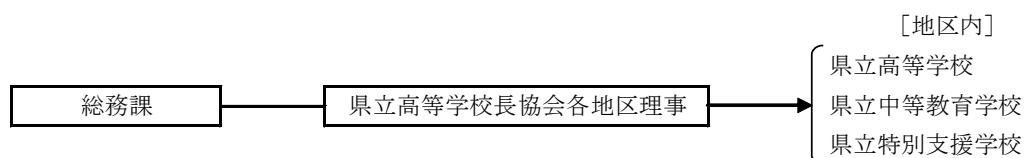
総務班、教育企画班、財務班、教職員企画班、教職員人事班、学事班、福利厚生班、義務教育班、特別支援教育班、高校教育班、社会教育班、文化財班、体育保健班、人権教育班、地方機関班、県立学校班、教育機関班

2 動員

(1) 動員の連絡



□ 県立学校班地区代表校連絡網図



(2) 配備態勢

県本部の配備態勢に準じる。

(詳細は資料編「災害対策本部動員計画総括表」に掲載)

3 教育対策

(1) 災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は市町が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力することとする。

(→「避難対策の実施」の項を参照)

(2) 応急教育の実施のための措置

① 市町組合教育委員会、県立学校長は、児童・生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県教育委員会（市町組合教育委員会は県教育事務所を経由）に報告することとする。

ア 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討

イ 校区の通学路や交通手段等の確保

ウ 児童・生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導

エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された市町で応急の学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか、学校給食の実施が困難になった場合も報告することとする。

② 教育委員会は、被災状況により次の措置を講じることとする。

ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

イ 授業料の免除や奨学金制度の活用

ウ 災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用

エ 被災職員の代替等対策

複式授業の実施

二部授業の実施

近隣府県、市町等からの人的支援の要請

非常勤講師又は臨時講師の発令

教育委員会事務局職員の応援

③ 災害救助法に基づく措置

ア 市町は、学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行うこととする。

(ア) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

(イ) 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

イ 県教育委員会は、市町組合教育委員会等から災害により補給を要する教科書の状況についての報告を県教育事務所を通して受け、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示をすることとする。

④ 県教育委員会は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、震災・学校支援チーム（EARTH）等を被災地域へ派遣するものとする。また、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用できる受援体制の確保に努めることとする。

(3) 心の健康管理

- ① 被災児童生徒への心のケア
 - ア 教職員によるカウンセリング
 - イ 電話相談等の実施
 - ウ 教育相談センター、健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関との連携
- ② 教職員の心の健康管理
 - ア 災害救急医療チーム派遣制度の確立
 - イ グループワーク活動の展開

(4) 教育施設の応急復旧対策

県、市町等は、災害発生後、速やかに被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じることとする。

- ① 県立諸学校
 - ア 県立学校長は、軽易な復旧を判断・実施し、県教育委員会に報告することとする。
 - イ 業者を必要とする復旧は、県教育委員会の指示により行うこととする。
- ② 市町立諸学校
 - ア 市町は、被害状況を県教育事務所を経由して県教育委員会に報告することとする。
 - イ 市町は、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行うこととする。
- ③ 社会教育施設
 - ア 県の施設管理者は、被害状況を県教育委員会に報告することとする。
 - イ 県の施設管理者は、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行うこととする。
 - ウ 市町は、市町教育委員会の管理する施設について、被害状況を県教育事務所を経由して県教育委員会に報告することとする。
- ④ 指定文化財等
 - 国・県・市町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、所轄市町教育委員会を経由して、県教育委員会に報告することとする。
 - また、指定文化財等の被災程度が大きい場合、県教育委員会は、文化庁に支援を依頼する。その結果、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が、関係団体（美術館・博物館、都道府県、市町村）の協力により、立ち上がり、応急復旧対策を行うことになる。

(5) 学校の防災機能の強化

教育委員会は、学校が災害時にその機能を損なうことのないよう、防火性等の強化、設備・備品等の安全管理、ライフラインの整備、情報通信基盤の整備、学校給食施設の機能強化等を推進することとする。

なお、避難所として指定を受けた学校の整備については、必要により、市町と十分協議調整を図ることとする。

(6) 防災教育の推進

(→「防災に関する学習等の充実」の項を参照)

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 学校の休校措置、学校施設と教職員の確保
- (3) 応急教育の実施
- (4) 教科書及び学用品の調達及び支給
- (5) 学校給食対策
- (6) 児童生徒等の健康管理
- (7) その他必要な事項

第19節 警備対策の実施

〔実施機関：県警察本部〕

第1 趣旨

県警察本部における災害時の警備対策について定める。

第2 内容

1 基本方針

災害警備活動は、警察各部門が相互に連携して一体的な活動を展開するとともに、県・市町等の行政機関、消防機関及び自衛隊等の防災関係機関と緊密な連携を図り、総合的な災害対策を推進し、県民の生命及び身体の保護を第一とした活動を行うこととする。

2 災害警備本部の設置等

(1) 災害警備体制の種類

災害警備体制は、A号災害警備体制（以下「A号体制」という。）、B号災害警備体制（以下「B号体制」という。）及びC号災害警備体制（以下「C号体制」という。）とする。

(2) 兵庫県警察災害警備本部及び兵庫県災害警備対策室等の設置

警察本部長は、A号体制を発令したときは、警察本部長を長とする兵庫県警察災害警備本部を、B号体制を発令したときは、警備部長を長とする兵庫県警察災害警備対策室を、C号体制を発令したときは、警備部災害対策課長を長とする兵庫県警察災害情報連絡室を警察本部に設置する。

3 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準

(1) A号体制

- ① 県内における震度6弱以上の地震の観測
- ② 県内に大津波警報の発表

(2) B号体制

- ① 県内における震度5強の地震の観測
- ② 県内に津波警報の発表
- ③ 県内に大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表

(3) C号体制

- ① 県内における震度5弱又の地震の観測
- ② 県内に津波注意報の発表
- ③ 県内に大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表
- ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表

4 災害警備体制の発令等

(1) 警察本部長は、上記基準に該当する状況を認知したときは、災害警備体制を発令することとする。

ただし、上記基準に該当しない場合において、県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、被害の状況及び被害の程度又は見込まれる被害を勘案して相当の災害警備体制を発令することができる。

(2) 警察本部長は、気象条件の悪化又は好転、危険の増減、被災地における応急措置の状況等、情勢の変化等

並びに被害の程度及び見込まれる被害を勘案して、災害警備体制の種類の変更又は解除を発令することとする。

第20節 企業庁応急対策の実施

〔実施機関：県企業庁〕

第1 趣旨

災害時における企業庁（兵庫県災害対策本部企業部）の応急対策の実施に必要な組織、動員体制等について定める。

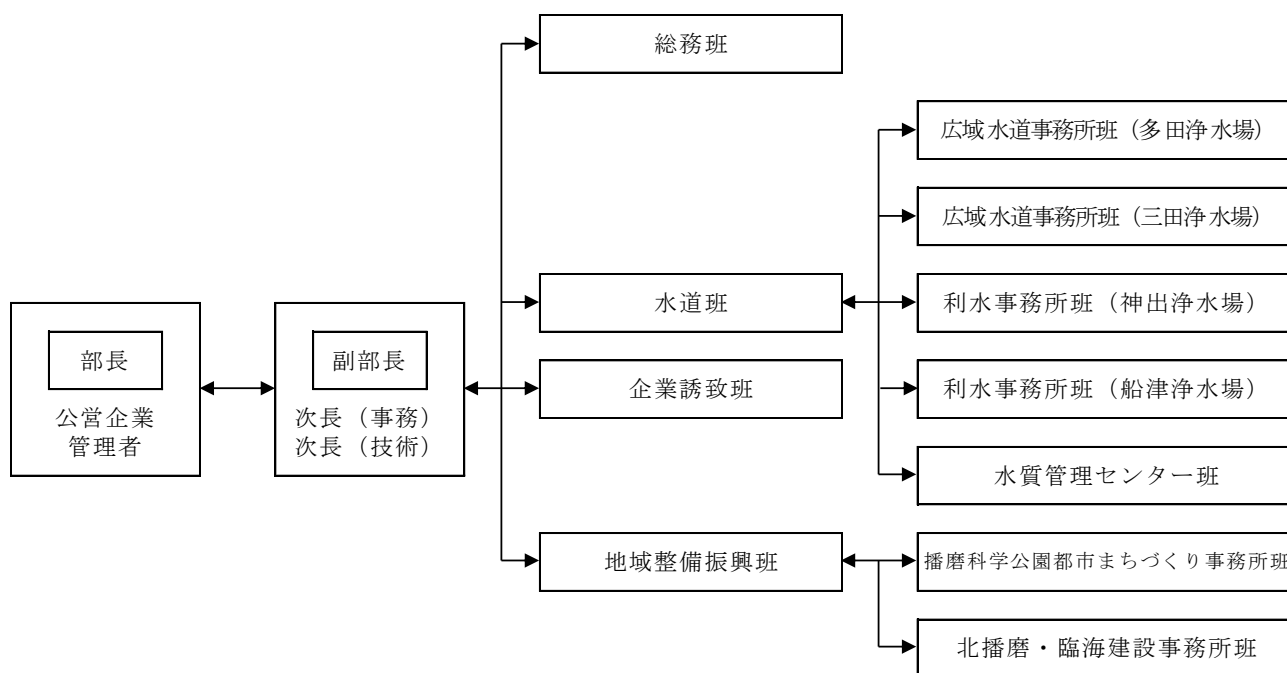
第2 内容

1 組織

- (1) 企業部は部長、副部長、班長をもって構成する。
- (2) 部長には公営企業管理者をもって充てる。
- (3) 副部長には次長（事務）、次長（技術）をもって充てる。
- (4) 班長には各課長をもって充てる。

2 動員

(1) 動員の連絡



(2) 配備態勢

県本部の配備態勢に準ずる。（詳細は資料編「災害対策本部動員計画総括表」に掲載）

第21節 危険物施設等の応急対策の実施

〔実施機関：兵庫労働局、海上保安本部、県総務部、県危機管理部、県保健医療部、県産業労働部、県土木部、県企業庁、県警察本部、市町、消防本部、道路管理者、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、N T T 西日本(株)、大阪ガスネットワーク(株)、報道機関、危険物取扱事業管理者、高圧ガス関係事業者、火薬類関係事業者、毒物・劇物取扱事業者、医療機関〕

第1 趣旨

災害時における危険物施設等の保安及び応急対策について定める。

第2 内容

1 消防法に定める危険物（石油等）

当該事業所等が、地元消防本部に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市町、その他関係機関が総合的な対策を実施することとする。

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下、「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとることとする。

① 連絡通報

ア 責任者は、発災時に直ちに119番で消防本部に連絡するとともに、必要により、付近住民並びに近隣企業に通報することとする。

イ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報することとする。

② 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行うこととする。なかでも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講じることとする。

③ 医療救護

企業内救護班は、応急救護を実施することとする。

④ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施することとする。

⑤ 住民救済対策

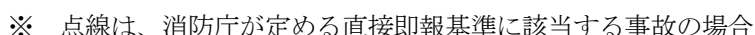
企業は、被害金額の僅少なものについて、企業自体の補償で救済することとする。

(2) 県、市町その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市町地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに次の応急対策を実施することとする。

① 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。



企業、県、市町、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じることとする。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによることとする。

⑫ 災害原因の究明

県、県警察本部、兵庫労働局、地元消防本部は、災害の発生原因の究明にあたることとし、高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行うこととする。

2 高圧ガス

当該事業所等が、地元消防本部に通報の上、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市町等が総合的な対策を実施することとする。

(1) 緊急通報

① 高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市町、消防本部、県警察本部、海上保安本部）に通報することとする。

② 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図ることとする。

(2) 災害対策本部等の設置

事業所は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施することとする。

(3) 応急措置の実施

事業所及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施することとする。

- ① 状況により、設備を緊急運転停止
- ② 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
- ③ ガスが漏えいした場合、緊急遮断等の漏えい防止措置
- ④ 状況により立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
- ⑤ 状況により防災要員以外の従業員の退避
- ⑥ 発災設備以外の設備の緊急総点検
- ⑦ 交通規制、船舶運航禁止措置

(4) 防災資機材の調達

- ① 事業所は、防災資機材が不足又は保有していない場合、直ちに近隣の事業所等から調達することとする。
- ② 県、消防機関は、事業所による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達することとする。
- ③ 県警察本部、消防機関、海上保安本部は、防災資機材の緊急輸送に協力することとする。

(5) 被害の拡大防止措置及び避難

- ① 事業所は、可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合は、携帯用のガス検知器等で漏えいしたガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努めることとする。
- ② 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議することとする。
- ③ 市町は、必要に応じ避難の指示を行うこととする。（避難場所等については、市町地域防災計画で定めるところによる）

3 火薬類

当該事業者等が地元消防本部に通報のうえ、当該事業者等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市町等関係機関が総合的な対策を実施することとする。

(1) 緊急通報

- ① 事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関（県、市町、消防本部、県警察本部）等に通報することとする。
- ② 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図ることとする。

(2) 災害対策本部等の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連絡して応急対策を実施することとする。

(3) 応急措置の実施

事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講じることとする。

① 火薬類製造所における応急措置

ア 作業者は原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努めることとする。

イ 火災・爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、消防機関(先着の消防隊員)に消火活動等に必要な情報を提供することとする。

各監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させることとする。

② 販売所(庫外貯蔵所)における応急措置

ア 事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼がおよび貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出することとする。搬出に当たっては、県警察本部、消防機関及び県等の関係機関に対して、連絡を密にして対処することとする。

イ 事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防機関(先着の消防隊員)に消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

③ 消費場所における応急措置

ア 火薬類の使用者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とすることとする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄することとする。

④ 運搬中における応急措置

ア 運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視することとする。

イ 運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受けることとする。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等への保管委託等を行うこととする。

ウ 県警察本部は、必要があれば支援措置を行うこととし、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力することとする。

(4) 避難

市町は、必要により避難の指示を行うこととする。(避難場所等については、市町地域防災計画で定めるところによる)

4 毒物・劇物

当該事業所等が地元健康福祉事務所等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市町、関係機関等が総合的な対策を実施することとする。

(1) 事業所等の通報

事業所は、毒物・劇物が流失し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、健康福祉事務所(市保健所)、消防本部、県警察本部等へ緊急通報を行うこととする。

(2) 応急措置

ア 県、保健所設置市は、事業所から緊急通報があった場合、事業所にマニュアルによる対応を徹底することとする。

イ 消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努めることとする。

ウ 県、保健所設置市は、大量流出等に際しては、医療機関へ連絡するとともに、消防機関、県警察本部等は連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施することとする。

(3) 避難

市町長等は、必要があれば避難の指示を行うこととする（避難場所等については、市町地域防災計画で定めるところによる。）。

5 放射性物質

（→「原子力等防災計画」を参照）

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 災害情報の収集・報告
- (3) 災害広報
- (4) 避難指示
- (5) その他必要な事項

第22節 農林水産関係対策の実施

〔実施機関：県保健医療部、県農林水産部、市町、卸売市場開設者〕

第1 趣旨

災害時の農林水産業に関する対策について定める。

第2 内容

1 農林水産業技術応急指導

農林水産業改良普及員は、被害農産物に対する緊急技術指導を行うこととする。

2 家畜防疫対策

県は、市町及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図ることとする。

- (1) 畜舎及び家畜の被害状況の把握
- (2) 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保
- (3) 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保
- (4) 家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導
- (5) 発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種
- (6) 他の都道府県への家畜防疫員の派遣要請

3 飼料確保対策

県は、市町及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図ることとする。

- (1) 飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況把握と生産者団体への情報提供
- (2) (1)の施設が被災していない場合における業界団体に対する輸送経路の確保と遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送の指導
- (3) (1)の施設が被災した場合における業界団体に対する当面の必要量の確保指導

4 主要作物

県は、市町及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

(1) 水稻

- ① 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- ② 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- ③ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 大豆

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

5 野菜

県は、市町及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うこととする。

6 果樹

県は、市町及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

- (1) 露出した根部の覆土（地震により地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）
- (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

7 花き

県は、市町及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

8 しいたけ

県は、市町及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

9 水産

県は、次の事項について漁業者を指導することとする。

- (1) 被害状況の早期把握
- (2) 被害施設の早期復旧のための資材収集
- (3) 種苗に損害を受けた場合の各産地の情報収集と種苗の確保

10 流通対策

県は、市町及び関係団体等と協力して、情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めることとする。

(1) 畜産

- ① 食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等における被災状況の把握と生産者団体への情報提供
- ② 被災家畜の予後判定と緊急出荷の指導
- ③ 出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等の指導

(2) 卸売市場

卸売市場の開設者は、施設の破損箇所等を把握し、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通確保のため、早急に修復することとする。

11 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 農林水産業についての被害情報の収集
- (2) 農林水産業者への応急措置の指導
- (3) その他必要な事項

第23節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進

〔実施機関：県危機管理部、県農林水産部、県土木部、県まちづくり部、近畿地方整備局、他関係機関〕

第1 趣旨

本震により損傷を受けた施設等について、余震活動や地震災害直後の豪雨により、さらにその破壊が進み危険性が高くなることがあることから、こうした危険を防止する対策について定める。

第2 内容

1 土砂災害

- (1) 指定地方行政機関のうちの関係機関、県、市町等は、総合土砂災害対策推進連絡会と協議・調整し、総合的な土砂災害対策を推進することとする。
- (2) 県、市町等は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (3) 県、市町等は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (4) 市町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。
- (5) 県は、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、市町等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行うこととする。
- (6) 近畿地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとする。
- (7) 県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとする。

2 道路

- (1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握することとする。
- (2) 管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や県民への周知を図ることとする。
- (3) 管理者は、緊急輸送道路について重点的に復旧、確保を図ることとする。
- (4) 管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施することとする。

3 河川

- (1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握することとする。
- (2) 管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や県民への周知、警戒避難体制の整備を図ることとする。
- (3) 管理者は、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施することとする。
- (4) 県、市町は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

4 ダム

- (1) 県営ダムの管理者は、震度4以上又は堤体底部の地震計が最大加速度25ガル以上の地震が発生した場合に臨時点検を実施し、危険箇所を対象とした応急対策を実施することとする。
- (2) 県営ダムの管理者は、速やかに点検結果及び応急対策について県(河川整備課)に報告することとする。
- (3) 県営ダムの管理者は、臨時点検体制の確保が困難な場合、速やかに県(河川整備課)と応援体制について協議することとする。
- (4) 県営ダムの管理者は、堤体の安全性に支障がある場合は、緊急放送を行って速やかに貯水位を低下させることとする。

5 港湾、漁港、海岸

- (1) 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施することとする。
- (2) 管理者は、決壊箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行うこととする。

6 ため池

- (1) 管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (2) 管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- (3) 市町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

7 森林防災対策

- (1) 県、市町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (2) 県、市町は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 警報機付伸縮計の設置
 - ③ 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
- (3) 市町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

8 農地・農業用施設

- (1) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めることとする。
- (2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うこととする。

9 宅地防災対策

- (1) 県、市町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
- (2) 県、市町は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
 - ① ビニールシート等の応急措置
 - ② 宅地防災相談所等の開設
- (3) 市町は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。
- (4) 市町は、被災宅地の危険度判定を実施するための被災宅地危険度判定実施本部を設置する。
県は、市町の実施する危険度判定活動を支援するための被災宅地危険度判定支援本部を設置し、市町からの要請に応じて、被災宅地危険度判定士に協力を依頼するなどの支援業務にあたる。

10 建築物の防災対策

- (1) 市町は、応急危険度判定のための判定実施本部を設置し、県に応急危険度判定士の派遣を要請することとする。
- (2) 県は、判定実施支援本部を設置し、応急危険度判定士に対し出動を要請するとともに、必要に応じて国土交通省や他府県に応急危険度判定士の派遣を要請することとする。
- (3) 応急危険度判定士は、「応急危険度判定調査表」を使用し、原則として外観目視にて判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付することとする。
- (4) 県、市町等は、公共施設の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じることとする。

11 都市公園

- (1) 管理者は、緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施することとする。
- (2) 管理者は、速やかに点検結果及び応急対策について、県に報告することとする。

12 危険物対策

県、市町は、危険物施設の立入検査等を実施するなど、必要により適切な措置を講じることとする。

13 県民への余震情報の提供

県、市町は、余震に関する情報提供に努めることとする。

- (1) 印刷媒体、電波媒体による広報
- (2) 要配慮者向け等の余震対策マニュアルの作成

14 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 余震対策のうち、市町の所管にかかる施設等の点検、整備
- (3) パトロールの実施体制
- (4) 住民への広報
- (5) 避難対策
- (6) その他必要な事項

〔資 料〕 「臨時点検対象利水ダム一覧」
「耐震強化岸壁の位置」

第 4 編 災害復旧計画

第1節 災害復旧事業の実施

〔実施機関：県危機管理部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部、県農林水産部、県土木部、県まちづくり部、県教育委員会、市町〕

第1 趣旨

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

第2 内容

1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川災害復旧事業
- ② 海岸災害復旧事業
- ③ 砂防設備災害復旧事業
- ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦ 道路災害復旧事業
- ⑧ 港湾災害復旧事業
- ⑨ 漁港災害復旧事業
- ⑩ 水道災害復旧事業
- ⑪ 下水道災害復旧事業
- ⑫ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- ① 農地農業用施設災害復旧事業
- ② 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ③ 林道施設災害復旧事業

(3) 都市施設等災害復旧事業

- ① 街路災害復旧事業
- ② 都市排水施設等災害復旧事業

(4) 廃棄物処理施設災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) 中小企業の振興に関する事業計画

(11) その他の災害復旧事業

2 激甚災害の指定

(1) 手続等

大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続等は以下のとおりである。

① 激甚災害に関する調査

ア 市町

市町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力することとする。

イ 県

(ア) 県は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について関係各部で必要な調査を実施することとする。

(イ) 関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努めることとする。

② 激甚災害指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図ることとする。

③ 特別財政援助額の交付手続

ア 市町

市町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

イ 県

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係各部は負担を受けるための手続その他を実施することとする。

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア 公共土木施設災害復旧事業

イ 公共土木施設災害関連事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業

エ 公営住宅等災害復旧事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

カ 児童福祉施設災害復旧事業

キ 老人福祉施設災害復旧事業

ク 障害者福祉施設災害復旧事業

ケ 婦人保護施設災害復旧事業

コ 感染症指定医療機関災害復旧事業

サ 感染症予防事業

シ 堆積土砂排除事業

{ (公共的施設区域内)

{ (公共的施設区域外)

ス 湛水排除事業

② 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助
- ③ 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ その他の財政援助措置
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(3) 局地激甚災害に係る財政援助措置

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 障害者福祉施設災害復旧事業
 - ケ 婦人保護施設災害復旧事業
 - コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - サ 感染症予防事業
 - シ 堆積土砂排除事業

{	(公共的施設区域内)
{	(公共的施設区域外)
 - ス 湛水排除事業
- ② 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 森林災害復旧事業に対する補助
- ③ 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ④ その他の財政援助措置
 - ア 公共土木施設、公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

(1) 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び(株)日本政策金融公庫法により融資することとする。

① 天災資金

関係機関は、地震によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

② (株)日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資することとする。

(2) 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

(3) 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行うこととする。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害復旧事業の種類
- (2) 激甚災害の指定に関する事項
- (3) 災害復旧事業に必要な金融に関する事項
- (4) その他必要な事項

第2節 被災者の生活再建支援

〔実施機関：近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所、県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。

第2 内容

1 被災者生活再建支援金

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第6条第1項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

(1) 適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

- ① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満）若しくは2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満）における自然災害

(2) 報告・適用手続

① 報告

県は、上記(1)①～⑥のいずれかに該当する自然災害となることが明白であるか、又は、その可能性があると認められる場合には、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人あて報告する（内容に変更があった場合は、その都度報告）。

ア 災害が発生した日時及び場所

イ 災害の原因及び概況

ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況

エ 法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した市区町名又は県名

オ その他必要な事項

② 適用

県は、発生した自然災害が上記(1)①～⑥のいずれかに該当するものと認めた場合は、被災者生活再建支援法の適用を決定する。また、次に掲げる事項について、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人あて報告のうえ、公示を行う。

ア 法の対象となる自然災害が発生した市区町名又は県名

イ 当該市区町における住宅に被害を受けた世帯数

ウ 公示を行う日

エ その他必要な事項

(3) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給額(下記アとイの合計で最大300万円)

住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区 分 ((3)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円
④世帯	50万円	
⑤世帯	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円

(注) 1 単数世帯は上記支給額の3/4

2 申請期間：自然災害発生からアが13月間、イが37月間

2 その他

県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

また、近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所は、生活支援情報を整理したガイドブックを作成した場合、被災者や県、市町等にも提供する。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 被災者生活再建支援金
- (2) その他必要な事項

第3節 住宅の復旧・再建支援

〔実施機関：県危機管理部、県まちづくり部、市町〕

第1 趣旨

住宅の復旧対策及び再建支援施策について定める。

第2 内容

1 住宅復旧の主な種類と順序

- (1) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (2) 住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設、購入または補修資金の融資
- (3) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (4) 罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- (5) 土地区画整理法による土地区画整理事業の計画及び実施
- (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- (7) 民間住宅の復興に対する支援

2 災害公営住宅

(1) 実施機関

災害公営住宅は、市町が建設し、管理することとする。

ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理することとする。

(2) 建設のための要件

- ① 地震・暴風雨・洪水・高潮、その他異常な自然現象による場合（次のいずれかに該当すること。）

ア 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

イ 1市町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

ウ 滅失戸数が1市町の区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

- ② 火災による場合（同一期に同一場所で発生したときに、次のいずれかに該当すること）

ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

イ 滅失戸数が1市町の住宅戸数の10%以上のとき。

(3) 入居者の条件（次のいずれにも該当すること。）

- ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

- ② 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。

（政令月収とは、世帯の総所得から同令第1条第3号に規定される諸控除を除いた額の1／12）

(4) 建設戸数

被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）

(5) 規格

各地方公共団体が条例で定める整備基準による（県営住宅の場合は、1住戸あたり床面積25㎡以上）。

(6) 国庫補助

建設に要する費用の2／3国庫補助（激甚災害の場合は3／4）

(7) 建設年度

原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

3 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施することとする。

(1) 国庫補助適用の基準

① 再建設の場合

公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定めることとする。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができることとする。

② 補修の場合

1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市町営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

③ 宅地の復旧の場合

ア 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

イ 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

(2) 国庫補助率

被害別	復旧工事別	補助率
滅失	再建設	1／2
損傷	補修	1／2

4 被災住宅に対する融資等

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付

① 目的

自然災害による被災住宅の復興資金として融資する。

② 対象となる災害

ア 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害

イ 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

③ 融資を受けることができる住宅の基準

ア 新築家屋（建設）の基準

(ア) 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1／2以上であること。

(イ) 建築基準法その他関係法令に適合すること。

(ウ) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。

(エ) 敷地の権利が転貸借でないこと。

(オ) 共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

イ 補修の基準

上記(ア) (イ) (ウ) (エ)のとおり。

④ 条件（令和5年10月1日現在）

ア 融資限度額（建設融資の場合）

土地を取得する場合…………… 3,700万円

土地を取得しない場合…………… 2,700万円

イ 貸付利率

(団体信用生命保険に加入する場合)

年1.41%(令和5年10月1日現在)

ウ 償還期間

建設・購入の場合は35年以内(据置3年以内)

補修の場合は20年以内(据置1年)

⑤ 融資の手続

融資を希望する者は、市町の発行するり災証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書(その他必要な書類を含む)と併せて郵送で提出する。

5 被災者生活再建支援金

(→再掲「第4編第2節 被災者の生活再建支援」)

6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金(以下、「(公財)共済基金」という。)が共済給付金を給付することとする。

(1) 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害

(2) 共済給付金

区 分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】
住宅再建共済制度	○全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○中規模半壊・半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円
マンション共用部分再建共済制度	○全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○中規模半壊・半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入住戸数
家財再建共済制度	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が中規模半壊・半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円	—

(注) 1 住宅再建共済制度

(1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。

(2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。

(ア) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。

(イ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

2 マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の1／2とする。

3 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

(3) 請求方法

加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、(公財)共済基金に請求する。

(4) 請求期間

原則として、自然災害が発生した日から5年以内

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施責任
- (2) 建設予定地
- (3) 建設資材等の調達
- (4) 必要機械器具の保有調達
- (5) 建設業者一覧
- (6) 入居基準
- (7) 住宅建設に伴い必要となる諸対策
- (8) 被災者生活再建支援金（再掲）
- (9) 兵庫県住宅再建共済制度
- (10) その他必要な事項

第4節 災害義援金の募集等

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

災害による被災者の生活を救援するための災害義援金の募集等について定める。

第2 内容

1 募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、次の関係機関は共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行うこととする。

兵庫県
被災市町
兵庫県市長会
兵庫県町村会
日本赤十字社兵庫県支部
兵庫県共同募金会
兵庫県商工会議所連合会
兵庫県商工会連合会
神戸新聞厚生事業団
日本放送協会神戸放送局
株式会社ラジオ関西
株式会社サンテレビジョン
学識経験者等

2 配分

(1) 県は、上記関係機関の参画により義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定することとする。

- ① 募集方法及び配分方法
- ② 被災者等に対する伝達方法
- ③ 義援金の収納額及びその用途についての寄託者及び報道機関等への周知方法

(2) 募集委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定めることとする。

3 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理することとする。

4 その他

- (1) 県は、義援金の募集、配分に関する庶務を行うこととする。
- (2) 関係機関は、義援金の募集、配分に要する事務の負担について、その都度協議することとする。

5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害義援金の取扱い
- (2) その他必要な事項

(空白)

第 5 編 災害復興計画

第1節 組織の設置

〔実施機関：県福祉部、県産業労働部、県農林水産部、県土木部、県企業庁、市町〕

第1 趣旨

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第2 内容

1 復興本部の設置

県は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置することとする。

なお、復興本部には、部、局、課等を置くこととするが、その構成及び分掌事務については、設置の際に定めることとする。

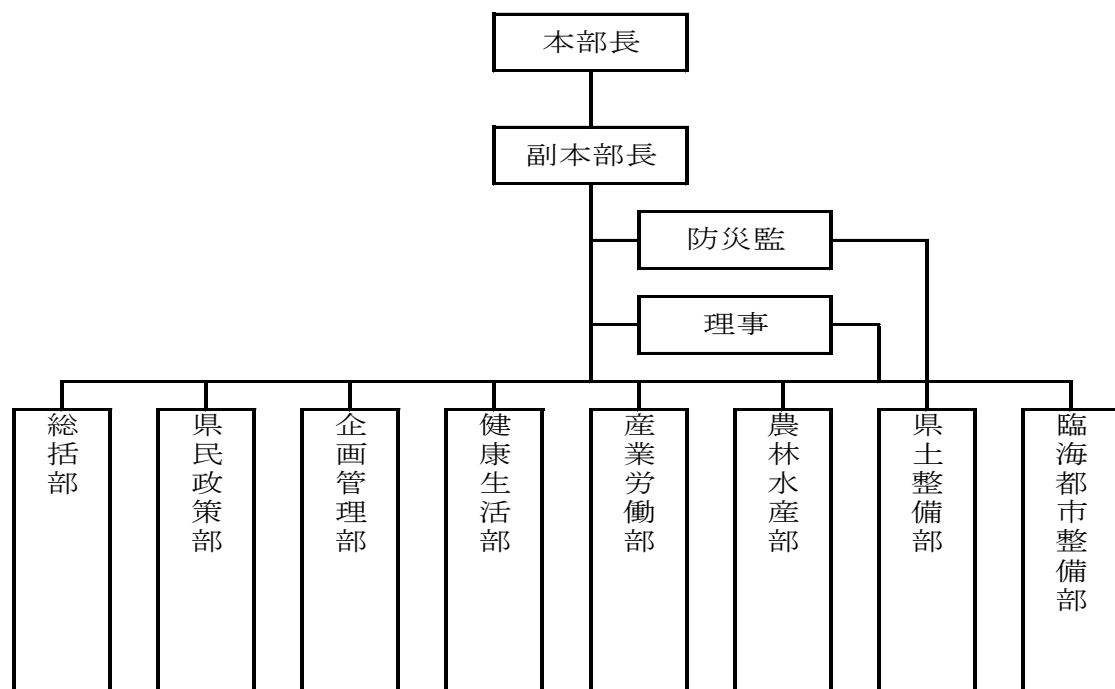
2 復興本部の組織・運営

県復興本部の組織・運営は、阪神・淡路大震災における県復興本部を基本として、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。

なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

（参考）阪神・淡路大震災復興本部の組織・運営（平成16年度）

（1）組織



(2) 運営

① 本部員の事務

構 成 員		分 掌 事 務
本 部 長	知事	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副知事	本部長の職務を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本 部 員	出納長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、防災監、理事、各部長、のじぎく国体局長、警察本部長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

② 各部の分掌事務

部 名	分 掌 事 務
総 括 部	震災復興に関する総合的企画及び調整に関する事務
県民政策部	震災復興に関する地域振興及び県民の生活文化の向上に関する事務
企画管理部	震災復興に関する市町、私立学校の振興及び情報通信に関する事務並びに防災及び高圧ガス等の取締りに関する事務
健康生活部	震災復興に関する社会福祉、健康及び環境の保全に関する事務
産業労働部	震災復興に関する商業及び工業の振興、労働、科学技術の振興並びに国際交流に関する事務
農林水産部	震災復興に関する農業、林業及び水産業の振興に関する事務
県土整備部	震災復興に関する交通体系の整備及び道路、河川、港湾その他土木に関する事務並びに都市計画及び住宅に関する事務
臨海都市整備部	震災復興に関する臨海部の都市開発の企画及び調整に関する事務

③ 震災復興本部会議（平成16年4月1日時点）

運営組織	構 成 員	所 掌 事 務
復興本部会議	本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：出納長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、防災監、理事、各部長、のじぎく国体局長、警察本部長 知事の指名する者	震災復興の基本方針及び震災復興に係る重要施策の審議調整並びに各部局に係る重要事項の報告その他震災復興についての連絡を行う。

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町復興本部の設置
- (2) 市町復興本部の組織・運営
- (3) その他必要な事項

第2節 復興計画の策定

〔実施機関：県民生活部、県福祉部、県保健医療部、県産業労働部、県農林水産部、県土木部、県まちづくり部、県企業庁、市町〕

第1 趣旨

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第2 内容

1 復興計画の基本的な考え方

県は、県の総合計画等との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに国の復興基本方針や被災市町の復興計画とも調整を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定することとする。

市町は、必要に応じ、国の復興基本方針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地区画整理事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請することとする。同様に市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請することとする。県は、必要に応じて職員の派遣にかかるあっせんに努めることとする。

2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していくこととする。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮することとする。

- ① 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地域の県民等への意見募集
- ② 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- ③ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 等

3 復興計画の策定

(1) 策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたこととする。

① 復興事前準備の実施

被災後に早期かつ的確に復興を行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

② 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主體的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮することとする。

その際、特に女性や要配慮者の参画を促進することとする。

③ ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や県民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮することとする。

④ 阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

復興10年総括検証・提言事業の成果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮することとする。

(2) 構成例

① 基本方針

② 基本理念

③ 基本目標

④ 施策体系

⑤ 復興事業計画 等

想定される事業分野

- ・生活
- ・住宅
- ・保健・医療
- ・福祉
- ・教育・文化
- ・産業・雇用
- ・環境
- ・都市及び都市基盤 等

4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定することとする。

(1) 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

ア コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、孤立化予防、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

イ 保健・医療・福祉サービスの充実

障害者、高齢者などへの家事援助や介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動、在宅サービスの充実、医療の確保、アルコール問題やPTSD・自殺対策など、こころのケア対策等

ウ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

エ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

オ 安全で快適な住まいの提供

応急仮設住宅の早期の供与と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等

カ 相談・情報提供と支援者活動支援

相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等

(2) 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

- ア 早期の恒久住宅建設
県・市町・機構・公社等が協力するとともに、民間活力を活用した早期建設等
- イ 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設
地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等
- ウ 民間住宅の再建支援
住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等
- エ 面的整備に伴う住宅建設
面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

(3) 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフライン、県土保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

- ア 主要交通施設の整備
道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- イ 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等
- ウ ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上等
- エ 防災基盤の整備
河川、海岸、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

(4) 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した県民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定することとする。

(想定される計画内容例)

- ア 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
相談助言・支援体制の確立、金融税制面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等
- イ 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
次世代型産業構造転換への支援や起業家支援など新産業の導入・育成、国内外企業の誘致促進等
- ウ 産業配置と広域的連携
新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等
- エ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成
地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立的就業支援等

(5) その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要

な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

5 市町地域防災計画で定める事項

- (1) 復興計画の策定手順
- (2) 復興計画の内容
- (3) その他必要な事項

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総 則

第1節 推進計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震（南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震）に備え、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、南海トラフ地震災害に関して、県、市町その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、兵庫県地域防災計画地震災害対策計画の第6編として作成する。
- (3) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議作成）等を踏まえて作成する。
- (4) この計画は、次のような役割を担う。
 - ① 県、市町その他の防災関係機関においては、この計画に基づく対策の推進のための細目の作成にあたっての指針となること。
 - ② 特に、市町においては、市町の南海トラフ地震防災対策推進計画の作成にあたっての指針となること。
 - ③ 一定の事業者においては、南海トラフ地震防災対策計画等の作成にあたっての参考となること。
- (5) 県は、年次別計画として、南海トラフ地震の被災状況を想定したシミュレーション等の実施と定量的な分析に基づき、南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムを別に定め、減災社会像を掲げるとともに、その実現に向けて、効果的かつ効率的な減災対策の推進に努める。

3 重点施策に関する事項

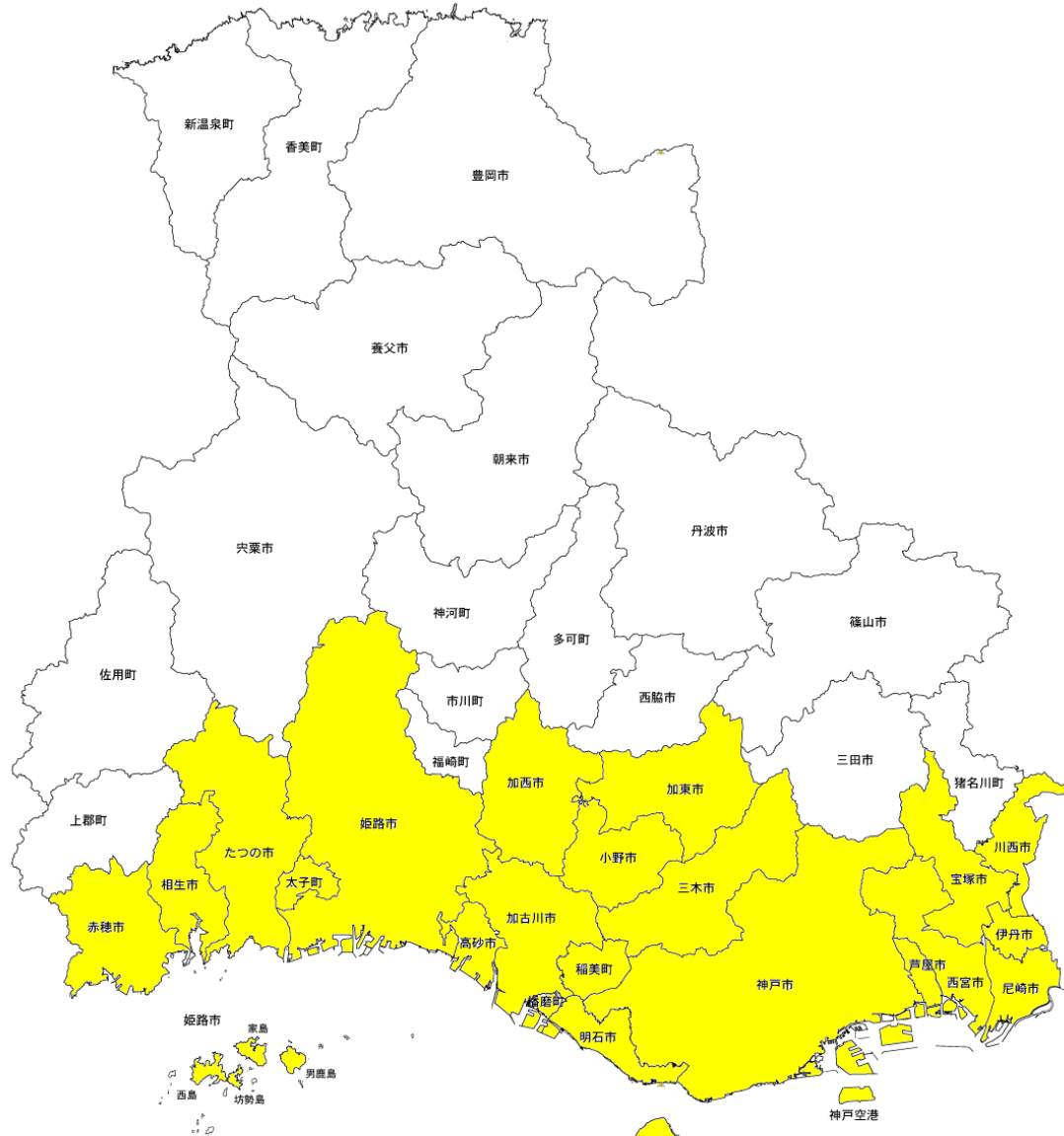
- (1) 南海トラフ地震では被害を完全に防ぐことは難しく、事前の備えによって被害を確実に減らすことができるが、費やせる時間と内容に限りがある。直接死者数と災害関連死者数を減らすため、避難対策を中心としたソフト対策を徹底すると同時に、津波の遅延や浸水被害の軽減、建物の耐震化促進などのハード対策を着実に推進する。これらソフト・ハード対策両面から被害を最小限に抑える「減災」を基本方針し、おおむね10年間で完遂すべき取組を減災アクションとして、南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムに具体的に定め推進する。
- (2) 阪神・淡路大震災の教訓である、いのちの大切さを全ての県民が共有するとともに、県民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」を基本に、地域で助け合う「共助」、行政による「公助」が一体となって補い合う取り組みを推進する。過去の災害の経験や教訓をもとに、地域において様々な主体が防災・減災の知恵や方法を育む「災害文化」を定着させ、絶え間なく発展させる。
- (3) 次に起こる南海トラフ地震が、仮に最大クラスとなった場合にはその被害は県内広域に及ぶとともに、その影響は全国に及ぶ。県内の被害状況に加え県外の被害状況を把握し、被害の態様に応じた的確な意思決定と迅速な対策の実施が可能となるよう、事前に必要な行動をシナリオ化し、共有する。また、変化する状況に対しても臨機応変に対応できるよう、日頃から実践的な訓練を繰り返し行い、災害対応力を高める。

第2節 推進地域及び津波避難対策特別強化地域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条第1項に基づき指定された本県の推進地域の区域は以下のとおりである。また、そのうち、同法第10条第1項に基づき指定された津波避難対策特別強化地域は洲本市、南あわじ市である（平成26年3月31日内閣府告示第22号）。

【推進地域：平成26年3月31日内閣府告示第21号】

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域



【指定基準の概要】

推進地域：震度6弱以上の地域・津波高3m以上
で海岸堤防が低い地域

特別強化地域：津波により30cm以上の浸水が地震発生
から30分以内に生じる地域、特別強化地
域の候補市町村に挟まれた沿岸市町

第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用
近畿総合通信局	災害時における通信手段の確保
近畿財務局 神戸財務事務所	1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示
近畿厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん
(農林水産省)	災害救助用米穀の供給（売却）
近畿中国森林管理局	災害対策用復旧用材の供給
近畿経済産業局	1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5 海上緊急輸送路の確保 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施（TEC-FORCE）
近畿運輸局	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令
神戸運輸監理部	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 3 特に必要があると認める場合の輸送命令
(兵庫陸運部)	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集
大阪航空局 大阪空港事務所	1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助
近畿地方測量部	防災関連情報の把握及び提供
大阪管区气象台 (神戸地方气象台)	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達

機 関 名	事 務 又 は 業 務
海上保安本部	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 事故情報の提供 4 海上における人命救助 5 海上における消火活動 6 避難者、救援物資等の緊急輸送 7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 8 海上における流出油等事故に関する防除措置 9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 10 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令 11 海上治安の維持 12 海上における特異事象の調査
近畿地方環境事務所	1 所管施設等の緊急避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提要及び支援

第2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第3師団 (中部方面特科連隊) (第36普通科連隊) 海上自衛隊呉地方隊 (阪神基地隊)	人命救助又は財産保護のための応急対策の実施

第3 兵庫県

機 関 名	事 務 又 は 業 務
教育委員会	1 教育施設(所管)の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施
警察本部	1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等
知事部局 企業庁 病院局	1 県、市町その他の防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施

第4 市町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
市町	市町の地域にかかる災害応急対策の総合的推進

第5 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
独立行政法人国立病院機構	災害時における医療救護
独立行政法人水資源機構 (関西・吉野川支社)	ダム施設（所管）等の応急対策の実施
日本郵便（株） (神戸中央郵便局)	1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
日本銀行 (神戸支店)	金融特例措置の発動
日本赤十字社 (兵庫県支部)	1 災害時における医療救護 2 こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） 3 赤十字救援物資の配分
日本放送協会 (神戸放送局)	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	有料道路（所管）の応急対策の実施
阪神高速道路株式会社 (管理本部神戸管理・保全部)	有料道路（所管）の応急対策の実施
本州四国連絡高速道路株式会社 (神戸管理センター) (鳴門管理センター)	有料道路（所管）の応急対策の実施
西日本旅客鉄道株式会社 (大阪支社 神戸支社 福知山支社)	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施
日本貨物鉄道株式会社	災害時における緊急鉄道輸送
NTT西日本株式会社 (兵庫支店) 株式会社NTTコム NTTドコモビジネス株式 会社	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信
大阪ガス株式会社 (導管事業部兵庫導管部)	ガス供給施設の応急対策の実施
新関西国際空港 株式会社 (関西エアポート株式会社)	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保
日本通運株式会社 (各支店)	災害時における緊急陸上輸送
福山通運株式会社 (各支店)	災害時における緊急陸上輸送
佐川急便株式会社 (各支店)	災害時における緊急陸上輸送

ヤマト運輸株式会社 (各支店)	災害時における緊急陸上輸送
西濃運輸株式会社 (各支店)	災害時における緊急陸上輸送
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	電力供給施設の応急対策の実施
K D D I 株 式 会 社 (関 西 総 支 社)	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
ソフトバンクモバイル株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
楽天モバイル株式会社	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施

第6 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
鉄 道 等 輸 送 機 関 〔 山陽電気鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社 神戸電鉄株式会社 神戸高速鉄道株式会社 神戸新交通株式会社 北条鉄道株式会社 能勢電鉄株式会社 神戸六甲鉄道(株) 一般社団法人神戸環境公社 〕	1 災害時における緊急鉄道等輸送 2 鉄道施設等の応急対策の実施
道 路 輸 送 機 関 〔 神姫バス株式会社 淡路交通株式会社 全但バス株式会社 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社 一般社団法人兵庫県トラック協会 〕	災害時における緊急陸上輸送
道 路 管 理 者 兵庫県道路公社 芦有ドライブウェイ株式会社	有料道路（所管）の応急対策の実施
放 送 機 関 株式会社ラジオ関西 株式会社サテレビジョン 兵庫エフエム放送株式会社	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施
一般社団法人 兵庫県医師会	災害時における医療救護
公益社団法人 兵庫県看護協会	1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策
一般社団法人 兵庫県歯科医師会	1 災害時における緊急歯科医療 2 身元不明遺体の個体識別
一般社団法人 兵庫県薬剤師会	1 災害時における医療救護に必要な医薬品の供給 2 調剤業務及び医薬品の管理
獣 医 師 会 一般社団法人兵庫県獣医師会 一般社団法人神戸市獣医師会	災害時における動物救護活動
一般社団法人兵庫県L P ガス協会	1 L P ガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるL P ガスの供給

第4節 南海トラフ地震(M9クラス)の被害の特性

南海トラフで発生する地震に関しては、起こりうる最大クラスの地震を想定した対策を講じることとする。最大クラス（M9クラス）の地震・津波が発生した場合の被害想定は、第1編「総則」第5節「地震災害の危険性と被害の特徴」に掲げるとおりであるが、被害の特性は、次のとおりである。

1 広域的な被害

関東から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に、太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定される。本県は県外からの十分な応援を必ずしも期待できない。

2 地震による被害

(1) 揺れによる被害

淡路島や神戸・阪神地域や東播磨地域を中心に、揺れによる建物・人的被害の発生が想定される。

(2) 堤防等の機能損傷

揺れや液状化により、堤防の損壊又は機能不能、水門、陸閘等のレールのゆがみ、閉鎖不能が生じ、津波浸水被害が拡大するおそれがある。

(3) 火災の発生

住宅密集地域などで火災が発生し、延焼も生じることが想定される。

(4) 長周期地震動による被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害が発生する。また、高層ビルなど長大構造物で相当の被害が懸念される。

(5) 土砂災害の発生

淡路地域や神戸市、姫路市を中心に急傾斜地や林地の崩壊等が発生する。

(6) 帰宅困難者の発生

神戸・尼崎・西宮などを中心に、帰宅困難者が発生することが想定される。

3 津波による被害

(1) 浸水被害

淡路島や神戸・阪神・播磨地域の沿岸で津波による浸水被害の発生が想定される。避難が遅れた場合は、人的被害が生じることが想定される。また、尼崎市・西宮市のゼロメートル地帯では、津波の収束後も浸水が継続する可能性がある。

(2) 地下空間の浸水

地下空間（ビルの地下、地下街、地下鉄、地下駐車場等）が浸水し、店舗、給電施設、コンピュータ制御施設、動力施設、車両等の水損が生じるおそれがある。

(3) 船舶による被害

係留船舶、航行船舶が堤防等に衝突し、又は乗り上げ、船舶自体の損壊のほか、海岸構造物や建築物の破壊、道路の封鎖等が生じるおそれがある。タンカー等の場合、火災、爆発の危険性もある。

(4) 瓦礫等の大量発生

津波で浸水した地域では、揺れによる家屋の倒壊に伴う瓦礫に加え、海底から打ち上げられたヘドロに埋まる。また海域では浮流物が生じるおそれがある。

(5) 津波火災の発生

津波によって堆積した瓦礫などの可燃物に引火し、延焼が発生する可能性がある。

第5節 減災シナリオと見込まれる効果

1 基本理念

しなやかに耐え、いち早く立ち直る 減災社会・兵庫の実現

2 減災社会像

- (1) 県民の命を守りぬく
- (2) 県民財産の損害を大幅に減らす
- (3) 県民生活をいち早く回復する

3 減災アクション

(1) 県土空間の耐震と耐津波を進める

建物・施設等の耐震化、防潮堤等のハード整備で、地震動及び津波による被害を大幅に軽減する。

- ① 建物等の耐震化
- ② 土砂災害・ため池災害の防止
- ③ 津波防御対策

(2) 県民と行政の災害対応力を高める

津波からの避難徹底・消防救急体制の強化など、県民と行政の災害対応力を高め、被害の発生・拡大を抑止する。

- ① 避難対策の徹底
- ② 消防・救助救急体制の強化
- ③ 地域・家庭の防災力向上
- ④ 防災・減災教育及び研究の推進
- ⑤ 防災体制の強化

(3) 被災生活支援と復旧復興への体制を整える

被災生活上の支障を軽減させるとともに、すみやかな復旧・復興を図る。

- ① 被災生活支援体制の構築
- ② 交通・物流機能継続体制の強化
- ③ 生活・住まいの再建対策

4 減災アクション実施により見込まれる効果

(1) 浸水面積（神戸市実施分の対策効果も含む）：

6,141ha → 2,142ha（うち阪神・播磨・淡路地域の堤内地：4,091ha → 639ha）

(2) 建物全壊数：約3.7万棟 → 約1.2万棟

(3) 死者数：約2.91万人 → 約400人

(空白)

第 2 章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

〔実施機関：指定地方行政機関、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関〕

第1 趣旨

県、市町、その他の防災関係機関の災害発生時の防災組織について定める。

第2 内容

1 県の災害対策本部等の設置

知事は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模等の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに兵庫県災害対策本部及び必要に応じて兵庫県災害対策地方本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

（→第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織の設置」の項を参照）

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における防災組織については、各機関が定めるところによる。

3 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 災害対策本部等の設置
- (2) 災害対策本部等の組織及び運営
- (3) その他必要な事項

第2節 災害応急対策要員の動員

〔実施機関：各機関〕

第1 趣旨

県、市町、その他の防災関係機関における職員の動員（参集・配備）体制について定める。

第2 内容

1 県の動員体制

（→第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員の実施」の項を参照）

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における動員体制については、各機関が定めるところによる。

3 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 参集・配備計画
- (2) 自主参集
- (3) その他必要な事項

第 3 章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

〔実施機関：海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県保健医療部、県産業労働部、県土木部、県公安委員会、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関、関係事業者〕

第1 趣旨

南海トラフ地震発生時の災害応急対策について定める。発災直後には、県は、ここに定める事項のほか、南海トラフ特措法により定められた「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下、「具体計画」という。）」及び、応急対策活動の内容をとりまとめた「兵庫県応急対応行動シナリオ[南海トラフ地震・津波]」等に基づき、迅速・的確な応急対策を実施する。

第2 内容

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

県、市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県にあっては内閣総理大臣（消防庁）に、また、市町にあっては県（災害対策局）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めることとする。

(2) 避難のための指示

〔全般〕

- ① 市町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をすることとする。
- ② 市町長は、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- ③ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知することとする。
- ④ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にはいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

〔津波災害〕

- ① 強い地震（震度4程度以上）が発生したとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、必要と認める場合、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示することとする。
- ② 地震発生後、気象庁から津波警報等が発表されたときには、市町長は、避難対象地区の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。

災害時の通信手段の確保、避難指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」及び第3章「円滑な災害応急活動の展開」第4節「避難対策の実施」に定めるところによる。

2 施設の緊急点検・巡視

県、市町は、必要に応じて、堤防、水門、陸閘、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めることとする。

3 救助・救急活動・医療活動・消火活動

救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第1節「消火活動等の実施」、第2節「救助・救急、医療対策の実施」に定めるところによる。

県は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図ることとする。

また、海上保安本部は、津波によって、海上に流された者や生死不明の状態にある者に関して、関係機関と連携し、捜索・救助活動を行うこととする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

4 物資調達

- (1) 県、市町その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。
- (2) 県、市町は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。
- (3) 県、市町は、男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄することとする。
- (4) 県は、発災後適切な時期において、管内市町における物資備蓄量について、主な品目別に確認し、必要に応じ市町間のあわせん調整を実施することとする。
- (5) 県は、発災後適切な時期において、他都道府県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認することとする。
- (6) 県は、(4)(5)により把握した数量及び市町間の調整結果等を踏まえ、県内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行うこととする。
- (7) 市町は、発災後適切な時期において、市町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行うこととする。

5 輸送活動

- (1) 道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検、道路啓開を行うこととする。なお、阪神淡路地域については、「兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画」に基づき実施することとする。
- (2) 県公安委員会は、緊急輸送を確保するため、被災状況及び道路啓開状況等を踏まえ、迅速かつ的確に広域的な交通規制を行うとともに、必要な緊急交通路を指定することとする。
- (3) その他、輸送活動については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第3節「交通・輸送対策の実施」に定めるところによる。

特に、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社は、要員、物資の広域的な調達、輸送の確保を図るため、その管理する有料道路の迅速な点検、復旧に配慮することとする。

6 保健衛生活動・防疫活動

第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第7節「保健衛生、感染症対策、遺体の

火葬等の実施」に定めるところによる。

7 帰宅困難者対策

県、市町は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討、推進することとする。

その他、帰宅困難者対策については、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第12節「通勤・通学・帰宅困難者対策の推進」に定めるところによる。

8 二次災害防止等

(1) 陸域

県、市町、関係事業者等は、地震・津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施することとする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

また、県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町へ指示することとする。

(2) 海域

海上保安本部、県、市町等は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海洋汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。

また、港湾管理者、漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

9 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 施設の緊急点検・巡視
- (3) 救助・救急活動・医療活動・消火活動
- (4) 物資調達
- (5) 輸送活動
- (6) 保健衛生活動・防疫活動
- (7) 帰宅困難者対策
- (8) 二次災害防止等
- (9) その他必要な事項

第2節 資機材、人員等の配備手配

〔実施機関：県危機管理部、市町、防災関係機関〕

第1 趣旨

南海トラフ地震発生時の資機材、人員等の配備について定める。

第2 内容

1 資機材、人員等の配備手配

県は、管内の市町等における必要な物資、資機材（以下、「物資等」という。）の確保状況及び人員の配備状況を把握する。また、被災時における物資等の調達手配及び配備、必要に応じて、市町等への人員派遣等、広域的な措置をとることとする。さらに、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めることとする。

県、市町は、防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化について考慮するほか、事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるにあたり関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整することとする。

2 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 物資等の調達手配
- (2) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置
- (3) その他必要な事項

第3節 他機関に対する応援要請

〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、県危機管理部、県警察本部〕

第1 趣旨

県内では対応できない災害になる場合における他府県、自衛隊等への応援要請について定める。

第2 内容

1 関西広域連合との連携

県は、「関西防災・減災プラン」及び「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく関西広域連合の調整を踏まえ、関西内外の都道府県と連携して応援・受援を実施することとする。

また、広域連合構成団体・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築する。

2 相互応援協定の運用

県は、必要があるときは、他の都道府県と締結している次の応援協定に従い応援を要請することとする。

- (1) 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（平成8年2月、平成18年4月・平成24年10月改正）
- (2) 岡山県、鳥取県との災害時の相互応援に関する協定（平成8年5月）
- (3) 新潟県との相互応援に関する協定の締結（平成17年10月）
- (4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成8年7月、平成19年7月・平成24年5月改正）

3 自衛隊への災害派遣要請

- (1) 知事は、必要があるときは、防衛大臣等に自衛隊の災害派遣を要請することとする。

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第1款「自衛隊への派遣要請」の定めるところによる。

- (2) 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくこととする。

4 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

(1) 応援要請

知事は、必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、海上保安本部長に対し、応急対策の実施を文書で要請することとする。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請することとする。

また、海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請することとする。（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）

- ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を要請する期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 海上保安庁の支援活動の内容

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

5 近畿地方整備局との連携

特に緊急を要すると認められるときには、近畿地方整備局との「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等〔リエゾン（情報連絡員）、TEC－FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む〕の支援に努めることとする。

その他、TEC－FORCEの受け入れ及び派遣については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第2款「関係機関との連携」の定めるところによる。

6 消防、警察の広域応援

緊急消防援助隊の受け入れ及び派遣については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第2款「関係機関との連携」の定めるところによる。

7 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 応援協定の運用
- (2) 自衛隊の災害派遣要請の求め等
- (3) 受援体制の整備
- (4) その他必要な事項

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の 確保に関する事項

第1節 地震・津波に対する体制整備

〔実施機関：県危機管理部、県民局・県民センター、市町その他防災関係機関〕

第1 趣旨

津波からの防護及び円滑な避難の促進など、地震・津波に対する体制整備について定める。

第2 内容

1 市町の体制整備

市町は、自主防災組織や 管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図ることとする。

2 市町津波災害対応マニュアルの作成

沿岸市町は、県の作成する市町津波避難計画策定の手引きを参考に、平成25年度に県が実施した南海トラフ巨大地震津波浸水想定に対応した津波災害対応マニュアルを作成することとする。

3 地域における連携の促進

推進地域がある県民局・県民センターにおいては、南海トラフ地震・津波対策を総合的に推進するための県、市町、関係機関等から構成する組織を設置し、防災関係機関相互の情報共有の促進と連携強化を図る。なお、既存の組織の活用や複数の圏域の合同による活動など、地域の実情や課題に応じた取組を進める。

4 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 市町津波災害対応マニュアルの作成
- (2) 市町の体制整備
- (3) 情報伝達体制の整備

第2節 津波からの防護のための施設の整備等

〔実施機関：県危機管理部、県農林水産部、県土木部、市町〕

第1 趣旨

津波からの防護のための堤防、水門、陸閘など、河川、海岸、港湾等の施設の整備等について定める。

第2 内容

1 施設整備等の方針

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、発生頻度の高い津波を防御するとともに、最大クラスの津波を想定しその浸水被害の軽減を図るため、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤等の耐震性の点検や整備、既存防潮堤の強化、既存水門、陸閘の確実な閉鎖に向けた自動化、遠隔操作化及び電動化の施設整備、防潮水門の整備等を推進することとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能になるよう、少なくとも年1回以上の定期的な施設の点検や水門、陸閘等の閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。
また、水門、陸閘等の閉鎖手順を定めるにあたっては、水門、陸閘等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮することとする。
- (3) 内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくこととする。
- (4) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門、陸閘等を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努めることとする。
- (5) 県、市町は、南海トラフ地震の津波等により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場適地（ホイス地点を含む）、港湾、漁港等の整備を行うこととする。

2 津波防災インフラ整備計画に基づく整備の推進

県は、平成27年度に策定した「津波防災インフラ整備計画」に基づき、本県沿岸部の特性に応じた津波対策を計画的に推進し、令和5年度までに概ね完了した。

(1) 基本方針

発生頻度を踏まえた2つのレベルの津波を対象とし、「レベル1津波」（発生頻度が高い津波、想定地震動は安政南海地震並み）については防潮堤等で津波の越流を防ぐ（淡路南部を除く）、「レベル2津波」（最大クラスの津波、想定地震動は発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震）については津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の沈下対策、基礎部の洗掘対策等により浸水被害を軽減することを基本的な考え方とする。

(2) 重点整備地区

レベル2津波等により甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区に設定し、津波対策を概ね完了した。

（重点整備地区）

淡路地域（福良港、阿万港、沼島漁港、洲本地区）、尼崎地域（尼崎西宮芦屋港（尼崎地区））、西宮地域（尼崎西宮芦屋港（鳴尾地区、西宮・今津地区））

(3) 主な事業内容

① レベル1津波対策

防潮堤等の高さの確保（未整備箇所の整備）、防潮堤等の健全性の保持（老朽化対策）、閉鎖施設の自動化・遠隔操作化・電動化の実施

② レベル2津波対策

ア 既存施設強化対策

防潮堤等の越流対策・引波対策（基礎部の洗掘対策等）、防潮堤等の沈下対策

イ 津波被害軽減対策

津波越流範囲の縮小（防潮水門の下流への移設）、排水機場の耐水化（電気・機械設備の高所設置等）

3 孤立防止対策

関係市町は、南海トラフ地震により孤立が懸念される集落におけるヘリコプター臨時離着陸場適地について、市役所（町役場）、地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等について検討を行い、市町地域防災計画に記載することとする。

4 広域防災拠点の運用

県は、県内6箇所の広域防災拠点（ブロック拠点）を運用するとともに、そのネットワーク化を推進し、広域災害発生に備えることとする。

また、京阪神都市圏における大規模地震発生時等に広域災害応急対策の拠点となる三木総合防災公園、堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点、山城総合運動公園と連携し効果的な輸送機能を確保する。

5 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 施設整備等の基本方針
- (2) 準用・普通河川施設の整備
- (3) 海岸施設の整備
- (4) その他必要な事項

第3節 津波に関する情報の伝達等

〔実施機関：神戸地方気象台、海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県土木部、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、N T T西日本㈱、船舶団体、防災関係機関〕

第1 趣旨

津波に関する情報や避難情報の伝達等について、配慮すべき事項を定める。

第2 内容

1 防災関係機関相互の情報の伝達

県、市町その他の防災関係機関は、津波警報等及び避難指示等の伝達を、あらかじめ定めた系統により実施することとする。また、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。

2 津波の発生等に関する情報

(1) 津波警報等と津波予報の発表

① 津波警報等の内容

気象庁は、地震（小規模なものを除く）が発生し津波による災害の発生が予報される場合に、大津波警報・津波警報または津波注意報の発表を行う。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流に巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

② 津波予報の内容

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

(津波予報と内容)

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき※	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき※	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

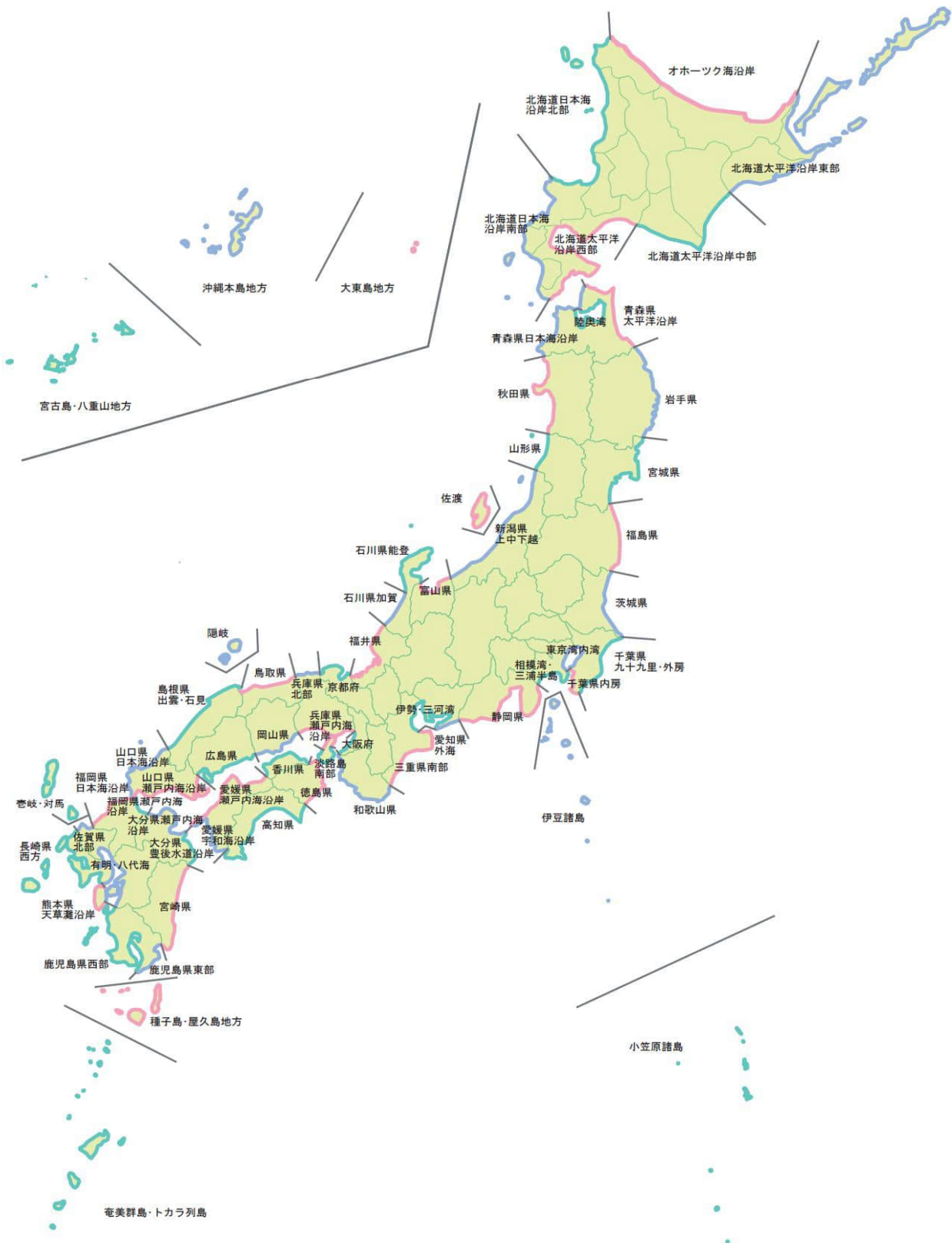
注) 1. 津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

③ 津波予報区

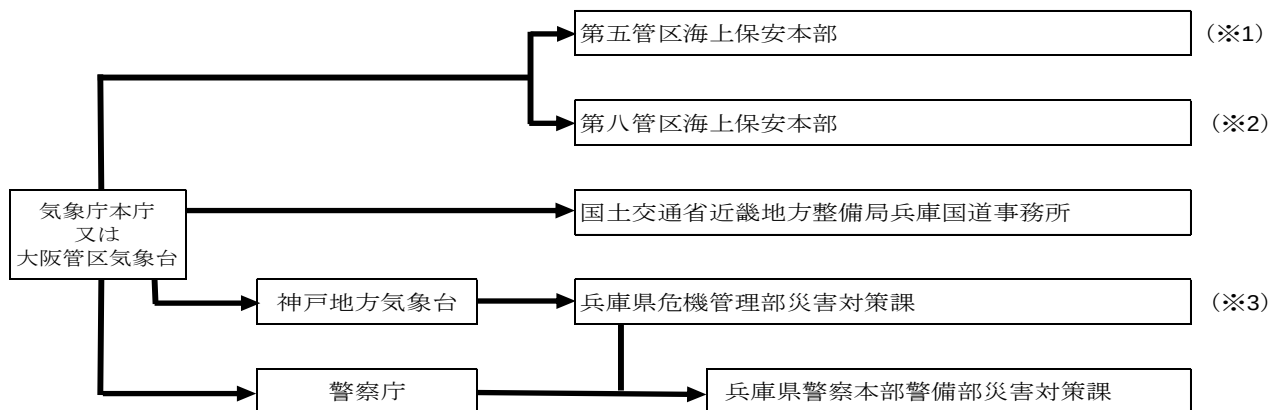
日本の沿岸は、66の津波予報区に分けられている。兵庫県は兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部の3予報区に分けられている（下図参照）。

○ 全国津波予報区



④ 津波警報・注意報の伝達系統

[神戸地方気象台]



※1 以下の津波予報区について通知される。

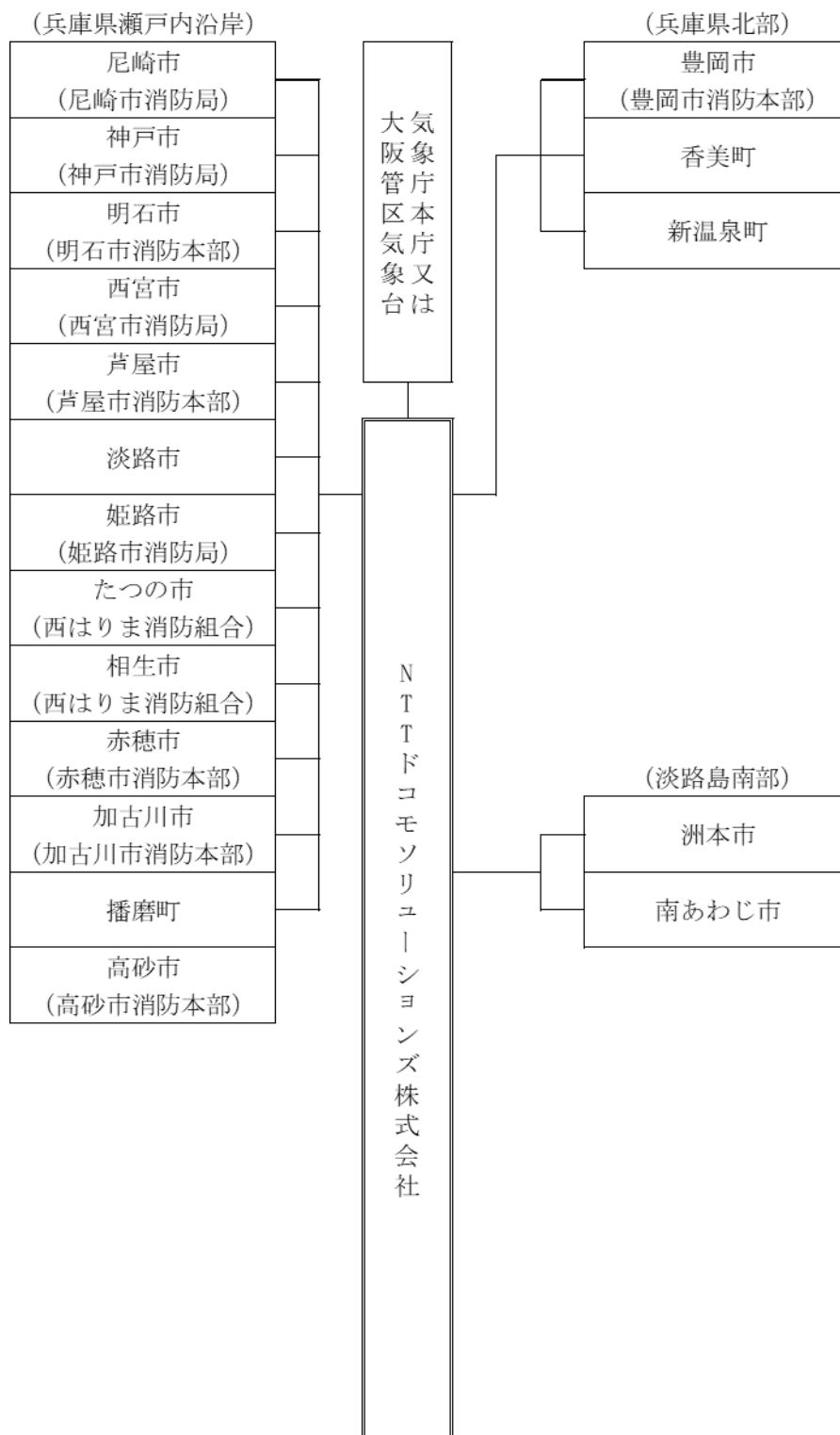
大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、和歌山県、高知県、徳島県

※2 以下の津波予報区について通知される。

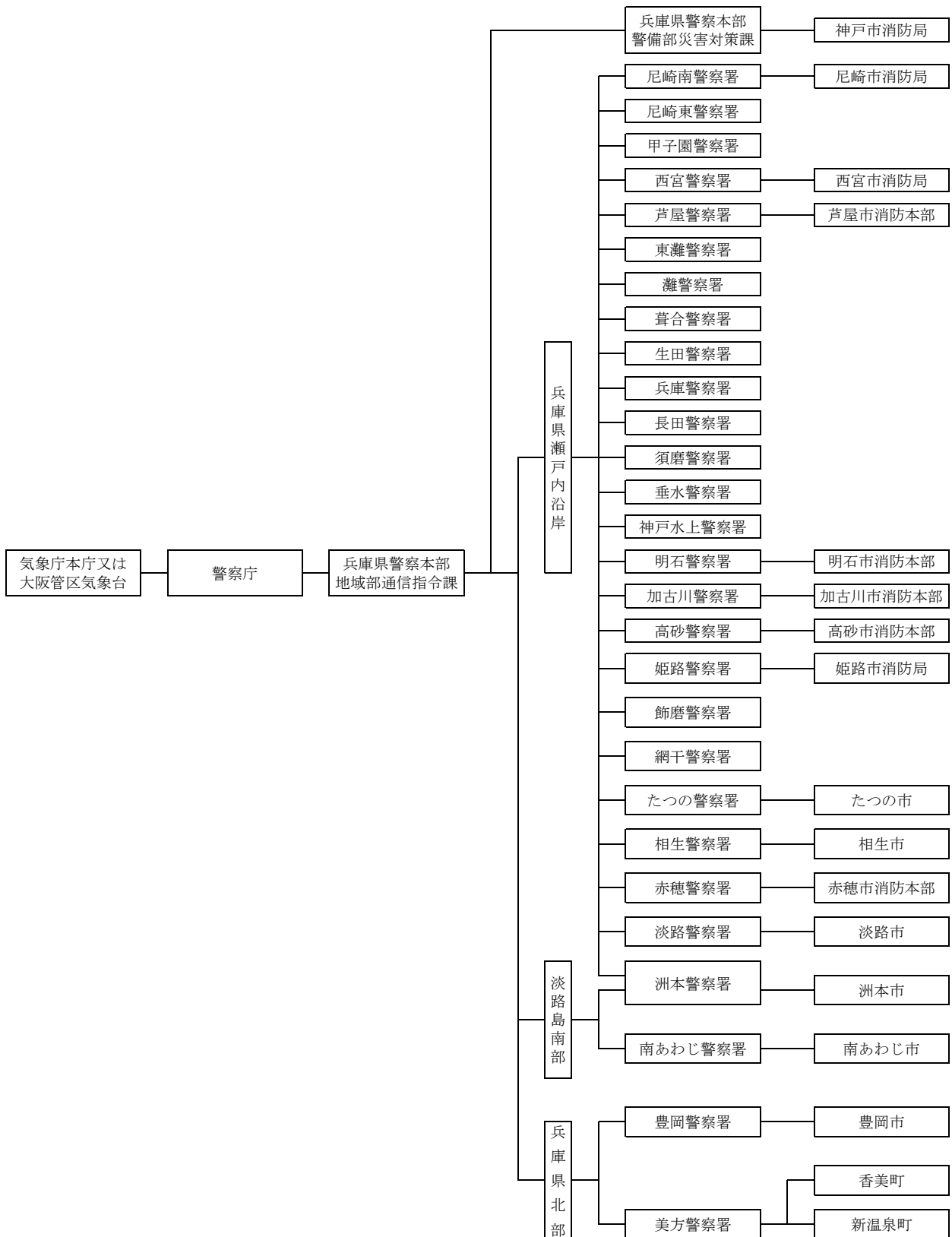
福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県出雲・石見、隠岐

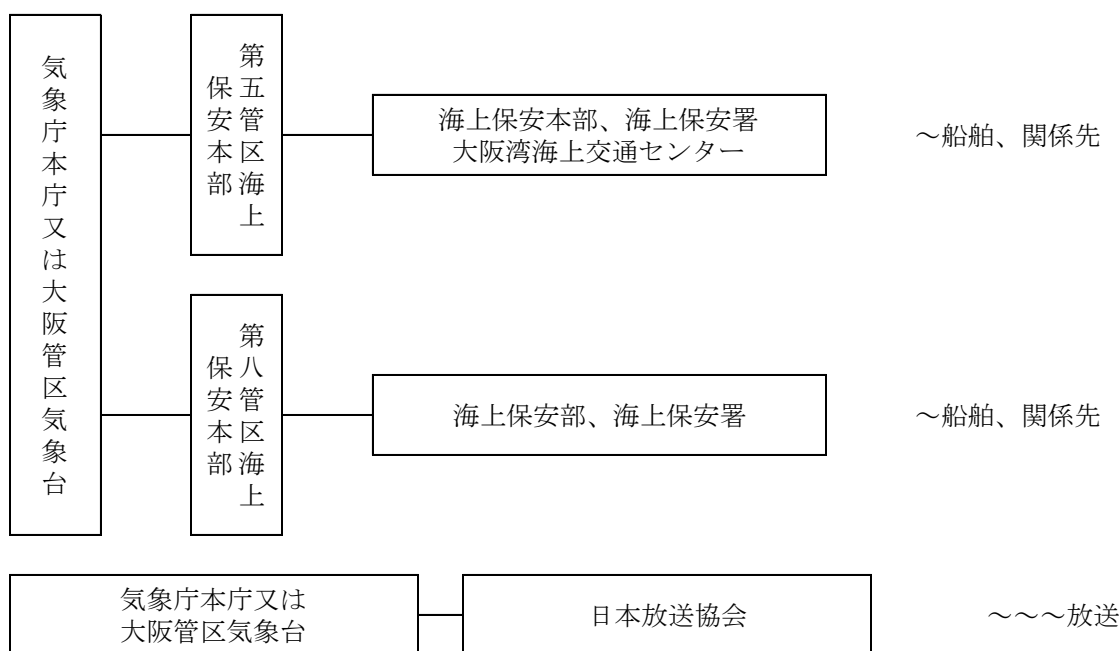
※3 受信した情報等をフェニックス防災システムを使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。
また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。

〔N T T西日本株式会社またはN T T東日本株式会社（大津波警報、津波警報のみ）〕



〔兵庫県警察本部（津波警報のみ）〕





(2) 地震及び津波に関する情報の発表

神戸地方気象台は、気象庁本庁（又は大阪管区気象台）から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。

(地震情報・種類と発表基準及び内容)

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	・ 震度 1 以上 ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・ 緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村等の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で 1 回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表

（津波情報の種類と内容）

	情報の種類	情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、432ページ（津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値についても、数値はなく「観測中」という言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

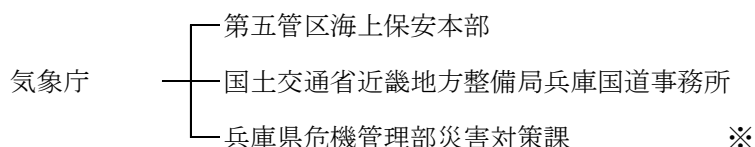
最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ>1m	数値で発表
	観測された津波の高さ≤1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≥0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ<0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

気象庁は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、兵庫県内の次の機関に通知することとする。



※ 受信した情報等をフェニックス防災システムを使用して、各市町及び消防本部に通知することとする。
また、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用することとする。

3 津波の監視

気象庁は、地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、海辺から離れ、より高い安全な場所から速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。

そのため、市町は、担当責任者を定めるとともに、住民に対する伝達手段の確保に万全を期することとする。

4 居住者等への情報伝達

県、市町は、その管轄区域内の居住者、公私の団体及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確かつ広範に伝達することとする。

また、居住者等に対し津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、居住者等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮することとする。

(1) 災害情報の伝達

県、市町は、関係機関と協議の上、地震発生後すみやかに災害情報の伝達を行うこととする。その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努めることとする。

また、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮することとする。

- ① 地震に関する情報（津波地震や遠地地震を含む）
- ② 津波警報等津波に関する情報（火山噴火等による津波を含む）
- ③ 交通、ライフラインに関する情報
- ④ 避難指示に関する情報
- ⑤ 避難所に関する情報
- ⑥ その他、住民、事業者が取り急ぎとるべき措置に関する情報

(2) 情報伝達の手段

県、市町は、津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、併せて各市町の広報車両、防災行政無線等の手段により、迅速に情報伝達を行うこととする。

① 放送機関の協力による情報伝達

ア 県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（緊急警報放送）をNHK神戸放送局に要請することとする。

イ 緊急警報放送により放送要請を行うことができるのは、次に掲げる事項とする。

- (ア) 住民への警報、通知で緊急を要するもの
- (イ) 災害時における混乱を防止するための指示で緊急を要するもの
- (ウ) 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

ウ 県は、次に掲げる各放送機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送を要請する。

- (ア) 日本放送協会神戸放送局
- (イ) 株式会社サンテレビジョン
- (ウ) 株式会社ラジオ関西
- (エ) 兵庫エフエム放送株式会社
- (オ) 株式会社毎日放送
- (カ) 朝日放送テレビ株式会社
- (キ) 朝日放送ラジオ株式会社
- (ク) 関西テレビ放送株式会社
- (ケ) 読売テレビ放送株式会社
- (コ) 大阪放送株式会社
- (サ) 株式会社FM802

エ 市町において、上記の放送要請を行う必要が生じた場合は、やむを得ない場合を除き、県を通じて実施することとする。

オ 市町は、コミュニティFM局、ケーブルテレビ等、地域情報機関との間で締結している災害情報に関する放送の実施に関する「協定」等に基づき、緊急放送（文字放送等、その他各市町が定める手段によるものを含む）を要請することとする。

② 広報車両による情報伝達

市町は、より綿密な情報伝達を実施するため、可能な限り、必要な地域に対して広報車両による情報伝達を実施することとする。広報車両は原則として市町所有の広報車を使用することとするが、時間的にも、また道路の通行障害等のため、巡回区域に制約を受けることが予想されることから、必要に応じて警察その他の防災関係機関の広報車両の協力を要請することとする。

③ その他の情報伝達手段の確保

ア 市町は、防災行政無線、インターネット、「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）等、各市町が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努めることとする。

また、必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客への津波警報等の伝達を行う。この際、伝達実施者の安全に配慮することとする。

イ 市町は、広報を徹底するために特に必要がある場合には、自転車、バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じることとする。

④ 自主防災組織との連携による住民への情報伝達

市町は、緊急避難等の必要が生じた際、円滑な避難を実施するため、自主防災組織に対していち早く正確な情報を提供し、地域住民に周知するよう努めることとする。

⑤ 日本語に不慣れな外国人への情報伝達

市町は、翻訳ボランティア、外国人団体の協力を得ながら、地域における日本語に不慣れな外国人に対する情報伝達を実施することとする。

5 船舶への津波警報等の伝達

- (1) 海上保安本部、市町等は、津波警報・注意報の伝達を受けた場合、防災計画の定めるところにより速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うよう努めることとする。
- (2) 海上保安本部は、在泊船舶に対し、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知することとする。
- (3) 海上保安本部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知することとする。
- (4) 海上保安本部、県、市町等は、情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮することとする。

6 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 防災関係機関相互の情報の伝達
- (2) 居住者、観光客等への情報の伝達
- (3) 船舶に対する伝達
- (4) 管轄区域内の被害状況の情報収集体制
- (5) 防災行政無線の整備等
- (6) その他必要な事項

第4節 避難対策等

〔実施機関：海上保安本部、県危機管理部、県農林水産部、県土木部、県教育委員会、県警察本部、市町、自主防災組織、避難誘導を実施すべき機関、避難対象地区内の居住者〕

第1 趣旨

津波からの避難対策等について定める。

第2 内容

1 津波に強いまちづくりの推進

県、市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所や津波避難ビルの整備等により、津波に強いまちの形成を図ることとする。

2 県の避難対策

(1) 基本的な考え方

県は、市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び助言を行うとともに、県の管理する施設を避難所として開設する際の協力、避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理する施設における収容者の救護のため必要な措置などを実施することとする。

(2) 津波避難ビルの指定促進

県は、県立学校、県営住宅等の県有財産について、市町が行う津波避難ビルの指定に協力することとする。

(3) 高速道路、鉄道施設の活用検討

県は、関西広域連合と協力しながら、高速道路や鉄道高架駅舎を活用した一時避難の方策を検討することとする。

3 避難対象地域の明示

市町は、県の南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）を基本として、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）を明示することとする。

その際には、避難対象地域は、津波が発生した場合、避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に対象となるため、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるとともに、県浸水想定を基本にバッファゾーンを設定するなど安全側に立つ必要があること、また、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わるのが重要となるため、町丁目単位、あるいは学区や町内会等の単位で分かりやすく表示する必要があることなどに留意する。

4 迅速な避難のための備え

(1) 津波避難計画の作成

推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町は、地域特性等を踏まえ、次の事項を定めた津波避難計画を作成し、住民等にあらかじめ十分周知を図ることとする。

- ① 津波による浸水想定区域の設定
- ② 避難対象地域の指定
- ③ 津波からの緊急避難場所（津波から避難するための施設や避難の目標とする地点）
- ④ 避難場所、避難経路等の指定・設定
- ⑤ 津波情報の収集、伝達の方法
- ⑥ 避難指示の具体的な発令基準
- ⑦ 避難訓練の内容

- ⑧ 避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
- ⑨ その他、津波災害の特性に応じた避難実施方法等

(2) 緊急避難場所、津波避難ビルの指定

市町は、津波発生時における緊急避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととする。指定においては、第2編「災害予防計画」第2章「災害応急対策への備えの充実」第11節「避難対策の充実」の定めるところによる。

緊急避難場所については、レベル2の津波にも対応できるよう、避難対象地域外の施設等に加え、状況に応じて避難対象地域内にある堅牢な高層建物の中・高層階など、いわゆる津波避難ビルの活用を進めることとする。また、市町等は、津波避難ビルの管理者と津波発生時の屋上の鍵の開錠など必要な事項について協議しておくことのほか、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組むこととする。

なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果の活用などによる検証を通じて、緊急避難場所等を見直していくこととする。

さらに、市町等は原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示することとする。

(3) 避難路、避難経路の設定

市町は、沿道建物の耐震化、ブロックべいの補強を進め、土砂災害のおそれのない安全性や機能性が確保されている道路を避難路として設定するよう努めるとともに、カラー舗装や夜光塗料の使用などにより、避難路の安全性の向上を図る。

(4) 避難の方法

居住者等は、避難する場合の方法は、原則として徒歩とする。

(5) 住民の対応

避難対象地域内の居住者等は、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、市町が示す津波浸水ハザードマップを踏まえた避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を平時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期すよう努めることとする。

(6) 避難誘導を実施すべき機関の対応

南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所等避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法、市町との連携体制等を定めることとする。

(7) 観光地等の利用者への対応

- ① 市町は、観光客や海水浴客等、地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者及びその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めておき、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮することとする。
- ② 市町は、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や指定緊急避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波に対する特徴を事前に周知することとする。

(8) 日本語が不慣れな外国人への対応

県、市町は、日本語に不慣れな外国人が多数利用する施設の管理者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法を定めるよう指導することとし、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮することとする。

(9) 港湾・漁業関係者等の避難対策

県、市町は、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁業協同組合等が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等について定めるよう指導することとする。

(10) 船舶・漁船等の港外退避等

海上保安本部、県、市町等は、船舶、漁船等の港外退避等に係る措置について、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて船舶及び船舶所有者や漁業協同組合等の関係者に周知することとする。

5 避難指示の発令

(1) 避難指示の発令基準

- ① 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施することとする。
- ② 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。
- ③ 市町長は、避難指示の発令基準を定めることとする。
- ④ 指定行政機関、指定地方公共機関及び県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言することとする。

(2) 避難指示の伝達方法

- ① 市町長は、防災行政無線（同報等）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話（ひょうご防災ネット、緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ファクシミリ、津波フラッグ等避難の情報伝達手段を活用し、避難を要する地域の住民等に対して伝達を行うとともに、消防機関、自主防災組織等との連携を図り、組織的な伝達を行うこととする。
- ② 市町長は、緊急警報放送、テレビ、ラジオ放送により、避難指示の周知を図るため、原則として県を通じて、放送局に協力を要請することとする。
- ③ 市町長は、必要に応じて海上保安本部、県警察本部等関係機関にも協力を求め、迅速かつ確実な避難指示の周知に努めることとする。

(3) 避難指示の解除

避難指示の解除は、気象庁による津波注意報または津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とし、十分に安全性の確認に努めることとする。

(4) 伝達方法

避難指示の解除の伝達は、「避難指示の伝達方法」によることとする。

(5) 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に基づき、市町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要がある時は警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りの制限もしくは禁止をし、又はその区域からの退去を命ずることとする。警戒区域を設定した場合、警察官、消防吏員は危険防止その他必要な被害の予防に努めることとする。

警戒区域内での規制の方法等については、各市町の定めるところによる。

6 避難誘導

(1) 避難経路の確保

- ① 市町は、避難対象地域においてあらかじめ定めた避難経路に沿って、危険箇所の表示をするほか、状況に応じて誘導員を配置して避難経路の確保と事故防止に努めることとする。

- ② 避難開始とともに、警察官、消防吏員等により、危険防止その他必要な警戒を実施することとする。

(2) 地域住民の避難誘導

- ① 避難指示が発令されたとき、市町は、警察署の協力を得て、自主防災組織等の単位であらかじめ指定している避難場所に誘導することとする。
- ② 自主防災組織、施設管理者、事業所の自衛消防組織等は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとることとする。

(3) 船舶・漁船等の港外退避等

各船舶は、津波予報が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努めることとする。

7 避難所等の運営・安全確保

- (1) 避難所の開設は市町長がこれを決定する。ただし、応急の必要がある場合には最も迅速に対応できる者（施設管理者、自主防災組織代表者等）が避難所を開設することができる。開設に際しては、施設の安全性を目視等により応急的に確認するとともに、浸水のおそれについて確認し、また、速やかに有資格者による応急危険度判定調査を行う。
- (2) 市町は、住民の避難が必要な災害が発生したときは、直ちに福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、施設や設備の被害状況等を確認し、福祉避難所の開設を要請する。
- (3) 市町は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うこととする。
- (4) 市町は、避難後に実施する救護の内容を定めることとする。
- (5) 市町は、避難した者が避難所で自主防災組織を中心として円滑に避難所の運営ができるよう、必要な支援を実施することとする。特に、避難所への津波警報等の情報提供について配慮することとする。
- (6) 時間経過とともに、家庭動物との同行避難など避難者のニーズが多様化することから、これらの把握を的確に行い、対応するなど、運営の改善に努める。指定避難所の運営は、市町災害対策本部と連携して行う。
- (7) 市町災害対策本部は、一般電話、携帯電話等が、災害発生直後機能しない場合があることを念頭に置き、避難所との間の情報伝達手段・ルートを確認する。
- (8) 市町は、避難所での救護に当たっては、次の点に留意することとする。
- ① 市町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置
- ② 市町は、①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、必要に応じて次の措置をとることとする。
- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な事項
- (9) 市町は、避難所において、要配慮者や子育て家庭、こども・若者に対して十分な避難生活環境や安全への配慮を行うとともに、運営に女性を参画させるなど、男女双方の視点に十分配慮することとする。また、避難所等における女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性やこども等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めることとする。
- (10) 市町は、過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって

清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。

- (11) 市町は、平常時から、避難所ごとに井戸を整備するなど、地域の状況等も考慮の上、断水時の生活用水の確保方策を検討し、準備しておくこととする。
- (12) 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に努めることとする。
- (13) 市町は、避難時の熱中症対策・低体温対策として、飲用水の備蓄、空調設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮し、災害関連死防止に必要な対策について留意することとする。
- (14) 市町は、孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮することとする。

8 要配慮者の避難支援

市町は、他人の介護等を要する者等に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意することとする。

- (1) 市町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携のもと、平常時から、要配慮者に関する情報を把握するよう努めるとともに、このうち、自力での避難が困難な避難行動要支援者については名簿を整備・更新し、庁内関係課と共有する。また、本人の同意を得ることを基本に、名簿を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供する。
- (2) 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに避難支援等実施者を決めるなどの地域における支援体制を整備して個別避難計画を作成するよう努めることとする。また、本人及び避難支援等実施者の同意を得ることを基本に、計画を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供する。
- (3) 市町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて、避難行動要支援者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速的確に行うこととする。
- (4) 市町長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則としてあらかじめ定める避難支援等実施者が担当することとし、市町は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うこととする。
- (5) 避難は原則として徒歩によるものとするが、徒歩による避難が困難な要配慮者については、自動車避難に伴う危険性を考慮しつつ、自動車利用も含め、地域の実情に応じた避難方法を検討しておくこととする。
- (6) 地震が発生した場合、市町は、(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うこととする。また、社会福祉施設等が福祉避難所となっている場合にあっては、当該施設の入所者へのサービスの提供等が低下しないよう、福祉避難所担当市町職員の派遣、必要な備品の貸与、備蓄食糧の提供など必要な支援を行う。

9 地下空間の浸水対策

- (1) 県、市町は、津波浸水時における地下空間での危険性の周知・啓発を図ることとする。
- (2) 県、市町は、南海トラフ地震防災対策計画（一定の事業者が南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保等に関し作成する計画）の届出等の機会を活用して、地下街の管理者に対して、止水板の設置、化学土嚢の備蓄などの備えや、不特定多数の利用者の円滑な避難誘導策等について、助言することとする。

10 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 避難対象地域の明示
- (2) 避難場所の確保
- (3) 避難指示の発令

- (4) 避難誘導体制
- (5) 指定避難所の維持・運営
- (6) 要配慮者への避難支援
- (7) 地下空間の浸水対策
- (8) その他必要な事項

第5節 消防機関等の活動

〔実施機関：県危機管理部、市町、消防本部、消防団、水防団〕

第1 趣旨

消防機関等の活動について定める。

第2 内容

1 市町の措置

市町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置として、次の事項を重点として定めることとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (5) 救助・救急 等
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (7) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 県の措置

県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとることとする。

- (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資・資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- (3) 消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うこと
- (4) 孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動について、考慮すること
- (5) 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うこと

3 水防管理団体等の措置

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとることとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、陸閘等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

4 消防職員、消防団員、水防団員等の安全管理

市町は、津波災害対応時の消防職員、消防団員、水防団員等の安全確保に関する計画やマニュアルを作成し、次の対応を基本に安全管理を徹底することとする。

- (1) 職員・団員等も身に危険が迫れば退避する。
- (2) 津波の浸水想定区域内の活動については、「活動可能時間」を判断し、必要最低限の活動内容と退避のルールを定める。
- (3) 訓練等により出動・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努め

る。

(4) 安全管理の基本的な考え方や具体的なルール等について、事前に住民に周知し、理解を得ておく。

5 消防団の充実強化

県、市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、消防団の充実・強化に連携して取り組む。

県は、広域的な観点から、消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練・研修への支援、消防団員に対する必要な資格の取得など実践的かつ効果的な教育訓練の実施、女性及び若者等消防団員の加入促進の支援、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、消防団協力事業所表示制度・機能別消防団員制度等への市町への普及啓発等の支援を行う。

6 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 消防機関等による津波警報等の的確な収集及び伝達
- (2) 消防機関等による津波からの避難誘導
- (3) 消防機関等の土嚢等による応急浸水対策
- (4) 消防機関等による自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 消防機関等による救助・救急活動等
- (6) 津波災害対応時における消防機関等の安全管理

第6節 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

〔実施機関：県危機管理部、県企業庁、市町その他の水道事業者、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガスネットワーク(株)、(一社)兵庫県LPガス協会、NTT西日本(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社、NTTドコモビジネス(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、日本放送協会神戸放送局、(株)ラジオ関西、(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)〕

第1 趣旨

津波災害に関わる上下水道、電気、ガス、通信、放送事業者が行う措置について定める。

第2 内容

1 上下水道

水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について定めることとする。

2 電気

(1) 電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧に必要な措置を実施することとする。

(2) 県、市町は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有することとする。

3 ガス

(1) ガス事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施することとする。

(2) 大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部の行う措置

津波警報が発表され、避難指示が発令された避難対象地域に対して、津波の越波による導管被害を想定したガス供給施設の応急対策を実施することとする。

(3) 一般社団法人兵庫県LPガス協会が行う措置

① チラシの配布等による広報

消費者が講ずるべき、地震・津波への備えと、発生時の取り扱いや緊急処置方法、注意点等を記載した地震対策チラシを作成・配布することなどにより、広報を行うこととする。

② 災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定の締結

ラジオ関西と下記内容を放送する協定を締結（平成15年12月）しており、地震発生時にこれにより、消費者にガス栓の閉止を呼びかけることとする。

「〇時〇〇分ごろ、〇〇地域を震源とする震度〇〇の地震が発生しました。この地域でLPガスをお使いの皆さん、家が傾いたり、倒れたりした時、また、避難する時やガスの匂いがした時、そのほか、津波が予測される地域の方は、外に出てガス容器のバルブを閉めてください。マンションなど集合配管のお宅は、メーターの入り口にあるガス栓を閉めてください。」

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するとともに、災害用伝言ダイヤル等の安否確認後の普及に努めることとする。

(1) 電気通信事業者は、南海トラフ特措法の定めるところにより、推進地域における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

① 津波情報等の伝達経路等の設定

気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下、「津波情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人 に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。

② 地震防災応急対策

ア 安全の確保

推進地域内の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、津波情報等が確実に伝達できるよう十分留意するものとする。

イ 重要通信の確保

津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条に定めるところにより、通話の利用制限、輻輳対策のための措置をとるものとする。

③ 地震防災上必要な知識の普及

推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図るものとする。

5 放送

(1) 放送事業者は、放送が、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。

(2) 放送事業者は、県、市町その他の防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意することとする。

(3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定めることとする。

6 市町推進計画で定めるべき事項

(1) 水道事業者が行う措置

(2) 電気事業者が行う措置

(3) ガス事業者が行う措置

(4) 電気通信事業者が行う措置

(5) 放送事業者が行う措置

(6) その他必要な事項

第7節 交通対策

〔実施機関：県農林水産部、県土木部、県公安委員会、道路管理者、海上保安本部、港湾管理者、漁港管理者、鉄道等輸送機関〕

第1 趣旨

津波災害に対する道路、海上、鉄道の対策を定める。

第2 内容

1 道路

県公安委員会、道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じ、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する府県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保することとする。

2 海上

- (1) 海上保安本部は、海域監視体制の強化のほか、船舶交通の輻輳が予想される海域において必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めることとする。
- (2) 海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止することとする。
- (3) 海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保することとする。
- (4) 海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することとする。
- (5) 港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、漂流物除去等に努めることとする。
- (6) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難等、次の安全確保対策をとることとする。
- (7) 海上保安本部、県、市町は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定めることとする。

3 航空

空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の速やかな閉鎖など、安全確保対策をとることとする。

4 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の襲来により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止等の運行上の措置を講ずることとする。

5 乗客等の避難誘導等

鉄道事業者その他一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

6 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 道路の対策
- (2) 海上の対策
- (3) 航空の対策
- (4) 鉄道の対策
- (5) 乗客等の避難誘導等
- (6) その他必要な事項

第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策

〔実施機関：県総務部、県危機管理部、県病院局、県教育委員会、市町〕

第1 趣旨

県、市町が管理する公共施設等における津波避難に関わる対策について定める。

第2 内容

1 不特定多数の者が利用する施設

県、市町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。

なお、津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

【南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による防災対策計画作成義務施設】

劇場、映画館、飲食店、百貨店等店舗、旅館・ホテル、病院、図書館・博物館・美術館、公衆浴場、車両の停車場、船舶・航空機の発着場、神社・寺院・教会、駐車場、地下街、文化財として指定された建築物 等

(1) 各施設に共通する事項

① 津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

(ア) 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること

なお、海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう入場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

② 応急対策を実施する組織の確立

③ 入場者等の避難のための措置

④ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

⑤ 出火防止措置

⑥ 水、食料等の備蓄

⑦ 消防用設備の点検、整備

⑧ 非常用発電装置や蓄電池等の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

⑨ 防災訓練及び教育、広報

(2) 個別事項

① 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすもの

その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講ずることとする。

② 動物園等

危険動物の動物舎への収容等津波避難への支障の発生を防止する等の観点から所要の処置を講ずること

とし、その具体的内容、実施方法等を検討することとする。

③ 病院、療養所、診療所等

重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置を講じることとする。

④ 学校、公共職業能力開発施設、研修所等

次の措置を講じることとする。

(ア) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置（児童、生徒の保護者への引渡方法）

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

(ウ) 地域住民の避難場所となる施設については住民等の受入等

⑤ 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保及び避難誘導のための必要な措置を講じることとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 県、市町で災害対策本部又はその地方本部が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとることとする。なお、県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力することとする。

① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

② 無線通信機等通信手段の確保

③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 県は、県有施設が市町推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとることとする。

3 市町が管理・運営する事業に対する措置

市町は、直接管理・運営する水道事業、バス事業、鉄道事業等がある場合、南海トラフ特措法に基づいて民間事業者等が作成することとなっている南海トラフ地震防災対策計画に準じた計画を作成することとする。

4 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

県、市町等は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて工事の中断の措置を講ずるなど安全確保上実施すべき措置についての方針を定めることとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

5 地震発生時の緊急点検及び巡視

施設管理者は、地震発生時には津波襲来に備え、緊急点検及び巡視を実施する。ただし、従業員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

6 市町推進計画で定めるべき事項

(1) 不特定多数の者が出入りする施設に対する措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(3) 工事中の建築物等に対する措置

(4) その他必要な事項

第5章 地震防災上緊急に整備すべき 施設等に関する事項

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項

〔実施機関：県危機管理部、県農林水産部、県土木部、県企業庁、県教育委員会、市町等〕

第1 趣旨

南海トラフ地震が発生した場合の被害を最小限に軽減するための各種防災施設等の整備について定める。なお、防潮堤等津波防御施設の整備方針については、この計画の第4章第2節に定めるとおりである。

第2 内容

1 施設整備の方針

- (1) 県、市町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施することとする。
- (2) 県、市町は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震に対する防災効果を考慮することとする。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うこととする。

2 県の実施内容

県は、主な施設等の整備方針を次のとおりとし、具体的な事業計画を南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムにおいて定め、計画的に推進することとする。

(1) ライフライン・インフラ施設の耐震化推進

交通量の多い橋梁や橋長が長く落橋した場合に復旧に長期間を要する橋梁等の耐震性能を確保するための対策を実施するほか、下水道施設や水道用水供給事業における耐震化を進める。

(2) 社会基盤施設の適切な管理・長寿命化の推進

橋梁、防潮堤等の土木構造物や排水機場、水門等の機械・電気設備等について、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づく点検・補修等を計画的に進める。

(3) 土砂災害対策の推進

全県の土砂災害警戒区域・山地災害危険地区（未指定の危険箇所含む）の総点検を実施するとともに、「第4次山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、砂防えん堤等の整備、治山ダムの整備など土砂災害防止対策を着実に進める。

(4) ため池整備の推進

「兵庫県ため池防災工事等推進計画」に基づき、決壊リスクや想定される被害規模等から優先的に耐震調査を実施し、緊急性の高いものから計画的に耐震整備を進める。

(5) 緊急輸送道路等の整備

被災直後の救助・啓開活動、迅速な復旧・復興を支える緊急輸送道路等の整備を進める。

(6) 通信設備、情報システムの整備

兵庫県防災行政無線網（衛星系）を更新し、災害時の非常通信手段の安定的確保を図るほか、フェニックス防災システムの機能強化・運用を行い、災害対応の迅速化を図る。

3 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 施設整備の方針
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

第2節 建築物等の耐震化の推進

〔実施機関：県危機管理部、県まちづくり部、市町〕

第1 趣旨

庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

第2 内容

1 建築物耐震化の総合的推進

県は、令和7年度の耐震化率を住宅で97%、多数利用建築物で97%とすることなどを目標とする「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び多数利用建築物の耐震化を着実に推進する。

2 長周期地震動への対応

- (1) 県は、県内の特定行政庁と協力して、対象地域（南海トラフ沿いの巨大地震による影響が大きいと想定される地域）内の既存の超高層建築物等の所有者・管理者等に対し、長周期地震動と設計時に想定した地震動の大小の比較を行うよう促し、大きな揺れが想定される場合には安全性の再検証を行うと共に、家具の固定や制震補強などの対策を講じるよう働きかけることとする。
- (2) 県は、長周期地震動の海岸保全施設への影響を調査するため、モデルケースとして県内の数カ所において、耐震性（設計震度チェック、動的応答解析、変位、液状化、作動異常の有無等）を検討することとする。

3 その他

その他建築物の耐震性強化に関する事項は、第2編「災害予防計画」第4章「堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備」第3節「建築物等の耐震性の確保」の定めるところによる。

4 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 長周期地震動への対応
- (2) その他必要な事項

第6章 地域防災力の向上及び防災訓練 計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上

〔実施機関：県危機管理部、市町〕

第1 趣旨

住民、自主防災組織、企業等の参加・連携による地域防災力の向上のための措置について定める。

第2 内容

1 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」「室内安全」「備蓄」「避難」を主なテーマとし、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。

(1) 事前の備え

① 住まいの安全のチェック

- ・専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。
- ・家具の転倒防止などの室内安全対策を実施する。

② 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

③ 防災知識・技術の修得

人と防災未来センターや各市町の防災センターなどの施設を見学したり、救急救命訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

④ 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水は、家族構成を考えて最低でも3日間、可能な限り1週間分程度を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心がまえ

（揺れへの心得）

- ① 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
- ② あわてて外に飛び出さない。
- ③ 揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。
- ④ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。
- ⑤ ブロックベいには近づかない。
- ⑥ 靴を履いて外に出る。
- ⑦ 自動車では避難しない。（地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域は除く）

（津波への心得）

- ① 強い地震（震度4程度以上）が発生した時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ② 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があることから、できるだけ高い所に避難する。
- ④ 津波注意報が発表されたら、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑤ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ⑥ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない。

- ⑦ 津波見物は絶対にしない。
- ⑧ 海岸や河川敷からできるだけ遠くの高い所に避難する。
- ⑨ 避難指示は守り、避難所に避難する（避難所には多くの情報が集まる）。
- ⑩ 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上に避難する。

2 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第3章「県民参加による地域防災力の向上」第2節「自主防災体制の整備」に定めるところによる。

3 企業の防災活動

南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施することとする。

また、特に危険物施設の管理者等は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図ることとする。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（生命の安全確保、被災従業員への支援、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）や被災従業員への支援を含めた防災計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることとする。その具体的内容は、第2編「災害予防計画」第3章「県民参加による地域防災力の向上」第4節「企業等の地域防災活動への参画促進」に定めるところによる。

4 県、市町の措置

県、市町は、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第3章「県民参加による地域防災力の向上」に定めるところによる。

5 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 自主防災組織の育成
- (2) 企業等の地域防災活動への参画促進等
- (3) その他必要な事項

第2節 防災訓練に関する事項

〔実施機関：県危機管理部、県土木部、県教育委員会、県警察本部、市町、防災関係機関〕

第1 趣旨

推進地域における南海トラフ地震等を想定した防災訓練等の実施について定める。

第2 内容

1 県・市町・防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 県は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施することとする。
- (2) (1)の防災訓練は、年1回以上実施することとする。
- (3) 県は、市町、防災関係機関及び住民等の参加を得て総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実戦的な訓練を行うこととする。
 - ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - ② 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ③ 防潮扉等閉鎖訓練
 - ④ 警備及び交通規制訓練
 - ⑤ 要配慮者、滞留旅客等の避難誘導訓練
- (4) 県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うこととする。
- (5) 市町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実戦的な訓練を行うこととする。
 - ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - ② 要配慮者、滞留旅客等に対する情報伝達、避難誘導訓練
 - ③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ④ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県、防災関係機関に伝達する訓練
- (6) 県、市町は、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、県の手引き（「防災訓練 はじめの一步！」）などを活用し、自主防災組織等の訓練実施率の向上や、内容の高度化・実戦化に努めることとする。

2 近畿府県合同防災訓練の実施

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「関西防災・減災プラン」に基づく合同防災訓練を毎年1回実施し、防災関係機関の連携や広域防災体制の充実強化を図る。

3 学校における津波防災訓練の実施

- (1) 避難対象地域に所在する学校は、津波警報発表を想定して、鉄筋コンクリートの建物の3階以上への避難訓練等を進めることとする。
- (2) 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努めることとする。
- (3) 地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害について触れることとする。また、津波災害を想定した避難訓練を実施することとする。
- (4) 避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップのある児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮することとする。

4 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施
- (2) 学校における津波防災訓練の実施
- (3) ハザードマップの作成等住民などへの普及啓発活動
- (4) その他必要な事項

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

〔実施機関：県危機管理部、県教育委員会、県公安委員会、市町、防災上重要な施設の管理者〕

第1 趣旨

地震対策上必要な教育及び広報について定める。

第2 内容

1 住民等に対する教育及び広報

- (1) 県、市町は、域内外の居住者等が地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めることとする。
- (2) 県、市町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進することとする。
- (3) 県は、市町等と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。また、市町等に対し必要な助言を行うこととする。
- (4) 県、市町の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むこととする。
 - ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ② 南海トラフ地震臨時情報に関する知識
 - ③ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ④ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ⑤ 正確な情報入手の方法
 - ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ⑦ 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - ⑧ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ⑨ 情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持出品の備えの徹底
 - ⑩ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックベいの倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - ⑪ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (5) 県、市町は、実践的な教育・広報のために、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うこととする。
- (6) 県、市町は、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した教育を行うこととする。
- (7) 県、市町等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意することとする。
- (8) 県、市町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意することとする。

- (9) 県は、海岸利用者等県民の津波避難意識の高揚と防潮扉の閉鎖体制の徹底等を図るため、津波広報プレートを設置することとする。
- (10) 市町は、県による津波シミュレーション等をもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ津波浸水ハザードマップを作成し、地域住民等への周知に努めることとする。

2 児童生徒等に対する教育

小学校、中学校、高等学校等において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) ハザードマップの作成を保護者、地域住民と共に取り組む等、自分の家や学校、地域の様子を知ること

3 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市町が実施する研修に参加するよう努めることとする。県、市町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

4 自動車運転者に対する教育

県公安委員会等は、自動車運転免許更新時等の講習等の機会を通じ、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項について、教育等を行う。

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること
- (2) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと

5 県、市町職員等に対する教育

県、市町は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を行うこととする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものこととする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容

6 相談窓口の設置

県、市町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図ることとする。

7 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 住民に対する教育
- (2) 児童、生徒等に対する教育

- (3) 防災上重要な施設の管理者に対する教育
- (4) 市町職員に対する教育
- (5) 相談窓口の設置
- (6) その他必要な事項

(空白)

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

〔実施機関：県危機管理部、県まちづくり部、県施設所管部局、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者、市町〕

第1 趣旨

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震への対応について定める。

第2 内容

1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード7.0 以上8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50 km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

2 時間差発生等における円滑な避難の確保等

(1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について、津波警報・注意報発表時の伝達系統に準じて実施することとする。

（→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第3章「地震発生時の応急対策等」第1節「地震発生時の応急対策」及び「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第3節「津波に関する情報の伝達等」の項を参照）

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、兵庫県災害対策連絡会議設置要綱に基づく地震災害対策連絡会議の開催時に準じた災害連絡体制を確保し、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うこととする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

① 防災組織の設置

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部を設置することとする。

(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2章「災害対策本部の設置等」第1節「災害対策本部等の設置」の項を参照)

市町その他の防災関係機関における防災組織については、各機関が定めるところによる。

② 災害応急対策をとるべき期間等

県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

③ 県、市町のとるべき措置

県、市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、後発地震に対しての警戒、津波警報等発表時の速やかな避難について周知するとともに、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

④ 消防機関等の活動

市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置を定めるものとする。

県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置をとることとする。

(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第5節「消防機関等の活動」の項を参照)

⑤ 県警察本部の活動

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとることとする。

(ア) 正確な情報の収集及び伝達

(イ) 不法事案等の予防及び取締り

(ウ) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

⑥ 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

県、市町は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第6節「食料・飲料水及び物資の供給」第2款「応急給水の実施」の項を参照)

その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても必要な体制を確保するものとする。

(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第6節「水道、電気、ガス、通信、放送関係」の項を参照)

⑦ 交通対策

県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

その他交通対策に関わる防災関係機関は、津波災害に備えて必要な対策を講じるものとする。

(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第7節「交通対策」の項を参照)

⑧ 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策

県、市町は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じるものとする。

(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第8節「県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策」の項を参照)

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

① 対策会議の開催

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、兵庫県災害対策連絡会議設置要綱に基づく地震災害対策連絡会議を開催することとする。

② 災害応急対策をとるべき期間等

県、市町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

③ 県、市町のとるべき措置

県、市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に對し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、県、市町が管理又は運営する施設等について、点検等を行うこととする。

（→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第8節「県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策」の項を参照）

④ 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策

県、市町は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じるものとする。（→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第8節「県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策」の項を参照）

3 市町推進計画で定めるべき事項

- (1) 南海トラフ沿いにおける地震が連続発生する場合への対応
- (2) その他必要な事項

（参考）東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応

大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震にかかる警戒宣言については、平成29年度からの「南海トラフ地震臨時情報」の運用開始に伴い発表されないこととなっているが、今後の科学的知見の蓄積により発令される場合もあるため、対応について定める。

1 情報の入手・伝達

- (1) 県は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれておらず、警戒宣言等の情報伝達について国の機関からの特に定められた経路はないため、情報の入手・伝達は次により実施することとする。
 - ① テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手
 - ② 神戸地方気象台からの情報の入手
- (2) 県は、警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ各市町に伝達することとする。（その場合の伝達経路は、気象予警報の伝達システムの一部を利用する）
- (3) 市町は、警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ一般住民等に広報することとする。

2 地震発生までの対応措置

(1) 県

- ① 県は、東海地震注意情報の段階では平常勤務体制で対処するが、本庁各部（局・課・室）長及び各地方機関の長は、勤務時間外についても警戒宣言に対処できるよう体制を整えておくこととする。

② 県は、警戒宣言が発せられ、兵庫県の地域において災害応急対策に備えるため必要があると認められるときは、次の措置をとることとする。

ア 災害警戒本部又は災害対策本部の設置

イ 災害警戒地方本部又は災害対策地方本部の設置検討

ウ 次の事項にかかる準備、点検

(ア) 出張事務等の制限

(イ) 庁内における火器使用の制限、危険物品等の整理、庁用車の使用制限

(ウ) 食料・飲料水の確保点検

(エ) 地すべり等危険地域、道路・港湾・海岸施設等の巡回点検

(オ) 地震に伴う被害が発生した場合に備え、職員の参集・各種応急対策実施に対する体制の整備

(カ) 各関係機関からの情報収集

(交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育機関の対応等)

(キ) 地震発生に備えた広報の実施

(ク) 住民等のとるべき措置、各関係機関からの情報等についての広報

(2) 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

その他防災関係機関は、大規模な地震が発生した場合に備え、防災業務計画等にあらかじめ対応措置を定めることとする。